核軍縮と非核自治体●2000

●核軍縮キーワード（99.1～00.5）
●非核自治体への提案

監修●梅林宏道／前田哲男

発行●NPO法人 ピースデポ

発刊にあたって

「核軍縮と非核自治体●2000」は、1998年に始まったシリーズの第3弾になります。2000年という区切りの年を刻む版でもあります。このシリーズは、ピースデポ発行の核軍縮イア・ブックとして定着して来ました。さまざまな場面で、座右の書として活用していただいているのを知る機会があって、編集委員一同、励まされるとともに、感謝しています。

今版は、おおむね1999年1月から2000年5月までの世界の核軍縮の歩みや核兵器に関する新しい動向を、分かりやすく、キーワードを中心に解説しています。市民活動や非核自治体の活動に役立つことを念頭に置きながら編集しています。核兵器廃絶の目標は、情報を得た多様な市民の行動ぬきには達成できないと思われるからです。

2000年4月～5月に開催された、核不拡散条約（NPT）再検討会議は、本書のカバーすべき期間の最後の時期に行われた、核軍縮にとって極めて重要な会議でした。ピースデポは、一つのNGOとしてニューヨークの会議に直接参加し、小さいながらも可能な関わりをしました。この会議で作り出された最終文書、各国の提出文書や演説、NGOの提出した膨大な出版物のいずれをとっても、今後の核軍縮の動向を知るうえで貴重な資料です。編集作業のうえでは時間的に厳しい選択を迫られましたが、本書では特別に章を設けて、NPT再検討会議の経過と結果についての解説を加えました。

核兵器廃絶の課題は、21世紀に積み残されることになりました。編集をしながらあらためて実感しましたが、国際情勢は次々と新しい景色を作り出します。直接には核兵器と関係のないできごとが、この景色をすっかり変えてしまいます。悪い例ではNATO（北大西洋条約機構）のユーゴスラビア空爆がそうでした。好い例では朝鮮半島の南北首脳会談が、そのようなものになるかも知れません。昨年版に登場したキーワード「新アジェンダ連合」は、今年は核軍縮の情勢を牽引した最先端の役割を果たしました。今版では「ミサイル防衛」が、深刻な影を投げかけているキーワードです。

本書の背景には、毎月2回（1日と15日）というハイペースで定期発行を続けている『核兵器・核実験モニター』があります。それは、関心のある市民が、情勢を把握したり着想を得るのに役立つよう、国際性のある情報を迅速に提供する出版物として、ピースデポの中心的事業として続いています。そこで蓄積されている膨大なデータが、本書の基礎資料として役立っています。

また、本書では多くの新しい方々の、執筆や整理の協力をえることができました。ここで一々の内容を挙げませんが、皆さんに心からお礼を申し上げます。皆さんの協力なしには、本書は実現できませんでした。巻末に、協力いただいた皆さんのお名前を掲げました。

この冊子が、核兵器廃絶に向かって新しい智恵を生み出す一助となれば、私たちにとってこのうえない喜びです。

2000年6月　「核軍縮と非核自治体●2000」編集委員会
代表　梅林宏道

ごあいさつ

「核軍縮と非核自治体●２０００」発行に寄せて

この度、「核軍縮と非核自治体●２０００」の発行にあたりまして、日本非核宣言自治体協議会を代表して、貴団体の非核・平和のための日頃のご努力に心から敬意を表します。

日本非核宣言自治体協議会は、１９８４年、会員数１９自治体の参加により設立した自治体のネットワークで、現在、２９５自治体が加盟しており、核兵器廃絶に向けた取り組みを行っています。

戦争が起これば、真っ先に攻撃を受けるのは都市であり、犠牲となるのはそこに住む市民です。このことは、広島、長崎の原爆被爆はもちろん、何度も繰り返されてきた戦争や地域紛争における被害をみれば、明らかです。

広島と長崎に投下された原爆では、２１万人余の人々が即死し、あるいは数か月のうちに亡くなっています。また、原爆の悲劇は５５年後の今日でも、広島と長崎のおよそ３０万人の被爆者が、命を脅かされ、原爆後障害で苦しんでいます。核兵器は、生活も環境も人生も奪う恐ろしい兵器です。

しかし、１９９８年５月、インドとパキスタンが相次いで核実験を実施し、アメリカ合衆国は上院においてＣＴＢＴ批准決議を否決し、しかも、ＣＴＢＴに違反しないとの理由で臨界前核実験を１１回実施し、ロシア連邦と共に、更にその継続を表明するなど、世界の情勢は未だに安心できる状況ではありません。

このような中、先般、核不拡散条約（ＮＰＴ）再検討会議が開催され、国際情勢の中でも優位を保ちたい核保有国の主張を押さえ、新アジェンダ連合（ＮＡＣ）や今回初めて本会議への参加を認められた非政府組織（ＮＧＯ）の熱い発言が、核保有国に対して核兵器廃絶の「明確な約束」を認めさせる結果を生んだことは、大きな成果であると考えます。

今、２０世紀はまさに終わろうとし、２１世紀を迎えようとしています。２１世紀を核兵器のない世紀とし、平和に生きることのできる世界をつくるために、反核・平和活動の輪が広がることを願います。

平成12年5月26日

日本非核宣言自治体協議会
会
長崎市長　伊藤一

目次

発刊にあたって　編集委員会代表　梅林宏道 …… 1

ごあいさつ　日本非核宣言自治体協議会会長　伊藤一長 …… 2

第1章　核軍縮:1999の概観 …… 7
1. 核軍縮概観 1999年1月～2000年5月　8
2. 核軍縮年表 1999年1月～2000年5月　12

第2章「究極的核廃絶」から「完全廃棄の明確な約束」へ …… 19
──核不拡散条約(NPT)2000年再検討会議──
1. NPT再検討会議とは　20
2. 第3回NPT準備委員会　24
3. 審議経過　25
4. NGOのとり組み　34
5. 評価　36

第3章　核軍縮:1999のキーワード …… 43

A.外交交渉における課題
1. 東京フォーラム報告　44
2. 米ミサイル防衛の暗い影　45
3. 新アジェンダ連合の活躍　46
4. 包括的核実験禁止条約(CTBT)の現状　47
5. 第2次戦略兵器削減条約(STARTⅡ):ロシアが批准　48
6. 国際的非核地帯:中央アジアで交渉進展　49
7. 国連第一委員会の論争　50
8. 機能麻痺のジュネーブ軍縮会議(CD)　51
9. FMCT(カットオフ条約)交渉の停滞　52
10. 国連ミレニアム報告　53
11. NATO核兵器政策、見直しつづく　54
12. 印パ・ラホール合意　55

B.各国の核兵器政策
1. 各国の核兵器の現状　56
2. ロシアに新「安全保障概念」:深まる対米不信　58
3. インドの核ドクトリン　59
4. 米上院のCTBT批准否決　60
5. 米国の「備蓄兵器管理プログラム」と新型核実験　61
6. 米ロの未臨界核実験つづく　62
7. 核兵器工場でがん多発　63
8. ニュージーランド労働党政権と新アジェンダ連合　64
9. カナダの対NATO政策　65
10. イスラエルにおける核政策論議　66

C. 日本政府の核兵器政策

1. 「東京フォーラム」と日本政府 *67*
2. 新アジェンダ連合と日本 *68*
3. 民主党の核兵器政策の登場 *69*
4. 日米CTBT検証作業部会 *70*
5. 日本の核兵器政策：対米融和と「核の傘」 *71*
6. 「究極的核廃絶」にミサイル防衛の影 *72*
7. 戦域ミサイル防衛（TMD）と日本 *73*
8. 「核兵器持ち込み密約」 *74*
9. 米空母の核付き母港 *75*
10. 沖縄、父島、硫黄島に核貯蔵 *76*
11. 周辺事態法と事前協議 *77*
12. 国連軍縮京都会議 *78*

D. 非核自治体とNGO（非政府組織）

1. ハーグ平和アピール市民会議 *79*
2. 長崎市の挑戦：NGO国際会議 *80*
3. 核兵器廃絶2000年キャンペーン *81*
4. 中堅国家構想のNGO外交 *82*
5. 東京フォーラムとNGO *83*
6. 節目を迎えた「アボリション2000」 *84*
7. 米国バーモント州などでの草の根運動 *85*
8. 「アボリション2000」を支持する世界の非核自治体 *86*
9. 日本の非核宣言自治体 *87*
10. 高知県の非核港湾化の試み *88*
11. 非核港湾、全国の動き *89*
12. 世界平和連帯都市市長会議 *90*
13. 日本非核宣言自治体協議会 *91*

第4章　提案――市民と自治体のために *93*

資料 *99*

1. 国際司法裁判所（ICJ）勧告的意見・抜粋（96年7月） *100*
2. キャンベラ委員会報告書・要旨（96年8月） *101*
3. 東京フォーラム主要勧告（99年7月） *105*
4. 「核不拡散・核軍縮に関する東京フォーラム」参加者リスト *108*
5. 非同盟28カ国提案「核兵器廃絶に向けての行動計画」（96年8月） *109*
6. 新アジェンダ連合・声明（98年6月） *111*
7. 第3回NPT再検討会議準備委員会における新アジェンダ声明（99年5月） *113*
8. NPT再検討会議における新アジェンダ連合の作業文書（00年4月） *116*
9. NPT再検討会議におけるP5声明（00年5月） *118*
10. NPT再検討会議P5声明への新アジェンダの反論（00年5月） *121*
11. NPT再検討会議P5声明への非同盟運動の反論（00年5月） *122*
12. NPT再検討会議における山本一太外務政務次官の演説（00年4月） *123*
13. NPT再検討会議における日本の作業文書（00年4月） *126*

14. NPT再検討会議最終文書・抜粋（00年5月） *128*
15. NPT再検討会議結果についての河野洋平外務大臣談話（00年5月） *129*
16. 第54回国連総会における新アジェンダ決議（99年12月） *130*
17. 第54回国連総会におけるICJフォローアップ決議（マレーシア決議）（99年12月） *133*
18. 第54回国連総会における究極的核廃絶決議（日本決議）（99年12月） *134*
19. 第54回国連総会本会議での投票結果（98年12月） *136*
20. アナン国連事務総長のミレニアム報告（抜粋）（00年4月） *137*
21. CTBT発効に必要な44カ国の批准状況（00年5月） *138*
22. CTBTに対する米国の保障措置（95年10月） *139*
23. シャノン報告（95年3月） *140*
24. カナダ議会の勧告と政府回答（99年4月） *141*
25. 英戦略国防見直し（SDR）・第4章（98年7月） *150*
26. NATOにおける核政策見直し（99年4月、12月） *153*
27. ロシアの新安全保障概念・抜粋（00年1月） *154*
28. ロシアの軍事ドクトリン（00年4月） *156*
29. ラホール宣言とラホール了解覚書（00年2月） *157*
30. インドの核兵器ドクトリン草案（99年8月） *159*
31. モンゴルの非核地位に関する国連総会決議（98年12月） *162*
32. 日米軍備管理・軍縮・不拡散・検証委員会（00年3月） *163*
33. 民主党の核政策（00年4月） *164*
34. 海外配備された米核兵器・国別リスト（51年～77年） *168*
35. 「新アジェンダ決議」日本棄権の理由（98年11月、99年11月） *169*
36. 高知県港湾非核化に関する資料（97年12月～99年3月） *171*
37. 「公正な世界秩序のための10の基本原則」（99年5月） *174*
38. 2000人アピール（00年1月） *175*
39. 「アボリション2000」声明（95年4月） *176*
40. モオレア宣言（97年1月） *177*
41. 「アボリション2000」ミレニアム声明（99年12月） *178*
42. 米バーモント州決議関連資料（99年3～4月） *180*
43. 「アボリション2000」の自治体宣言、米サンタバーバラ市（97年3月） *181*
44. 核兵器禁止条約の2000年までの締結を求めている世界の自治体リスト（00年5月） *182*
45. 広島市・長崎市の1999平和宣言（99年8月） *184*
46. NPT再検討会議における長崎市長演説（00年5月） *186*
47. 日本の非核宣言自治体の活動と事業 *188*
48. 核兵器関連年表（45年～99年） *192*
49. 2000年版に掲載されていない旧版の資料一覧 *193*

第1章
核軍縮:1999の概観

1. 核軍縮概観1999.1〜2000.5

ミサイル防衛の厄災

本書がカバーする期間が、1999年末で区切られていたならば、景色はずっとちがって見えたであろう。そのとき、米国の上院による包括的核実験禁止条約(CTBT)批准の拒否(10月13日)※と弾道ミサイル防衛(BMD)計画推進の暗雲が空を覆っていた。しかし、2000年5月末までのあいだに、険しい風景は少し和らいだ。ロシアのプーチン大統領のイニシャチブ(その評価は慎重でなければならないが)によって、状況の改善の余地が姿を見せたからである。そして何よりも、核不拡散条約(NPT)再検討会議(2000年4月24日〜5月19日、ニューヨーク)が予想外の成果を挙げたことによって、状況は好い方向に底上げされた。核兵器をもたない圧倒的多数の国と一般市民が、地球の主たる住民であるという感覚が会議のなかで回復され、核兵器の行方を左右する要素として暗黙の力を発揮した。

※キーワード「CTBTの現状」(47ページ)参照。

少し和らいだ景色のなかで、いまや暗雲の根源が何であるのかが、誰の目にも明らかになった。つまり、米国の独善的な安保政策と防衛産業育成政策の産物といえるBMD、とりわけ国土ミサイル防衛(NMD)計画が、核軍縮の行方を阻む元凶として姿を表した※。NMDは、冷戦時代の米ロ間の核バランスの欠かせぬ柱であった対弾道ミサイルシステム制限条約(ABM条約)の破棄ないしは修正なしには実現できない。レーガン政権が進めようとして挫折した、スターウォー計画の復活であった。

※キーワード「米ミサイル防衛の暗い影」(45ページ)参照。

これに対してロシア議会は、2000年4月14日、第二次戦略兵器削減条約(STARTⅡ)の批准にあたって厳しい条件をつけた。1997年9月に調印されたABM条約とBMDに関する一連の合意※が、米上院によって承認され批准されるまでは、ロシア政府はSTARTⅡの批准書の交換をしてはならないというのである。そのABM条約に関する1997年合意こそ、米上院がCTBT批准を拒否する政治力学を生んだ国際取り決めであり、上院がNMD配備の障害としてうち破ろうとしているものである。したがって、STARTⅡの発効は、待望のロシアの批准が達成されながらも、発効のためにはNMDの雲が晴れなければ先へ進めない状況になった。この状況が、ひいては核軍縮全体の歩みを止める要因であることは、言うまでもない。

※45ページの注参照。

NMDが、中国の核軍縮に及ぼす悪影響も甚大である。中国が保有する中国大陸から北米にとどく大陸間弾道ミサイル(ICBM)は、単弾頭ミサイル20基に過ぎないとされるなかで、中国はNMDに打ち勝つ核兵器能力を確保するために、多弾頭ミサイルの開発と長射程ICBMの量産をしなければならないであろう。冷戦時代のバランスを縮小均衡にもってゆこうとする、それ自身歯がゆいほど遅々とした核軍縮の歩みが、核軍拡へと後方ギアに切り替えられる危険に直面しているのである。

99年にはさらにもう一つ、今後長期にわたって国際関係に悪影響を生む事件が発生した。3月24日に始まったNATOによるユーゴスラビア空爆である。この国連決議を経ないで強行された軍事介入の先例は、チェチェン問題をかかえるロシアのみならず、台湾や他の内政問題をかかえる中国にも、近年にない対米不信と緊張をもたらした。ロシアでは、新しい「安全保障概念」(2000年1月10日)と、それに基づく「軍事ドクトリン」(同年4月21日)が発効したが、それは核兵器依存を強め、深まる対米不信を反映したものとなった。※

※キーワード「ロシアに新「安全保障概念」:深まる対米不信」(58ページ)参照。

「新アジェンダ連合」の影響力拡大

いっぽうで該当期間で特筆すべき希望の側面は、ブラジル、エジプト、アイルランド、メキシコ、ニュージーランド、南アフリカ、スウェーデンの7カ国よりなる、いわゆる「新アジェンダ連合(NAC)」の影響力の拡大である。NACは98年6月9日に発足して以来、多くの非核兵器国や国際世論の信頼を集めるのに成功した。5つの核兵器国とインド、パキスタン、イスラエルに対して、核兵器の早期・完全廃棄の明確な約束と、約束を行動で示すための交渉の迅速な開始を求めるというNACの基本要求は、1999年秋の国連総会、NPT第3回準備委員会(99年5月10日〜21日)で繰り返し表明され、浸透した。国連総会決議に対する投票結果そのものについては、98年と比較して大きな変化はなかった。しかし、カナダ、日本などいくつかの国においては、投票態度の決定に98年以上に真剣な検討が行われた。※

※キーワード「国連第一委員会の論争」(50ページ)、「新アジェンダ連合と日本」(68ページ)参照。

その蓄積が、2000年4〜5月のNPT再検討会議において一定の実を結ぶことになった。NACは会議冒頭にいち早く作業文書を提出し、交渉のリーダーシップを握った。核兵器国は、ノルウェーを仲介に立ててNACと交渉することを選び、その作業文書を中心に今後の核軍縮措置について協議した。その結果、NAC作業文書に含まれていたいくつかの重要な質的前進を画する項目が、再検討会議全体の最終文書に残ることになった。とりわけ、NAC作業文書主文1に述べられた「核兵器国は、保有核兵器の完全廃棄を達成するという明確な約束を行う」という文言が、最終報告に残ったことは大きな意味があった。これまで「核兵器廃絶を究極的な目標として」核兵器削減の「体系的かつ前進的な努力を」追求すると表現されていたNPTの合意水準が、「完全廃棄の明確な約束」へと明文化されたのである。NPT再検討会議の経過や評価については、第2章に詳述する。

もう一つ注目すべきこの期間のプラス現象は、北大西洋条約機構(NATO)における核兵器政策見直しの継続である。99年4月24日にワシントンで開かれたNATO50周年サミットは、核兵器を「不可欠」と、従来の核兵器依存政策の継続を確認する新「戦略概念」を採択したが、いっぽうでコミニュケのなかで「核兵器政策の見直し」を始めることを発表した。この作業は12月15日、ブリュッセルで開かれたNATO理事会閣僚会議で「上級政治委員会」に託され、2000年12月までの報告書作成が命じられた。カナダ、ドイツ、ノルウェーなどが、見直しに積極的な働きをしている。

日本の核軍縮外交に転機

日本政府の呼びかけによって98年に始まった「核不拡散・核軍縮に関する東京フォーラム」は、99年7月25日、最終報告書※を提出して終了した。報告内容はいくつかの積極的な内容が含まれていたが、被爆国である日本政府が核軍縮に向かって果たすべき役割について、客観的な勧告がなされなかった点において、日本の世論からは失望の声が多く出された。それは、「核の傘」政策と核軍縮の関係についての検討や、東北アジア非核地帯設立の意義、戦域ミサイル防衛を含めたミサイル防衛の是非など、日本で開催される以上、踏み込んだ議論が期待された事項が、まったくゼロか、不十分にしか取り上げられなかったことと重なって、東京フォーラムの客観的な影響力を制約する結果を招いたと思われる。また、NPT再検討会議は、東京フォーラムの勧告を活用する好機であったが、その機会も含めて、日本政府が東京フォーラム勧告を活かす努力をしたとは言えない。

※キーワード「東京フォーラム報告」(44ページ)参照。

NPT再検討会議の結果、日本政府は核軍縮外交の根本的な見直しを迫られることになった。「究極的な核兵器廃絶」という、1994年の日本政府提案の国連決議から端を発した文言が暗に攻撃され、それを超える内容が最終文書で確認されたからである。日本政府は、もはや2000年の国連総会において「究極的廃絶」決議(日本決議)をくり返し提出することはできないであろう。では、どうのような内容の決議案を提案するのか。真剣な検討を必要としている。

NGOと同志国家の連携

99年5月11日～15日の「ハーグ平和アピール市民会議」は、歴史に残る大きな非政府組織(NGO)の会議となった。そこで提起された諸問題は、21世紀のNGOの課題「戦争の非合法化」へと収斂してゆくものである。※もちろん、そのなかには優先課題の一つとして核兵器の廃絶がある。

※キーワード「ハーグ平和アピール市民会議」(79ページ)参照。

NPT再検討会議とそれに至る過程のなかで、「アボリション2000」「中堅国家構想(MPI)」「平和と自由のための国際婦人連盟(WILPF)」「アクロニム研究所」などのNGOが、ひき続いてそれぞれ特色のある活動を活発に行った。共通して言えることは、NACの登場によって、NGOと政府レベルの活動の連携がいっそう深まりつつあることであろう。その意味では、同志国家とNGOとの新しい段階の協力を可能にする信頼関係の素地が徐々に育っていると考えることができる。

日本でも政府呼びかけの「核不拡散・核軍縮に関する東京フォーラム」を契機に、市民団体と外務省との対話が始まり、より有効な対話の道を探るための経験が積み重ねられている。その反面、日本では国会議員の核軍縮への活動が低下していることが、欧米諸国と比較して顕著であった。NPT再検討会議を前にして、ドイツ、オランダ、カナダ、オーストラリア、ニュージーランドで議会決議があげられたにもかかわらず、日本ではそれが行われなかった。民主党が初めて核兵器政策を発表した(2000年4月18日)※が、具体的な核軍縮のテーマについて、国会内外で政策論争が始まるための一つの条件が生まれたと言える。同時に、政策の違いが見えることによって、逆に核軍縮のための超党派の議員連盟の必要性が、新しい意味と内容で再確認されることになる。

※キーワード「民主党の核兵器政策の登場」(69ページ)参照。

この点に関して、MPIと「地球的行動のための議員連盟(PGA)」が、共同で「核軍縮議員ネットワーク(PNND)」という議員の国際的ネットワークを立ち上げたことに注目したい。その共通項は、「新アジェンダ連合」の活動を、議会活動を通して支援することである。

国際的なNGOの活躍は、日本にも具体的なアクションを呼び起こした。ハーグ平和アピール市民会議の開催や国際司法裁判所の勧告的意見を引き出したNGOの活動に直に触れた長崎市長が、核兵器廃絶におけるNGOの役割を重視して、NGOを主役とする核兵器廃絶の国際会議を長崎で開催することを提案した※。2000年11月17日～20日に開催される「核兵器廃絶―地球市民集会ナガサキ」は、国際的にも大きな意味をもつであろう。

※キーワード「長崎市の挑戦:NGO国際会議」(80ページ)参照。

(梅林宏道)

2. 核軍縮年表　1999年1月～2000年5月

軍備と軍縮

1999年

1月2日　豪政府が60年代末に核武装検討との機密文書公開。

11日　**沖縄への非常時核兵器持ち込み密約が米国家安全保障局（NSA）にあることが判明（朝日新聞調査）→14日・高村外相、朝日報道を否定。**

16－24日　地下施設建設疑惑をめぐる第3次米朝高官協議（ジュネーヴ）。

20日　米DOD長官、TMD配備を2007年に前倒し発表。NMDは配備目標を2003年から2005年に。

21日　米大統領、NMD配備を可能にするため、ロシア大統領にABM条約の見直しを求める親書。→22日・ロシア外相、見直しの意思なしとのべる。

21日　中国外務省、米のTMD構想を「時代に逆行/戦略バランスに悪影響」と批判。

25－26日　米ロ外相会談（モスクワ）。ABM条約見直し、合意に至らず。

2月1日　UNSCOMがイラクのICBM・化学兵器・生物兵器の極秘開発について報告書。

2日　米国防報告、北朝鮮の弾道ミサイル開発に関する「重大な懸念」を表明。TMD、NMDの早期開発推進の方針。

6日　独外相「安全保障に関する国際会議」（ミュンヘン）でNATOに提唱していた核先制不使用を先送り。

9日　**米、ネバダ核実験場で6回目の未臨界核実験「クラリネット」。**

20－21日　**印パ首脳会談（ラホール）、核戦争防止の信頼醸成措置などの「ラホール宣言」「ラホール了解覚書」。**

27日　北朝鮮の地下核施設建設疑惑をめぐる米朝協議始まる。

3月1日　**対人地雷禁止オタワ条約発効→5月・第一回締約国会議（マプト）。**

3日　野呂田防衛庁長官、相手攻撃着手が明白な場合、日本の先制攻撃は憲法上可能と新見解→3日・「先制攻撃は憲法上認められない」との政府見解。

12－16日　**第4次米朝協議。米国の食糧援助と北朝鮮地下施設への立入調査で合意。**

15日　米国防総省、大気圏の下層で相手のミサイルを撃ち落とすTMDのPAC3迎撃実験に成功と発表。

17日　米上院、NMD法案可決。→5月20日下院可決。→7月23日大統領署名。

24日　**NATO、コソボ紛争でユーゴスラビア空爆開始→6月9日停止。**

その他の事項（国内を含む）

1999年

1月1日　高知県知事「非核神戸方式」めざす条例改正に意欲。

1月19－22日　朝鮮半島「緊張緩和」「平和体制構築」4者会談、原則的やりとりに終始。

2月23日　高知県、外務省に、県内に入港する外国軍艦に非核証明を求める港湾条例要綱を県議会に提出→3月11日・県議会継続審議、廃案に。

25日　函館市議会に「非核・平和行政の推進に関する条例」案議員提案→3月3日採決見送り、議員の任期満了により廃案に。

3月1日　苫小牧市長、「非核神戸方式」準用して艦船に非核証明書の提出を求める方針。

12日　**東欧3ヶ国（チェコ、ポーランド、ハンガリー）がNATOに正式加盟。**

17日　ロシア外務次官、平壌で北朝鮮との「友好善隣協力条約」に仮調印。

18日　川崎運輸相、非核証明書を提出しない理由で自治体が外国艦船を拒否すれば港湾法で行為の停止や変更命令を出す方針。

23日　不審船に自衛艦が警告射撃、海上自衛隊初の「海上警備行動」発動。

軍備と軍縮

28日　ロシア原子力省、今年も未臨界核実験予定を表明。実施時期や回数には触れず。

29日　米TMDの主要兵器、THAAD迎撃実験失敗。6回目の失敗。

29－30日　米朝ミサイル協議。北朝鮮側「ミサイル輸出中止には補償」「ミサイルの開発、配備は自主権」主張。米側、テポドン再発射には食糧支援の中断など警告。

4月8日　NYT、中国が1995年に米の中性子爆弾機密情報スパイ疑惑と報道。→21日・CIA、中国の核技術スパイ疑惑の報告書をホワイトハウスと議会に提出。→28日・DOE長官、中国の核スパイ疑惑を認める。中国外務省は強く否定。

8日　米ローレンス・リバモア国立研究所、英科学誌ネーチャーに卓上サイズのレーザー装置で重水素を核融合に成功と発表。

9－10日　核不拡散・核軍縮に関する第3回東京フォーラム（ニューヨーク）。

11日　**インド、中距離弾道ミサイル「アグニII」、16日・地対空ミサイル「トリシュル」発射実験。**

14日　**パキスタン、新型戦略ミサイル「ガウリII」、15日・新型短距離ミサイル「シャヒーン」の発射実験。**

15日　国連安保理、印パのミサイル実験について「憂慮の念」、「最大限の自制」を求める声明。国連事務総長、一連の印パの実験に国際的なミサイル規制条約の必要を強調。

16日　中国外務省、TMD構想に反対するロシアとの共同コミュニケ発表。

19日　韓国国防省、10日に地対地ミサイル試射と発表。米国は抗議。→21日・韓国側、射程300キロのミサイル保有に米も原則的に同意と主張。韓国は射程180キロ以下とした了解覚書見直し要求中。

19日　**カナダ下院外交貿易常設委の核政策勧告に政府回答。**

23－24日　**NATO 50周年サミット、「新戦略概念」「21世紀のための同盟」。**

25日　日米韓政策協議、3国の「調整・監督グループ」（準閣僚級）新設で合意。

29日　米国防総省、TMD報告書を連邦議会に提出。日本防衛はイージス艦1隻で全土防衛可能と分析。

29日　**ロシア大統領、戦術核拡充をすすめる大統領令に署名。**

5月7日　94年の米朝枠組み合意付属覚書の全文明らかに。黒鉛減速炉の開発放棄、IAEAの求める核査察の全面的履行などが明示。

7日　米上院の情報特別委、中国が96年までの米製衛星の打ち上げ技術・情報を利用しミサイル性能向上を図った、と報告書発表。→25日・米下院特別委、中国の核技術スパイ疑惑報告書公表。→27日・米上院、機密情報管理や軍事技術輸出管理強化の法可決。→31日・中国政府、報告書を

その他の事項（国内を含む）

4月17日　インド人民党バシバイ政権崩壊。→26日・下院解散。→総選挙（9－10月）→第3バシバイ政権（10月13日）。

5月3日　政府、KEDOへの10億ドルの資金供与協定署名。→6月3日・国会承認。

軍備と軍縮	その他の事項（国内を含む）
「中国民族を侮辱するもの」と強く批判。	6月8日　スコットランドの英原泉原潜ミサイル施設に反核メンバー3人が侵入、施設を破壊。→10月21日・治安判判事裁判所、反核行動に無罪判決。
10—21日　**NPT再検討会議第3回準備委員会**（ニューヨーク）。	11—15日　**ハーグ平和市民会議。「基本原則」「ハーグ・アジェンダ」採択。**
17日　政府の米核搭載艦寄港の容認示す公文書が見つかる。→21日・高村外相、核持ち込みに関する日米間の口頭了承はなかったと強調。	
20—24日　米調査団、北朝鮮の地下核疑惑施設視察、北朝鮮の「十分な協力」を評価。→27日・国務省、核疑惑を立証する証拠はなかったと声明。	
25—28日　ペリー北朝鮮政策調整官訪朝、ミサイル発射中止要求など「包括的アプローチ」案。朝鮮中央通信、米が枠組み合意順守を、北朝鮮は敵視政策撤回を要求と示唆。	24日　**ガイドライン関連法、参院本会議で可決、成立。**
6月7日　韓国と中国、初の軍縮・不拡散協議。中側はTMD構想に憂慮、韓側は実効性が低いとして不参加再確認。	
9日　**ユーゴ軍のコソボ撤退合意にともない、NATOユーゴ空爆停止。**→10日・安保理、コソボ暫定統治機構設置決議。ロシア軍・NATO軍コソボ進駐。	
10日　米陸軍TMD計画の主要兵器のTHAADミサイルの迎撃実験に初成功。過去6回の実験は全て失敗→8月2日再実験成功。	
16日　日米政府、7月中にTMD構想の上層用海上発射のNTWDシステムの共同技術研究の了解覚書を調印に基本的合意。	
18—20日　ケルン・サミット（第25回主要国首脳会議）G8宣言で兵器級核分裂物質の管理、北朝鮮のミサイル発射への憂慮、コソボ復興支援など。	
20日　米ロ首脳会談。START Ⅲの予備協議とABM制限条約の修正の話し合い開始で合意。	
23—24日　米朝高官会議。米、北朝鮮に弾道ミサイル再発射実験自粛再要求。	
7月2日　金大中大統領訪米。米韓首脳会談、北朝鮮のテポドン発射阻止に協力。発射強行には共同対処。	
13日　**オーストリア議会、原発建設や核兵器持ち込みなどの禁止を憲法に明記承認。**	
15日　中国、米核技術スパイ疑惑に反発、中性子爆弾・核兵器小型化技術保有と発表。	
19日　**米ノーチラス研究所、1960—70年代、在日基地が米核戦略拠点に指定されていたことが米軍内部資料から明らかに。**	
20日　2002年度導入目指す情報収集衛星開発計画「事前評価報告書」の内容が判明。約637億円を2000年度予算の概算要求。	
23—25日　**第4回東京フォーラム、最終報告書「核の危険に直面して——21世紀への行動計画」**米ロの戦略核1000まで削減、朝鮮半島非核化など提言。	
26日　**第6回ASEAN地域フォーラム**（ARF・シンガポール）。	
27日　中国外相、東南アジア非核地帯条約付属議定書調印に原則同意。→28日・インド 外相も調印方針表明。ロシアも条件付で署名を検討する意向。	
27日　日米韓外相会談。北朝鮮を警告する共同声明。制裁措置や定期的な協議確認。	

軍備と軍縮	その他の事項（国内を含む）
30日　日中政府、日本の遺棄化学兵器廃棄処理の基本的枠組覚書に調印。	
8月1日　**1963年に外相が米大使に「核搭載艦の寄航・通過は核持ち込みに当たらず」と述べていたことが明らかに**（米国立公文書館）。→2日外務省、米との核密約はないとの政府見解に影響なしとコメント。	
2日　中国、移動式・多弾頭新型ICBM「東風（DF）31」発射実験に成功、2005年までに配備と中国紙報道。	8月4日　米ニューメキシコ州空軍基地内の博物館で広島・長崎の原爆をかたどったピアスの販売報道される。抗議の声。
5—9日　朝鮮半島4者会談。在韓米軍基地撤去とミサイル発射中止要求で対立。	6日　広島平和記念式典。9日・長崎平和記念式典、NGOの力で核廃絶可能と強調。
7日　北朝鮮外務省、米の包括的アプローチ提案に受け入れ困難とコメント。	
11日　防衛庁、3月の不審船事件を受け2003年度までに高速ミサイル艦6隻建造、3つのミサイル部隊を配備する方針。	
16日　**高村外相と駐日米国大使、TMD構想の共同技術開発に関する交換公文書名。**研究費は両国で3600万ドル以内、期間は2年、5年に延長可能など。	
17日　**インド国家安全保障顧問会議、「核攻撃を実行した敵対勢力に対する懲罰的報復」を主眼とした「核ドクトリン草案」発表。**	
19日　米国防総省、TMDの残りのTHAAD実験を省略、来年にも開発製作段階に移ると発表。実戦配備は2007年に前倒し。	
19日　台湾、TMD導入方針を閣議決定。中国反発。→20日・米政府、「台湾へのTMD売却の可能性は排除しないが決めるのは時期尚早」との態度を示す。	
9月—12日　米朝高官協議。共同声明、北朝鮮のミサイル発射は当面回避へ。→17日・米大統領、北朝鮮の自制見返りとして経済制裁緩和を発表。**ペリー米北朝鮮政策調整官、北朝鮮の核・ミサイル開発凍結と経済制裁緩和の新政策発表（ペリー報告）。**	
9日　米中外相会談。中国側は米に台湾にTMDシステムを提供しないよう要求。	
13日　カナダ連邦政府、ブリティッシュコロンビア州が非核化を求めているナヌース訓練水域収用を正式決定。	
18日　韓国大統領、米の対北朝鮮経済制裁緩和を「重大な出発点」として評価し、一貫してとってきた包容政策（太陽政策）の成果を強調。	
24日　北朝鮮外務省、米の経済制裁緩和決定を評価し米朝協議間中ミサイル発射を凍結を発表、米国務省凍結を歓迎、韓国も。	
28日　日本が導入目指す情報収集衛星に関する日米交換公文と覚書の骨格が明らかに。目的外使用禁止、秘密保護の確保など。	
30日　**米、7回目の未臨界核実験実施「オーボエ1」。**	9月30日　**茨城県東海村のJCOウラン燃料加工施設で臨界事故。**
10月1日　中国建国50周年の祝賀大会で軍事パレード。多核弾頭ICBM・DF（東風）31、中距離弾道ミサイルDF21登場。	10月1日　IAEA年次総会、理事国を35国から43国に拡大などの決議。
2日　米国防総省、NMD初の迎撃実験。技術的難点指摘される。	
5日　**ロシア安全保障会議で1997年度版に代わる新「国家安全保障概念」を承**	

軍備と軍縮	その他の事項（国内を含む）
認。核と通常戦力の増強に力点。→2000年1月10日・大統領署名。	
6−8日　CTBT第1回発効促進会議（日本が議長）。	12日　パキスタンで軍事クーデター。→15日ムシャラフ軍事政権。
13日　**米上院本会議、CTBT批准承認決議案を否決。**	
15日　沖縄県議会「普天間飛行場県内移転要請決議」採択。	
17日　NYT・WP紙、米がロにABM制限条約見直しに応じる見返りとし、ミサイル探知レーダーの建設支援提案と報道。→19日・ロシア外務省「根拠なし」と否定。	
19日　米DOD、1945−77年の海外核戦力に関する文書解禁。ピークの71年頃には沖縄など27ヶ国・地域に1万2千発配備。	20日　西村防衛政務次官が週刊誌で「日本も核武装が必要」発言に引責辞任。
11月2日　米大統領とロ首相会談。ロ首相はABM制限条約修正反対の書簡を手渡す。	
5日　米DOD次官、ABM制限条約の修正にロシアが反対を変えなければ米の脱退もありうると警告。NMDについて具体内容初公表。	
9日　米、8回目の未臨界核実験「オーボエ2」。	
17日　ロシア北洋艦隊タイフーン級大型原潜、SLBM2基の発射実験。	
17日　DOD諮問委、来年6月に配備決定予定のNMDの発射実験の遅れのため配備決定延期を求める勧告。	
18日　米ロ首脳会談、ABM制限条約の見なおしをめぐる亀裂は埋まらず。	11月18−19日OSCE首脳会議（イスタンブール）。
18日　米FBI、高性能核弾頭「W88」情報の中国へ流出可能性が高いとし、捜査方針。	
21日　防衛庁、来年2月に朝鮮半島有事を想定した日米初の「周辺事態」図上演習を行なうことを決める。	
23日　米韓国防年次会議、韓国のミサイル射程はMTCRの基準内と合意。	11月28日　ニュージーランド総選挙、労働党政権復帰。
12月1日　国連総会、新アジェンダ決議、ICJフォロー決議、究極的廃絶決議、ABM決議など一連の核軍縮決議を採択。	**12月3日　村山訪朝団、国交正常化交渉の早期再開など朝鮮労働党との共同文書に署名。**
10日　ロ大統領と中国国家首席共同声明、NMDとTMDに反対する姿勢を表明。	
10日　EU首脳会議、緊急対応部隊創設で合意。	
13日　米軍が冷戦期に、父島と硫黄島にも核兵器を貯蔵の事実判明。	
14日　ロシア戦略ミサイル防衛軍、戦略核ミサイルの主力の新型ICBM「トーポリM」の発射実験（9回目）。	14日　日本、対北朝鮮制裁全面解除。
17日　国連安保理、イラクの大量破壊兵器査察再開と条件付制裁停止決議を採択。中・ロ・仏は棄権。→18　日・イラク副首相「要求が満たされていない」として拒否。	
23日　ニュージーランド首相、世界的な核兵器廃絶に先導的役割を果すとの声明。	**27日　名護市長、米軍普天間飛行場の辺野古沿岸移転受け入れ表明。→政府、移転先を辺野古沿岸域に閣議決定。**

軍備と軍縮	その他の事項（国内を含む）
2000年	**2000年**
1月5日　1969年の佐藤首相とニクソン大統領との極秘了解「日米合意議事録」を今も米が機密扱いで保管との報道。→6日・外務省、核密約の存在否定。	
5日　防衛庁が次期中期防衛力整備計画の骨子。新型イージス艦や地対空ミサイル・パトリオット改良型「PAC3」を導入。	
5日　元台湾軍参謀総長が、1988年に米国から台湾が小規模核実験を行っていたと指摘されたと明かす。→7日・「実験の事実はない」と否定。	
8日　米スペースイメージング社の衛星「イコノス」が北朝鮮の「テポドン」発射基地の全容を捉える。→11日・「米科学者連盟」、北朝鮮のテポドン発射基地の写真、本格的 なミサイル開発を想定していないと分析。DODは脅威を強調。	
12日　イラク、IAEAの査察再開受入れ表明。中断中の国連安保理による大量破壊兵器査察とは無関係としている。	
17日　独週刊誌『シュピーゲル』、旧ソ連が冷戦時代1959年4月、当時の東ドイツに核ミサイルを配備していたと報じる。	**1月17日　仏から日本に返還される高レベル放射線廃棄物を積んだ英輸送船パシフィック・スワン号がパナマ運河を通過。→2月23日・日本入港。**
17日　中ロ国防相会談、米のABM条約見直し要求批判。中国国防相はTMD構想に台湾参加の検討を断固拒否の姿勢を表明。	
18日　米NMD迎撃実験（2回目）、赤外線センサー作動せず失敗。	
2月3日　米、9回目の未臨界核実験「オーボエ3」。	
4日　DOE、核爆発の初期状態をスーパーコンピューターで再現する技術開発に初成功と発表。	
4日　ロシア原子力省、1月8日に2回の未臨界核実験実施と公表。	
7日　パキスタン、射程100キロの短距離ミサイル「ハトフー」改良型の発射実験成功と発表。核弾頭搭載可能か否かは不明。	
7日　米国防予算案。総額4.9%増、NMD予算は約19億ドル（27%増）TMD予算を上回る。	
8日　政府、旧日本軍が第2次大戦中に中国に遺棄した化学兵器の廃棄処理を9月から本格的に開始する方針を固める。	
8日　米DOD長官、2000年度国防報告書。ミサイル防衛システムの開発重視。	
21日　中国、新「台湾白書」。	
3月14日　イスラエル、最新鋭の弾道弾迎撃ミサイル「アロー2」の実践配備開始。	**3月13日　米大統領、1995年以来の対イラン制裁延長を発表。**
	18日　台湾総選挙、民主進歩党陳水扁党首当選。5月20日総統就任。
22日　米、10回目の未臨界核実験「サラブレッド」。	
27日　ロシア北洋艦隊、バレンツ海で戦略原潜「カレリア」から弾道ミサイル2基の発射実験。	
4月6日　米、11回目の未臨界核実験「オーボエ4」。	
11日　米のミサイル専門家ら、NMDは効果ないことの報告書を発表。	**4月10日　韓国と北朝鮮が、6月に初の南北首脳会談開催と同時発表。**
12日　米国防長官、湾岸協力会議6カ国歴訪、中東にTMDを売り込み。	
13日　共産党、1960年の日米政府間での核兵器の日本持ち込み密約を示す米政府公文書の資料公開。	
14日　ロシア下院、START IIの批准承認（97年の米ロ合意も）。**→5月4日大統**	

軍備と軍縮	その他の事項（国内を含む）
領署名。 21日　ロシア下院、CTBT批准承認。→5月17日上院承認。→27日大統領署名。 22日　ロシア大統領代行、新「軍事ドクトリン」署名。非核兵器国の通常兵器による侵略に対しても核兵器使用の権利を明示。 24—5月19日 第6回NPT再検討会議（ニューヨーク）。 25日　米議会予算局、NMD報告書。2015年までに約600億ドル。DOD予測（約302億ドル）のほぼ倍額。 26—27日　ロシア外相、米国務長官と会談。ロシアはABM条約修正不要な非戦略ミサイル防衛で米に協力と表明。米は条約修正求める。会談は平行線。	18日　民主党、核政策発表。第一不使用、北東アジア非核化構想など。
5月10日　米物理学会、NMD計画は技術的な実現可能性が確認できないと配備決定先送りを求める声明。 10日　米がロシアに、核軍縮後も核ミサイルの常時警戒態勢を維持する提案を行なっていたことが明らかに。 11日　中国外務省、「NMD配備計画が中止されないなら対抗措置とる」と言明。NMD撃破でロと軍事協力協議中と明かす。 16日　米科学者連盟、印・パの核・ミサイル施設の衛星画像を公開。 19日　ASEAN高級事務レベル協議。北朝鮮のARF加盟をが正式決定。 23日　米大統領補佐官、パキスタンに核実験の兆候があると指摘。同時に「実験に踏み切る明確な証拠があるとは思わないとも述べる。 23日　米共和党ブッシュ候補、大統領選に向け公約発表。一方的な核削減、警戒態勢の解除を盛りこむ。NMDは推進の姿勢。 24日　米朝高官協議再開。北の核凍結が主な議題。 26日　米ロ、軍備管理高官協議で北朝鮮の弾道ミサイル開発抑制の協力推進で原則合意。米はTMD網開発で技術協力などを提案。 26日付　南北朝鮮首脳会談を前に、米が北朝鮮の大量破壊兵器問題の解決が経済支援の条件と韓政府に伝えていたことが明らかに。 28日　パキスタン陸軍参謀長官、同国が事実上の「核保有国」1周年で、インドを視野に核抑止力を協調。 30日　米朝高官協議、ミサイル協議の新たな枠組みでの再開に合意、終了。「米はKEDO建設の遅れによる損失補償を認めた」と北朝鮮。 30日　米国務省報道官、核開発疑惑が持たれている北朝鮮の地下施設に対する2度目の視察の結果、核開発の形跡なしと発表。 31日　米朝ミサイル協議再開に向けた準備協議開催。双方の憂慮を伝えあう。 31日　韓国通商相、南北朝鮮会談で北朝鮮の核疑惑やミサイル開発問題を扱うとの韓国側の立場を表明。 31日　防衛庁、中期防衛力整備計画（次期防）で、日本への弾道ミサイル攻撃も想定した情報収集・分析能力を大幅強化する方針を固める。	5月10日　プーチン氏、ロシア大統領に。

ABM＝対弾道ミサイルシステム／ASEAN＝東南アジア諸国連合／ARF＝アセアン地域フォーラム／CIA＝米中央情報局／CD＝ジュネーブ軍縮会議／CTBT＝包括的核実験禁止条約／DOD＝米国防総省／DOE＝米エネルギー省／EU＝欧州連合／IAEA＝国際原子力機関／ICBM＝大陸間弾道ミサイル／ICJ＝国際司法裁判所／KEDO＝朝鮮半島エネルギー開発機構／NATO＝北大西洋条約機構／NMD＝国土ミサイル防衛／NPT＝核不拡散条約／NTWD＝海上配備型上層防衛システム（海軍戦域防衛）／NYT＝ニューヨーク・タイムズ／MTCR＝ミサイル技術輸出規制／OSCE＝全欧安保協力機構／SLBM＝潜水艦発射弾道ミサイル／START＝戦略兵器削減条約／THAAD＝戦域高高度広域防衛／TMD＝戦域ミサイル防衛／UNSCOM＝国連大量破壊兵器廃棄特別委員会／WP＝ワシントン・ポスト

第2章

「究極的廃絶」から「完全廃棄の明確な約束」へ

核不拡散条約（NPT）2000年再検討会議

1. NPT再検討会議とは
2. 第3回NPT準備委員会
3. 2000年会議の審議経過
4. NGOのとり組み
5. 評価

■ はじめに

核不拡散条約(NPT)の第6回再検討会議が、4月24日から5月20日までニューヨークで開催された。「核兵器完全廃棄への明確な約束」を盛り込んだ最終文書が全会一致で合意されたことが最大の成果である。この合意の達成には、「新アジェンダ連合(NAC)」の交渉力とそれを支えた世界の核兵器廃絶NGOの役割が大きかった。被爆国日本は、「核兵器国との協調的アプローチによる調整努力」をうたったが、そのアプローチは失敗に終わり、日本の核軍縮外交は転機を迎えた。同時に、国際社会は、「明確な約束」をどう実行に移すかが問われる段階を迎えた。日本の市民と非核自治体には大きな課題が課せられた。

■ 1. NPT再検討会議とは

1. NPTとは

「核兵器の不拡散に関する条約」を略してNPT、あるいは核不拡散条約と言う。1968年に成立し、70年3月5日に発効した。日本は70年2月3日に署名したが、批准したのは76年6月8日である。

条約は、発効後25年の後に、有効期間について再検討することを定めていたが、25年後の1995年に開かれた再検討・延長会議において、NPTは無期限に延長された。

「拡散」に当たる英語は、"Proliferation"であり、本来の意味は「繁殖」「増殖」である。つまりNPTは、核兵器の増殖をくい止めるための条約である。そのために、核兵器を持たない国(NPTでは「非核兵器国」と呼ぶ)に対しては、核兵器を開発や取得して保有することを禁止し、これを遵守していることを証明するために、国際原子力機関(IAEA)の査察を受けること(「保障措置」という)を義務づけている。いっぽう、核兵器を持つ国(NPTでは「核兵器国」と呼ぶ)に対しては、非核兵器国に核兵器を与えたり、核兵器の開発を助けたりすることを禁じるとともに、自らがもっている核兵器を撤廃するために「誠実に交渉する」ことを義務づけている。

2. NPTはなぜ重要か

しばしば指摘されるように、NPTには重大な欠陥がある。まず、条約の差別性が指摘される。この条約では1967年1月1日まえに、核実験を済ませた国を核兵器国と定義し、それ以外の国を非核兵器国と定義している。そして、非核兵器国には、核兵器を持たないよう厳密に検証システムを定めているにもかかわらず、核兵器国の軍縮義務(第6条)は、「誠実に交渉を行う」という精神条項に留まっている。執行機関を定めていない※。

※NPT第6条:「各締約国は、核軍備競争の早期の停止および核軍備の縮小に関する効果的な措置につき、ならびに厳格かつ効果的な国際管理の下における全面的かつ完全な軍備縮小に関する条約について、誠実に交渉をおこなうことを約束する。」

NPTのもう一つの重大な欠陥は、「原子力の平和利用」に対する積極推進の立場である。原子力エネルギーの安全性や環境への影響に関する議論をさておくとして、

NPTの目指す核兵器の拡散の立場だけから考えても、「原子力の平和利用」の技術の拡散は、まちがいなく核兵器の拡散の道を広げる。NPTは自己矛盾に陥っていると言える。

このような欠点があるにもかかわらず、NPTは核兵器国に核軍縮義務(第6条)を課した唯一の国際条約であり、他の条約にはない極めて重要な役割をもっている。しかも、187カ国(2000年4月現在)という軍備管理・軍縮条約のなかで最大数の加盟国を誇っている。(ただし、インド、パキスタン、イスラエル、キューバは加盟していない。)

1996年7月8日に出された国際司法裁判所(ICJ)の勧告的意見によって、NPT第6条の重要性はいっそう増大した。この意見のなかで、裁判官は全員一致で「すべての側面での核軍縮に導く交渉を誠実に行い、かつ完結させる義務が存在する」と、条文のいっそうの明確な解釈を与えたのである※。つまり、単に「誠実に交渉する」だけでは不十分で、「完結させる義務」があると、国連の最高の法的機関が確認した。

※資料1(100ページ)参照。

3. 再検討会議とは

NPTは、条約が実行されるよう点検するために、5年ごとに再検討会議を開催できることを規定しており、1975年から5年ごとに開催されてきた。2000年会議は第6回目の再検討会議にあたる。検討は、大別して三つの問題群(クラスター)で行われる。核軍縮、核の安全性(不拡散の保障措置)、原子力の平和利用(商業利用)の三つである。

第6条問題は、核軍縮のクラスターで議論される。再検討会議のもっとも重要な部分であると言ってよい。すべての核兵器保有国がNPTに加盟しているから、このことは次のことを意味する。

「NPT再検討会議は、核兵器国に核兵器廃絶義務の履行を求めることができる5年ごとの国家間会議である。」

これまで、再検討会議でメキシコ、南アフリカ、マレーシア、インドネシアなどの非同盟運動(NAM)諸国が中心となって、核兵器国の義務違反を厳しく追及してきた。残念ながら、日本政府はこれまで積極的な役割を果たしてこなかった。

4. 95年に合意された約束

前回の95年再検討・延長会議では、核兵器国は核軍縮義務を怠っているとして、多くの非核兵器国から厳しい批判を受けた。そして、厳しい交渉ののちにNPTを無期限に延長することに加盟国は合意したが、同時に、核軍縮の前進のためにいくつかの条件が付けられることになった。条件は、三つの決定と一つの決議文として採択された。決定1は再検討過程の強化、決定2は核不拡散と核軍縮に対する原則と目標(「原則と目標」)、決定3はNPTの無期限延長、に関するものであり、決議は中東に関するものである(「中東決議」)。決定3以外には法的拘束力はないが、政治的、道義

的な拘束を受ける、とされる。

決定1の再検討過程の強化によって、2000年会議の前に97、98、99年の3回にわたって準備委員会が開催された。準備委員会は単に議事運営の準備をするだけではなく、実質内容についての議論を深める場として定義されていた。しかし実際には、核兵器国は内容議論をするのに熱心ではなく、議論の内容にほとんど前進なく終わった。（第3回準備委員会の内容については、後述。）

決定2（「原則と目標」）には、いくつかの具体的な課題が掲げられた。

①包括的核実験禁止条約（CTBT）を96年中に締結すること。それまでに核実験を最大限自制すること。

②兵器用核分裂物質の生産禁止条約（FMCTまたはカットオフ条約）の即時交渉開始と早期締結。

③核兵器の究極的廃絶に向かって核兵器を削減するための、体系的かつ前進的な努力。

④非核地帯の拡大、核兵器国の協力

⑤法的拘束力のある条約締結の作成の可能性も含めて、非核兵器国に対する核兵器の使用や使用の威嚇を禁じる「安全の保証」。

「中東決議」とは、イスラエル以外の中東諸国の強い要求で採択されたもので、中東に非大量破壊兵器地帯を創設すること、すべてのNPT未加盟国（実際にはイスラエルのみ）の加盟などを求めたものである。

会議の後、議長を務めたスリランカのダナパラ大使（現在、軍縮担当の国連事務次長）は、もし核軍縮が進まなければ、NPTからの脱退国が相継ぐ可能性があると、危機感を述べている。

5.5年間約束は守られなかった

「原則と目標」の中心的な五つの項目の、過去5年間の達成状況についてふり返ると、下記のようになる。

①包括的核実験禁止条約（CTBT）の96年中締結という目標は一応達成された。しかし、米国上院の批准否決（99年10月）※にみられるように、発効の見通しがまったく立っていない。

※60ページ参照。

もう一点、重要なことは、CTBT発効まで核実験を「最大限抑制する」という95年の決定を、中国とフランスが破ったことである。決定直後から始まった両国の「駆け込み核実験」は、会議の権威を傷つけた暴挙として、総括される必要がある。

②FMCTの即時交渉開始と早期締結を求める決定は、履行されなかった。ジュネーブ軍縮会議（CD）でいったんは交渉のための特別委員会が設立されたものの、実質討議に入る前にとん挫したままである※。

※52ページ参照。

③「核兵器の究極的廃絶に向かって核兵器を削減するための、体系的かつ前進的な努力」も履行されなかった。信頼されている米国のNRDC（天然資源保護評議会）の調査をもとにすると、作戦配備されている核弾頭数の94年末から99年末にかけての変化は次のようになる。

※56ページ欄外の注を参照。

米：8,720→8,880※

ロ：11,000→9,906

仏：480→446

中：430→410

英：200→185

つまり、過去5年間、とても「体系的かつ前進的な努力」があったとは言えない。

しかも、NATO（北大西洋条約機構）の東方拡大とコソボ軍事介入、米国の弾道ミサイル防衛計画という横暴とも言える西側の政策によって、米ロ間の戦略兵器削減交渉（STARTプロセス）は行き詰まり、逆に安全保障政策における核兵器への依存度が高まるという国際情勢を生んでいる※。

※45ページ、58ページ参照。

④非核地帯の拡大に関しては、95年以来一定の前進があった。東南アジア非核地帯化条約（バンコク条約）が成立し（95年12月15日）、発効した（97年3月27日）。また、アフリカ非核地帯条約（ペリンダバ条約）が成立した（96年4月11日）。中央アジア非核地帯※の成立をめざす動きが活発化している。

※49ページ参照。

しかし、「中東決議」で掲げられた中東・非大量破壊兵器地帯の設置に関しては何の前進もなかった。イスラエルはNPTに未加盟のままである。また、95年決定において要請された核兵器国の議定書署名は、ラロトンガ条約で進展があった（1996年3月）が、その他では進んでいない。東南アジア非核地帯条約ではとくにそうである。

⑤核兵器の使用や使用の威嚇に対する非核兵器国の安全保証の問題についても、実質的な進展は何もなかった。CDに特別委員会が設置されたことはあったが、継続的なとり組みにならなかった。

このように、激論の末に条件つきで無期限延長されたはずのNPTは、この5年間、概して言えば、核兵器国によって何の誠意ある扱いも受けずに放置されてきたと言わざるをえないであろう。

6.2000年再検討会議の特徴

5年ごとに再検討会議がもたれてきたことは、すでに説明したが、今年の会議にはこれまでになかった三つの特徴がある。

第一。NPT無期限延長の決定後、初めての再検討会議である。無期限延長の条件として、再検討過程の強化が合意されたが、その一環として、再検討会議の役割が鮮明にされた。

第二。2000年会議は「新アジェンダ連合（NAC）」（ブラジル、エジプト、アイルランド、メキシコ、ニュージーランド、南アフリカの7カ国。スロベニアは米国の圧力により途中で脱退。）が登場して初めての再検討会議である。NACは、その声明の趣旨からして、核兵器国に第6条遵守を迫る連合であるといっても過言ではない。

第三。インド、パキスタンの核実験後初めての再検討会議となる。NPT未締約国である両国の核実験は、すべての国の加盟（普遍性）を目指してきたNPT締約国会議に大きな挑戦となった。

■ 2. 第3回NPT準備委員会

NPT再検討会議準備委員会は、97年から99年の3回を通して、核兵器国と非核の非同盟運動（NAM）諸国が厳しく対立してきた構造に変わりはない。主な対立点は二つある。一つは、95年の「中東決議」に基づいて、イスラエルのNPT加盟を強く求めるエジプトをはじめとするアラブ諸国と、これに難色を示す米国などの対立。もう一つは、核軍縮について実質的に討議する専門部会を2000年会議の場において設けるべきだと主張する南アフリカなどと、これに慎重な核兵器国の対立である。

99年の第3回準備委員会（99年5月10日～21日）では、核兵器国対NAMという構図の中に、新アジェンダ連合（NAC）※という新しい勢力が登場した。NACが中心となって、32カ国の共同提案による声明※が発表され、その後44カ国の共同提案による作業文書が提出された。インドネシアがNAMを代表して、ドイツが欧州連合（EU）を代表して、アルジェリアがアラブ諸国連盟を代表して声明を発表した。

※46ページ参照。

※資料7（113ページに全文）に全文。

前年の第2回準備委員会で合意されていたわけではないが、議長をつとめたコロンビアのレイエス大使は、核軍縮、核分裂物質生産禁止条約（FMCT）および中東問題の3点について時間枠を設けた。

核兵器国とNAMやNACとの溝が埋まらない中で、レイエス議長はさまざまな核軍縮議題を整理し、核軍縮と中東問題の専門部会の設置について強い要求があることを明記した議長文書をまとめた。議長文書には、ジュネーブ軍縮会議（CD）での核軍縮の特別委員会を設置といった前向きな措置や、核兵器国への明確な誓約要求などの表現が盛り込まれた。※

※99年5月14日付の最初の議長文書は、95年の「原則と目標」の7項目に中東決議を加えた8項目（普遍性、不拡散、核軍縮、非核地帯、消極的安全保証、保障措置、中東決議、原子力の平和利用）にわたる計31節であった。これに対して各国代表からさまざまな意見が出され、議長は5月20日付で改訂版の文書を提出した。改訂前と同様の2部構成で、第1部は同じく8項目であるが計61節にふくらんだ。

この議長文書の扱いについて、フランス、ロシア、米国は、全体で合意がとれた部分のみを「準備委員会報告書」に添付することを主張した。しかしこれでは重要な部分はほとんど葬られてしまうに等しいとしてNAMなどは強く抵抗した。

最終的にアイルランドとニュージーランドが妥協案を提示した。それは、「準備委員会報告書」の中の1節に、「議長文書が出されたが合意には至らなかった」とする説明書きを加えて、14日付と20日付の両方の議長文書全文を添付するという方法であった。最終日の最後の数時間で、この妥協は成立した。両翼ともがNPT体制の崩壊だけは避けたいと望んだ結果である。

このほか、第3回準備委員会は、2000年会議の議事運営規定を採択した。この議事運営規定の中では、2000年会議で各主要委員会が「下部機関」を設置できることが明記された。95年の決定1「再検討過程の強化」の第6節には、「各主要委員会は特定の問題に焦点をあてて審議する下部機関を設けることができる」と明記されている。これまでの2000年会議議事運営規定案では、委員会は「作業班」を設置できるとする表現にとどまっていた。「作業班」との表現では不十分だとするNAMの主張が通り、議事運営規定案が修正されて採択されたのである。

どのような形の文書が2000年会議で採択されるべきかについて、過去の条約履行状況の評価の文書と、将来に向けた目標の文書の「2つの文書」を採択するという主張と、両方を統合した「1つの文書」を採択するという主張が対立し、結論には至らなかった。実際には、2000年会議のバーリ議長は、「1つの文書」の方針をとった。

■ 3. 2000年会議の審議経過

1. 主要委員会（MC）と下部機関

2000年再検討会議は、4月24日、議事運営方法をめぐるつまづきはなく、実質的な議論で順調な滑り出しをみせた。

アナン国連事務総長は会議冒頭の演説で、会議直前になされたロシア下院による戦略兵器削減条約（START）Ⅱ※や包括的核実験禁止条約（CTBT）※の批准を歓迎しながらも、ジュネーブ軍縮会議（CD）などでの核軍縮交渉が停滞していることに不満を表明し、「多国間の軍縮交渉の機関がさびついているのは、機関そのものに原因があるのではなく、機関を動かそうとする明確な政治的意志が欠如していることが問題なのだ」と指摘した。核兵器国による核廃絶への明確な政治的意志表明が会議の最大の焦点であることを表明したものだ。

※48ページ参照。
※47ページ参照。

会議は、全体会議のほか、3つの問題群（クラスター）にそって主要委員会（MC）Ⅰ（核軍縮）、Ⅱ（保障措置、非核地帯、地域問題）、Ⅲ（核エネルギー）に分かれている。過去3年間の準備委員会での主要争点であった核軍縮と中東問題について集中的に議論するために、MC－Ⅰの下に下部機関1（核軍縮の将来の実際的措置）が、MC－Ⅱの下に下部機関2（中東問題など地域問題）が置かれた。下部機関には、公式の審議時間としては計12時間ずつが割り当てられた。

会議全体の議長はアルジェリアのアブダラ・バーリ大使。各委員会の議長は、MC－Ⅰにはコロンビアのレイエス大使、下部機関1にはニュージーランドのピアソン大使、MC－Ⅱにはポーランドのコビエラッキ大使、下部機関2にはカナダのウェスダル大使、MC－Ⅲにはフィンランドのライマー大使がそれぞれ任に就いた。会議後半で文書起草に集中する起草委員会の議長には、ハンガリーのエルドス大使が就いた。

審議の流れは、次のようであった。まず会議前半で各主要委員会（MC）の審議が行われ、委員会報告書（MC報告書）が「全会の合意のない点」を含んで全体会議に送られ、その後の集中的な協議を経て、会議全体の一本の最終文書が、当初最終予定日より一日延びて5月20日夕方に全会一致で採択された。この審議経過を各主要委員会の議題に沿ってまとめる。

2. 核軍縮（MC－Ⅰ）

核軍縮を扱うMC－Ⅰは、4月26日から審議を開始した。MC－Ⅰの下に置かれた下部機関1は、核軍縮の将来の実際的措置について、5月3日から10日まで4回の会議と数回の非公式会合を行った。下部機関1の結果は、5月11日に、ピアソン議長のまとめた全17節からなる文書として、「全会の合意のないまま」MC－Ⅰ報告書の一部として全体会議に送られた。

MC－Ⅰは、5月11日に、レイエス議長のまとめた報告書を「全会の合意のないまま」全体会議に送った。MC－Ⅰ報告書は、上記の下部機関1の報告のほかに、MC－Ⅰが扱った核軍縮に関するすべての事項について、過去5年間の評価や将来の課題についての審議を報告した。

下部機関1の議長文書をたたき台にして、5月13日以降、5核兵器国（P5）と新アジェンダ連合（NAC）7カ国が将来の措置についての非公式協議を重ねた。このとき、P5の一つの国がノルウェーを調停国に指定し、この交渉を実現させた。バーリNPT会議議長もこの流れを支持した。P5とNACの計12カ国だけで実質審議が進んでいくことには、日本やドイツなど数カ国が不満を表明する場面もあった。

P5とNACの協議の最終局面においては、中国が「透明性」（情報公開）の問題で抵抗したが、合意した※。

※資料14（128～9ページ）に、最終合意文書の中の将来の核軍縮措置に関する部分を訳出した。

MC－Ⅰの過去の評価に関する部分も、厳しい議論が続いた。P5、NACに加えて、オランダ、ノルウェー、インドネシア、ドイツの4カ国が加わり、計16カ国の協議が18日深夜まで行われた。

(1)「明確な約束」

※資料8（116～7ページ）に全文。

NACは、会議冒頭の4月24日、作業文書を提出し※、その主文1において、①完全な核兵器廃棄への明確な約束、②次回会議までの5年間に交渉を加速することへの明確な約束、③その期間に段階的手段を実行するという3つの「明確な約束」を求めた。

核兵器国は、この強い要求を予想していた。米国は、自国がNPT第6条の軍縮義務を果たしていると主張するために、核兵器削減の数値やデータについて声明や文書を出したり、会議場の国連本部内にパネル展示をしたり、カラフルなパッケージを展示・配布したりした。5月1日は、フランス大使がP5を代表して共同声明を発表し、「核兵器の完全廃棄という究極的の目標について明確に誓約する」と述べた※。

※資料9（118～21ページ）に声明の全文。その中の第5節参照。

NACはただちに反論した。翌2日のMC－Ⅰで、メキシコ大使はNACの共同声明を提出し、「核兵器国の共同声明は核軍縮に関する我々の期待を満たすものではない」、「核兵器の完全な廃棄は、義務であり、優先事項なのであって、究極の目標ではない」と述べた※。非同盟運動（NAM）諸国も同日、同様の立場をインドネシア大使が代表して述べた※。NAMは、その根拠として、1996年の国際司法裁判所の「核軍縮交渉を誠実に行い完結する義務がある」とする全員一致の結論を挙げている。

※資料10（121ページ）に全文。

※資料11（122ページ）に全文。

NACが要求した3つの「明確な約束」は、MC－Ⅰ報告書の段階では含まれていた。P5とNACの交渉の中で、②と③「次の5年の交渉加速と段階的手段の実行」を落として、①「完全な核兵器廃棄」を残す、という妥協が成立した※。この経過については、核兵器国の中ではフランスが最も強硬にNACに敵対していると言われていた。しかし、②と③を落とす妥協案を英国が提案し、米国と中国がこれに柔軟な姿勢を示し、ロシアが18日になって妥協に応じる姿勢に転じた。その後フランスも同意し、妥結したと言われている。NACを代表してメキシコ大使は、この妥協はギリギリの最低線であると述べている。

※資料14（128ページ）の第15節第6項参照。

(2)「戦略的安定」

ロシアや中国は米国のミサイル防衛構想を批判してきたが、5月1日の共同声明においてP5が「戦略的安定の基礎としてABM（対弾道ミサイルシステム）条約を維持し強化する」との表現に合意した※ことで、ミサイル防衛問題は議論はそれ以上深まらなかった。この表現は、最終文書までそのまま残った。この文言は、ロシアはABM条約を無修正で保持すると理解し、米国は米国の国土ミサイル防衛（NMD）を可能にする議定書を追加することが「維持し強化する」ことである理解することによって、成立している玉虫色の文言である。

※資料9（119ページ）の第11節参照。

MC－Ⅰ報告書の段階では、非戦略核兵器の削減や、警戒態勢の解除、核兵器の役割の縮小などの措置には、「戦略的安定」との条件が付けられていた。この条件によって核兵器の保持が正当化されるのなら核軍縮の趣旨に反する、とNACは批判した。協議の結果、「国際的安定の促進のため」との表現で決着した。ただし、警戒態勢の解除は、最終文書では、「作戦上の地位の低下」というあいまいな表現に変えられた※。

※資料14（129ページ）の第15節第9項の4。

(3)「透明性」

MC－Ⅰ報告書には、「核軍縮への信頼醸成措置として、保有核兵器と貯蔵核分裂物質に関する透明性の増大」がに盛り込まれていた。NACとP5の交渉で、将来の核軍縮措置に関する他のすべての部分で修正と合意が成立した段階で、中国はこの文節に反発した。そのような情報公開をすれば中国のような小さい核兵器能力を持つ国は弱い立場に置かれてしまう、信頼醸成のためにはむしろ、核兵器国のなかで中国のみが無条件に宣言している第一不使用（先制不使用）宣言を核兵器国がおこなうべきだと主張した※。しかし、バーリ議長の真剣な説得の結果、最終日の19日早朝になって中国は「透明性」で歩み寄り、「核兵器能力に関する透明性の増大」という文言が最終文書の中に残った。

※中国は最初の核実験の発表のとき（1964年10月16日）以来、「いかなるとき、いかなる状況においても、中国は核兵器を使用する最初の国にならない」と宣言している。

(4) 日本の行動

日本は会議初日（4月24日）に、オーストラリアと共同で8項目の具体的措置に関する提案の作業文書を提出した※その内容は、ほとんど最終文書に盛り込まれたが、評

※資料13－1（126ページ）に全文。

価については5節「評価」(36～41ページ)に述べるように、多くの問題を含んでいる。

主眼であった「FMCT(兵器用核分裂物質生産禁止条約/カットオフ条約)の2005年までの妥結」という文言は、最終文書の中では薄められ、「交渉開始から5年以内の妥結」と解釈できる文面で決着した。

3. 保障措置(MC－II)

保障措置に関する議論は、会議初日の4月24日、国際原子力機関(IAEA)のエルバラダイ事務局長が、多くのNPT締約国が、NPT条約上の義務であるIAEAとの保障措置協定の締結をおこなっていないこと、および、1997年のモデル追加議定書の署名と発効が進んでいないことに懸念を表明したところから出発した。追加議定書の正式な発効を済ませている国は、NPT会議前で日本を含む9カ国、5月29日現在で11カ国のみである。

MC－IIで集中的な討議がおこなわれ、委員会最終日の5月12日の時点で、全会の合意をみていない28節を含む、計76節の内容を、会議の最終文書に含めることを勧告した(MC－II報告書の日付は5月16日付)。

(1)保障措置協定

会議は、IAEAによる保障措置(査察)が核不拡散体制の「基本的な支柱」であること、そして、NPT第3条に基づく非核兵器国の義務である、IAEAとの間の保障措置協定の締結が促進されるべきであることを再確認した。

多くの締約国がIAEAとの保障措置協定を結んでいない現状について、南アフリカは、未締結の国々の多くは核施設を持たない国であって、核施設を持たない国については、IAEAは、簡略な手続きを適用するなどして締結促進を援助すべきだと述べた。この趣旨は最終文書に反映された。

(2)核関連輸出の条件

95年会議の決定「核不拡散と核軍縮のための原則と目標」は、その第12節で、核物質や核関連設備の供給にあたっては、供給を受ける国が全面的(フルスコープ)保障措置を受諾していることを条件とする、と規定している。西側10カ国グループ(オーストラリア、オーストリア、カナダ、デンマーク、ハンガリー、アイルランド、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、スウェーデン)は、この規定をさらに強化して、次回の再検討会議において追加議定書を確立し、その追加議定書を核物質や核関連設備の供給の条件にしようとした。

これに対して中国は難色を示した。95年会議で中国は、「原則と目標」の決定に反対はしなかったものの、その中の「全面的」保障措置という文言に留保を付けていたと言われている。ロシアも同様の留保を付けていたとされ、また、最近ロシアがインドへの原子炉売却を計画しているとの情報が明るみに出たことなどから、動向が注目

された。

協議の結果、最終文書は「『原則と目標』の第12節を再確認する」と述べるにとどまり、次回会議での追加議定書確立の提案は削除された。しかし、第12節の再確認そのものは、重要な意味を持っている。

また、核関連物質や施設の供給に関連して、「核供給国グループ(NSG)」と「ザンガー委員会」が輸出管理に関する情報公開を進めてきたとイタリア(NSG現議長国)やオーストラリアが主張した。西側10カ国グループや欧州連合(EU)もこの立場だ。これに対して、エジプトやイランなどは、情報公開は十分でなく、制限的な輸出規制によって先進国によって核技術の独占が続き、非核兵器国の権利が侵害されていると主張した※。

※核不拡散条約(NPT)は、二つの意味で「とり引き」の条約と言われる。一つは、非核兵器国が核兵器を持たないかわりに核兵器国が核軍縮を進める、という意味である。もう一つは、非核兵器国が核兵器開発はしないかわりに、核エネルギーの「平和利用」(商業利用)する権利を「奪うことのできない権利」として持つ、という第4条の規定である。

(3)核兵器国の自発的保障措置

NPT第3条は非核兵器国の保障措置を義務づけているが、核兵器国はこれに拘束されない。しかし、すべての核兵器国は、限られた範囲内で、保障措置を「自発的に提供」している。核兵器国の保障措置に関しては、次の三点が問題となった。

①核兵器国の保障措置への追加議定書の適用範囲を広げて、核兵器用の核分裂性物質の生産をやめていない核兵器国はこれをやめるべきだとの要求が出た。この要求に核兵器国がこたえる形で、追加議定書の適用範囲を「再検討の対象とする」とする文言が、最終文書に残った。

②軍事的必要から余剰と認められた核物質をIAEAその他の査察の下に置くのを「できる限り早く」(非核兵器国の主張)とするか、「現実的に早く」(核兵器国の主張)とするかという表現上の問題。最終文書は、「現実的に早く」となった。

③ IAEAの査察の費用負担の問題。IAEAの予算不足は事務局長の会議初日の演説でも強調されていた。フランスは、「核削減は共通の利益」だから査察費用はIAEAの通常予算から出されるべきだとするのに対し、ブラジルなどは、査察費用は査察の対象となる物質の保有者が負担すべきだと主張した。MC－II報告では、IAEAへの支援を「すべての国――とりわけ、核兵器国を含む――に呼びかける」としていたが、最終文書では、「共通だが差異のある責任に留意して、すべての国に呼びかける」となった。

(4)条約不遵守への対応

非同盟運動(NAM)諸国は、「国際原子力機関(IAEA)によって検証されていない(条約の)不遵守の申し立てによっては、締約国はこれら条約にしたがった権利の行使を制限されない」と主張した。この文言はMC－II報告書の段階では盛り込まれていたが、最終文書では「締約国はこれら条約にしたがった権利の行使を制限されない」との文言だけが残った。西側判断の疑惑にしたがって、厳しく対処しようとする西側諸国に、NAMが押された形だ。

MC－Ⅱ報告書は、国連安保理事会が、「IAEA保障措置協定の遵守を維持し、IAEAから何らかの違反の報告があった場合に、適切な措置をとって保障措置義務の遵守を保証する」役割を持つと述べた。このような安保理の強い権限の明記に対しては反発が出た。協議の結果、最終文書では、この役割は、「安保理および（国連）総会が、国連憲章にしたがって」果たすものであるとされた。

これらの不遵守への対応の問題は、イラク問題（後述）などと関係する。

4. 非核地帯、地域問題（MC－Ⅱ）

MC－Ⅱは、非核地帯、地域問題も扱った。MC－Ⅱの下に置かれた下部機関Ⅱは、中東問題を中心にとり扱い、その審議結果はMC－Ⅱ報告書に反映された。非核地帯に関して、ベラルーシ、中国、EU、モンゴル、中央アジア5カ国（カザフスタン、キルギス、タジキスタン、トルクメニスタン、ウズベキスタンが共同で）が作業文書を提出した。以下では、非核兵器国へ核兵器を使わないと保証する「安全の保証」の問題も、本来はMC－Ⅰの議題であるが、非核地帯と密接に結びつく問題であるので、合わせて紹介する。

(1) 中東

MC－Ⅱ報告書が、イスラエルを名指しで非難したことは、過去3年間の準備委員会でイスラエル問題をとり上げることを米国がしぶってきたことを考えると、画期的であった。ところが米国は、会議の最終局面になってイラクのNPT不遵守を最終文書に盛り込むよう主張した。イラクがこれに強く反発し、会議は空転した。IAEA事務局長が会議初日に「1998年12月以来、IAEAは、イラクの（大量破壊兵器の廃棄を義務づけた）国連安保理決議687で命ぜられた任務を実行する立場にない。その結果、現在、IAEAはイラクが決議の下での義務を遵守している、と保証することはできない」と述べた。多くの国々は、この事実に留意することに同意しているが、米国がこれを中東問題でイスラエルを名指しすることと釣り合わせようとすることには疑問を持っていた。国連安保理決議によるイラクの査察の問題はNPTではなく国連安保理の場で議論されるべきだとのイラクの主張は、一定の支持を得た。

下部機関2の議長をつとめたカナダのウェスダル大使の精力的な調整努力によって、米国、イラクの双方が歩み寄り、5月20日の夕方になって最終文書の合意に至った。5月19日の午後11時50分に議長は「時計を止め」たので、公式には会議最終日の5月19日に会議は終了したことになっている。

(2) アジア

中央アジア非核地帯化構想は、中国、EU、日本などによって歓迎を表明され、最終文書に優先事項として明記された。モンゴルの非核地位※、朝鮮半島非核化共同宣言（92年）の歓迎も明記された。しかし、モンゴルが求めた安全の保証は明記されなかった。タイはバンコク条約（東南アジア非核地帯条約）の議定書への核兵器国の署名を求め、最終文書に明記された。

※98年の国連総会決議による。資料31（162ページ）参照。

(3) ヨーロッパ

ベラルーシは、中央・東ヨーロッパの非核空間についての作業文書を、「自国の立場」として提出した。99年の北大西洋条約機構（NATO）のワシントン・サミットおいて、NATOへの新規加盟国へ核兵器配備をおこなわないという96年の声明が再確認されなかったことへの懸念から、ベラルーシはこの問題を強く主張した。ポーランドはこの提案に驚いたと述べ、関係諸国間の合意がないことを指摘した。NATOやEUに新たに加盟しようとする国々は強く反対した。ベラルーシは同趣旨の決議を国連総会で提出し、EUを含む多くの国々がこれに反対票を投じたという経緯がある。「非核地帯の設立は、関係諸国間によって自主的に達成されたとり決めにのみしたがう」とする99年の国連軍縮委員会（UNDC）の指針が、反対の論拠になっている。

長い協議の結果、最終文書は、「国際社会は、関連するUNDCの指針にしたがって、新たな非核地帯の設立を促進し続けるべきであり、この精神にしたがって、1995年以来世界のさまざまな地域の締約国から発せられた努力と提案を歓迎する」となり、「ベラルーシ提案」への言及は退けられた。

(4) 安全の保証※

※「security assurance」の訳。「安全保障の保証」という意味であるが、意味の上で「保証」を生かすのが適当と判断した。

非核兵器国に対して核兵器を使わないと保証する「安全の保証」に関しては、多くの国が法的拘束力のあるとり決めを求め、98年にジュネーブ軍縮会議（CD）内に安全保証の特別委員会が設置されながらも審議が進んでいないことに不満を表明した。エジプト、イラン、サウジアラビアは、条件付の安全保証を表明した国連安保理決議984（95年）は不十分であると述べた。タイ、ベラルーシ、カナダ、メキシコ、インドネシア、カザフスタン、EU、アルメニアもこの問題について述べた。

フランスは、安保理決議984および非核地帯条約の議定書への批准によって、安全の保証はおこなわれているとしたが、イランとナイジェリアは、安全保証は非核地帯に限定されるものではないと反論した。

スイスは作業文書を提出し、安全保証は例外なく適用されなくてはいけないと主張し、米国がペリンダバ条約（アフリカ非核地帯条約）の議定書に署名する際、生物・化学兵器への対応は例外であると示唆したことを批判した※。

※96年4月11日、米国はペリンダバ条約の締約国に核兵器の使用・威嚇を行わないことを約束する議定書に署名したが、この日ロバート・ベル大統領特別補佐官は、この議定書は「締約国が大量破壊兵器を使って攻撃してきた場合に、これに対して米国が使用可能な選択肢を制限するものではない」と述べている。

エジプトは作業文書の中で、安全保証についての7つの原則を提示した。その一つは、「いつでも、どのような環境の下でも」NPTまたは非核地帯条約の締約国である非核兵器国に対して安全が保証されるべきだとするもので、「戦争時には拘束力をもたない」という逃げ道をふさぐことを目的とした要求である。

安全の保証に関する規定は、MC－Ⅰ報告から最終文書に計6節が送られた。その中には、安保理決議984の再確認、CD特別委員会への留意のほか、この問題に関

し2005年会議へ向けた準備委員会で勧告がまとめられるべきことが指摘された。また、「非核地帯の条約と議定書によって提供される(安全の)保証を、実効的なものにするための措置が、関係諸国によってとられることの重要性を強調する」との表現で、未批准の議定書に核兵器国が早急に批准してほしいとする非核兵器国の憂慮を反映させた。

5. 核エネルギー(MC－Ⅲ)

MC－Ⅲの核エネルギーに関する議論では、二つの主要な論点があった。一つは、核エネルギーが持続可能エネルギーか否かをめぐる議論である。持続可能なエネルギーとしてのNPTに規定された原子力開発の権利を主張する途上国と、これに対して核不拡散の観点から、あるいは安全性の観点から疑問を呈する西側先進国の対立という構図になった。もう一つは、日本などが主要な当事者である核物質の海上輸送の問題である。海上輸送に対して太平洋諸国などから強い懸念が示された。

(1)核エネルギー開発の権利

非同盟運動(NAM)諸国は、「核エネルギーの平和利用」を「奪うことのできない権利」としてくり返し強調した。

途上国の核エネルギー利用を援助するために、IAEAの技術協力基金が適切に運用されるべきこと、また、そのために同基金に締約国が可能な出資をおこなうべきことを、南アフリカやタイなどが主張した。この点は、最終文書に反映された。

いっぽう、いくつかの西側諸国は核エネルギー利用の促進に留保を付けた。アイルランドは、「大災害の潜在的可能性は常にある」と警鐘を鳴らし、オーストリアは、核エネルギーは持続可能な開発には貢献せず、将来のエネルギー政策の中心的役割を果たすものではないと述べた。

5月12日付けのMC－Ⅲ報告書では、核エネルギー利用を、京都議定書にしたがい「温室ガス排出を押さえ、途上国において持続可能な開発を達成する」役割を持つものとする文言が、全会一致のない文言として盛り込まれていた。イランなどが支持していたこの文言は、その後、太平洋諸島を代表したサモアやニュージーランドの反対を受け、結果として最終文書では削除された。

(2)海上輸送の安全性

核物質の安全性の問題は、二つの意味で、日本と深くかかわる問題であった。第一に、99年9月の東海村の臨界事故が、原子力産業の安全性への懸念を世界的に高め、その懸念がNPT会議の審議にも影響した。第二に、日本が行っている核物質の海上輸送が、安全性の問題における世界の主要な関心事であり懸念であった。

こうした背景を持って、MC－Ⅲの初日の4月27日、日本の阿部信泰大使(ウィーン国際機関代表部)は、核の安全性について次のように述べた。

「昨年9月、東海村で臨界事故が発生しました。日本政府は、事故原因について徹底的な調査を実施し、同様の事故を防止する措置についての勧告を提案しました。私たちは、同様の事件の再発防止のために、事故から学んだ情報と教訓を国際社会と共有することがきわめて重要であると考えます。

私たちはまた、放射性廃棄物の管理に関わる問題にとり組むことが重要になってきていると考えます。私たちが、核エネルギー利用の結果として、そのような廃棄物をたくさん生みだし続けるからです。とりわけ、高レベル放射性廃棄物の、安全で、環境上しっかりとした処分は、私たちにとっての課題となっています。私たちはこれからも、この問題を広く受け入れられる方法によって解決をはかっていくことを決意しています。」

核物質と放射性廃棄物の海上輸送に関して、カリブ海諸国、南太平洋グループ、中南米諸国に加えて、ニュージーランド、オーストラリア、アイルランドなどが安全性、信頼性、事故の場合の補償、などについて問題を提起した。その焦点は、日本の核施設と英国、フランスの再処理施設の間の核物質の移送に当てられた。具体的には、事故または意図的な行為によってもたらされた被害への補償、輸送によって影響を受ける関係国への事前通告と事前協議などを含む、包括的な枠組みの確立という提案がなされた。フランスは、必要な情報提供は行うとしつつも、「航海の権利」という原則を強調した。

議論の結果、最終文書には次のような節が残った。「会議は、放射性物質の輸送の危険性から関係諸国を守るための、国家的ないし国際的な効果的な規則および基準の重要性を強調する。会議は、国際法によって与えられた航海の自由、権利および義務を侵さない範囲で、放射性物質の輸送が、関連する核の安全と防護および環境の保護に関する国際基準にしたがって行われることが、すべての国の利益になることを確認する。会議は、放射性物質の海上輸送に関する、発展途上島嶼(とうしょ)国および他の沿岸諸国の懸念に留意する。」

(3)ウラン採掘と環境被害

中央アジア5カ国は、作業文書を提出し、ウラン採掘と核兵器の製造と実験による深刻な環境被害について言及すべきだと主張した。これは、95年の再検討・延長会議のときのMC－Ⅲ報告にある文言を再確認すべきだという主張だった。フランスはこれに反対し、ウラン採掘反対運動を国内に抱えるオーストラリアやカナダも一時反対に回った。しかし、最終文書には、「核兵器製造過程におけるウラン採掘と、関連する核燃料サイクル活動によってもたらされた、深刻な環境への影響」との文言が入った。

6. 準備委員会の改善

1997年から99年までの3回の準備委員会が実質的に機能しなかったことへの反

※資料13—2(127ページ)参照。

省から、米国、日本※、メキシコ、オーストラリア、カナダ、オランダ、ノルウェー、ナイジェリアなどが、準備委員会の機能の改善についてそれぞれ提案を行った。バーリ議長による調整などの結果、最終文書には再検討過程について計9節の合意項目が盛り込まれた。

その概略は以下の通りである。①再検討会議前の3カ年に、実質10日間の準備委員会を毎年1回、計3回開催する。必要があれば4回目も開催する。(95年決定の再確認。2005年会議に向けて2002年から準備委員会が毎年開催されることになる。)、②準備委員会の中で特定の関連議題について特定の時間枠が割り当てられる。③最初2回の準備委員会は、条約の完全履行を点検する。各準備委員会が点検すべき事項は、条約、95年の「原則と目標」文書、95年の中東決議、その後の再検討会議の結果、その他条約の運用と目的に影響する進展事項、などである。(「その後の再検討会議の結果」が点検事項に入ったことで、今回の2000年会議の最終文書の合意事項、例えば、「核完全廃棄への明確な約束」を含む将来への核軍縮措置の履行状況が、2002年からの準備委員会で議論されることが公式に保証された。)④準備委員会議長は締約国と協議できる。⑤各準備委員会で審議された内容を議長が総括して次の準備委員会に送る。第3回ないし第4回準備委員会では、再検討会議に向けた勧告を含んだ全会一致の報告を生み出すよう努力する。再検討会議の議事運営手続きについても、第3回ないし第4回準備委員会で決定する。⑥再検討会議および各準備委員会で、NGOが発言するセッションが割り当てられる。(NGOの発言は、95年会議の議長の「閉会の辞」を受けて97年準備委員会から始まっているが、再検討会議の公式文書で明記されたのはこれが初めてである。)

■ 4. NGOのとり組み

1. NGOのプレゼンス

※84ページ参照。
※82ページ参照。

会議周辺でのNGOのとりくみは、「アボリション2000」※「中堅国家構想(MPI)※」「平和と自由のための国際婦人連盟(WILPF)」などなど、多様な形で広がった。ニュージーランドとカナダの政府の公式代表団の中には、MPIの運営委員が参加した。5月1日にはNACがNGOに対して、NACの作業文書の趣旨を説明し意見交換をする場がもたれた。NACの政府代表とNGO活動家との意見交換はその後もくり返された。WILPFのプロジェクトが主催する懇親会には、多数のNGO活動家にまじって、バーリ議長をはじめ、各国政府代表も顔を見せた。

2. NGOの意見表明

5月3日には、会議場でNGO15人による意見表明が行われた。テーマと発題者は以下の通りである。

※資料46(186ページ)に全文。

1. はじめに
   キャスリーン・サルビアン(ENDA:核時代のための行動的民主主義)
2. 開会の辞
   伊藤一長(長崎市長)※
3. 核軍縮
   ダニエル・エルスバーグ
4. 弾道ミサイル防衛
   リスベス・グロンランド(憂慮する科学者連盟)
5. 地域的拡散と普遍性:南アジア
   アチン・バナイク(MIND:インド核軍縮運動)
6. 地域的拡散と普遍性:中東
   リチャード・サルバドル(代読。太平洋諸島NGO協会)
7. 研究と開発
   ウィリアム・ピーデン(グリーンピース・インターナショナル)
8. 抑止論
   ジョナサン・シェル(『ネーション』研究所)
9. NPTと法
   ピーター・ワイス(IALANA:国際反核法律家協会)
10. 核エネルギーの「平和」利用
    アリス・スレーター(GRACE:環境のための地球資源行動センター)
11. 核時代の犠牲者としての健康と環境
    アレクセイ・ヤブロコフ(社会エコロジー連合)
12. 先住民の発言:平和利用がジェノサイドを生む
    ジャッキー・カトナ(グンジェーミ・アボリジニ法人)
13. ロシアからの視点:核兵器は廃絶できる
    レフ・フェオクチストフ
14. 人間の生存に対する科学者の責任
    アンドレアス・トウパダキス
15. 閉会の辞
    ラム・ラムダス提督(退役)(平和と民主主義のためのパキスタン・インド人民フォーラム)

※意見交換会は、翌週にも開かれた。

NGOの意見表明は、3時間の枠という点では過去3年間の準備委員会と変わらないものであった。終了直後に、小部屋で政府代表とNGOの意見交換会がもたれた。米国、英国、日本、オーストラリア、カナダ、スイスなどの政府代表が参加し、P5声明(5月1日)の評価などについて率直な意見交換をおこなった※。会議場でNGOのトップ・バッターとして「核兵器全面禁止条約の早期締結に向けて交渉を始めるべき」と力強く訴えた伊藤一長長崎市長は、意見交換会で「P5声明はきわめて不十分」と、日本政府代表とは異なる意見を明確に述べた。

伊藤市長はまた、11月17～20日に開催する「核兵器廃絶——地球市民集会ナガサキ」への参加を呼びかけた。「アボリション2000」は同集会を公式に支持することを決め、多くの活動家が参加の意思を表明した。

3. ミサイル防衛に強い関心

会議周辺ではNGO主催によるさまざまなワークショップが開催されたが、活動家の

※45ページ参照。

関心の多くは、米国の弾道ミサイル防衛（BMD）構想※に注がれていた。ミサイル防衛への懸念は、アナン総長の会議初日の演説によっても表明された。米国のNGOは、国土ミサイル防衛（NMD）実験（会議期間中は6月26日とされていた）に対する世界的な注目を呼びかけると同時に、配備決定がおこなわれるかも知れない時期に合わせて、10月7日を「宇宙の軍事化に抗議する国際行動デー」と設定している。日本と米国が共同研究を進めている戦域ミサイル防衛（TMD）とNMDの関連についての懸念も表明された。

4. 最終局面での議員への働きかけ

NACが要求した「核兵器の完全廃棄への明確な約束」の文言が、主要委員会Ⅰ（MC－Ⅰ）報告書に含まれて全体会議に送付されたとき、MPIやWILPFなどのNGOは、これを最終文書に残すように一斉に活動した。日本では、この件に関して議員への働きかけが行われた。MPIとピースデポが、ニューヨークの登誠一郎軍縮大使にその趣旨の要請書を出したのと呼応して、少なくとも4名の国会議員（民主3、国民会議1）が東京の外務省またはニューヨークの代表部に要請書を提出した。このほか、この問題は5月17日の衆議院安全保障委員会でもとりあげられ、辻元清美議員（社民）が、河野洋平外務大臣、山本一太外務政務次官を質した。

WILPFは、この「明確な約束」以外にも、将来の軍縮措置のうち鍵となるポイントをMC－Ⅰ報告書の中からピックアップして、これらへの支持が全世界から集中するよう、インターネットを駆使して呼びかけた。

5.「アボリション2000」、2000団体を突破

NPT会議最終日の5月19日、「アボリション2000」は記者会見を行い、5年前の再検討会議をきっかけに誕生したこのネットワークに賛同する全世界のNGOおよび自治体の総数が、95カ国から2,025団体になったことを発表した。「アボリション2000」は、「世界で3番目に大きなNGOネットワーク」と発表された。名称にある「2000」は、「2000団体の2000」という理解が生まれた。

「ミサイルをひまわりに」と題する請願署名は全世界から1,350万名を超え、4月27日、国連本部内にて、NPT会議のバーリ議長にひまわりの花束とともに届けられた。

■ 5. 評価

全会一致で採択された最終文書は、今後の核軍縮運動に役立つ内容の文献であり、その意味で会議は成功であった。しかし、本質的な前進とは言えず、運動は力量を強めることが求められている。とりわけ、日本の課題は大きい。日本政府の核軍縮外交は失敗した。かつて日本政府が持ち出した「究極的な核兵器廃絶」の文言は、攻撃され、打破された。最初から調停役を自任してハードルの低い提案をした日

本政府は、ほとんど省みられなかった。交渉は「新アジェンダ連合」と核兵器国を軸に進展し、日本は脇に置かれた。日本が公然と新アジェンダを支持すれば、結果はもっと前進していたであろう。

1. 質的な前進

(1) 完全廃棄の明確な約束

核軍縮の分野で注目すべき、質的な前進があった。

※資料14（128ページ）の第15節第6項参照。

まず第一に、核兵器国による「保有核兵器の完全廃棄を達成するという明確な約束」が行われた※。これは「新アジェンダ連合（NAC）」が作業文書の主文1で主張していたもので、核軍縮が前進するための基礎として、NACがもっとも重視していた文節であった。

先述の経過説明の通り、核兵器国（P5）とNACの交渉において、主文1は薄められた。もともと「保有核兵器の完全廃棄を達成するという明確な約束」の論理的帰結として、これからの5年間の「交渉の加速」があり、「段階的手段の実行」があるという内容であったが、最初の部分だけでも獲得することで、NACはギリギリの譲歩をした。

それでも、この文言が大きな意味をもつのは次のような理由である。

※72ページ参照。

日本政府が1994年の国連総会決議に提案し、1995年のNPT再検討・延長会議の決定文書（「原則と目標」）で使われ、それ以来日本政府が毎年の国連総会決議として使ってきた「核兵器廃絶の究極的な目標」という文言がある※。日本の市民も、この言葉に強く反発してきた。核兵器国は、保有核兵器の全面廃棄を永遠の未来に遠ざけることのできるこの言葉を重宝してきた。そして、その影で核兵器の質的改良の研究が続き、安保政策において核兵器への依存度を高めてきた。

核兵器国は、ほんとうは核兵器廃絶のことなど本気で考えていない、というのが、多くの市民や非核兵器の疑念として増幅していた。したがって、今回のNPT再検討会議では、冒頭から「究極的」を葬り、「あいまいさの残らない完全廃棄の明確な約束」を核兵器国からとりつける必要があった。それが、優先されるべき前提要求となったのである。間接的とはいえ、そして、被爆国日本に敬意を払って直接口に出さなかったとは言え、日本政府はまさに打倒すべき対象であったのである。

このように、完全廃棄の明確な約束を言わせたことは、将来への重要な礎石となる。しかし、獲得されたこの抽象的文言が具体性を発揮すべき部分が、削られてしまった不足をどう埋めるか、大きな課題が反核運動に残されている。

(2) 核兵器の役割の縮小

※資料14（129ページ）の第15節第9項の5。

第二の注目すべき大きな質的前進は、「安全保障政策における核兵器の役割を縮小する」ことを、核兵器国が認めたことである※。核兵器を、生物・化学兵器の抑止力として位置づけたり（米、NATO）、弱体化した通常兵力を補う核使用政策を採択したり（ロ）、核兵器の役割の拡大が目立ってきた。核軍縮が進むためには、核兵器の

役割を小さくする政策転換が不可欠である。実際には、立証の手段が明確にならなければ、効果をあげるのは困難であるが、考え方の転換として、平和運動にとって、やはり重要なステップとなる。

この項目は、単に核兵器国にかかわる問題ではなく、日本のような同盟国の安全保障政策にとっても課題を提示している。日本の「核の傘」政策は、紛れもなく核兵器の役割を拡大している一つの要素である。核兵器の安保政策上の役割を少なくするとは、日本の市民にとっては、非核三原則を法制化したり、東北アジアの非核地帯を設置したり、日米安保から少なくとも核兵器を排除したりすることである。

問題を核兵器国と非核兵器との同盟関係に一般化すれば、二国間、数カ国間の相互安全保障政策から、核兵器に依存しない協力関係に限定する議定書を付与する運動を起こすことも考えられる。非核憲法をもつフィリピンと米国のあいだの米比相互防衛条約にこのような議定書ができるのは自然なことではないだろうか。

(3) 全面軍縮との分離

第三の注目すべき質的前進は、核兵器の全面廃棄が、「全面かつ完全軍縮」の目標と明確に分離されたことである※。

※資料14(128〜9ページ)の第15節第11項、12項、6項)。

世界が、核兵器に限らず「全面かつ完全軍縮」に向かうよう、さまざまな国際安全保障の機構や諸条件を整えていくことは、もちろん21世紀人類の目指すべき課題である。しかし、これらが整わなければ核兵器の廃絶はできないという論理が、しばしば核兵器国や一部の国際学者のあいだで行われてきた。これは、より困難な目標に従属させて、核軍縮を遅らせる意図にも利用された。

NPTに関連しては、第6条が、「核軍縮の効果的措置の交渉」と「全面的かつ完全な軍縮に関する条約の交渉」とを並記しているため、完全核軍縮は全面的完全軍縮条約をもって実現するという議論を、いっそう誘う側面があった。

しかし、今回の最終文書でNPT体制としては、この二つを完全に分離し、核兵器廃絶を先行させることが明確になった。つまり、11項で軍縮の最終目標として「全面かつ完全な軍縮」を分離して掲げ、核兵器に関しては6項で完全廃棄を明確に約束し、12項で国際司法裁判所(ICJ)の勧告的意見を参照することによって、核軍縮条約の締結を目標としたのである。

※資料14(128ページ)の第15節第5項。

その他にも、「核軍縮などの不可逆性の確認」※や「核兵器能力などの透明性の増大の要求」など質的に重要な意味をもつ前進が勝ちとられている。

2. 日本の貢献

(1) FMCTに期限

残念なことに、上述したような今回のNPT再検討会議での成果の中心となるべき質的な前進に、日本政府は何一つ関与していない。すべてが、NACの作業文書から発生し、NACとP5の交渉のなかで合意されていった。日本政府の出る幕はなかった。

※資料13−1(126ページ)に全文。

日本政府が今会議にオーストラリアと共同で提案した8項目※の内容はきわめて保守的であった。

このなかで唯一、日本の貢献を指摘できるのは、兵器用核分裂物質の生産禁止条約(FMCTまたはカットオフ条約)に関してである。FMCTにおいては、NACの提案と日本の提案が補い合っていい結果をもたらした。

※資料14(128ページ)の第15節第3項。

最終文書において、FMCTには二つの重要な要素が含まれている※。「核軍縮および核不拡散という両方の目的を考慮」することを求めている点と、「5年以内に妥結する見通し」と期限に言及している点である。前者は、NACの要求、後者は日本の要求から最終文書に入った。FMCTの交渉が始まったときに直面する最大の問題は、既存の核分裂物質の扱いである。将来の生産禁止のみを定めた条約であれば、すでにあり余る核分裂物質をもっている米国など先進核兵器国は何の痛みも感じない。核拡散を抑える効果はあっても核軍縮の効果はない。NACは、この点を主張した。

また、日本政府は、遅くても2005年のNPT再検討会議までに、条約の成立を求めた。その結果、期限問題が、最終文書に盛り込まれた。最終文書では、表現が薄められる結果になったが、日本の貢献が指摘されるべきことに変わりはない。最終表現の解釈については、ジュネーブ軍縮会議(CD)との関連で後述する。

(2) 日本要求より高水準の合意

日本の8項目の要求のほとんどが最終文書に盛り込まれたということで、日本の外交は成功したという議論があるが、それはあまりにも誤った印象を市民に与える表現である。

FMCT以外の項目は、日本もなにがしかの貢献をしたとは言えても、日本が積極的な貢献をしたとは言えない。それどころか、8項目のうちの2項目に関しては、日本より強い要求がNACなどから出され、それに近い水準で合意が成立している。つまりは、日本の要求は水準を低くする役割を果たしたとも言えるのである。

現在、米ロ間の核兵器削減交渉(START)があるだけで、それ以外の核兵器国を含めた軍縮交渉のテーブルは存在しない。最終文書は「すべての核兵器国」を「適切な早い時期」に軍縮プロセスに組み入れることを求めている※が、日本はこれまで国連総会決議の内容についての米国などとの折衝経過があり、「すべての」や「早い時期」を提案することができなかった。NACなどの要求によって日本提案の上を行く内容が盛られたのである。

※資料14(129ページ)の第15節第9項の6。

また、最終文書で「CDにおいて核軍縮を扱う任務をもった適切な下部機関」の設置が要求された※。これは大きな成果であるが、日本の要求ははるかに弱く、「CDにおける多国間の議論」を求めたに過ぎない。NACなどの要求が実った。

※資料14(128ページ)の第15節第4項。

(3)根本路線の失敗

再検討会議終了後の5月21日の談話で河野洋平外務大臣は、「核兵器国に対して対立的姿勢で臨むのではなく、核兵器国との信頼関係に基づき核軍縮措置をねばり強く求めていく」というアプローチが、今回の会議で「有効性を証明した」と述べている※。いったい、今回の再検討会議のどこからこんな結論が出てくるのだろう。

※資料15(129ページ)参照。

外務省と市民団体の最近の対話のなかでも、「NACのやり方では核兵器国と接点を作れない。日本のアプローチはそうではない」と説明されてきた。

しかし、今会議は、この認識が誤りであることをはっきりと立証することになった。

前述の経過で明らかなように、核兵器国は、日本を放っておいてNACを交渉相手として非公式会議を重ねた。そして、核軍縮措置の基本は、NAC対核兵器国の交渉で作成された。そこにおいて、日本がまったく手をつけなかった質的前進を勝ちとり、個別課題でも日本よりも高水準の合意を生み出した。

真摯に核軍縮について主張することは、「核兵器国との信頼関係」を壊すことにならないのである。

また、日本は最初から調停役を自任し、ピースデポなど日本のNGOはそれを批判した。実際には前述のように、NAC対核兵器国の調停役はノルウェーに依頼された。諸要素が背景にあったであろうが、日本はあまりに米国に気兼ねをしているので、調停役にはなれないという側面を否定できない。

3.CD委託の課題

今回合意された核軍縮措置のいくつかは、ジュネーブ軍縮会議(CD)に委託する内容になっている。

まず、FMCTの条約交渉がCDに委託された。CDの議事運営は全会一致方式であり、かつ、毎年のCDで作業プログラムに合意してから協議が開始される。毎年、この段階で参加国の主張の調整がつかず、CDは空転するのである※。

※51ページ参照。

中国は、米国の国土ミサイル防衛(NMD)や同盟国を巻き込んだ戦域ミサイル防衛(TMD)を議論する「大気圏外での軍備競争の防止(PAROS)」に強い主張を展開してきた。FMCTを優先議題とするという合意があっても、PAROSのようなそれ自身は正当な緊急課題とセットにして議論されるたときに、全会一致の合意となるかどうかは楽観を許さない。

さらに、5年以内という期限も、2005年という文言から後退して合意された文言であるという経過を考えると、交渉開始から5年という解釈ができる。

「核軍縮を扱う適切な下部機関」のCD委託も同様な問題をかかえている。こんどは、米国などの抵抗が予測される。

いずれも、今後の強力な外交が必要である。

4.「約束」の実行へ――日本市民の課題

(1)草の根の声の発信

核軍縮問題で、日本の反核運動の課題が山積していることを痛感する。

言葉(言語)の問題がどうしてもつきまとうが、日本の反核世論がもっともっと会議場周辺に登場する必要がある。

さしあたり、文書でよいと思う。会議場での議論に噛み合った内容で、被爆の実相に基づく反論、日本の世論や日本政府の意見の紹介など、しっかりした文献が登場すれば、多くの国の代表やNGOに小なからぬ影響を及ぼすであろう。そのためには、日ごろから、情勢をとらえた討論を蓄積することが必要である。

登誠一郎軍縮大使とピースデポがニューヨークで面会したとき、大使が日本に帰国したときにNGOとラウンドテーブルを持つことを快諾した。一つの機会として活用できるであろう。

(2)議員の登場が不可欠

核軍縮に関する日本の状況を考えたとき、市民団体と外務省との対話は一定の前進があった。これは最近の努力の貴重なたまものであり、今後も発展させる必要があることは言うまでもない。

いっぽう、国会議員のとりくみが他国に比べて弱いという現状が克服される必要がある。NPT再検討会議をまえに、ニュージーランド、オーストラリア、オランダ、ドイツなど、多くの国で議論があり、決議があがった。これからの日本のNGOの課題として、議員や政治家の積極的な関心をいかに作り出すかが課題となる。

それとの関連では、非核自治体、地方議会、各地の市民団体が果たすべき役割の重要さを改めて認識する必要がある。

(川崎哲、梅林宏道)

第3章
核軍縮:1999のキーワード

A. 外交交渉における課題

1. 東京フォーラム報告

1999年7月25日、国際専門家会議「核不拡散・核軍縮に関する東京フォーラム」※は、一年間計4回の会合を受けて、報告書「核の危険に直面して――21世紀への行動計画」を発表した。その特徴は以下の通りである。

※インド、パキスタンの核実験を受けて、小渕外相(当時)が国際会議招集の意向を発表し、外務省が準備を進め、98年8月に発足した。広島平和研究所(広島市立大学)と日本国際問題研究所(外務省の外郭団体)の二団体が主催し、5核兵器国、インド、パキスタンを含む各国から約20名の専門家が個人の資格で参加した。参加者リストは資料4(108ページ)。報告書全文は広島平和研究所のホームページで読める。(http://serv.peace.hiroshima-cu.ac.jp/)。そのうち第5部「主要提言」を資料3(105~7ページ)に掲載した。明石康、松永信雄共同議長は報告書を、7月26日に小渕首相に、8月4日にアナン国連事務総長に手渡した。林暘軍縮大使は報告書を、ジュネーブ軍縮会議(CD)で公式に発表した(CD/1590、99年8月16日付文書)。

(1)報告書の一番の特徴は、現在の国際環境の危機的状況、とりわけ大国間(米・中・ロ)の緊張や地域安全保障環境(南アジア、中東、東北アジア)の複雑化を強調したうえで、現状の悪化をふせぐための現実的措置の提案を行おうとしたことである。これに対して「提案内容に新味がない」、「核軍縮を前向きに切り開く展望に欠ける」などの批判が出されている。

(2)そうした中でも注目を浴びた提案がいくつかある。①米ロの戦略兵器削減過程であるSTARTⅡとⅢを一体化させて、配備された戦略核弾頭を各1,000発まで削減する(主要提言4)※、②核不拡散条約(NPT)を強化するため、常設事務局と協議委員会を設置する(主要提言1)、③非配備核兵器と戦術核兵器を削減する(第4部第16~18節)、④新アジェンダ連合とNGOの役割を評価する(第4部第27節)、など。

※STARTについては、48ページ参照。

(3)主催者や参加者の政治的背景が反映された問題も多い。インド、パキスタンに厳しい態度を貫いた※ことは評価されるが、米国のミサイル防衛に対しては、ゆるやかな対応をした。ミサイル防衛構想のはらむ問題は認識しつつも、これを進める日米同盟関係を損ねないように「ミサイル防衛の配備は慎重にせよ」(主要提言10)との表現にとどまった。ミサイル防衛を批判する中国からの参加者は、この項目に同意しなかったことが序文に明記されている※。

※主要提言11参照。インドからの参加者は、これを不満として後半の会合から欠席した。

※このほか中国からの参加者は、中国が名指しで批判された核分裂物質生産禁止、透明性(情報公開)、ミサイル配備禁止、保有核兵器削減などについて同意しなかった。

(4)「核兵器のもつ唯一の機能は、核の使用を抑止することである」(第4部第5節)として、核抑止の対象を核兵器に限定し、生物・化学兵器への抑止機能を否定した。他方、核兵器の第一使用(先制使用)※について「他の大量破壊兵器の使用を促すことにならない限り有益」(第4部第15節)と述べ、ここでは生物・化学兵器への抑止機能を容認するという、矛盾に陥っている。

※原語は「First-Use」。これまで核戦略で「Preemptive strike」が「先制攻撃」と訳されてきたが、これとは概念が異なる。そこで、本書では「第一使用」の訳を用いる。

(5)触れられなかった重要な問題がある。まず、被爆国日本が主導したにもかかわらず、核軍縮に被爆国が果たすべき役割についてはまったく考慮されなかった。核兵器を国際法違反とする国際司法裁判所の勧告的意見※にも触れていない。東北アジア地域については、朝鮮民主主義人民共和国(北朝鮮)の核・ミサイル関連の活動中止を求めている(主要提言13、9)だけで、日本の「核の傘」の問題や、地域全体での非核地帯構想などは、言及も発想もしていない。

※資料1(100ページ)参照。

2. 米ミサイル防衛の暗い影

米国内政治によって世界的な核軍縮が阻まれている最大の要因の一つは、弾道ミサイル防衛(BMD)配備計画※である。たとえば、BMDは米国上院でCTBTが否決される(99年10月)政治力学の一つとなった。1999年1月、米国共和党の強硬派議員で上院外務委員長のジェシー・ヘルムズ上院議長が、「今年の上院はNMDへの道筋をつけたい。政府がABM条約※の新議定書を提出しなければ、上院は大統領が望むCTBTを取り上げない」と、BMD推進に弱腰のクリントン大統領に迫った※のは、その前触れであった。

※飛んでくる敵弾道ミサイルをミサイルで迎撃するシステムで、旧ソ連やロシアでは戦略的防衛ミサイルとして核兵器を使用してきた。米国の現構想のBMDは、非核兵器である。現在、計画されているミサイル防衛には国土ミサイル防衛(NMD)と戦域ミサイル防衛(TMD)(73ページ参照)がある。

※対弾道ミサイルシステム制限条約。

※「ウォール・ストリート・ジャーナル」1999年1月25日号

BMDの本格開発には、冷戦時代に作られ今なお米ロ間の戦略バランスの一部をなしているABM条約の破棄ないし改訂をしなければならない。1972年のABM条約では、米ロとも一定の条件のもとにABMシステム配備を2カ所に制限することに合意した。さらに76年議定書によって、1カ所に制限を強めた。これが米ロが戦略兵器削減交渉(START)プロセスによって、核兵器を削減するときの重要な枠組みとして機能してきた。

クリントン政権は、1997年に「3+3計画」※と呼ばれるNMD配備計画を採択した。その後、議会の圧力と1998年7月の「ラムズフェルド報告」※、同8月末の朝鮮民主主義人民共和国(北朝鮮)のテポドン発射などが、NMD計画を加速させた。

※2000年までの3年にNMDの開発を完了し、もし配備の決定がなされれば、さらに3年をかけて配備をする(最短2003年)、というもの。

※1997年の米国防諮可法によって任命されたロナルド・ラムズフェルド元国防長官を議長とする「米国に対する弾道ミサイルの脅威評価委員会」が作成した報告書(1998年7月15日)。北朝鮮とイランのミサイル計画の急進展を警告した。

1999年1月20日、コーエン米国防長官はABM条約の破棄をもにおわせながら、議定書の再交渉方針を明らかにした※。米国のNMD推進法が、99年3月17日上院で、3月18日上院で可決し成立した。NMDのミサイル迎撃実験は、19回予定されているが、2000年5月末までに2回の実験が行われたに過ぎない※。3回目の実験は、延期され今のところ6月下旬に予定されている(再延期で7月7日予定)。予想通り、技術開発の深刻な遅れを露呈しているが、クリントン政権は2000年中の配備決定の方針を変えていない。

※2000年1月、ABM条約を改定する議定書(案)が、米国からロシアに提出された。その内容がリークされ、「ブレティン・オブ・ジ・アトミック・サイエンティスツ」が4月28日に公表した。議定書案は、アラスカに100発の迎撃ミサイルとレーダーを配備する、第一段階の薄いNMD配備に対応する内容であるが、2001年3月1日以後にさらなる改訂を申し出ることができる条項を含んでいる。

※第1回(99年10月2日)は成功、第2回(2000年1月18日)は失敗、と報じられた。しかし、後に1回目の実験の成功にも疑義が出されている。

※48ページ参照。

2000年5月4日、NMD問題は、さらに直接的な法的な形での米ロ核軍縮の障害物となった。ロシア議会の第二次戦略兵器削減条約(STARTⅡ)批准決議※がそれである。その9条は、97年9月に米ロ間で調印されたNMDとABM条約に関する一連の「継承と線引きに関する協定」※が、米国で批准されなければ、STARTⅡの批准書の交換をしてはならないと定めている。

※1997年9月26日に調印された協定には、「ABM条約に関する了解覚書(条約継承問題)」「ABM条約に関する合意声明1(ABMから除外される迎撃ミサイル―低速TMDについて)」「ABM条約に関する合意声明2(ABMから除外される迎撃ミサイル―高速TMDについて)」「戦略弾道ミサイル以外のミサイルに対抗するシステムについての信頼醸成措置に関する合意」がある。

※51ページ参照。

中国は、ABM条約の当事国ではないが、NMDが配備された場合、それに打ち勝つために核兵器の増強を決定する可能性が強い。かつ、中国をミサイルの多弾頭化に決定的に追い込んでしまうであろう。中国はジュネーブ軍縮会議(CD)などの場で、BMD禁止を強力に主張している※。

3.　新アジェンダ連合の活躍

核兵器国に対して核廃絶の誓約と核軍縮の実行を求める非核国連合「新アジェンダ連合（NAC）」（ブラジル、エジプト、アイルランド、メキシコ、ニュージーランド、南アフリカ、スウェーデン）は、1998年6月の発足から、2000年のNPT再検討会議に至るまで、国際的核軍縮交渉をリードし続けてきた。

NACは、98年6月の共同外相声明※で発足し、その後、98年12月には国連総会で核軍縮決議（「新アジェンダ決議」）を採択させ、99年5月には第3回NPT準備委員会で共同声明※を提出し、99年12月に国連総会で二度目の「新アジェンダ決議」を採択させた※。そして、2000年4～5月のNPT再検討会議では初日に作業文書※を提出し、それを基に核兵器国との協議を続け、会議の最終文書の土台を築いた※。

※資料6（111～2ページ）に声明全文。このときはスロベニアが参加していたが、米国の圧力により、その後撤退した。

※資料7（113～5ページ）に全文。

※資料16（130～2ページ）に全文。資料19（136ページ）に投票結果。

※資料8（116～7ページ）に全文。

※協議経過の詳細は第2章参照。

NACの核兵器国に対する主張に貫かれているのは、第一に、核廃絶への明確な政治的意志を表明せよと求めていること、第二に、核軍縮の具体的な措置を提案し実行を迫っていることである。この2つの原則を堅持しつつ、実際には柔軟な譲歩をおりまぜながらNACは交渉を進めてきた。

政治的意志表明に関しては、99年の新アジェンダ決議は、迅速かつ全面的な核兵器廃棄の「明確な約束」を求めるという表現で、前年の「明確な誓約」の表現をやや緩めた。2000年NPT再検討会議では、冒頭からこの「明確な約束」を強く要求し、長く激しい協議の末、交渉加速や段階的措置実行の約束の表現を落とすという妥協の上に、「核兵器国は保有核兵器の完全廃棄を達成するという明確な約束を行う」との言質を勝ちとった※。

※資料14（128ページ）の第15節第6項。

核軍縮措置に関しては、99年の決議や2000年NPT再検討会議の作業文書で、①安全保障政策における核兵器の役割の縮小、②戦術核兵器の削減、③警戒態勢解除および核弾頭の運搬手段からの分離、④5つの核兵器国すべてによる核軍縮交渉などを求めた。これらの要求は、NPT再検討会議の最終文書にほぼ盛り込まれた※。NACが発足当時に掲げていた第一不使用（先制不使用）要求は、その後の文書の中ではあいまいな表現に薄められた。

※ただし、③の警戒態勢解除については、「核兵器システムの作戦上の地位低下」という抽象的表現に変えられた。資料14（129ページ）の第15節第9項の4。

※82ページ参照。

NACの外交官は、「中堅国家構想」※などNGOとの意見交換を続けてきた。その信頼関係の中で、NGOは国連総会やNPT再検討会議でNACを強く支持するキャンペーンを国際的に展開した。その結果、核兵器国にとってNACは無視できない存在となったため、NPT再検討会議で核兵器国はNACを交渉相手として選ばざるを得なかった。

4.　包括的核実験禁止条約（CTBT）の現状

1995年に行われたNPT再検討・延長会議で約束された、「いかなる核兵器の実験的爆発やその他のいかなる核爆発も禁止する」包括的核実験禁止条約（CTBT）は、96年9月10日に第50国連総会で賛成158、反対3、棄権5と圧倒的多数で採択された。しかしそれから3年以上経過した現在でも発効していない。CTBTは、第14条第1項で原子力技術を持つ44カ国を特定し、それらの国が批准することを発効の条件にしていて、それが満たされていないからである。

2000年5月31日現在、155カ国が署名し56カ国が批准している。第14条の44カ国のうち、インド、パキスタン、北朝鮮を除く41カ国が署名し、28カ国が批准を終えている※。日本は44カ国のなかでは最初に批准した。

※ロシアは、2000年5月27日に国内での批准手続きを終えているが、5月31日現在批准書を寄託していないのでこの数に含まれていない。

条約が署名のために解放されてから3年を経ても発効しない場合には、批准している国の過半数の要請で、国連事務総長が条約の発効を促進するための会議を招集する、と定められている（第14条第2項）。これにしたがい、99年10月6日から8日にかけてウィーンで、「CTBT発効促進会議」が開催された。会議には92の批准国および署名国と、パキスタンを含む未署名4カ国が集まった。日本は議長国を務めた。会議は最終宣言の中で、間接的ながらもそれとわかる表現で、インド、パキスタン、北朝鮮に署名と批准をよびかけ、また核兵器国で批准をしていない米国、ロシア（当時未批准）、中国に早期批准を呼びかけた※。

※いまだに発効の見通しが立っていないので、2000年ないし2001年に次の会議が行われる可能性があるが、決定はされていない。開催の決定には、前回の議長国をつとめた日本が一定の役割をもっていると言われる。

その直後の1999年10月13日、米国上院はCTBT批准を否決し、条約発効過程に大きな打撃を与えた※。発効促進会議の議長をつとめた同盟国日本は、面目を失った。他方、2000年NPT再検討会議直前の4月21日、ロシア下院は、START II 批准※（4月14日）に続けて、賛成298、反対74、保留3という大差でCTBTの批准承認を可決した。

※米上院否決の理由については60ページ参照。

※48ページ参照。

しかし米国、ロシアの政治指導層の批准賛成意見では、核爆発実験の禁止が核兵器の信頼性、安全性を損うものではないことが強調されていて※、この点では核兵器の信頼性、安全性確保に核実験が不可欠と考える批准反対派と根本的な意見の相違はほとんどないのである。こうした考えに従って未臨界核実験などの非爆発性の核実験※が続行され、核軍縮過程に貢献するというCTBT前文の趣旨をゆがめている。

※資料22（139ページ）参照。

※61、62ページ参照。

1998年5月に核実験を行ったインド、パキスタンは「CTBTに署名の用意はある」と何度か表明しているが、具体的な動きはいまだにない。

CTBT機関準備委員会（CTBTO、ウィーン）が設立され、核実験に対する国際監視制度（IMS）の確立などのために活動している。

5.　第2次戦略兵器削減条約（STARTⅡ）：ロシアが批准

第二次戦略兵器削減交渉（STARTⅡ）※について、2000年春に重要な前進があった。核不拡散条約（NPT）再検討会議が始まる直前の4月14日、ロシア下院（ドゥーマ）がSTARTⅡ批准決議を承認した。続いて4月19日に上院が承認したことを受けて※、5月4日、プーチン大統領が正式に批准決議に署名した。しかし、批准決議には、いずれも1997年に調印されたSTARTⅡの議定書（下記参照）やABM条約の諸協定※の米国による批准手続きが完了してから批准書の交換を行うなど、厳しい付帯条件がつけられており、STARTⅡ発効はまだ、見通しが立っていない。

米国とソ連の間の戦略兵器削減交渉（START）は1982年に始まった。そして冷戦終結という歴史の流れの中で合意し、1991年に調印した。これが第一次戦略兵器削減条約（STARTⅠ）である。しかし、調印後数ヶ月でソ連が解体して、その核兵器がロシア、ウクライナ、カザフスタン、ベラルーシに分散された。そこで92年5月、5カ国が集まりリスボン議定書に合意し、94年12月、STARTⅠは発効した。兵器削減の履行期限は2001年となる。

第二次戦略兵器削減交渉（STARTⅡ）は交渉開始から一年足らずで93年1月に調印された。その内容は、2003年までに米ロとも戦略核兵器の弾頭数を3,000～3,500発まで削減すること、その際に陸上配備の多弾頭（MIRV）ミサイルを廃止し、潜水艦発射弾道ミサイルの弾頭数は1,700～1,750発に削減するなど、である。批准に対する両国の議会の抵抗は強く、調印してから3年たった96年1月になってやっと、米国上院がこれを承認した。

ロシア議会はSTARTⅡの批准に強い抵抗を示し続けた。それには、①単弾頭ミサイルへの転換に要する費用負担、②ABM条約に違反する米国のミサイル防衛構想※、③北大西洋条約機構（NATO）の東方拡大とユーゴスラビア空爆、などの要因があった。クリントン、エリツィン両大統領は、97年3月、ヘルシンキで会談し困難打開への合意に達した※。ヘルシンキ合意に基づき、97年9月26日、ニューヨークで、ABM条約の枠組みを壊さないための諸協定（5カ国協定）※、廃棄する運搬手段の廃棄実行期限を遅らせる（2003年から2007年へ）ことなどを含むSTARTⅡの議定書などが調印された（米国のオルブライト国務長官とロシアのプリマコフ外務大臣が署名）。議定書の交換公文では、STARTⅡで廃棄すべき運搬手段を2003年12月末までに退役させることを確認した。

ヘルシンキ合意では、STARTⅡ発効後、ただちに米ロ間でSTARTⅢ※に向けた交渉を開始することが合意された。99年8月、専門家の予備会談が行われた。

※STARTの最後のTはTalk（交渉）のTであったが、条約が成立したときには、Treaty（条約）のTと解される。

※下院の投票は賛成288、反対131、棄権4、また上院の投票は賛成122、反対15であった。

※ABM条約は対弾道ミサイルシステム制限条約。97年の諸協定に関しては、45ページ参照。

※45ページ参照。

※核戦力に関するヘルシンキ共同声明の全文は、『核軍縮と非核自治体・1998』の資料1にある。

※45ページ参照。

※STARTⅢは、2007年までに米国もロシアも核弾頭を2,000～2,500発まで減らせることを主な内容とする。プーチン大統領は、これを下回る1,500発への削減の用意があると、2000年4月に表明した。

6.　国際的非核地帯：中央アジアで交渉進展

新しい国際的非核地帯として、中央アジア非核地帯の設立の可能性が注目されている。二度にわたって札幌市において、国連軍縮局・国連アジア太平洋軍縮センターが主催して、条約草案検討会議が行われた※。日本政府が受け入れ国として、資金面などで協力している。条約を構成するのは、キルギス、カザフスタン、タジキスタン、トルクメニスタン、ウズベキスタンの5カ国であるが、99年会議にはトルクメニスタン、タジキスタンが参加せず、2000年会議には、トルクメニスタンのみが参加しなかった。しかし、5カ国が非核地帯を支持し、めざしているという立場に変化はなく、2000年5月5日、核不拡散条約（NPT）再検討会議において、5カ国は意思を再確認する作業文書を提出した。

国際条約によって地球の一定地域を核兵器の保有、使用などを法的規制力をもって禁止する地域が国際的非核地帯である。1967年にラテンアメリカ非核地帯が設立されたのが最初の例であった。

1996年4月にアフリカ非核地帯条約が調印されたことによって、南半球のすべての陸地と海のほぼ三分の二の非核化が、このような非核地帯として宣言された。ラテンアメリカおよびカリブ非核地帯条約（トラテロルコ条約、調印1967年2月14日、発効68年4月22日）、南太平洋条約（ラロトンガ条約、調印1985年8月6日、発効86年12月11日）、東南アジア非核地帯条約（バンコク条約、調印19 95年12月15日、発効97年3月27日）、アフリカ非核地帯条約（ペリンダバ条約、1996年4月11日、未発効）という4つの国際的非核地帯条約と南極大陸条約（調印1959年12月1日、発効61年6月23日）によって実現した状況である。ブラジルは、これらの条約がカバーする地域と周辺海域を含めることによって南半球非核地帯化条約に発展させることを、1997年以来国連で提案している。

アフリカ非核地帯条約はまだ発効していない。2000年4月29日時点で、50カ国が調印し、うち12カ国が批准を済ませた。条約の発効には28カ国の批准が必要である。アフリカ統一機構（OAU）事務局長の説明によれば、批准の遅れは主として各国の法的手続きのちがいによる。東南アジア非核地帯では、核兵器保有国が議定書に未署名である。99年7月、中国が議定書署名に原則同意したことが伝えられたが、その後の進展はなかった。調印すれば、核兵器国として最初の調印国になるはずであった。

これらの他に、中東非大量破壊兵器地帯、南アジア非核地帯、南北朝鮮や日本を含む東北アジア非核地帯※、東方に拡大するNATO加盟国を含む中央・東ヨーロッパ非核地帯などが議論されている。

※第1回は1999年10月5日～8日、第2回は2000年4月3日～6日。

※日本政府は一般論として「非核地帯拡大」を訴える外交政策をとりながら、東北アジア非核地帯は時期尚早として否定している。東北アジア非核地帯の具体的提案については、たとえば岩波ブックレット「アジア米軍と新ガイドライン」（梅林宏道、98年10月）参照。

7. 国連第一委員会の論争

1999年の第54国連総会第一委員会(軍縮)で審議された核軍縮関連の決議案のうち重要なものは3つある。新アジェンダ決議案(新アジェンダ連合提案)※、国際司法裁判所(ICJ)勧告的意見のフォローアップ決議案(マレーシア提案)※、究極的核廃絶決議案(日本など提案)※である※。

(1)新アジェンダ決議は、前年と比べて表現はやや緩めつつも、核兵器国による核兵器の早期完全廃棄の明確な約束の要求を中心に据えた。その上で、戦術核の削減や警戒態勢解除などの暫定的諸措置の実施の時期について若干表現を緩めたほか、ABM条約(対弾道ミサイルシステム制限条約)の重要性を明記するなどの変更を加えた。前年に棄権した国々が賛成に回るようさまざまな働きかけがNGOによって行われたが、投票行動の流動化は起こらず、前年とほぼ同じ結果となった※。

中国は棄権し、他の4核兵器国は反対した。米国は「新しいアジェンダ(課題)は必要でない」とし、フランスは自国の安全保障を追求する権利を否定するものだと攻撃した。英国は、核軍縮の速度が遅いとのいらだちに同感すると述べた。「最高レベルの考慮の結果」棄権したカナダは、今年の文案は改善されており文面に棄権理由はないが、核兵器国を含むより幅広い支持基盤を作る必要があると述べた。やはり棄権した日本やオーストラリアは、決議の目標には同意するが、核兵器国への懐疑を含む内容に同意できないとした※。

(2)ICJフォローアップ決議案は、前年とほとんど同じ内容で「核兵器禁止条約への交渉を2000年内に開始する」ことを求めた。「核軍縮交渉を完結させる義務」についての部分投票では米ロ仏が反対※、英国などが棄権し、中国や日本を含む大多数が賛成した。「2000年内の交渉開始」についての部分投票では、米ロ仏英などが反対※、日本などが棄権、中国は投票に参加しなかった。

(3)究極的核廃絶決議は、「1995年のNPT再検討・延長会議での決定と決議を再確認し、2000年再検討会議において更新された目標に合意するよう努力する」とした部分が論争点になった。フランスは、2000年会議で新しい目標を作るという考え方に反対した。新アジェンダ連合は逆に、95年の決定の「再確認」では不十分であり「完全履行」が必要であるとして、日本提案の消極性を批判した。結果としてこの部分投票について、フランスが反対、新アジェンダ連合諸国および米ロは棄権、英国は賛成した。中国はこの部分投票に参加しなかった※。決議全体については、例年通り反対は0だが、ミサイル防衛への批判が欠けているとの理由からロシア、中国、フランスなどが棄権した※。

※A/C.1/54/L.18

※A/C.1/54/L.43

※A/C.1/54/L.9/Rev.1。他の共同提案国は、ベルギー、クロアチア、モンゴル、オランダ。

※それぞれについて、本会議で採択された決議全文と本会議での投票結果を資料に掲載した。
新アジェンダ決議:資料16(130〜2ページ)
ICJフォローアップ決議:資料17(133〜4ページ)
究極的核廃絶決議:資料18(134〜5ページ)
本会議での投票結果:資料19(136ページ)。

※本会議の結果は、前年と比べて、アルジェリア、クロアチア、ホンジュラス、マーシャル諸島、タジキスタンが棄権から賛成に回り、チェコ、ラトビア、リトアニア、スロバキア、トルコが反対から棄権に回った。逆に、アゼルバイジャンが賛成から棄権に回った。
消極的安全保証(「NPTに加盟している非核兵器国」に対して、核兵器を使用・威嚇しないと保証すること)に関する部分投票で、NPT未加盟4カ国が棄権したほか、韓国が、委員会で棄権し、本会議では投票に参加しなかった。

※日本の棄権については、68ページ、資料35(169〜170ページ)参照。

※フランスは委員会ではこの部分投票に参加せず、本会議で反対した。

※ここでも、フランスは委員会ではこの部分投票に参加せず、本会議で反対した。

※この部分について、日本政府は「「更新された目標」とは、95年の決定に置き換えるようなものを意図したわけではなかった。その点が誤解された」と話している。
※72ページ参照。

8. 機能麻痺のジュネーブ軍縮会議(CD)

ジュネーブ軍縮会議(CD)※が1999年に行った唯一の具体的な決定は、エクアドル、アイルランド、カザフスタン、マレーシア、チュニジアの5カ国を参加国に加えたことである(99年8月5日)。これによってCD参加国は66カ国となった※。

核軍縮など国際的軍縮議題を恒常的に扱う唯一の多国間交渉の場であるにもかかわらず、1999年一年間と2000年会期の前半まで※の間は、ほぼ機能麻痺の膠着状態が続いてきたと言ってよい。膠着の原因は、3つの主要課題の絡み合いにある。それは、FMCT(兵器用核分裂物質生産禁止条約)※、大気圏外の軍備競争の防止(PAROS)、核軍縮の3つである。

まず、米国など西側核兵器国と同盟国は、FMCTの交渉開始、そのための特別委員会の設置が最優先であると主張する。これに対して中国は、米国の進めるミサイル防衛構想※に反対する立場から、PAROSについて、条約交渉権限をもった特別委員会の設置を、99年3月より提案している。非同盟運動(NAM)諸国は、核軍縮について、核兵器禁止条約を含む段階的プログラムの交渉権限をもった特別委員会の設置を、99年2月より提案している。米国は、ミサイル防衛や核軍縮がCDで扱われることを拒絶する。中国は、PAROSが進まなければFMCTには応じないとする。CDが全会一致原則を採用しているために、議論はこれ以上先に進まない※。

CDは毎年、まず議題を採択し、続いて、委員会の設置やコーディネーターの任命などの「作業プログラム」の審議に入る。この作業プログラムの審議にほとんどの時間が費やされ、結局99年は作業プログラムについて何ら合意のないまま会期を終えた。

この膠着を打開するために、CDの議長※が妥協案を提示したり会期と会期の間の非公式協議を調整したり努力してきた。FMCTの特別委員会を設け、PAROSと核軍縮の作業班を設けるデンブリ議長(アルジェリア)案(99年6月)や、3つについて特別作業班を設けるクライド議長(オーストリア)案(2000年1月)、その他専門コーディネーターの任命や議長声明という形で膠着打開をはかる案などが出されたが、いずれも実を結んでいない。

NPT再検討会議の最終文書は、CDに対して、FMCTの交渉開始と核軍縮を扱う下部機関の設置を求め、まずはそのための作業プログラムの合意を求めた※。これがCDに前向きな影響を与えることが期待される。核軍縮の下部機関に関しては、「情報と意見を交換するための作業班」というNATO5カ国提案※に核兵器国も同意するとの見方もあるが、いっぽうで「それでは権限が弱すぎる」との批判もある。

※CDは、7〜9週間の会議を一年間に3会期開く。1979年より設置されており、日本は当初より参加している。

※ただし、ユーゴスラビアとコンゴ(旧ザイール)の2カ国は欠席の状態にある。

※2000年のCD日程は、第一会期:1月17日〜3月24日。第二会期:5月22日〜7月7日。第三会期:8月7日〜9月22日。

※52ページ参照。

※45ページ参照。

※東京フォーラムはCDの全会一致制をやめるよう勧告した。資料3(107ページ)第15項。

※国名のアルファベット順に通常4週間交代。

※資料14(128ページ)の第15節第3項、第4項参照。

※ベルギー、ドイツ、イタリア、オランダ、ノルウェーの共同提案。1998年2月2日、CD/1565。

9.　FMCT（カットオフ条約）交渉の停滞

※高濃縮ウランやプルトニウムなどの核分裂物質を「Fissile Material」という。「物質を禁止する」ことに重点を置けば「FMT」ないし「フィスバン条約」と呼ばれ、「将来の生産を止める（＝カットオフ）」ことに重点を置けば「カットオフ条約」と呼ばれる。両方の要素を入れて「FMCT」と略す。

※資料23（140ページ）に全文。

FMCT（兵器用核分裂物質生産禁止条約、カットオフ条約）※交渉の停滞は、ジュネーブ軍縮会議（CD）の膠着と表裏一体の関係にある。

1995年3月、シャノン大使（カナダ）がCDの専門コーディネーターとして提出したいわゆる「シャノン報告」が、CDに特別委員会を設置してFMCT交渉を始めることの土台を与えた※。また、95年のNPT再検討・延長会議での決定「原則と目標」文書は、FMCTの即時交渉開始と早期妥結を求めた。

※99年5月20日、CD/1586。

しかし、実際にCDに特別委員会が設置されたのは、98年の1回だけである。98年8月11日の委員会設置が決定され、モーハー大使（カナダ）が議長に任命され、公式には98年8月27日と9月1日の2回の協議しか開かれなかった。CDでは、年度が変わるごとに委員会は解散され、あらためて作業プログラムを決定して再設置される。99年には作業プログラムの合意が成立せず、委員会は設置されなかった。2000年CDの前半時点でも同じ状態が続いている。米、仏、英の3カ国は「FMCT特別委は年度ごとの再設置過程を省き、作業終了まで継続されるべきだ」と主張した※。しかし、FMCTのみをCDで特別扱いすることには、ミサイル防衛批判から宇宙軍拡問題を優先視する中国や、核軍縮を重視する非同盟（NAM）諸国から批判が出て、頓挫している※。

※CDの膠着については51ページ参照。

99年8月17日にインドが核兵器の製造と配備を前提とした核ドクトリン草案を発表した※のを受けて、パキスタンのアクラム大使は9月7日CDで、「このような状況下では、インドもパキスタンもFMCTの妥結を受け入れることはできない。ましてや核分裂物質の生産の一時停止措置もとれない」との外相声明を引用した。このようなインド、パキスタンなどへの核拡散を止めたいというのが、FMCTを優先課題と位置づける核兵器国と同盟国の意図だ。

※59ページ参照。資料30（159～61ページ）に全文。

これに対して、南アフリカ大使は同年7月29日CDで、FMCT交渉は、「単に不拡散にとり組むのでなく、真に軍縮の措置となるために」、将来の生産だけでなく現存する貯蔵物質も扱うべきだと述べた。そのために、過去の生産を各国が自発的に情報公開することの重要性を強調するとともに、自国が核開発を断念し核兵器を解体した経験から、情報公開の正確さを保つには、克服すべき技術的困難が伴うことも指摘した。

こうした中でNPT再検討会議の最終文書が、FMCT交渉を「核軍縮および核不拡散という両方の目的を考慮して」と位置づけた※ことは重要である。同会議での日本・オーストラリア提案では、交渉の期限は設定されていたが目的への言及はなかった※。NPT最終文書は「交渉開始から5年以内の妥結」と解釈できる文面なので、交渉が始まらなければ「5年」の期限も意味を持たない。

※資料14（128ページ）第15節第3項。

※資料13―1（126ページ）主文2。この提案では、FMCT妥結までの間の核分裂物質生産停止を掲げていたが、中国などの抵抗にあい、最終文書にはもりこまれなかった。

10.　国連ミレニアム報告

コフィ・アナン国連事務総長は、2000年4月3日、「われわれ人民：21世紀における国連の役割」と題する報告書を公表した。これは、9月6日から8日にかけて行われる国連ミレニアム・サミット※に向けて議題を提出する報告書である。

※国連ミレニアム総会（第55国連総会）は9月5日に開幕する。ミレニアム・サミットが開催されたのち、9月12日から一般審議が開始される。国連総会決議53/202（「ミレニアム総会」）は、事務総長に対して、「ミレニアム・サミットの焦点を絞ることができるような多くの将来を見つめた幅広い関連議題を提出」すること、および、「その提案を提出する前に、NGOと適宜、協議を行うこと」を要請していた。

※資料20（137ページ）に該当部分全文。

報告書は、「Ⅰ．新しい世紀、新しい挑戦」、「Ⅱ．グローバル化と統治」、「Ⅲ．欠乏からの自由」、「Ⅳ．恐怖からの自由」、「Ⅴ．われわれの将来の持続」、「Ⅵ．国連の再生」、「Ⅶ．ミレニアム・サミットで検討されるべきこと」の全7章からなっている。そのうち核兵器に関する部分は「Ⅳ．恐怖からの自由」の章にある。※

※45ページ参照。

事務総長は、ここで、自分たちだけが核兵器を保持する核兵器国の論理を痛烈に批判している。「核兵器保有国が、自分たちが持っている核兵器は安全保障を強化するが、他の国が手にすると世界平和を脅かすと主張」するような現在の核不拡散体制は、核不拡散の目的自身に貢献しない、というのである。さらに、ミサイル防衛構想※について「核兵器の数を削減してきたこれまでの成果が壊れる可能性がある」と批判する。その上で、「現存する核兵器と今後の核拡散の両方から生じる危険を減らせるために、最高レベル政治的誓約が改めて行われる必要がある」ことを確認する。最後に、「核の危険を除去する方法について協議する大きな国際会議の招集を考慮すべきであると提案」している。

核軍縮に関する国際会議の開催は、非同盟運動（NAM）首脳会談において提案されてから（98年9月）、新アジェンダ連合の国連決議でも98、99年にわたり提案されてきた。※

※日本政府は、新アジェンダ決議を支持できない理由の一つにこの提案を挙げている。68ページ参照。

※84ページ参照。

「アボリション2000」※は、この報告書の起草段階でNGOの意見が求められたのに対して「ミレニアム声明」を作成して送付した。その第一要求は核兵器禁止条約（NWC）への交渉開始であり、その方法の一つに、「アボリション2000」は「関心を持つ国々によって招集される特別会議」を挙げている。核軍縮を求める非核国がイニシャチブをとり、NGOがこれを支えて、国際会議を開催する、という構想は、対人地雷禁止条約を成立させた「オタワ・プロセス」に似た構想である。アナン提案はこれと同一ではないが、NGOの注目と支持を集めている。

このほか、報告書は、核兵器問題が「一般市民の意識から消え去ったに見える」と述べているが、これは市民社会への警告と受け止めるべきであろう。また、報告書が、かつての冷戦時代を「われわれを瞬時に絶滅しうるような核の恐怖の均衡に支えられた」（第Ⅳ章冒頭）と表現したり、「核兵器に過去にどんな合理性があったにせよ」と述べている点が、あたかも冷戦期の核抑止論を肯定するものと解釈され、核兵器国の核兵器維持やインド、パキスタンの核開発を正当化する論理に利用されないよう、留意する必要がある。

11.　NATO核兵器政策、見直しつづく

1998年の国連総会における「新アジェンダ決議」の投票をめぐって、北大西洋条約機構（NATO）にいわゆる「良心的棄権」の雪崩現象が起きた※。核兵器国から反対投票を求める強い圧力があったにもかかわらず、カナダとドイツの棄権投票に呼応して、トルコと核兵器国を除くNATO加盟国すべて（16か国の中の12か国）が、棄権投票を行ったのである。99年の同様な決議には、トルコも棄権に回った※。

※「核軍縮と非核自治体・1999」48ページ参照。

※50ページと資料19（136ページ）参照。

NATO加盟国に起こった棄権投票の雪崩現象の背後には、カナダの役割があった。カナダは、アクスワージー外務大臣の指導力のもとで、NATOの核兵器政策の見直しを公約としている。いっぽうドイツでは、1998年10月、社民党と緑の党の連立でシュレーダー政権が発足し、外相兼副首相に、90年連合・緑の党からフィッシャー氏が就任した。連立政権は「NATO核兵器の警戒態勢を緩和し、核兵器の第一使用（先制使用）を否定する」ことを政策とした。米国は正面からこの政策を非難したが、1999年2月6～7日のミュンヘン米独高官会議で、シュレーダー首相はNATOが第一使用政策の再検討を行うよう、改めて主張した※。

※国連第1委員会で、新アジェンダ決議についての雪崩現象が起きたことが、ドイツの行動を助けた。

NATO（北大西洋条約機構）設立50周年を記念するサミットが、1999年4月23－24日ワシントンで開催された。サミットは、いわゆる新「戦略概念」の発表と同時に、「21世紀のための同盟」と題するコミュニケを発表した。新「戦略概念」は、核兵器が侵略の抑止に「独特の貢献」をし、平和の維持に「不可欠である」と位置づけた。しかし同時に、「核兵器を使用しなければならないような状況は、きわめて考えにくい」とも書いた。そして、「コミュニケ」の第32節において、「（NATO）同盟は信頼・安全保障醸成措置、検証、不拡散、軍備管理、軍縮に関する選択肢について検討を行う」と述べ、核兵器政策の再検討を定めた※。

※資料26－1（153ページ）に抜粋した節の全文。

この見直しの約束に基づいて、99年12月15日にブリュッセルで開催されたNATO理事会（NAC）閣僚会議は、見直しのプロセスについて決定した。その最終コミュニケ※によると、見直しは「上級政治委員会」に託され、委員会は2000年12月の閣僚会議までに見直しの報告書を提出しなければならない。「上級政治委員会」には、政治問題や防衛問題の専門家を参加させることができる。

※資料26－2（153ページ）に抜粋した節の全文。

このように、重要な見直しが現在進行している。NATO公文書には、第一使用（先制使用）や警戒態勢の解除など、重要な問題が直接的な言葉で見直しの対象に含まれていないが、カナダやドイツはこれらの問題が含まれると理解している。NGOはこの過程に介入するため、努力を続けている。

12.　印パ・ラホール合意

1998年5月11日と13日にインドが、これに対抗して5月28日と30日にパキスタンが、それぞれ地下核爆発実験を行った。実験後、国内の反対世論と国際的な圧力のもとでインドおよびパキスタン政府は、包括的核実験禁止条約（CTBT）※署名の意図があることを表明し、99年2月20～21日にパキスタンのラホールで行われた首脳会談では、両国間の緊張緩和策を主な内容とする「ラホール宣言」に合意した。歴史的にジャム・カシミール紛争を抱える両国間の核戦争の危機が、核実験後に顕著に現実のものとなったからである※。このため宣言は、「両国の安全保障環境に存在する核兵器問題が、両国間の紛争を回避しなければならない責任を大きくしていることを認識」するとした上で、「政府は、偶発的あるいは認可されない核兵器使用の危険を低減させるための緊急の措置をとる。また紛争予防のための、核および通常兵器の分野における信頼醸成措置を練り上げる目的で概念や教義を協議する」と述べている。同時に作成された「ラホール了解覚書」では宣言の主旨がより具体化され、ミサイル飛行実験の事前通告、さらなる核爆発実験の一時中止、信頼醸成措置の実施状況を監視する協議機関の設置等が合意された。

※47ページ参照

※ヒンドゥー教徒とイスラム教徒という異なる信仰をもつ人々が住むインドとパキスタンの間には、ジャム・カシミール地方の帰属をめぐる紛争の火種がくすぶっている。1947年、この地域の帰属をめぐって印パ間で武力衝突が発生、国連が調停に入って休戦した。57年にはインドがカシミールを併合したのをきっかけにパキスタンの武装ゲリラが入り、65年には第二次インド・パキスタン戦争に発展した。71年、インドが東パキスタンの独立運動を支持する形で第三次インド・パキスタン戦争が勃発、インドがパキスタンを圧倒し、東パキスタンは「バングラデシュ人民共和国」として独立した。ジャム・カシミールをめぐる紛争は解決することはなく、今なお続いている。

このように両国間の関係は緊張緩和に向かうかに見えたが、99年4月には、相互の事前通告のもとで、両国による核弾頭搭載可能ミサイルの実験が競って行われ、核運搬能力が「確証」された※。両国の合意のもとで、結果として核兵器使用の危険がいっそう高まったことは皮肉な現実であると言えよう。

※インドは99年4月11日、核弾頭運搬可能な中距離弾道ミサイルの実験を行った。「アグニ Ⅰ」（射程1,500km）の改良型で「アグニ Ⅱ」とよばれ、パキスタン全土および中国の主要部分に届く2,500kmの射程をもつ。パキスタンはただちに対抗し、4月14日に「ガウリ Ⅱ」（射程2,000km）、15日には新型の短距離ミサイル「シャヒーン Ⅰ」（射程600km）の実験を行った。
※44ページ参照

印パによる核実験を受けて日本政府が招集した「東京フォーラム」は、その報告書（1999.7.25）※において、ラホール宣言に関して次のように述べている。「ラホール宣言で合意された核兵器による危機を低減する方策をインドおよびパキスタンが最終的に仕上げることが緊要である。…東京フォーラムは、ラホールで開始されたプロセスを強力に支持し、力による紛争解決のいかなる試みも拒否する」（第2部第37節）。これに対してインドのNGO「インド核軍縮運動（MIND）」の中心メンバーであるアチン・バナイク氏は、「報告書が、ラホール宣言を読み違えていることは深刻である。インドは、核兵器が地域の戦略的安定をもたらすだろうということを示すために、この宣言を要求した」と問題点を的確に指摘している。

※59ページ参照

ラホール宣言でうたわれている「両国間の平和と安定、および両国民の進歩と繁栄の未来像」には、両国が核実験した装置の「兵器化」と核兵器の保有が、前提として含まれていることに注意する必要がある※。

B. 各国の核兵器政策

1. 各国の核兵器の現状

核弾頭には、いつでも使用できる状態で作戦配備兵器として部隊が管理しているもの、必要時に作戦配備するための予備として貯蔵されているもの、廃棄を待って貯蔵されているものなどがある。5つの公然たる核保有国(米、ロ、英、仏、中)の1999年末の作戦配備の核弾頭数を表にまとめた。

作戦配備されている核弾頭の数 (99年末現在)

核兵器の種類			米国	ロシア	英国	フランス	中国	計
戦略核	ICBM・IRBM		2,000	3,540	0	0	128	5,670
	SLBM		3,456	1,576	185	384	12	5,610
	戦略爆撃機	核爆弾	950	790	0	0	150	2,730
		核ミサイル	800		0	42	0	
	小計		7,206	5,906	185	426	290	14,010
戦略的防衛ミサイル			0	1,200	0	0	0	1,200
非戦略核※			1,670※	2,800	0	20	120	4,610
合計			8,880	9,906	185	446	410	19,830

出典:天然自然保護委員会(NRDC)のS.ノリス、W.アーキン、J.ハンドラー、グリンピースのW.ビーデン、米国務省ホームページのデータをもとに整理。表の作戦配備弾頭の他に予備弾頭、解体待ちの弾頭がある。(ICBM=大陸間弾道ミサイル、IRBM=中距離弾道ミサイル、SLBM=潜水艦発射弾道ミサイル)。数字は丸めたために合計に不一致がある。

※戦場で使う戦術核や核巡航ミサイルはこの分類に属する。

※『ブレティン・オブ・ジ・アトミック・サイエンティスツ』誌2000年5・6月号によれば、非戦略核のうち核爆弾が従来のデータより700発多い。その理由は明かではないが、新しい情報が入手されたことによる統計的修正と思われる。実質核弾頭を増やしたという情報はない。

アメリカでは、最後の戦略原潜(SSBN)となるオハイオ級の18隻目が1997年9月に就役した。全体としての戦略・戦術核兵器を合わせた核弾頭数は、過去数年間、ほぼ同水準を保っている。現在、米国の海兵隊はすべて非核部隊であり、陸軍も一部輸送部隊以外は非核部隊であると考えられている。しかし、現在もアメリカの戦略原潜は、冷戦時代と同じ密度のパトロール態勢をとっている※。また、「備蓄兵器管理計画」※では現有核兵器の維持だけではなく、核兵器の改良、開発が行われていると考えられている。

※どの瞬間をとっても10〜8隻が海底に潜んで発射態勢を整えている。

※61ページ参照。

旧ソ連の核兵器はロシア以外には核弾頭はゼロになった※。ただし、STARTでは運搬手段が破壊されたときに核兵器が廃棄されたと数えるために、1999年末、ウクライナにまだ破壊されていない戦略核兵器(ICBMと爆撃機)が526発残っているという計算も成り立つ。ロシアでは旧式の戦略原子力潜水艦デルタⅠ,Ⅱなどの退役によって核弾頭が相当数減るいっぽう、単弾頭ICBMトポルM(SS−27)の新規生産が続いている。ロシアの場合、米国にはない戦略的防衛核ミサイルが配備されている※。また、ロシアの非戦略核の数はフォローすることが難しくなっている。

※カザフスタンからは1995年4月に、ウクライナからは96年6月に、ベラルーシからは96年11月に、最後の大陸間弾道弾(ICBM)核弾頭がロシアに移管された。

※ロシア戦略ロケット軍は年間20〜40基という生産ペースを発表しているが、S.ノリスらは年間10〜15基と推定している。

イギリスは戦略核爆弾を98年3月末に全廃した。この時点で英国空軍は非核部隊となり、イギリスの核兵器は、米国のトライデント・ミサイルを発射するバンガード級の戦略原潜に一本化された。その3隻目の戦略原潜が98年夏に就役した。4隻目は98年末に進水し、21世紀初めに就役する。しかし、ミサイル購入計画から推定すると、4隻のすべての発射管に3弾頭を装備するのではなく、一部は単弾頭であると考えられる。つまり、98年7月の労働党政権による「戦略国防見直し(SDR)」※では200発に核弾頭の上限を設定したが、実際にはそれ以下の185発と推定されている。

※資料25(150〜2ページ)および『核軍縮と非核自治体・1999』47ページ参照。

フランスは、95年に再開した核実験を完了した後、地上配備の核兵器を全廃した(96年9月に完了)。その結果、フランスの戦略核戦力は2種類の戦略原潜(ル・ドゥタブル級とトリオンファン級)計4隻とミラージュ2000N爆撃機に搭載する空対地核ミサイルからなる。トリオンファン級戦略原潜は99年に2隻目が就役した。合計4隻まで建造する計画をもっている。その他に現在では核兵器国のなかで唯一、空母艦載機に搭載する戦術核爆弾をもっている。表の20発の非戦略核がそれである。

中国の核兵器についての情報は乏しい。表のICBMのうち、北米大陸にとどく射程をもつものは、東風(ドンフォン)5A・20基だけである。中国は多弾頭(MIRV)ミサイルや射程の飛躍的に長い潜水艦発射弾道ミサイルであるジュイラン(巨浪)2の開発を続けていると伝えられる。99年8月に発射実験に成功したのは、多弾頭化をめざした東風31であると考えられており、それはジュイラン2に転用が可能であるとされる。しかし、当面は経済開発が最優先課題であり、核兵器開発のペースを速めるという観察者は少ない。

これら公然たる核兵器国のほかに、イスラエルは推定100〜300発の核弾頭を持っていると信じられている。また、98年5月のインドとパキスタンの核実験で示されたとおり、両国とも秘密裡に核兵器開発を進めてきた。しかし、実戦配備された核弾頭の存在に関してはいまなお明確な情報はない。

イスラエルのものを含めると、98年末現在、地球上に作戦配備されている核弾頭数は約20,000発になる。その94%が米国とロシアのものである。このほかに、予備や解体を待って貯蔵されているものが約10,000〜15,000発と推定される。合計すると99年末において地球上には約30,000〜35,000発の核弾頭が存在する。核兵器の爆発力が地球上の人口を何回も殺すことのできるという、いわゆるオーバーキルの異常状態が続いている。

また、米国が国土ミサイル防衛(NMD)※の実戦配備を決断すると、世界は再び核軍拡の時代に突入する危険があることを指摘しておきたい。

※45ページ参照。

2.　ロシアに新「安全保障概念」：深まる対米不信

ロシア市民の米国への不信は、北大西洋条約機構（NATO）の東方拡大、米国によるABM条約違反の国土ミサイル防衛（NMD）計画※、99年3月24日に始まったNATO軍によるユーゴスラビア空爆などによって、次々と根の深いものに成長していった。99年5月初めにIPPNW（核戦争防止国際医師会議）のヨーロッパ支部は、ロシアに調査団を派遣しロシア専門家の意見を聴取したが、彼らはロシア市民の西側不信の根深さを報告のなかで警告した※。

※45ページ参照。

※1999年5月11日に「ハーグ平和アピール市民会議」で報告された。

1999年4月29日、モスクワではさらに深刻な進展があった。国家安全保障会議でエリツィン大統領は、戦術核数千発を増強する計画にサインした。公式にはコソボ紛争と関係のない計画だと説明されたが、NATOのユーゴスラビア空爆に反応したものだという分析もある。増強という言葉の意味は必ずしも明らかではない。退役させる予定の戦術核兵器（短距離核ミサイル、核砲弾など）を近代化して再配備するとの見方や、単に退役計画が滞っている現状を利用して、保守派の説得材料に使っているだけだという見方もある。

1991年に、ブッシュ・ゴルバチョフ両大統領のそれぞれの一方的イニシャチブによって、戦術核の廃棄や撤去が行われた。この措置は、協定に基づかないものであり、検証制度を備えていない。モスクワの米国・カナダ研究所のセルゲイ・ロゴフ所長は、米ロ関係の悪化の結果、ブッシュ・ゴルバチョフ合意の破棄がありうると警告した※。

※『ワシントン・ポスト』紙、1999年5月23日。

1999年12月31日、エリツィン大統領は電撃的に辞任を発表し、プーチン首相を首相・兼・大統領代行に指名した※。

※プーチン氏は、3月末に大統領選挙に勝利し、5月7日に正式に大統領に就任した。その日、カシャノフ氏を首相代行に指名した。

2000年1月10日、プーチン大統領代行は新「安全保障概念」※に署名した。上記のような情勢を反映して、それは西側への警戒感と強い姿勢を打ち出した。とくに、NATOの東方拡大を脅威と明記し、ユーゴスラビア空爆を「全世界的な戦略状況を不安定にする」と強く非難した。核兵器に関しても、97年の安保概念が「ロシア連邦の存亡にかかわる脅威の場合においては」核兵器の第一使用（先制使用）の権利を留保することを述べていたのに対して、新安保概念は、「危機状況を解決する他の手段が尽き」たときに「軍事侵略に反撃する」ために核兵器の使用がありうると述べている。核兵器使用に対する「しきい」が、以前よりも低くなったと理解される。

※97年の「安全保障概念」に置き換わるものである。資料27（154〜5ページ）に関係部分抜粋訳。

2000年4月21日、プーチン次期大統領は新安保概念を基礎にした新「軍事ドクトリン」※に署名した。そこでは、「通常兵器を使用した大規模侵略に対して」「核兵器を使用する権利を留保する」と述べられ、新安保概念の立場がより明確に表明されている。

※93年の「軍事ドクトリン」に置き換わるものである。資料28（156ページ）に関係部分抜粋訳。

3.　インドの核ドクトリン

1999年8月17日にインド国家安全保障諮問委員会が発表したインド核ドクトリン（教義）草案は次の8章よりなる※。1. 前文、2. 目的、3. 核戦力、4. 信頼性および生き残り能力、5. 指揮および管制、6. 保安および安全、7. 研究および開発、8. 軍縮および軍備管理。

※インドでは1999年4月17日に第二次バジパイ政権が崩壊し、9—10月に総選挙が行われた（結果は第三次バジパイ政権が成立）。この総選挙の直前に核ドクトリンが発表されたのは、インド人民党（BJP）の率いる政府の緊急の政治的動機からであったと見られている。すなわち、国内的には核に対する世論の牽制である。核ドクトリンはインドの核政策の方向転換を人々が考えることをいっそう困難にした。対外的には98年5月の核実験以降における世界的な反核世論の高揚の中で、孤立を強いられたインド政府は、核ドクトリンを公表し、民主的な討論を装うことで世界の圧力を回避する必要があった。

前文では「核兵器は国家および集団安全保障の手段であり続けている。その選択的な保有が、1995年5月の核不拡散条約（NPT）の無期限延長によって合法化されることになった」との認識が述べられている。「目的」では「世界的な核軍縮が存在しない中で、インドは戦略的な利益から、効果的で信頼できる核抑止、および抑止が失敗したときの適切な報復能力を必要としている」とし、「インドは信頼できる最小限の核抑止というドクトリンを追求する」としている。「『報復のみ』のこの政策においては、保有核兵器の生き残り能力が死活的である」とし、「インドおよびその戦力に対するいかなる核兵器攻撃も、侵略者に受け入れ難い損傷を与える、核兵器を使った懲罰的な報復をもたらすであろう」と述べる。次に「インドは核攻撃を最初にはしかけないであろう。しかし、抑止が失敗したときには、懲罰的な報復で応答するであろう」（核兵器の第一不使用）と言明し、さらに「核兵器を保有していないか、または核兵器国と同盟関係にない国に対しては、インドは核兵器の使用または使用の威嚇に訴えることはないであろう」（消極的安全保証）※と述べている。「核戦力」では「信頼できる最小限の抑止力」の概念に見合う核戦力は「航空機、移動式陸上配備ミサイル、海洋配備装置の三本柱」のものになるとしている。

※核兵器を使用したり威嚇したりしないと約束すること。原語は「Negative Security Assurance」（消極的な安全保障の保証）で、「消極的安全保障」と訳されることが多いが、「安全を保証する」という意味合いを表現するために、本書では「消極的安全保証」と訳す。

なお、消極的安全保証の概念に関して、インドは日本のような核兵器国との同盟国を核兵器不使用の対象にしていない。この点は、その国が核兵器国と同盟関係にあるか否かにかかわらず、非核兵器国を核不使用の対象としている中国の場合と異なっている。

以上のきわめて攻撃的なインドの核ドクトリンに対して、パキスタンのアハマド外務大臣は直ちにこれを批判した（99年9月）。「ドクトリンが構想する核兵器能力の規模は、パキスタンに対する信頼できる核抑止を維持するために計画されたものではないのは明らかだ。それは中国に対する核抑止を表しているのでもない。…信頼できる最小限の核抑止のためには、インドはこのような大きな核兵器の配備を必要としない。これらはただ軍事的な主導権をうるという目的にのみ正当化しうるものである…」。

ともあれ、ラホール合意※に基づいて提出されたインドの核ドクトリンの本質は、核実験後の「兵器化」を既成事実として、内外に知らしめるところにあると言える。

※55ページ参照

4.　米上院のCTBT批准否決

※47ページ参照。

※このほかに、審議不十分に抗議した出席のみを示す票が1票あった。批准承認には、100人の米上院定数の3分の2（67人）以上の賛成票が必要であった。

米上院は、1999年10月13日、包括的核実験禁止条約（CTBT）※の批准承認決議案の採択を行い、賛成48対反対51※で否決した。これによって、2000年秋までのクリントン政権の任期中にCTBTが批准される可能性はなくなり、同条約の発効過程に大きな打撃を与えた。バーガー大統領補佐官は、採決結果にかかわらず、条約を遵守し、92年以来の核爆発実験停止は継続する、と語った。

クリントン政権や民主党は、96年9月に各国に先駆けて署名したCTBTを、軍備管理政策上の最優先課題に掲げていた。これに対して、共和党の保守派は、対弾道ミサイルシステム制限条約（ABM条約）への思惑をからめながら、「他国との軍縮協調に自国の安全をゆだねるのは幻想だ。核の技術力の発展が必要だ」と反論していた。採決され否決されれば国内外から厳しい非難にさらされるのは必至※とみた政権や民主党、さらには一部の共和党議員によって、採決延期を求める動きが続いたが、米保守派の象徴とされるジェシー・ヘルムズ外交委員長が最後まで妥協を拒み、採決の強行、否決へと導いた。

※米国世論の8割はCTBT批准を支持し、9割近くは核兵器廃絶交渉の開始を望んでいるとする調査結果がある。また、米上院のCTBT批准否決が予見された10月8日、『ニューヨーク・タイムズ』の論評欄に、シラク仏大統領、ブレア英首相、シュレーダー独首相が連名で米上院に警告の文章「我々すべてに必要な条約」を掲載した。その中で3氏は、「（CTBT批准）拒否は、NATO（北大西洋条約機構）内の基本的な分岐をさらすことになるだろう」と述べている。13日の否決を受けて、NATOのロバートソン事務総長は「とても憂慮している。再考を求めていきたい」と述べた。

注意を払わなければならないのは、CTBT批准を求める米国政権の論理が、核兵器の役割の縮小にあるのではなく、核爆発を伴う実験を行わなくても十分に核兵器の維持と開発は可能である、というものであることだ。エネルギー省は、95年10月にCTBTについて国内を説得するために発表した「保障措置」中で、「実戦配備されている核兵器の安全性と信頼性について高度の確信を持ち続けるため、有効かつ継続的な広範囲の実験プログラムを含む、『科学的備蓄兵器管理プログラム』の実施」を挙げている※。これに基づき、未臨界核実験がくり返されており※、一千回以上行われてきた核爆発実験のデータ蓄積と合わせれば、核抑止力の信頼性は損なわれない、というのが政権の主張だ。これに対して共和党は、核爆発実験が必要不可欠だと主張している。つまり、CTBT批准に賛成にせよ反対にせよ、自国の安全保障のための備蓄核兵器の維持・開発を前提としている点では共通している※。

※資料22（139ページ）に全文。

※62ページ参照。

もう一つの論点として、米国がCTBTを拒否すれば、新たな核保有宣言をしたインドやパキスタン、さらにはイラク、朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）、イランなどの「ならず者国家」に対して核開発の口実を与える、と政権は主張する。これに対し共和党は、これら「ならず者国家」がCTBTに加盟する保証はなく、米国が核爆発実験を停止している間にこれらの国が核開発を進める危険がある、とする。ここにおいても、議論の土俵は米国の安全保障の確保である。核軍縮への貢献というCTBT前文の精神をどう活かすかという議論は、米国のNGOの精力的な運動にもかかわらず、政権と議会の論争には反映されなかった。

※もう一つの流れとして、10月28日の『ニューヨーク・タイムズ』の論評欄に文章を寄せたポール・ニッツ氏（レーガン政権時代の軍備管理大使）は、米国が一方的に核兵器を全廃しても、米国の精密兵器は敵の核兵器攻撃力を先制的に不能にできる能力を持つので、米国の軍事優位は崩れないという主張を展開している。

5.　米国の「備蓄兵器管理プログラム」と新型核実験

※「Science Based Stockpile Stewardship Program」の訳。これは、「Stockpile Stewardship and Management Plan」（「備蓄兵器管理計画」）と呼ばれるより大きい計画の一部である。

※資料22（139ページ）参照。

米国は、すべての核爆発を禁止する包括的核実験禁止条約（CTBT）を受け入れる条件として、「科学的備蓄兵器管理（SBSS）プログラム」※の実行を前提とした※。エネルギー省（DOE）は、核爆発実験なしに今後長期にわたって核兵器の信頼性と安全性を確保するために「備蓄兵器管理プログラム」が必要であると説明している。

DOEは2000年2月4日、「備蓄兵器管理プログラムがスーパーコンピューターで核兵器の引き金（初期爆発）に関する初の3次元シミュレーションを完成した」と発表した。発表によれば、核兵器は引き金となる初期爆発と、大半のエネルギーを出す2次爆発とからなるが、同省ローレンス・リバモア国立研究所は、IBMの「ブルーパシフィック」スーパーコンピューターを使い、初期爆発に関する初の3次元シミュレーションに成功した。同省のロスアラモス国立研究所でも、SGIの「ブルーマウンテン」コンピューターを使ってこの目標に向けた大きな研究の前進をみせているという。

このシミュレーションにはきわめて高速の処理速度を持つコンピューター技術が必要だが、「こんにちでは、DOEのローレンス・リバモア、ロスアラモス、サンディア各国立研究所が、IBM、SGI、インテルなどの米コンピューター産業のパートナーの支援を得て、以前のコンピューター能力では不可能だった備蓄兵器管理シミュレーションを日常的に行えるようになっている」とされる。

関連した実験としては、ロスアラモス国立研究所の二軸X線写真流体力学実験（DARHT）施設が99年11月、第1回流体力学実験を行い、高性能火薬の爆発により「流体化」して液体のように流れる固体と金属を静止写真でとらえ、兵器内部の物質の動きの研究を可能にした。また、ネバダ核実験場でくり返し行われている未臨界核実験※では、以前は知られていなかった核兵器物質の経年変化の影響について、情報が明らかになりつつある。

※62ページ参照。

また、リバモア研究所には、巨大レーザー施設、国立点火施設（NIF）が97年から建設されている。192の強力X線レーザーで直径5ミリ弱（BB弾サイズ）の放射性燃料の小丸弾を爆発させるという、スタジアム規模の核兵器研究施設である。しかし99年、NIF建設に予定よりも大幅な費用がかかっていることが明るみになったことから、議会はDOEに報告を求めた。2000年6月1日にDOEが下院に示した予備的報告書では、建設予算が当初予定の約2倍の21億ドルかかり、建設完了は当初予定の2003年より5、6年遅れる見込みという。この予算規模はあまりにも大きいとして核兵器開発研究者の間からも疑問の声があがっている※。

※1999年9月、下院委員会はDOEに対し、NIF建設にかかる費用と年数を2000年6月1日までに明示するよう求め、「それができなければNIFプロジェクトを終了させるために必要な費用を算出せよ」とした。DOEは6月1日、完全な報告書の作成が間まにあわなかったので、報告期限を9月中旬まで延期するよう下院に要請し、代わりに予備的報告書を提出した。21億ドルに関連研究開発費を合わせると総額で36億ドルに達する。予算増は、DOE内部の他のプログラム費用を削って捻出するとしている。これに対して、サンディア国立研究所は5月24日、「NIFの費用増加と遅延のために、他の研究所に必要な投資が中断されてしまう。NIFの規模を小さくすべきだ」との声明を発表した。この声明についてDOE長官に非難された同研究所は、「内部文書を発表した不注意」を謝罪したが、主張の内容は変更しなかった。

6.　米ロの未臨界核実験つづく

※臨界前核実験とも訳される。

未臨界核実験※とは、プルトニウムなどの兵器用核分裂物質を使った核兵器のための実験であるが、持続的な核分裂連鎖反応を伴わないものである。包括的核実験禁止条約（CTBT）※の義務条項の文言には違反しないが、その前文の精神に反する。実施には強い批判の声があがっている※。

※47ページ参照

※1998年2月欧州議会は未臨界核実験反対の決議をあげた。『核軍縮と非核自治体・1999』資料12（100ページ）参照。

米国は1997年7月から2000年4月まで11回の未臨界核実験を行った。

※A：ロスアラモス国立研究所の実験。
B：ローレンス・リバモア国立研究所の実験。
（　）内は使用プルトニウム量。いずれもネバダ核実験場の地下約300メートルのトンネル内で。

◆**第1回**（97年7月2日）「**リバウンド**」（A）
異なる高圧力条件下での衝撃波に対するプルトニウムの反応の調査。（約1.5kg）
◆**第2回**（97年9月18日）「**ホログ**」（B）
核爆発のコンピューター・シミュレーションの精度向上。（127g）
◆**第3回**（98年3月25日）「**ステージコーチ**」（A）
さまざま古さのプルトニウム試料の重要な物理的情報収集。（0.97kg）
◆**第4回**（98年9月26日）「**バグパイプ**」（B）
さまざま古さのプルトニウム試料の重要な物理的情報収集。（204g）
◆**第5回**（98年12月11日）「**シマロン**」（A）
実際の核弾頭からとり出されたプルトニウムを使用。（量は秘密）
◆**第6回**（99年2月9日）「**クラリネット**」（B）
高性能火薬の爆発の衝撃で飛び散るプルトニウムの速度と表面効果の観察。（170g）
◆**第7回**（99年9月30日）「**オーボエ1**」（B）
高性能火薬の爆発の衝撃波をプルトニウムに当て、影響を観察。（量は以下不明）
◆**第8回**（00年11月9日）「**オーボエ2**」（B）
プルトニウムに関連する噴出物および破砕に関する疑問に答えることが目的。
◆**第9回**（00年2月3日）「**オーボエ3**」（B）
高性能火薬の爆発の衝撃波をプルトニウムに当て、影響を観察。
◆**第10回**（00年3月22日）「**サラブレッド**」（A）
核物質を高性能火薬の爆発力で圧縮、核爆発の模擬実験に必要なデータを収集。
◆**第11回**（00年4月6日）「**オーボエ4**」（B）
高性能火薬の爆発の衝撃波をプルトニウムに当て、影響を観察。

米エネルギー省は、データが必要な限り実験を続けると説明している。クリントン政権は、CTBTに参加するにあたって、国内を説得するのに6項目の条件（保障措置）をつけた※。その中心条件は、貯蔵核兵器の信頼性と安全性を確保するための「科学的備蓄兵器管理（SBSS）プログラム※を実行すること」であり、未臨界核実験は、第一義的にはそのための実験である。しかし、核技術に携わる技術者の人的資源を維持することも、目的の一つである。

※資料22（139ページ）に全文。1997年9月22日、クリントン大統領がCTBT批准を上院に送付した手紙にも、同じ内容が盛られた。
※61ページ参照。

一方ロシアは、北極海のノバヤゼムリャ島核実験場で未臨界核実験を繰り返しているが、詳細は明らかでない。1999年9月23日以降に7回実施され、うち最後の2回が2000年1月8日に実施されたとロ原子力省は発表している※。これにより、98年9月から数えて14回以上実施されたと言われている。99年秋、米エネルギー省長官がロ原子力省長官に対して、実験場に米国専門家の立ち入りを認め、未臨界核実験だけが行われていることを確認させるよう要求している。

※報道で確認されているのは、96年に2回、97年に2回または数回、98年12月8日に1回など。

7.　核兵器工場でがん多発

2000年1月29日の『ニューヨーク・タイムズ』によると、米国政府ははじめて核兵器製造過程における被曝とがんの因果関係を認めた。

1999年7月、核兵器工場におけるベリリウム粒子吸入が労働者の肺疾患の原因であることが判明した後、クリントン大統領は被曝とがんの関連についての調査を指示した。その結果、第二次大戦初期から米国内14の核兵器工場で働いた60万人の労働者に、白血病、腎臓がん、肺がんなど22種のがんが通常より多発していることがわかった。被害者数は数百人から数千人になるとみられる。

米政府は今まで核兵器工場における放射線と化学物質の被害を過小評価あるいは否定してきたが、リチャードソン・エネルギー省長官は「それはまちがっていたと思う」と語った。

米国11の核施設の労働者を代表する化学・エネルギー産業労働組合連合のガットマン弁護士はこの報告について「長い間リスクを最小に評価してきた政府が、方向転換をしたのはすばらしい」と語っている。

がんが多発していると報告された施設は、サバンナリバーとハンフォード・プルトニウム生産施設、ロッキーフラッツ核兵器工場、オークリッジ・ウラン濃縮加工施設、ローレンス・リバモアとロスアラモス国立研究所などである。

4月、米政府は労働者への補償を決定した。ゴア副大統領は補償開始にあたって「かれらが被った苦しみはとりかえしのつかないものだが、現政権は政府のこれまでの過ちを認め、これらの労働者の苦しみに対する補償計画をたて、核兵器施設の全労働者を擁護することによって、癒しを開始する」と語った。

ベリリウム被害者に対しては、医療費、損失賃金などが支払われ、職業訓練が行われる。被曝によるがん被害者にも同様の補償がなされるなどの補償が予定され、補償計画の予算は初めの三年間で1億2千万ドル、それ以降は8千万ドルと推定される。

これについてカリフォルニアの市民団体トライバレー・ケアは、米政府が補償への長いみちのりに画期的な第一歩を踏み出したことを評価しながらも、エネルギー省の補償計画の不充分さを批判している。アメリカ国内全体では、実際の被害者数はもっと多いと推定されるが、被害者たちの大半は自分で被曝証明せねばならず、カルテが紛失している場合もあり、困難がともなうであろう。リバモアの労働者は、「被曝に関する資料が吸い込まれて行く“ブラックホール”がある」と語っており、また失業を恐れて被害を軽く報告する例も少なくない。また、政府のリストにない病気に対しては補償されない※。

※補償対象は労働者のみになっており、核兵器施設周辺住民はしばしば労働者同様に高い被曝をしているにもかかわらず、補償対象となっていない。ハンフォード周辺では、がんその他まれな疾病が多発しており、リバモア周辺で生まれた子どもの悪性メラノーマ（皮膚がんに移行する）の発生が6倍以上に上昇したという報告もある。

8.　ニュージーランド労働党政権と新アジェンダ連合

99年11月27日の総選挙において、ニュージーランドで労働党連立政権が誕生した。反核・人権活動家として著名なヘレン・クラーク労働党・党首が政権をリードすることになった。ニュージーランドは「新アジェンダ連合（NAC）」※を構成する7カ国の一つであり、新アジェンダ連合は、強力なリーダーシップを得たことになる。

※46ページ参照。

ニュージーランドでは核兵器禁止条約（NWC）の早期交渉開始を求める非核自治体人口が全人口の80%を占める※。以前のニュージーランド国民党政府はNWCを支持しなかったが、労働党は、NWC促進の政策をもっていることも注目に値する。

※86ページ参照。

2000年4月の核不拡散条約（NPT）再検討会議に向けて、ニュージーランドの動向が注目されたが、2月にさっそく先駆的な動きを見せた。2000年2月23日、ヘレン・クラーク首相が動議を提出し、ニュージーランド議会で各国に先駆けてNPTに関する決議が採択されたのである。決議は、各国政府に「ニュージーランドとともに核軍縮義務を履行しよう」と訴えるとともに、ニュージーランド政府が「もっとも有効な方法で」この決議を各国政府などに伝えることを求めている。また、ニュージーランド政府自身が、あらゆる外交の場で努力することを要求している。決議の主要部分は、次のようなものである。

> 国連の同僚諸国、とりわけ核兵器保有国に対して、厳格かつ効果的な国際管理の下において、すべての側面での核軍縮に導く交渉を、誠実に行いかつ完結させる義務をニュージーランドとともに履行するよう訴えること。また、この決議のテキストが、ニュージーランド政府によって、可能なもっとも効果的な外交手段によって国連加盟の各国にとどけられること。また決議のコピーが国連事務総長、国連総会議長、国連安保理議長、ジュネーブ軍縮会議議長、国際司法裁判所裁判長に対して、政府によって一斉に送付されること。さらに、ニュージーランド政府は、あらゆる然るべき国際的フォーラムにおいて、この義務を履行するよう努力すること。

2000年NPT再検討会議において、初めて設立された主要委員会Ｉの下部機関1（核軍縮の将来の実際的措置について協議する）の議長にニュージーランド国連大使クライブ・ピアソン氏が選ばれた。ピアソン議長の采配は、新アジェンダ連合の主張が再検討会議で有効に議論される一因となった。

9.　カナダの対NATO政策

1998年12月10日、カナダ下院外交貿易常設委員会は、核兵器政策の見直しの報告書を政府に提出した。アクスワージー外務大臣が要請し、2年以上の歳月を要したものである。要請時に外相は、カナダが北大西洋条約機構（NATO）の一員としての義務を守るとしながら、同時に「NATO諸国すべてが核兵器の問題を再検討すべきとき」という考えを述べている。

1999年4月19日、カナダ政府は議会報告に対し正式の回答書を提出した※。回答書は「カナダの核軍縮および不拡散政策に関する外交貿易常設委員会の勧告への政府の回答」と題され、一つ一つの勧告に順を追って政府の賛否を記している。

※資料24（141～9ページ）に勧告と回答の主要部分抜粋。

このなかでカナダ政府は、NATOの核政策の見直しを正式に表明した。下院外交貿易常設委員会の勧告が、NATOの戦略概念の再検討について、「核問題を含むべきであるという議論を強力に展開すべきである」と要求していたのに対して、政府は「同意する」と回答したのである。これによってNATO核兵器の見直しのためにリーダーシップを発揮することが、カナダ外交政策の公約となった。

99年4月のNATOワシントン・サミットでのコミニュケ、12月の閣僚会議の最終コミニュケを経て、現在2000年12月の閣僚会議に向かって見直し作業が進行している※。この過程には、カナダの継続的な貢献があったことが判明している。

※54ページ参照。

ワシントン・サミット直前の4月13日には、カナダ上院がダグラス・ロウチ上院議員（NGO「中堅国家構想」議長でもある）のイニシャチブで、「カナダ政府は、NATOが核兵器政策見直しに着手するよう要求せよ」という勧告を全会一致で採択した。NATOサミット後、マスメディアは新「戦略概念」の採択にのみ注目したが、コミュニケのなかで「見直し」が明記されていることに注意を喚起したのは、アクスワージー外相であった。

また、99年12月のNATO閣僚会議の直前には、カナダの新聞は「アクスワージー、核兵器に関する戦闘を再開――NATOの第一使用（先制使用）政策の見直しを要求」※と書き、閣僚会議後には「カナダ、核兵器依存を減らせることを要求」※「カナダ、NATO核政策の見直し要求で勝利」※などと書き、好意的な立場で、カナダ政府が一貫して核兵器政策変更のための外交を続けていることを報道している。閣僚会議では、ドイツとノルウェーの強い支持があった。カナダ外交の背景には、国内の強いNGOの働きかけがあることも、忘れてはならないであろう。

※「トロント・スター」（99年12月14日）
※「グローブ・アンド・メール」（99年12月16日）
※「サウザム・ニューズ」（99年12月16日）

10.　イスラエルにおける核政策論議

2000年2月2日、イスラエル国会は、共産党のアラブ系議員イッサーム・マフウールの動議に基づき、核政策に関する議論を行った。超右派政党の議員から中道の労働党の議員の一部までが退場し、野次によって発言は妨害され、さらに議論を続けるという提案は否決されたが、ともかくもこれまで公然の秘密とされていたイスラエルの核について、議論の場の前例が作られた。

この背景としては、1986年に英国の『サンデー・タイムス』にイスラエルの核計画について情報提供した、イスラエル人の元原子炉技術者モルデハイ・バヌーヌの公判記録を、イスラエルの日刊紙『イディオト・アハロノト』がようやく当局の許可を得て、1999年11月に掲載したことがある。バヌーヌはイスラエル諜報機関によってローマで逮捕され、スパイ容疑で18年間の禁固刑を言い渡された。マフウール議員の発言要旨は、国外ではイスラエルの核格納庫が二、三百の兵器を持っていると見積もられていること、イスラエルが核兵器および生物・化学兵器の備蓄を大量に抱えていること、そのことが中東における軍拡競争の基礎になっているのであり、イスラエルにはその流れをとめる義務があること、核は環境や健康への懸念を生むこと、国民には核政策について知る権利があること、バヌーヌは釈放されるべきであること、等である。これに対する政府見解は、国民は選挙を通じて核政策に関わっていること、マフウール議員の発言は事実無根であり、国家の安全を侵害する、というものであった。

この問題についての大多数の議員たちの中立的態度は、核問題に対するこの国における一般的態度を象徴している。わずかな例外を除き、国内でバヌーヌに対する支持の声はほとんど上がらなかった。1968年に核不拡散条約（NPT）が調印されて以来、イスラエルは「中東で核を導入する最初の国にはならない」という誓約を公式に繰り返しつつ、核の存在を曖昧なままにしておくという態度を通してきた。これによって、ロシアと中国にイラン・イラクへの核開発援助を行わないよう要求するのに、イスラエル問題には触れないという、米国のダブルスタンダード（二重基準）への批判をかわすことが可能であった。

しかし変化の兆候は存在する。国内では、核問題のなかでは環境に関する事がらにもっとも関心が集まり、ディムーナにある老朽化した原子炉の安全性についてや、その労働者の健康問題についての関心が高まっている。国際的にも、政策決定者たちはこれまで通用した政策がもはや続かないことに気づきはじめている。高級紙『ハアレツ』は、「イスラエル社会は核についての議論をはじめるのに十分成熟している」と社説を掲げている※。

※「ハアレツ」2000年2月4日

C. 日本政府の核兵器政策

1.　東京フォーラムと日本政府

日本政府は、自らのバックアップによってまとめられた「核不拡散・核軍縮に関する東京フォーラム」の報告書※を支持する、と全般的な受け入れ姿勢を示した（1999年8月6日、小渕首相、広島で）。しかし、提言の個々についての見解を表明していない※。実際には政府は、報告書に含まれたいくつかの前向きな提案を採用することに失敗した。

※44ページ参照。報告書のうち「主要提言」は資料3（105〜7ページ）に全文。

※1999年8月31日、ビースデポは東京フォーラムの主要提言の一つ一つについて日本政府の見解の表明を申し入れたが、外務省は回答しなかった。

まず、報告書は、コンピューター2000年問題のリスクがある期間は核兵器の警戒態勢を全面解除せよと提言した※が、日本政府は国際的にこの緊急課題をとりあげなかった。次に、報告書は、第一（先制）不使用についてのNATO（北大西洋条約機構）における検討を奨励している※が、日本政府は「第一使用を含む核抑止力」への依存姿勢を見直そうとすらしていない。また、報告書は新アジェンダ連合（NAC）の役割を評価しているが、日本政府は国連総会においてもNPT再検討会議においてもNACを支持せず、むしろNACとは別のアプローチをとることを強調している※。

※主要提言6。

※ただし報告書はこの点につき必ずしも明確ではない。44ページ参照。

※68ページ参照。

日本政府は、99年の国連総会への「究極的核廃絶決議」案※に、東京フォーラムの成果を盛り込んだと説明する。決議は前文で、「東京フォーラムの報告書に【ついての加盟国の見解を念頭に置きつつ、右報告書に】留意し」と述べている。【　】内は途中修正によって挿入された文言である。これは、東京フォーラム報告書と異なる意見を持つ国が決議に反対しないための工夫であり、日本政府が報告書を世界に強く示していく気概は見られない。

※資料18（134〜5ページ）に決議全文。

決議案主文には、①FMCT発効までの兵器用核分裂物質の生産停止※、②「START Ⅲを超えてのプロセス」という新しい文言が入った。しかし、②の文言は、報告書の「START Ⅱ とⅢの一体化によって1,000発まで削減」という提言※に比べてはるかに弱い※。

※主文4(b)。東京フォーラム報告書の第3部第20節と主要提言7の反映。

※主要提言4。

※①と②は、NPT再検討会議での日本政府とオーストラリアの共同提案に含まれた（資料13−1（126ページ））。①は中国の反対により、②はロシアの時期尚早との意見により、最終文書には盛り込まれなかった。このほか東京フォーラム報告書を受けて国連決議およびNPT会議での提案に含まれた項目には、余剰核分裂物質をIAEAの保障措置のもとにおくことや、IAEA追加議定書の促進などがあるが、国際的には目新しいものではなく、いずれも最終文書に盛り込まれた。

また、東京フォーラム報告書は、「5核兵器国による高度な政治協力」が核削減に不可欠だとする※。適切な段階で5カ国すべてが交渉を始めるべきだという内容は、98年の国連決議で日本がいったん提案しながら、米国の圧力を受けて「5カ国すべて」という明示を避けあいまいな表現に修正した経緯がある。東京フォーラム報告を受けて日本政府は、「5カ国すべて」という表現を99年の決議案に復活させるチャンスがあったが、それをしなかった※。続くNPT再検討会議で日本は、オーストラリアと共同で、「5カ国すべて」と明示しない「軍縮交渉」を提案した※のに対して、同会議の最終文書は、「すべての核兵器国を・・・廃棄過程に組みこむ」と明示した形で合意している※。

※第4部第21節。

※主文4(e)のあいまいな表現のままである。

※資料13−1（126ページ）参照。

※資料14（129ページ）の第15節第9項の6。

2.　新アジェンダ連合と日本

1999年秋の第54国連総会に提出された、いわゆる「新アジェンダ連合（NAC）」決議※に対して、日本政府は昨年にひき続いて棄権投票を行った。1998年に棄権したとき、林暘（あきら）軍縮大使は「棄権の決定をするのは容易ではなかった」と賛成票を投じることも検討したことを示唆したが、今年も「慎重かつ真剣に検討した」と述べ、きわどい選択であったことをうかがわせた※。実際、「中堅国家構想」代表団に対して外務省は、棄権と賛成の間で詰めた検討が行われたこと、官僚レベルの判断ではなく、河野外務大臣、小渕首相の判断を仰いだこと、を明らかにした※。

※「新アジェンダ連合」7カ国については46ページ、国連総会決議については資料16（130～2ページ）を参照。

※資料35―2（169ページ）参照。

※1999年11月5日、ロバート・グリーン中堅国家構想・国際運営委員、ロバート・マクナマラ前米国防長官、梅林宏道ピースデポ代表などが、天野之也（あまの・ゆきや）審議官と外務省で面会した。また、資料35―3（170ページ）参照。

99年11月9日、国連総会第一委員会で棄権投票の後、林大使が行った投票理由の説明の中の、「核兵器国と対立的な姿勢をとることは建設的ではない」「核兵器国の誓約に懐疑的であるのはよくない」というところに、日本の主張の核心があると考えられる。

核軍縮の現状認識について日本政府と新アジェンダ連合のあいだにほとんど相違はない。新アジェンダ決議の前文に「核兵器が無期限に保有されるという展望への憂慮」や「核兵器削減交渉が現在停止していることへの憂慮」が記されているが、林演説も、「核軍縮の進行速度がとても満足の行くものではない」と認めている。林大使は「ステップ・バイ・ステップで進んでいくほかない」と述べているが、新アジェンダ決議もさまざまな中間的手段を提案しており、これらが一気呵成に実現するとは考えていない。

しかし、表面的には同様な認識に立ちながら、NACは、決議主文第一節にあるように、核兵器国への「核兵器の迅速な廃棄の明確な約束」と「加速された交渉過程」の要求を中核的な要求にすえている。それに対して日本政府は「苛立ちから、その過程の近道を探ろうとすることは、生産的ではない」と、核兵器国へのこの程度の表現さえも強すぎると判断している。

2000年のNPT再検討会議において、NAC的な核兵器国に厳しく迫るアプローチと、日本的な融和的アプローチの違いが鮮明に現れた。結果的には、核兵器国はNACを交渉対象にえらび、NAC作業文書を中心に調整が行われた。日本的アプローチは、効を奏しなかった。日本が米国の核の傘におり、また、しばしば米国に対して追随的な安保政策をとってきたことから、国際社会では日本を米国の代弁者と見る見方が強い。

98年にNACが設立される前に、日本にも参加要請があったが、日本は参加を断った。その理由として、設立声明※のなかに「核兵器の第一（先制）使用をしない約束」を求めていることが、日本の政策に合致しないと説明された。

※資料6（111～2ページ）に全文。

3.　民主党の核兵器政策の登場

核管理問題小委員会（座長：岡田克也衆議院議員）を中心に検討されてきた民主党の核兵器政策文書「民主党核政策――核の恐怖のない世界を目指して」※が、核不拡散条約（NPT）再検討会議をまえに、2000年4月18日に発表された。最大野党としての民主党の核兵器政策が系統的に提示されたのは初めてであり、二つの点で政治的な意味は大きい。一つはもちろん、有権者が最大野党の核兵器政策を知り得たことである。圧倒的多数の世論と政府の政策との間に、極めて大きな開きがある核軍縮の分野において、最大野党の政策が政権党の政策とどこが違うのか明かではないというのは、民主主義にとって異常な事態であった。もう一つは、政府・外務省の役人が自民党のみに関心を払っていればよいという状況が、変わる可能性が出てきたことである。

※資料33（164ページ）に全文。

民主党の核兵器に関する基本的な立場としては、核兵器廃絶をめざすこと、日本の核武装は日本自身の安全保障を脅かす選択であり、強く反対すること、核兵器は反人道兵器であると考えること、などを掲げている。

民主党の核政策にはいくつか注目すべき点が含まれている。日本がとるべき政策に関しては、次の三点があげられる。第一に、「東北アジア非核地帯構想」を提案していることである。日本、韓国、朝鮮人民民主主義共和国（北朝鮮）の三カ国条約に、米国、ロシア、中国が議定書で参加する形を提案している※。また、まずこれら六カ国で共同声明を発することをめざしている。第二に、日米同盟下にあることと米国の核の傘のもとにあることとを同一視したうえで、先制不使用政策を米国とのあいだで合意すべきであるとしている。第三に、核兵器搭載艦の寄港・通過について事前協議の対象であることを改めて米国とのあいだで協議・確認すべきであるとしている。これは、1964年の大平・ライシャワー合意の疑惑※を払拭することを意味している。

※岩波ブックレット「アジア米軍と新ガイドライン」（梅林宏道著、1998.10）第Ⅴ章参照。

※74ページ参照。

核兵器廃絶へのプロセスに関しては、第1段階として、2010年までに米ロ間のSTART過程※によって、それぞれの戦略核兵器を速やかに1,000発以下に削減すること、第2段階として2015年までに五つの核兵器国の合計核兵器数を1,000発とすること、第3段階は実際に廃絶を展望する時期で、国際機関による少数の核を管理することなどを含めて、第2段階の完了が近い時期に、最終段階特有の困難さを解決する方法を検討すべきであるとしている。

※48ページ参照。

民主党核政策はまた、核軍縮のために国際的な協力が必要であることを述べ、「新アジェンダ連合」※や、カナダ、ドイツ、イタリアなど非核G8諸国との協力を掲げている。さらに、「中堅国家構想」※などのNGOとの協力が構想されている。

※46ページ参照。

※82ページ参照。

4.　日米CTBT検証作業部会

NPT再検討会議を前に、日本政府は東京で米国当局と協議を持ち、「日米軍備管理・軍縮・不拡散・検証委員会」(「日米委員会」)を設立させた(2000年3月8日)※。これは、大量破壊兵器の拡散防止、とりわけCTBT※やFMCT※における日米協力促進の一環として設立されたもので、関係局長級協力を中心としつつ、民間専門家の協力も得ながら、6カ月ごとに会合をもつとされている。

※資料32(163ページ)に記者発表全文。
※47ページ参照。
※52ページ参照。

日米委員会は、その最初の一歩として、CTBTの検証体制の有効性を高める「技術協力作業部会」(「CTBT検証作業部会」)を発足させた。CTBT検証作業部会は、条約の国際監視制度(IMS)の地震学的監視観測所網の精度を高めるプロジェクトを進めるものとされている。同作業部会には、日本側からは、気象庁出身の元外務省参与の地震学者が中心となり、気象庁、科学技術庁、(財)日本気象協会の専門家が参加し、外務省・軍備管理・軍縮課の事務官が事務を担っている。

なぜ日米で行うのかという疑問が残るが、さしあたりCTBT検証作業部会の設置は、日本政府の政策の二つの特徴を反映している。

一つは、CTBT発効促進を優先事項とする日本政府の姿勢である。日本はこれまで、中国をはじめとするCTBT未批准・未署名国に外交ミッションを派遣し、早期批准・署名を求めてきた。

もう一つは、核不拡散・核軍縮に関する技術的な方策を重視する姿勢である。日本は、1998年の第2回NPT準備委員会で、「核軍縮の実践的側面」との作業文書を提出(98年4月29日)し、余剰プルトニウムの管理のための技術開発について焦点を当てたほか、98年5月10～11日にはFMCT交渉で起きる技術的問題についての専門家セミナーをジュネーブで開催した。同年の国連軍縮長崎会議※では、全体会議第Ⅲ部を「核軍縮への現実的手段」にあて(11月26日。計3時間)、「警戒解除および核弾頭と運搬手段の分離」、「核軍縮の社会的・経済的費用」、「核関連活動の透明性および地域協力の可能性」、「検証を含む核兵器分野における技術の利用」などのテーマを扱っている。

※78ページ参照。

これらの政策は、個別に評価する限りいずれも重要なステップである。しかし、こうした政策は、原則よりも実務を先行させるという印象をぬぐえない。例えば、日米委員会はその設立発表にあたって、NPT体制の強化と来るNPT再検討会議の重要性をうたったが、NPTにとって決定的に重要な核兵器国の核軍縮義務履行について言及を避けている。具体的には、CTBT検証作業部会が、最大の核兵器能力を持つ米国の「備蓄兵器管理プログラム」※を検証の対象とするのかどうかに注目したい。

※61ページ参照。

5.　日本の核兵器政策:対米融和と「核の傘」

「わが国は、核軍縮を現実に進展させるためには核兵器国に対し対立的姿勢で臨むのではなく、核兵器国との信頼関係に基づき核軍縮措置を粘り強く求めていくとのアプローチをとってきた」※。この、核兵器国との「非対立的アプローチ」とも呼ぶべき姿勢が、日本の国連総会やNPT再検討会議での行動の指針としてくり返されてきた※。新アジェンダ連合の国連決議への棄権理由として、国会でも答弁されている※。

※2000年5月21日、河野洋平外務大臣のNPT再検討会議後の談話。資料15(129ページ)に抜粋。
※日本政府は従来、自らの基本姿勢を「ステップ・バイ・ステップ」政策として説明してきた(本冊子98/99年版参照)。しかし、非同盟運動(NAM)諸国においても(資料5(109～10ページ)参照)、新アジェンダ連合(NAC。46ページ参照)においても、その提案は段階的措置を重視する「ステップ・バイ・ステップ」政策であり、日本政府がNAMやNACを批判する根拠として合理性を持たない。
※資料35―3(170ページ)参照。

いっぽう、新アジェンダ決議への棄権理由を市民団体から問われたときに、外務省は、次の二点を理由としてくり返し述べている。一点目は、この「非対立的アプローチ」が新アジェンダ連合と相容れないこと。二点目は、日本は自国の安全保障を米国の「核の傘」に頼っており、その核抑止力を減じるような政策は採れないこと。「日本は、日本が依存している核抑止力に影響しない範囲で、米ロに核軍縮を求めていく」という外務省事務官の発言が象徴的である※。

※2000年4月8日、森野泰成・軍備管理・軍縮課首席事務官。東京都内の市民集会で。

このうち、二点目こそが日本の核軍縮への姿勢の根幹であると考えられる。一点目の「日本的な非対立的アプローチのみが有効」との議論は、NPT再検討会議で、新アジェンダ連合が核兵器国との一定の信頼関係の下に交渉を進め、核兵廃棄への「明確な約束」を勝ちとったという事実によって、根拠を失ってしまった※。日本が核兵器国と非対立的姿勢をとるのは、それが核軍縮にとって有効だからではなく、自国の安全保障上の要求だからであったと言える。日本の「非対立的アプローチ」は、実は「対米融和政策」であった。

※第2章参照。

そのとき、いくつかの論点が浮上する。これらが今後国会など公の場で論議される必要がある。

①安全保障を核兵器に依存することの正当性について、一つは被爆国として持つ責任と道義性の観点から、もう一つは国際司法裁判所の勧告的意見(96年7月)※との整合性の観点から、論議が必要である。

※資料1(100ページ)参照。

②朝鮮民主主義人民共和国(北朝鮮)が日本の安全保障上の脅威であると外務省は説明するが、それならば、南北朝鮮首脳会談(2000年6月)などで激変しつつある朝鮮半島情勢に対応して安全保障政策は変更の必要がある。そのための政策論争が必要である。

③NPT再検討会議の最終文書に明記された「安全保障政策における核兵器の役割の縮小」※のために日本が採用すべき政策は何か。これは、「核の傘」からの離脱ないしは「核の傘」の大幅な性格変更を求めるであろう。この政策を国内で議論し、採用し、遅くとも2002年の次回再検討会議準備委員会までに国際社会に示す義務を、日本はNPT締約国として負っている。

※資料14(129ページ)第15節第9項の5。

6. 「究極的核廃絶決議」にミサイル防衛の影

1994年の第49国連総会以来、日本政府は「核兵器の究極的廃絶に向けた核軍縮」と題する決議を提案し、採択されている。「日本決議」もしくは「究極的核廃絶決議」と呼ばれている。94年の最初のときには、米、英、仏の西側核兵器国は抵抗し、棄権した。決議文の中心は、「核兵器国が、核兵器廃絶を究極の目標として核兵器削減に努力する」という文言である。この表現は、翌95年のNPT再検討・延長会議での決定「原則と目標」文書に盛り込まれた。これによって、「究極の目標への努力」は国際公約となった。その後は毎年、日本はこれと同じ表現をくり返すことによって、国際的な抵抗を受けずに反対票0で決議を採択させている。97年に中国が棄権から賛成に転じた結果、97、98年と続けて、5つの核兵器国がすべて賛成した。日本政府は、この成果を「核兵器国との非対立的アプローチ」※の有効性の証明として自負してきた。

※71ページ参照。

ところが、99年には異変が起こった。前年の決議に、東京フォーラムの提言の要素をとり込むなどして文面を新しくした決議案※には、ロシア、中国、フランスの3核兵器国が棄権したのである。日本決議は決議54/54Dとして、99年12月1日、賛成153、反対0、棄権12で採択された※。この理由は、日本決議がミサイル防衛構想への反対姿勢を明示しなかったことにある。

※東京フォーラム報告書からの反映については67ページ参照。

※資料18(134～5ページ)に決議全文。投票結果は資料19(136ページ)。

同日国連総会で冒頭に採択された決議54/54A「対弾道ミサイル・システム制限条約(ABM条約)の維持と遵守」は、締約国に弾道ミサイル防衛システムの配備をしないよう求めている。この決議は、ロシア、中国、ベラルーシが初めて国連第一委員会に出したもので※、フランスが修正を加えた※。ここに、ロシア、中国、フランスのABM遵守連合ができた※。

※A/C.1/54/L.1/Rev.1
※A/C.1/54/L.56

日本決議に対する投票説明に際して、ロシアは「決議が書いてあることによってではなく、書いていないことによって棄権する」と、中国は「ABM条約は核軍縮の前提になるべきものであって、それに触れていない」と述べた。

※採択結果は、賛成80、反対4(米国、イスラエルなど)、棄権68(英国、日本、ドイツ、オランダ、カナダ、ニュージーランドなど)であった。

東京フォーラムは、ミサイル防衛につていあいまいな態度をとっているが、それでも、配備の前には「協調的脅威削減の努力が強力に追求されるべき」※であり、「ミサイル防衛の配備は慎重に」と勧告した※。日本は、こうした懸念すらも決議案に反映させなかった。

※第4部第32節

※主要提言10。

日本決議は、2000年の国連総会以降、二つの試練に立たされることになった。一つは、NPT再検討会議で「究極の目標」がうち破られ、「明確な約束」が国際公約となったことである※。もう一つは、ミサイル防衛をめぐる核兵器国間の対立の中で、米国と戦域ミサイル防衛(TMD)共同研究を進める日本※の進路が、厳しく問われることである。

※第2章参照。

※73ページ参照。

7. 戦域ミサイル防衛(TMD)と日本

日米両政府は、1998年9月20日の日米安全保障協議委員会(2+2)で、飛来する弾道ミサイルを迎撃・阻止する「戦域ミサイル防衛(TMD)」開発計画※について、「1999年度から共同技術研究に入る」ことに合意した。99年度防衛予算に9億6000万円、2000年度20億円が計上され、「海上配備型上層防衛システム」※のシステム設計と赤外線シーカーの開発研究が現在進行している。米側負担額は2001年度予算で1600万ドルが充てられた。今後、弾頭最先端部ノーズコーン、キネティック弾頭、第2段ロケットモーターなど中心部分へも分担が拡大することになる。研究期間は5、6年と予定される。

※防衛庁はTMD(戦域ミサイル防衛)と呼ばずBMD(弾道ミサイル防衛)と称する。

※米国ではNTWDと略称されるもので、直訳は「海軍地域防衛」。イージス護衛艦の対空ミサイルシステムに高高度域用ミサイルSM3を搭載、洋上で発射・撃破する。

TMDは、米政府が冷戦下進めたSDI(戦略防衛構想＝スター・ウォーズ計画)に終止符が打たれ(93年)、以後の研究を本土防衛用の国土ミサイル防衛(NMD)※と海外展開型のTMDの二本立てに分離、とくに後者を同盟国との共同開発で推進するよう定めてて以降、日米間の主要な防衛協議事項となっていた。当初、日本政府は、「参加・導入を前提としない事務的な研究」と消極的な位置づけをしていたが、北朝鮮による“テポドン打ち上げ”(98年8月)を契機に打ち出された対抗策の一環として、「弾道ミサイル防衛」の開発・導入を視野に入れた「日米共同技術研究」着手(12月)へと方針を転換させた。

※45ページ参照。

TMD参加は、日本の安全保障政策に以下の問題点を投げかける。

①「宇宙開発は平和目的に限る」とした衆議院決議(69年5月)と、同趣旨を定めた「宇宙開発事業団法」(69年)との整合性。TMDは宇宙配備センサーと連動する軍事システムであり、日本の参加は国会決議と法に反する。

②「集団的自衛権」との関連。日本周辺のTMDは日・米・韓の共同運用でしか成り立たない。その場合、日本が直接攻撃を受けていない発射前、直後の段階で迎撃システムが作動する事態が予測される。これは「集団的自衛権の行使は違憲」と述べてきた政府見解に背反する。

③「武器輸出三原則」との関連。開発研究～開発実験～初期配備へと移行すれば、対米武器技術供与だけでなくミサイル本体の移転問題を避けられない。

④経費と効果の問題。技術的困難さとともに、巨額の開発費を要することから、米国でも反対の声が根強い。防衛予算を膨らませるだけの壮大なムダに終わるおそれがある。

⑤近隣への影響。中国はつよく反発している。「新ガイドライン」※で出動領域を拡大させた日本が、“TMDの鎧”を身にまとえば――それじたい防御兵器であると主張しても――軍事力増大と受け取られ、北東アジアの軍拡競争につながる恐れが大きい。

※77ページ参照。

8. 「核兵器持ち込み密約」

「非核三原則」政策を歴史的に検証しながら、そこに見いだされる「約束された言葉」と「行われた事実」の間にある急激な斜面、落差の険しさに接するとき、従来行われてきた「国是」をめぐる論議は不毛の累積であり失望の学習でしかなかったと、いやでも認めざるを得ない。これほど高く称揚され、同時に、低く貶められた政策もないだろう。最近発掘された米公文書によっても、日本政府の二枚舌政策はいよいよ隠しようがなくなった。

非核三原則は、1967年12月、衆議院予算委で佐藤首相が「核兵器は保有しない。製造もしない。持ち込ませない」と述べたことで公式に表明され、71年11月の国会決議をへて、「国是」と崇められる国家準則となった。「持ち込ませない」には、艦船・航空機による寄港や一時通過も含まれると政府は確約した。

しかし冷戦下の在日米軍基地では、数え切れないほどの「核持ち込み疑惑」が指摘されてきた。一連の「元高官証言」※にとどまらず、三沢、横須賀、岩国、佐世保、沖縄の米軍基地監視グループからは、核装備部隊の所在や核貯蔵施設の存在を示す文書や写真の提示がなされた。横須賀に向かう空母タイコンデロガから水爆を搭載した攻撃機が海中に転落した事故も記録されている(1965年)。これら「持ち込ませず」政策と「持ち込み」実態との乖離を矛盾なく説明するには、日米間に「核兵器持ち込み密約」が結ばれていたとみなすほかない。その「密約」の存在を確認させる米政府の公文書が、相次いで明らかになった※。その意味するところは、「核持ち込み疑惑」を裏づけるだけでなく、政府の国民に対する長期かつ継続的な違約、つまり沖縄の「核抜き本土並み」は見せかけだったのであり、非核三原則の実質は「二原則」でしかなかったことになる。

外務省は依然「密約」の存在を否定しつづけている。しかし米公文書の具体的記述と内容の一貫性から見て、1960年の安保改訂のさい、岸首相とアイゼンハワー大統領との間に秘密合意が交わされたのは確実である。そして原子力潜水艦の寄港承認時と沖縄返還交渉のさい再確認された。「密約」が必要だった理由として、つぎの二点があげられよう。

①日本政府が、一方で「非核三原則」を唱えながら、同時に「米国の核抑止力に依存する」、両立しがたい立場をとり続けたこと。

②「事前協議」事項※に「装備における重要な変更」を盛り込みながら、米政府の「核の所在は肯定も否定もしない」政策※に例外を求めるつもりがなかったこと。

実態的な面には、1991年9月、ブッシュ大統領が「すべての海洋戦術核の撤去」を発表した以後は、核持ち込みの可能性はなくなったといえる。だが「密約」が存続するかぎり、米国の政策変化で再持ち込みがあり得るといえる。

※主な核持ち込み証言
●ラロック(退役海軍少将)証言:「核積載可能な米艦艇は、すべて核兵器を装備しており、日本に寄港する際に核兵器をとり外すことはない」(1974年)
●ライシャワー(元駐日大使)証言:「日本政府は核搭載艦船の寄港をOKしている」(1981年)
●エルズバーグ(元国務省高官)証言:「日本は核攻撃の出撃基地だった」(1981年)
●マッカーサー(元駐日大使)証言:「米艦船の寄港は事前協議の対象にしない」(1990年)
●若泉(佐藤首相の私的特使)証言:「返還後の沖縄にも核持ち込みを認める」(1994年)

※新たに公開された米公文書の分類:
①60年安保条約改訂のさい、藤山外相とマッカーサー駐日米大使の間で交わされた秘密議事録をしめす文書群
●「バーソンズ国務次官補(極東担当)からフルブライト上院外交委員長宛説明記録」
●「国務長官あてマッカーサー大使の秘密電報」
●「同ライシャワー大使の秘密電報」
●「国家安全保障会議の対日基本政策文書NSC6008/1」
②核搭載艦船の日本寄港にさいし上記秘密合意を再確認する文書群
●「核武装米艦船の日本寄港に関する大統領会議」極秘メモ
●「ライシャワー大使から国務長官あて電報」
●「レアード国防長官からロジャース国務長官への書簡」
●「ジョンソン国務次官と大平外務大臣との会談覚書」(75ページ参照)
③沖縄返還交渉における核密約をしめす文書群
●「ニクソン米大統領と佐藤首相の共同声明に関する合意議事録」

※77ページ参照。
※NCND政策と呼ばれる。

9. 米空母の核付き母港

米公文書館で公開された国務省公文書によって、米空母ミッドウェーの横須賀母港※が決定される過程において、核兵器搭載のまま空母が横須賀を母港にすることについて米国側が実質的な事前協議の打診を行っていたこと、日本政府がそれに応えず、そのまま空母の母港を黙認したことが、ピースデポの梅林宏道の調査によって明らかになった。2000年4月3日の『朝日新聞』が大きく報じた※。

すでに1963年4月、ライシャワー米大使と大平外務大臣の会談において、「核兵器を積んだ艦船の領海通過や寄港は、事前協議の対象とはならない」という解釈について合意を見ていたことが、公文書で明らかになっていた。これは、九州大学の菅英輝教授が1998年に発見したライシャワー大使からラスク国務長官に宛てた当時の極秘電文により明らかになったものである※。

しかし、空母の母港化は、この大平・ライシャワー合意では処理できない問題を提起した。つまり、母港の概念は、領海通過でもなければ寄港でもない。領土上ではないにしろ、むしろ、米側が事前協議の対象となると理解していた核兵器の「イントロダクション」の一形態であると説明してきた配置(プレイス)に限りなく近い概念であった。

ジョンソン米国務次官は、問題を避けるために、核抜き母港の検討を国防省に依頼した。72年6月29日の国務省極秘文書によれば、「ジョンソン大使(大使は称号)は、レアド国防長官に、東アジアに関する(空母の母港以外の)代案の可能性、核兵器を搭載しないで日本に空母の母港を置くことの評価、事前協議と日本への核兵器の持ち込み(イントロダクション)に関する見解、を尋ねた。」ジョンソン国務次官の質問に、レアド国防長官はロジャース国務長官への手紙(72年6月17日付)のなかで、強い調子で核抜き母港は無意味であると回答した。「われわれは、この代案を注意深く検討した。しかし、軍事的に現実的でないし、法的にも必要のないことであると考える。」※

そこで、ジョンソン国務次官は、「母港は寄港の延長であり、大平・ライシャワー合意によって処理できる」という事前協議についての新解釈を打ち出し、日本側の了解を得ようとした。新提案は、72年8月31日、ハワイのクイリマ・ホテルで大平外務大臣に対して行われたが、極秘指定の「会談の覚書」が調査で入手されている。その後、72年10月13日、駐日米公使が外務省に大河原良雄アメリカ局長を訪ね、この提案に対する日本政府の考えを質した。大河原局長は、米側の解釈を確認しただけで日本側の意見を述べず黙認した。この経過を本国に報告したインガソル駐日米大使の極秘電文も入手された。

※どの時点を母港を記録する年月日とするかは議論の余地があるが、通常、母港化が決定してのち横須賀に初入港した1973年10月5日を「母港化された日」と言っている。

※詳しい解説は『週刊金曜日』(2000年6月9日)の「日本政府は米空母の核付き母港を容認していた」(梅林宏道)を参照。

※日本政府は、現在もこのような合意はないと否定している。

※この電文は、日本では最初、琉球大学の我部政明教授が公表した(『朝日新聞』99年5月15日)。同じ頃、独立に、ノーチラス研究所が「太平洋軍・年次報告」(コマンド・ヒストリー)にあった同じ文書を公表した(『朝日新聞』7月20日)。

10. 沖縄、父島、硫黄島に核貯蔵

1999年秋、世界の核兵器についての信頼すべき調査を続けていることで著名なNGOである天然資源保護評議会(NRDC)と国家安全保障アーカイブ(NSA)が、初めて米国防省の最高機密文書「核兵器の管理と開発の歴史:1945年7月－1977年9月」(1978年2月、米国防長官事務所作成)の一部を公表した。1985年に提出した情報公開請求に対して、大幅に墨塗りされた文書が最初公開されたが、94年に不服申し立てを行った。それに対して、今回の332ページの文書公開となったものである。14年がかりの情報公開請求の結果ということになる※。

※公開文書の解説は『ブレティン・オブ・ジ・アトミック・サイエンティスツ』99年11/12月号(英文)を参照。

文書の付録Bに、「国ごとの配備年表:1951－1977」と題する表が添付されているが、その全訳を資料34として掲載した※。表において、27の国・地域名がアルファベット順に表示されているが、情報公開時には一部が墨で塗られて公開された。それを、NRDCとNSAのグループは、他の情報から推定して補って公表した。最初の公表では、Cが頭文字の国・地名の一つが不明のまま謎として残された。

※資料34(148ページ)は、下記の父島、硫黄島を補った表にしてある。

99年12月11日、彼らは推定の一部を誤りとして訂正するとともに、日本に関わる新しい事実が判明したことを公表した。結果は『ニューヨーク・タイムズ』(12月12日)をはじめ、各紙に報道された。詳細は『ブレティン・オブ・アトミック・サイエンティスツ』2000年1/2月号に掲載された。

それによると、頭文字がCの謎のまま残された場所は父島であり、アイスランドと判読されていた頭文字がIの場所は、実は硫黄島であった。Iがアイスランドであるという彼らの推定を、米政府は誤りであると、「肯定も否定もしない」(NCND)政策に反する異例の指摘をしていた。

この結果、米占領下の父島※に1956年－65年、硫黄島に1956－59年に核兵器が、56－66年に核物質を外した核爆弾が貯蔵されていたことが、明らかになった。とくに注目すべきことは、父島に潜水艦搭載の射程800kmの核巡航ミサイル・レギュラスや軍艦搭載の対空核ミサイル・タロスなど爆弾以外の海軍核ミサイルが貯蔵されていたことである。レギュラスは退役するまで、父島にあったことになる。

※父島も硫黄島も東京都小笠原村。戦後、米海軍の統治下にあったが1968年6月に日本復帰した。父島は小笠原諸島で最大の島。

そのほか、沖縄には、72年5月15日の復帰直後まで、文書上は、核爆弾、8インチ榴弾砲、155ミリ榴弾砲、核爆雷、核地雷、オネストジョン、ナイキ・ハーキュリーズ、ファルコンと、実に他種類の核兵器が貯蔵されていたことが判明した。また、基地名は明かではないが、核物質を外した核爆弾が1954年から約10年間、本土に貯蔵されていたことも明らかになった。

11. 周辺事態法と事前協議

「周辺事態法」は、「日米新ガイドライン」(1997年改定の「日米防衛協力のための指針」)の実効性を確保する国内法として99年5月制定された。すなわち、冷戦期に東西対立戦略の下で策定された旧ガイドライン(78年)に基づく安保協力の態様を、冷戦後の米アジア・太平洋戦略――地域紛争や低強度紛争への対処――に沿うように改定し、その新ガイドラインに設けられた「後方地域支援」についての任務、「日本は、中央政府および地方公共団体が有する権限および能力並びに民間が有する能力を適切に活用する」の協力手続きを法律にしたものである。旧ガイドラインでは、「両国政府の立法、予算、行政上の措置を義務づけるものではない」となっていたが、新ガイドラインには「具体的な政策や措置に適切な形で反映することが期待される」と明記され、法制化に至った。

また、旧ガイドラインの「前提条件」に挙げられていた「事前協議に関する諸問題、日本の憲法上の制約に関する諸問題、及び非核三原則は研究・協議の対象としない」という文言が、新ガイドラインの「基本的な前提及び考え方」では、「日本のすべての行為は、日本の憲法上の制約の範囲内において、専守防衛、非核三原則等の日本の基本的な方針に従って行われる」と書き改められ、「事前協議に関する諸問題」が、無条件で尊重すべき事項の例示からはずされた※。両「前提」を比較するかぎり、新ガイドライン下では、事前協議抜きの米軍行動や、それに対する自衛隊の「後方地域支援」がありうることになる。地域紛争＝周辺事態が発生したと米国が判断した場合(「周辺事態の概念は地理的な概念ではない」とされるので、どこにでも当てはめられる※)、在日米軍基地から出撃や爆撃など直接作戦行動が実施されるケースや、それと連動した自衛隊による補給・輸送・修理・整備などが行われる可能性が出てきた。防衛庁が作成した「周辺事態に対する対応の手順」にも、事態の発生の後に「日米間の情報交換、政策協議等」とあるだけで、事前協議の文字は見当たらない。

※政府は、「基本的な前提及び考え方」に「安保条約及びその関連取極めに基づく権利及び義務・・・は、変更されない」とあり、事前協議の尊重はここに含まれていると答弁しているが、しかし、それではなぜ事前協議だけを前提条件の例示から除外したかの説明にはなっていない。

※「周辺事態」の定義は国会審議の過程で一部修正され、「そのまま放置すれば我が国に対する直接の武力攻撃に至る我が国周辺の地域における・・・事態」と改められた。しかし新ガイドライン本文は元のままなので、これを「そのまま放置」しておくかぎり米側「地理的概念でない」立場に立つ解釈を拘束することにはならない。

日米安保条約第6条の実施に関する交換公文※は、在日米軍の①配置における重要な変更、②装備における重要な変更、③日本から行われる戦闘作戦行動について、「事前協議の主題とする」ことを規定しているが、「核持ち込み密約」※に見られる通り、「装備の変更」に関しては密約の存在がほぼ確定しつつある。同様に「戦闘作戦行動」をめぐっても、「朝鮮への攻撃に即座に反撃する際は例外である」と合意した米公文書が複数公開されていて、事前協議制度の空洞化は以前から指摘されてきた。その流れに立てば、事前協議への言及を欠落させた新ガイドラインと、それに基づく周辺事態法制定は、密教の顕在化、例外の本則化といえる。核持ち込み以上に重大なタブー破りが進行している。

※岸・ハーター交換公文。(1960年1月19日)

※74ページ参照

12.　国連軍縮京都会議

「国連軍縮〇〇会議」と呼ばれる会議（〇〇には開催地名が入る）は、軍縮をめぐる国際世論の形成と軍縮交渉の促進に貢献することを願う政府関係者や研究者、ジャーナリストなどが個人の資格で参加し、それぞれの立場から自由に討議することを目的とするもので、国連総会やジュネーブ軍縮会議（CD）※など、政府代表で構成される通常の軍縮会議とは、組織も性格も異なる。ジュネーブ軍縮会議がしばしば「国連軍縮会議」と呼ばれるので、それと区別するために地名を入れて、「国連軍縮〇〇会議」（国連軍縮局、国連アジア太平洋平和軍縮センター主催）と呼ばれるようになった。同趣旨の軍縮会議は、もともと国連軍縮局が世界各地で開催してきたもので、1988年の第3回国連軍縮特別総会で日本政府が軍縮会議の日本開催を提唱し、翌89年の第1回京都会議以後、毎年日本で開催されている。これまでの開催地は、京都（4回）広島（3回）長崎（2回）仙台、札幌（各1回）となっている。

※51ページ参照。

11回目になる第4回国連軍縮京都会議は、「今後10年間の安全保障上の懸念および軍縮戦略」をメインテーマに、99年7月27日から30日まで京都市で開催された。会議には、米国やロシア、アジア地域など世界24カ国から政府高官や軍縮専門家ら約60人が参加し、活発な論議が交わされた。

基調講演では、明石康・前広島平和研究所所長が、「核不拡散・核軍縮に関する東京フォーラム」※の共同議長として、その報告書の内容を紹介。また、「アジア太平洋地域の平和と安全保障の促進」をテーマとした全体会議では、東京フォーラムのメンバーだった今井隆吉元軍縮大使が経過報告。「21世紀を核兵器廃絶の世紀にするのだ、との情熱を私たちは共有していた。報告書に盛り込まれた目標を達成することが重要だ」と強調した。各国参加者の東京フォーラム報告書への関心は高く、時代認識や核軍縮の方法論などをめぐり、フォーラムのメンバーと活発な応酬が交わされた。

※44ページ参照。

オーストラリアのアダム・マッカーシー外務貿易省軍備管理軍縮課長補佐は「非核兵器国として日本政府がフォーラムを提唱した意義は大きい。今後問われるのは、実現に向けた国際社会の反応だ」と期待を込めた。しかしインドやパキスタンの参加者からは、疑問も出された。ニューデリー政策研究センターのブラーマ・チェラニー教授は「インド、パキスタンに非核兵器国として核不拡散条約（NPT）への加盟を求めるのは、論理的に無理があるのではないか」と指摘した。

D. 非核自治体とNGO

1. ハーグ平和アピール市民会議

3年におよぶ準備を経て、1999年5月11～15日、オランダのハーグにおいて「ハーグ平和アピール（HAP）市民会議」が開催された。100カ国以上の国から約10,000人のNGO活動家と、国際機関および政府組織関係者が参加した。歴史上最大の平和会議となった。会議は、戦争の非合法化を最大の課題として掲げ、準備段階からテーマを4つのより糸に分類して討議を進めてきた。それは、①軍縮と人間の安全保障、②国際人道法・人権法と制度、③武力紛争の防止、解決、平和転換、④戦争の根源と平和文化、である。4つのより糸のもとで、400以上の小会議が開催され、活気と創意のあふれる討論が行われた。

会議前の地域準備会合での成果などをとりいれて、「21世紀の平和と正義のためのハーグ・アジェンダ」が最終日に採択された。50の行動計画を含むとともに、「新しい民主外交」※、すなわち、平和と正義の促進のための市民社会、国際機関、政府組織の間の活発なパートナーシップをうたっている。

※「New Democratic Diplomacy」の訳。

ハーグ・アジェンダは、閉会式の際バングラデシュのシェイク・ハシナ首相に手渡され、その後バングラデシュ政府が国連に提出し、国連の公式文書となった※。ハーグ・アジェンダに対して会議期間中に提出された意見は、アジェンダの「補遺」という形で50の行動計画に沿ってまとめられた※。

※バングラデシュ政府代表の国連事務総長宛の手紙（5月17日付）とともに、10月12日、国連総会第二委員会（経済）に提出された。文書番号A/54/98。

※これらの文書は、HAPのホームページで読むことができる。
http://www.haguepeace.org/

※資料37（174ページ）に全文。

ハーグ・アジェンダとは別に、会議期間中の5月14日、「公正な世界秩序のための10の基本原則」が発表された※。その第1項目は、「各国議会は、日本国憲法第9条のような、政府が戦争をすることを禁止する決議を採択すべきである」と述べ、戦争を禁止する具体的な計画として、第10項目で、「戦争防止地球行動」※の計画を基礎とすべきであると述べている。

※「Global Action to Prevent War」の訳で、GAPと略される。ハーグ会議で立ち上げられたNGOネットワークである。「Global Action International Network to Prevent War」を略してGAINとも言う。軍隊を段階的に縮小しながら戦争を防止する20～30年間の具体的な行動計画を提示している。計画を順次改訂し、世界に発信している。

ハーグ・アジェンダを世界に普及し実施するために、ニューヨーク、ハーグ、ジュネーブのそれぞれの事務所を中心にさまざまな活動が継続して展開されている※。ハーグ会議を契機にスタートないし再活性化した主な運動や課題として、平和教育地球キャンペーン、戦争防止地球行動、アボリション2000、少年兵の禁止、国際刑事裁判所（ICC）、小火器の規制、地雷禁止、経済的正義、平和建設における女性、大量殺戮の禁止、劣化ウラン弾の廃絶、軍事化とグローバリゼーション、などがある。

※HAP国際委員会が設置されており、反核NGOとしては、アボリション2000、国際反核法律家協会（IALANA）、核戦争防止国際医師会議（IPPNW）、英核軍縮運動（CND）、核政策法律家委員会、核時代平和財団などが含まれ、日本に本拠を持つNGOとしては、ピースボート、太平洋軍備撤廃運動（PCDS）が含まれている。

2000年5月22～26日にニューヨークの国連本部で開催された「ミレニアム・フォーラム」※では、6つの地球的問題群の中の一つである「平和、安全保障、軍縮」の全体会で、コーラ・ワイスHAP代表がハーグ・アジェンダの普及の重要性を訴えた。

※国連のミレニアム総会（2000年9月5日～）に対応するNGO行事で、「われわれ人民」とのタイトルが付いている。

2. 長崎市の挑戦：NGO国際会議

1999年9月9日の平和宣言において、長崎市の伊藤一長市長は、「NGO（非政府組織）の積極的な活動と平和を願う国際世論の高まり」が結集して「各国政府を動かすとき、核兵器の廃絶は必ず可能です」とNGO活動への強い期待を表明した※。そして、99年9月の市議会で世界のNGOを長崎に招いて核兵器廃絶のための会議を開催したい意向を表明した。その背景には、94年に国際司法裁判所（ICJ）において長崎の原爆被害の実相について証言をしたとき、その機会を準備したNGOの働きに強い感銘を受けたこと、99年5月のハーグ平和アピール市民会議※に参加をしてNGOの活動に触れ、その確信をいっそう強くしたことなどがあると伝えられている。

※資料45（185ページ）に宣言全文。

※79ページ参照。

いっぽう、長崎市民レベルでは、「核不拡散・核軍縮に関する東京フォーラム」に対して市民サイドから提言を行うために、1998年以来、市内の諸グループの中心的人格が、主義信条を超えて横断的に個人の資格で結集する実行委員会が積み重ねられてきた。その実績のうえに、2000年という区切りの年に核兵器廃絶の活動を推進するための「核兵器廃絶2000年長崎市民会議」を結成した（2000年1月29日）。その中心的課題として、市長の発案を活かす国際集会の実現にとり組むこととなった。

このように、市民の自発的な活動と市長の構想がうまく重なって、長崎における官民一体のとり組みが実現した。2000年3月、長崎市議会が予算措置を講じることを承認し、県議会もまた県としてのとり組みを承認した。

4月15日、「核兵器廃絶――地球市民集会ナガサキ―― 核兵器のない21世紀への挑戦！長崎を核戦争被爆最後の地に」を開催するための実行委員会が正式に発足した。地球市民集会は2000年11月17－20日に開催される。実行委員会は、長崎県、長崎市、長崎市平和推進協会、核兵器廃絶2000年長崎市民会議の4者が構成する。実行委員長には、市民会議の共同代表である土山秀夫・元長崎大学学長が就任した※。

※実行委員会の連絡先：
〒852－8117 長崎市平野町7－8 長崎原爆資料館内
電話：095-844-3975
FAX：095-846-5170
Eメール：gca.naga@viola.ocn.ne.jp
ホームページ：
http://www3.ocn.ne.jp/~gca.naga/

4月30日にニューヨークで開催された総会において、「核兵器廃絶のための地球ネットワーク・アボリション2000」は、長崎地球市民集会を全面的に支援するとともに、長崎で「アボリション2000」の戦略会議を開催することを決めた。また、NPT再検討会議のNGOセッション（2000年5月3日）で発言の機会を得た長崎市長は、各国の代表とNGOの代表に対して長崎地球市民集会開催の意義を述べ、NGOの参加を求めた※。

※資料46（186～7ページ）に演説全文。

地球市民集会は、実行委員会が責任をもつ全体会議と10の分科会のほかに、全国の市民団体の自主企画の開催を呼びかけている。

3. 核兵器廃絶2000年キャンペーン

2000年は核兵器廃絶という目標にとって、とくべつ重要な意味を持つ年である。20世紀が生みだした人類最大の負の遺産は、何としても20世紀のうちに清算されなくてはならない。4月から5月にかけてはNPT再検討会議が開催され、「核廃絶への明確な約束」が合意された※。国際的NGOネットワーク「アボリション2000」は、その名の由来である2000年を迎え運動を強めている※。これらの動きに呼応して、日本でもあらためて広範な核兵器廃絶の声をあげ、運動の大きなうねりを作る必要がある。それが、被爆国日本の市民の使命である。

※第2章参照。

※84ページ参照。

このような考え方にたって、核兵器廃絶の広範な世論喚起を目的とした運動、「核兵器廃絶2000年キャンペーン」が、2000年1月1日付けでスタートした。

キャンペーンの柱は、「核兵器の廃絶へ――日本の使命」と題した「2000人アピール」の発表である※。アピールは、「まずなすべきことは、私たち自身の（日本）政府の政策を変えさせること」であるとして、4つの課題を提起している。①非核法の制定（「非核三原則」の法制化と「核の傘」からの離脱）。②東北アジア非核地帯の設立。③非核自治体の活性化。④核軍縮への国際的リーダーシップ（「新アジェンダ連合」との連帯など）。

※資料38（175ページ）に全文。

アピールには、思想・信条を越えて、また、核問題や平和問題に限らない各界各層で活躍している人々が、名を連ねている。

賛同者の中には、石坂啓（漫画家）、イルカ（シンガーソングライター）、永六輔、大橋巨泉、小川和久（軍事アナリスト）、小久保裕紀（プロ野球）、小山内美江子（脚本家）、三遊亭圓歌（落語家）、島森路子（『広告批評』編集長）、ジェームス三木（脚本家）、妹尾河童（舞台美術家）、立松和平（作家）、田原総一郎（コメンテーター）、筑紫哲也（ジャーナリスト）、外山雄三（音楽家）、福留功男（ニュースキャスター）、南こうせつ（シンガーソングライター）、森村誠一（作家）、山田洋次（映画監督）、湯川れい子（音楽評論）、吉永小百合（俳優）、などの著名人を含まれている。賛同者は5月現在で約1,500人に達しており、2,000人達成に向けて広範な呼びかけが進んでいる。

「2000年キャンペーン」は、アピールを広め、全国各地にさまざまな行動する主体が生まれるように、次の3つの活動にとり組むことにしている※。

①「2000人アピール」の賛同者を拡大し、それを政府と各政党にとどける。

②各地の自立的な運動の活性化の触媒としての役割を果たす。そのために最新情報をホームページで伝える。

③海外の同趣旨の2000年運動と連携し、日本の市民の動きを世界に発信し、海外の動きを日本に伝える。国際的な核軍縮の動向を啓発する活動にとり組む。

※「2000年キャンペーン」の共同代表は、以下の通り（5月31日現在）。
土山秀夫　（元・長崎大学学長）
山口仙二　（日本被団協代表委員）
大田昌秀　（前・沖縄県知事）
竹本成穂　（日本生協連合会会長理事）
江尻美穂子　（日本YWCA会長）
大石芳野　（写真家）
梅林宏道　（ピースデポ代表）
岡本三夫　（広島修道大学教授）
森瀬春子　（印パ広島市民の会）
鎌田定夫　（長崎平和研究所所長）
●連絡先：〒223-0051神奈川県横浜市港北区箕輪町3-3-1
TEL：045-563-5164
FAX：045-563-9907
ホームページ：http://www.jca.apc.org/2000campaign/

4.　中堅国家構想のNGO外交

「中堅国家構想（Middle Powers Initiative、略してMPI）」は、1998年3月に設立されたNGOの名称である。軍縮問題で実績があり影響力のある「中堅国家」を動かし、NGOとそのような同志国家が協力して核兵器廃絶の道筋を作ることをめざしている。対人地雷禁止条約を実現させたオタワ・プロセスがヒントになっている。提唱者であるカナダのダグラス・ロウチ上院議員が議長を務め、国際的なNGOの共同プロジェクトの性格をもつ。米国ケンブリッジの核戦争防止国際医師会議（IPPNW）本部に事務所をもつ※。

※共催団体には、核兵器に反対する国際法律家協会（IALANA）、地球的責任のための科学技術者国際ネットワーク（INES）、国際平和ビューロー（IPB）、核戦争防止国際医師会議、核時代平和財団（NAPE）、地球的行動のための議員連盟（PGA）、世界の現状フォーラム（SWF）、平和と自由のための国際婦人連盟（WILPF）が参加している。
MPIの考え方は単行本「核兵器廃絶への新しい道――中堅国家構想」（ロバート・グリーン著、梅林宏道訳、高文研、1999年）に詳しい。

「核兵器廃絶をめざす中堅国家の連合を作る」というMPIの初期の目的は、98年6月の新アジェンダ連合（NAC）の誕生※によって、予期せずして達成された。MPIは、核兵器禁止条約を国家間の交渉の議題にのせることをめざしているので、NACがそのままMPIが望んでいる国家連合というわけではない。しかし、NACには核兵器禁止条約の交渉へと国際政治を動かして行く萌芽があると考え、MPIは当面の方針としてNAC支援を中心的な課題としている。とりわけ、NAC提出の国連総会決議の国際的支持を広げることに力を入れている。

※46ページ参照。

NACへの支援を強化するために、1999年のMPIは、98年の国連総会決議でNAC決議に棄権投票を行った北大西洋条約機構（NATO）諸国※、オーストラリア、日本に代表団を派遣し、政府高官と面会し、情報交換と意見交換を行う活動にとり組んだ。99年10月から11月にかけて、オスロ、ベルリン、ボン、アテネ、ローマ、ハーグ、キャンベラ、東京に代表団が派遣された。東京へは11月5日に、MPI国際運営委員のロバート・グリーン英海軍中佐（退役）を団長とし、ロバート・マクナマラ元米国防長官、リー・バトラー元米戦略軍総司令官、デイビッド・クリーガー核時代平和財団総裁、トニー・ナムクン大西洋評議会上級研究員、梅林宏道ピースデポ副代表、石井摩耶子・日本YWCA副会長が団員となって外務省始め、政府要人と面会した。

※54ページ参照。

1999年10月、MPIは、「地球的行動のための議員連盟（PGA）」と共同で、「核軍縮議員ネットワーク（PNND）」の結成を呼びかけた。それは各国の議会での議論を通じて、NACへの支持を広げ、ひいては核兵器禁止条約への政治的議論を高めて行くことをめざしている。

2000年1月26－27日、アトランタ（米ジョージア州）のカーター・センターで、米政府・議会関係者とNAC関係者が、NPT再検討会議について意見交換をする場をMPIとカーター・センターが共同で設けた。ジミー・カーター元大統領のほか、何人かの米国軍縮担当者が参加した。

5.　東京フォーラムとNGO

「核不拡散・核軍縮に関する東京フォーラム」※の4回の会合のたびに、日本のNGOは会合直前に開催地（第3回のみ例外）で市民集会を開催した※。市民集会には外務省の担当官がパネリストの一人として参加し、被爆者や市民活動家と同じテーブルについた。最後の東京集会では、明石康・東京フォーラム共同議長、阿部信泰・外務省軍備管理・科学審議官という担当トップがパネリストになった。これは日本の反核運動では初めてのことであった。

※44ページ参照。

※98年8月29日（東京）、98年12月12日（広島）、99年3月13日（長崎）、99年7月20日（東京）と続いた。

市民集会ごとにNGOは東京フォーラムへの提言をまとめた。4つの提言のほか、第1回会合直前には世界の主要反核活動家連名の外相宛「国際レター」が、また、第4回会合の前には起草委員会（マイケル・クレポン委員長）宛の広島・長崎市民の要請書が、提出された。これらの文書は、主催者や外務省を通じて東京フォーラム参加者に配布された。

東京フォーラム報告書はその序文で「フォーラムはこれら（NGOからのたくさん）の提案を歓迎し、報告書の作成過程においてそれらを注意深く検討した」と記したほか、本文でも、「東京フォーラムは核不拡散・核軍縮を促進させるための非政府組織（NGO）の努力についても評価する」と述べた※。

※さらに、「「中堅国家」とNGO間の創造的な連携は、核軍縮において現在欠如しているリーダーシップを提供しよう」（第4部第27節）と続く。

しかし、実質において、NGOの主要な要求は、ほとんど報告書に反映されなかった。

①NGOは、「新アジェンダ連合」への支持を要求した。報告書は新アジェンダ連合の役割を評価したが、それは、「期限付き核軍縮論」は克服されるべき「神学論」だという、NGOが承服できない論理に基づいている※。

※「「新アジェンダ連合」による最近の努力が、核抑止論と期限付き核軍縮論の二つの神学論争にはまり動きがとれなくなっている多国間の議論の場に新たな刺激を与えたことを評価する。」（第4部第27節）
※62ページ参照。

②日本のNGOが重視している未臨界核実験※の禁止要求に対し、報告書は、未臨界核実験への監視と透明性確保を提言するにとどまっている※。

※「・・・未臨界実験がCTBTの目標と目的を損なうか否かという懸念に留意する。この懸念を緩和する方策が探られるべきである。たとえば暫定的な措置として、未臨界実験［に対する］・・・実行可能な監視・透明性確保のメカニズムを導入することが考えられる。」（第4部第23節）

③その他の主要な要求、すなわち「被爆国が核廃絶に果たすべき役割」、「核兵器禁止条約」、「東北アジアの非核地帯化と日本の『核の傘』批判」、「国連総会における今世紀中の核廃絶宣言、第4回国連軍縮特別総会の開催」などについては、報告書にはまったく反映されなかった※。

※核兵器禁止条約については、「一部の国が・・・早期交渉を重視していることに留意」しながらも、その有用性に疑問を示し、「現時点では、核の危険を前進的に低減させ、廃絶するための具体的な手段」が優先されるべきだとの認識を示した（第4部第29節）。
※資料18（135ページ）参照。

いっぽう、日本政府は、99年の国連総会の「究極的核廃絶決議」の最終節に、「市民社会による、核不拡散・核軍縮を促進する上での建設的な役割を慫慂する」との表現を新たに盛り込んだ※。NPT再検討会議を経て、外務省とNGOの意見交換の回数がさらに増えてきていることは事実だが、まだ表面的なやりとりに留まっている。東京フォーラム報告の17項目の個々の提言について日本政府の見解を求めたピースデポの質問に対して、外務省はついに回答しなかった。

6.　節目を迎えた「アボリション2000」

※「アボリション」は「廃絶」の意味。当初の11項目からなる声明は資料39(176〜7ページ)に全文。この声明をもとに同年11月、アボリション2000はオランダのハーグで正式に発足した。97年1月には、フランス・ポリネシアのタヒチ・モオレアで第2回年会を開き、核兵器過程で被害を受けている先住民や植民地化された人々の「自己決定、主権、独立という譲ることのできない権利」が保証されるべきだとする「モオレア宣言」を採択した(資料40(177ページ)に全文)。この2つの声明を支持する団体であれば、簡単な申し込み手続きをとることにより、アボリション2000のネットワークに参加できる。日本で参加を希望する団体は、ピースデポまでご連絡ください(連絡先は裏表紙)。より詳しくは、ホームページ参照。
http://www.abolition2000.org/
※79ページ参照。

※53ページ参照。

1995年4〜5月の核不拡散条約(NPT)再検討・延長会議に世界から集まったNGOは、「核兵器禁止条約の2000年までの締結」を柱とした声明に合意し、核兵器廃絶NGO地球ネットワーク「アボリション2000」は誕生した※。アボリション2000は、日常的には電子メール・リストで情報交換を続け、NPT準備委員会、ハーグ平和アピール市民会議、ミレニアム・フォーラムといった重要な国際会議の場面には各国から活動家が結集しプレゼンスを示した。当初の目標であった「2000年」という節目を迎え、アボリション2000は次のようなとり組みを行った。

(1)1999年12月14日、アボリション2000調整委員会がミレニアム・フォーラム※に声明を提出した。その内容は、①核兵器禁止条約への交渉の即時開始(その交渉は、ジュネーブ軍縮会議、NPT加盟国会議、国連総会、あるいは「関心を持つ国々によって招集される特別会議」※などで行われるべきだと提案している)、②全面的な警戒体制の解除、③核兵器開発の禁止と実験場の閉鎖、④核抑止論の非合法性と反道徳性の確認、⑤核兵器過程による環境破壊と人的な苦しみへの補償、である。

(2)2000年3月1〜8日が、「アボリション週間」として設定され、世界各地で多様な世論喚起活動が行われた。

(3)2000年NPT再検討会議を前に、調整委員会が4つの「行動の呼びかけ」を発した。①アボリション2000を拡大しよう。②それぞれの国の首長や外相に、NPT再検討会議を優先課題と位置づけて出席するように手紙を書こう。③核によって被害を受けたヒバクシャ、先住民を尊重しよう。④「ミサイルをひまわりに」の請願署名を集めよう。

(4)NPT再検討会議には世界各国から活動家が結集した。会議最終日の5月19日の記者会見で、アボリション2000に賛同する全世界のNGOおよび自治体の総数が、95カ国から2,025団体になったことを発表された。アボリション2000の「2000」は「2,000団体の2000」であるとの理解が生まれた。アボリション2000は世界で3番目に大きいNGOネットワークであると発表された。全世界から集められた「ミサイルをひまわりに」請願署名は1,350万名を超え、4月27日、国連本部内にてNPT再検討会議のバーリ議長にひまわりの花束とともに届けられた。

(5)NPT再検討会議中の4月30日、アボリション2000は会議を開き、11月の「核兵器廃絶ー地球市民集会ナガサキ」を公式に支援することを決定した。長崎に集まるのを機会に、2001年以降の展望を議論する戦略会議をもとうと準備を進めている。

7.　米国バーモント州などでの草の根運動

※タウン・ミーティング(町集会)の投票制度は、市民が提起した重要な政策問題に対して投票が行われるもので、自治体行政に直接関係ない問題に対しても、法的拘束力や役人に政策変更の義務を生じない形で、市民の意見が表明できる制度である。
※「アメリカ・フレンド奉仕委員会(AFSC)」バーモント支部などが組織している。

※資料42ー1(180ページ)に条項の全文。

※資料42ー2(180ページ)に州決議の全文。

※投票の実施をみあわせた自治体は、この問題が自治体行政の範囲外であるとした。

※97年3月に「アボリション2000」が委託して行った全米世論調査では、「核兵器廃棄の交渉を米国は進めるべきか」へ賛成87%、「すべての核兵器を廃棄すべきか」へ賛成77%との結果が出ている。

※また、連邦議会下院では、99年2月24日にウールジー議員が、21人の共同提案者とともに、大統領に対して核兵器禁止条約の交渉開始と締結を求める決議を提出している。この共同提案者の数はその後拡大し、サンダース議員も共同提案者に加わった。
※勧告は、「ピース・アクション」ケンブリッジ支部と市のボーン議員の協力により、市議会において「核兵器廃絶に関する市民の勧告を住民投票にかける議案」が可決された結果、行われた。同内容の決議を市議会は採択し大統領に送っているが、「市民の声として直接大統領にメッセージを送ることが必要」と考えたNGOと市議会議員の協力が実った形だ。

米国東部のバーモント州では、1999年と2000年の3月に行われたタウン・ミーティング※での「核兵器廃絶要求条項」採択をバネとして、2000年11月の米連邦上下院議員選挙で核兵器問題を争点化する運動が、「核兵器廃絶バーモント運動」として展開されている※。

1999年3月2日、タウン・ミーティングが州内の39自治体で行われたが、そのうち33自治体において「核兵器廃絶要求条項」が採択された※。条項は、米国政府とすべての核保有国に対して、タイム・テーブルをもり込んだ「核兵器廃絶条約を早急に確立すること」を求め、「州の上院および下院議員が同様な決議を提案し、それを即時実行に移すようバーモント州選出国会議員にとどけることを要請」している。

この要請に基づき、同年3月23日に州上院で、また4月28日には州下院で、同一の決議が採択された。決議は、タウン・ミーティングの要求条項の内容と、要求を採択した州内のすべての自治体名を記し、「この決議の写しをバーモント州選出国会議員に送付するよう、州官吏に命じる」と記した※。

2000年3月の同州のタウン・ミーティングでは、同条項は59自治体で提案され、56自治体で投票が実施された※。投票を行った56自治体のうち87.5%にあたる49自治体が条項を採択した。ほとんどのタウン・ミーティングでは「口頭票決」方式がとられ、「満場一致」、「圧倒的多数」、「大多数」の支持が得られている。記入式投票が行われた人口の大きい自治体では、賛成票は州最大の市であるバーリントン市で75%、州都モントプリア市で74%、ミドルベリー市で76%であった。これらの数字は、核兵器廃絶に関する全米世論調査の結果に近い数字である※。これらの結果を受け、州上下院は再び同様の決議を満場一致で採択した。

これらを背景にして、「核兵器廃絶バーモント運動」は、11月の連邦議会上下院選挙に向けた大衆集会が行われるたびに、同州選出のジェフォーズ上院議員とサンダース下院議員(ともに民主党)に対して、核兵器問題に対する立場表明を求めている。すでに両議員は「核兵器廃絶バーモント運動」の担当者に対して、核廃絶を支持するとの立場表明をしている※。

いっぽう、マサチューセッツ州ケンブリッジ市では、1999年11月3日に、大統領に対して核兵器廃絶条約に向けた交渉を始めることを要求している勧告を市民が発するかどうか、住民投票で賛否を問うた。やはりここでも75%の住民が勧告を支持した※。

8. 「アボリション2000」を支持する世界の非核自治体

「アボリション2000」※の中心的要求である「核兵器禁止条約（NWC）の即時交渉開始と2000年までの締結」という内容を支持する宣言や決議をあげている世界の自治体は、2000年3月13日現在で242を数えている。国別ではオーストラリア146、米国37、ニュージーランド33、英国15、カナダ7、日本2、ドイツ1、オーストリア1※。日本では97年6月の浦安市につづいて99年12月22日に東京都調布市議会が同様の決議を全会一致で採択した。調布市の決議は、前文でインド、パキスタンの核実験、「東京フォーラム」※、「アボリション2000」の世界的な広がりなどに触れたうえで、「あらゆる障壁をこえて『核兵器禁止条約』の締結を今世紀中に展望するべきである」（主文1）と訴え、また新アジェンダ連合の国連決議について「日本政府が賛成票を投ずる条件は揃っている」（主文2）とし、政府の積極的な対応を促した。

オーストラリアや米国で広がった背景には、「アボリション2000」が作成したモデル自治体宣言がある。モデル宣言文は、1997年1月にタヒチで開催された「アボリション2000」モオレア会議で、核軍縮交渉の完了義務があるとする国際司法裁判所（ICJ）の勧告的意見（96年7月8日）※を踏まえて提案された。米国のサンタバーバラ市の市議会決議は、主文第4項（決議文の写しを米上下院議員と大統領に送ることを命じた項）以外はモデル宣言文と同じなので、資料として全訳を掲載した※。

ニュージーランドの33自治体という数は、人口の79.5%をカバーしている。この背景について、ニュージーランドでは国の持つ条件と相まって、早い時期から層の厚い反核意識が育てられてきた、と平和活動家ケイト・デュース氏は説明する。1973年に、当時のノーマン・カーク首相は「私達が求めるのは、この世界の片隅で起こっていることを発信することによって国際社会を喚起し、小国の権利に対してより多くの支持を得ることである。」と述べている。この年にはニュージーランドは、国民の強い要求に応えてオーストラリアと共同でムルロア（モルロア）諸島でのフランスの大気圏核実験の合法性をICJに問うている※。

英国では、非核自治体が全国的な連合を組んで活発な運き、自治体から市民への働きかけに力が入っている。リーズ市が発行した「リーズと（核）爆弾」（1983年）を例にとると、リーズ市が核攻撃を受けた場合に予想される物的、人的、社会的被害を、絵や地図をまじえてわかりやすく伝え、「国が核攻撃を受けた時は政府機関は機能しませんから、地方自治体が責任を持つことになります」と述べる。その後市民に「あなた自身、あなたの家族や友人そしてリーズのことをよく考えて、（核）爆弾に対するあなたの意見を持つことです」と語りかけている。

※84ページ参照。

※資料44（182〜3ページ）に一覧。このほかに、米国のバーモント州では核兵器禁止条約の交渉開始を求める要求条項を49自治体が採択している（85ページ参照）。また、世界102カ国・地域、487都市が加盟している「世界平和連帯都市市長会議」（90ページ参照）は、会長（広島市長）と副会長（長崎市長）が核兵器禁止条約の締結を求めて、NPT再検討会議へメッセージを送っている。

※44ページ参照。

※資料1（100ページ）参照。

※資料43（181ページ）。

※また1945年8月、広島と長崎への原爆投下の数日後、クライストチャーチ市、カンタベリー大学の講堂につめかけた市民に、哲学者カール・ポパー氏は（おそらく）世界で最初の反核の講演を行った。1947年にはクライストチャーチ市で最初のヒロシマ・デー行進が行われている。ケイト・デュース、ロバート・グリーン「アオテアロア／ニュージーランドと世界法廷」（1999年）参照。

9. 日本の非核宣言自治体

「非核三原則」※の堅持や核兵器廃絶の要求などの立場を宣言する内容をもった自治体宣言や議会決議をもっている自治体を、非核宣言自治体と呼んでいる。議会決議で宣言が出されたり、首長起草した宣言を議会が承認したり、議会決議のみであったり、さまざまである。

日本における非核宣言自治体第一号は、1958年に非核宣言を行った愛知県半田市である。1982年の第2回国連軍縮特別総会を機に世界的に反核運動が高まり、日本では80年代の10年間に約1,700自治体が非核宣言をしており、90年代10年間では約700自治体が宣言を行っている。

99年12月1日現在、都道府県を含めた宣言自治体数は、全自治体数（3,299）の74.8%にあたる2,467自治体となった。その内訳は28府県、602市、21区、1,454町、362村となっている※。98年以後、県レベルでは石川県、宮城県、岩手県が宣言自治体となった。また、市町村の自治体のなかでは長崎県の41町1村（98年12月から99年12月）や、北海道の2市7町1村（97年7月から99年12月）のように短期間に集中して非核宣言をする自治体があり、その理由として国連軍縮長崎会議（98年）、国連軍縮札幌会議（97年）が当地（長崎県、北海道）で行われたことが考えられる※。

非核宣言自治体のとりくみは、核実験が起きたときの抗議文の送付などのほか、被爆体験・戦争体験を継承するプログラムが中心だが、宣言に盛り込まれた他の文言に則って、環境や人権に関するセミナーなども行われている。

最近の非核宣言自治体の動きの中には、以下のようなものがある。

①東京都調布市議会の「核兵器のない21世紀を希求する決議」（99年12月22日、全会一致で採択）。「アボリション2000」に連帯した自治体決議で日本では二番目となる※。

②新潟県新津市議会の「平和外交の積極的推進を求める意見書」（99年12月21日議決、首相・外相宛提出）。99年5月の「ハーグ平和アピール市民会議」※とその「ハーグ・アジェンダ」に言及していることが注目される。

③鹿児島県屋久町議会の「放射性物質等の持ち込み及び原子力関連施設の立地拒否に関する条例」（2000年3月27日、全会一致で可決）。99年はじめから持ち上がった、隣の種子島での使用済み核燃料中間貯蔵施設誘致問題に対する町民の圧倒的な反対意思に支えられ、町長提案で成立した。第1条で88年の「非核決議」の精神を具体化するとうたい、核兵器や使用済み核燃料、放射性廃棄物など、医療用を除くすべての放射能の町内持ち込みと核関連施設の立地を拒否する内容となっている。

※74ページ参照。

※これらの数字はすべて、日本非核宣言自治体協議会（91ページ）が毎年行っているアンケート調査に回答した自治体の数を集計したものなので、実態との間に若干の誤差がある。

※国連軍縮会議については78ページ参照。

※86ページ参照。

※79ページ参照。

10.　高知県の非核港湾化の試み

※資料36―1（171ページ）に全文。

高知県は、1997年12月の「港湾の非核平和利用に関する決議」※を基に、99年2月県議会に港湾の非核化をめざす条例改正を提案したが、外務省の強い圧力により後退を重ね、挫折に追い込まれた。

まず県は、98年5月、外務省あてに、外国艦船の港湾使用に関する国内法と条例改正との間に矛盾はないか照会した。外務省は、同年12月、条例改正は自治体の権能を逸脱したものと回答した※。

※資料36―2、3（171～2ページ）にやりとりの全文。

これを受けて県が99年2月23日に県議会各派に提案したのは次のような内容であった。まず、港湾施設管理条例に「非核三原則」※の理念をうたう一文を追加する改正を行う※。そして付属する「事務処理要綱」で、外国艦船の寄港にあたっては、①県が外務省に、当該艦船が核兵器を積んでいないとの証明書の提出を要請し（外国艦船に直接証明書を求める「神戸方式」※と異なる）、②その結果に基づき県が港湾施設の使用決定を行う。

※74ページ参照。

※資料36―4（173ページ）に全文。

※89ページ参照。

圧力を受けた県は3月9日、修正をおこない、外務省からの回答結果は県民に公表するにとどめ、港湾施設の使用決定を県が行うとの条項を削除した。この最終案※は、非核三原則の遵守についての県民への説明責任を外務省に求めた内容であり、「自治体の権能逸脱」という国の批判は論拠を失った。

※資料36―5（173ページ）に全文。

しかし、全会一致での可決を望む知事に対し、過半数の議席を占める自民党県議団が反対、同条例改正案は3月11日「継続審議」扱いとなり、実質廃案となった。

この間、地元紙の「声」欄は「非核港湾条例」を求める声で埋まり、全国の著名人578名から賛同、激励はがきが届いたり、海外からも知事宛のメール（「日独平和フォーラム」ベルリン支部議長など）が届き、世論は沸騰した。

議会は数の力で押し通したものの、世論に孤立した自民党県議団は99年3月17日付『高知新聞』の一面全部を使って「Q&A」式の意見広告を出した。

Q2．高知の港に核兵器を積んだ外国艦船がくることがあるかね？
A．ありません。現在米国政府は全ての艦船から核兵器を撤去していることを表明しており、米国による核兵器の持ち込みの心配はないのです。
Q4．外務省に対して非核証明等を求めるのがなんでいかんぜよ？
A．核は積んでいないといっているのにあえて非核証明を求めることは政府と米国を疑うことになり、相互信頼を損なうことになりなす。
Q6．高知市民の安全はどうなるろうねぇ？
A．国の安全なくして高知県の安全はありません。したがって高知県民の安全も、日米安保条約によって保障されています。「一県平和主義」では国の安全は保てません。

内容的にも県議会の力関係※においても橋本知事の再提案のチャンスが近いことを予感させる※。

※① 41議席を目指して59人が立候補した99年4月県議選の結果。自民党（それまでは21名）は県議選至上初めて過半数割れを喫した。政党別の獲得議席数は、自民20、共産6、公明3、社民、民主各1、無所属10。
② 99年11月28日投票の知事選結果。非核港湾化を進める橋本大二郎（無・現）は推せないとした自民党は県農協会長の所谷孝夫（無・新）をたてて闘った。結果は、橋本274,670票（67,45%）、所谷132,541票（32,55%）となり14万票の差で橋本氏が圧勝した。
※2000年になって県の特定団体に対する不正融資が発覚、その審議が続いているため9月県議会に「非核港湾条例案」が再上程されるかどうかは不明。

11.　非核港湾、全国の動き

1975年3月、神戸市会は「核兵器を積載した艦艇の神戸港入港を一切拒否する」と決議した。この決議を担保するために導入されたのが「非核神戸方式」。神戸港に入港を希望する外国軍艦には「非核証明書」の提出が義務づけられ、証明書の提出が無い場合には、港湾管理者である市長は「入港許可」を発行しない、という「行政指導」である。それ以来、過去15年間に432隻も入港していた米軍艦は、一度も入港していない。「非核証明」の提出は、「核の存在を肯定も否定もしない」（NCND）政策を放棄することになるからだ。

1998年5月、カナダの軍艦「プロテクター」が神戸港に「非核証明」を出さずに入港した。政府は「非核国カナダの軍艦に非核証明書は必要ない」と主張した。「神戸方式は破られた」というのが大方の見方であった。しかし、本当にそうか。

同艦が接岸したのが神戸市管理の埠頭ではなく、自衛隊専用埠頭だっという事実は重要だ。「プロテクター」は、神戸市の港湾管理権を背景にした「非核神戸方式」を、「破る」のではなく「迂回した」。これが正しい理解だ。

※周辺事態法第9条第1項：「関係行政機関の長は、法令及び基本計画に従い、地方公共団体の長に対し、その有する権限の行使について必要な協力を求めることができる。」

1999年5月に成立した「周辺事態法」第9条※で、自治体の協力項目の筆頭にあげられているのが「港湾の使用」。

「協力要請」があった時に自治体は拒否できるのか――この問題をめぐって、法成立後も自治体と政府の間でつっこんだ議論が継続中である。99年7月に政府が出した「周辺事態法9条の解説（案）」は次のように言う。「地方自治体の長は協力を拒むことができる。拒否の事由が正当な理由に当たるか否かは、個別具体の事例に即して、当該権限について定められた個別の法令に照らして判断されることになる」。ここで言う「個別の法令」に、各自治体が定める「港湾管理」に関する条例・規則が含まれることは言うまでもない。

戦前、港湾管理権は国が一手に握り、そこから侵略戦争に乗り出していった。この反省にたって、港湾管理権は戦後、自治体に移された。この歴史を思えば、港湾管理権をたてにした自治体の「戦争協力拒否権」は平和憲法と一体のものだ。

今、神戸方式は姿を変え、全国に伝播しはじめている。

※88ページ参照。

高知県の「非核港湾条例化」の試みはいったんは挫折したが、知事はタオルを投げていない※。室蘭や苫小牧でも神戸方式導入を志向した運動が始まっている。98年3月26日、沖縄県石垣市議会は、75年の神戸市議会決議とほぼ同じ趣旨の「石垣市平和港湾宣言決議」を採択した。函館では99年3月市議会に提案された「非核・平和行政の推進に関する条例」は、神戸方式を明文化するものだった。同条例は事実上の廃案となったが、市民は運動を継続している。

12.　世界平和連帯都市市長会議

「世界平和連帯都市市長会議」は、1982年の第2回国連軍縮特別総会において荒木武広島市長が世界の都市に広島と連帯することを呼びかけたことに始まる。翌年の1月、荒木市長と本島等長崎市長は連名で「核兵器廃絶に向けての都市連帯推進計画」を発表し、核戦争防止のために賛同を呼びかけた。当初、世界23カ国、72都市であったが、今日は、世界102カ国・地域、487自治体が加盟している(2000年4月4日現在)。会長には秋葉忠利広島市長、副会長には伊藤一長長崎市長など世界8都市の市長が就いている。事務局は財団法人・広島平和文化センターに置かれている※。なお、規約に明記されているわけではないが、広島・長崎を除いて国内自治体は、加盟対象となっていない。同市長会議は、国連に登録されたNGOである※。

※連絡先:
〒730−0811広島市中区中島町1−2
TEL:082−241−2352
FAX:082−242−7452
※1991年5月に「カテゴリーII」(特殊諮問資格)として経済社会理事会に登録された。
※79ページ参照。

99年5月に開催された「ハーグ平和アピール市民会議」※では、「国際ピースメッセンジャー都市協会」と共催し、「平和と人権のための地方自治体の役割」をテーマとしたワークショップを開催した。議長役の秋葉広島市長は、コソボ紛争に関連して「非戦闘員の保護を原則に都市が連携し、都市を爆撃から守るために非核・非武装地域にしよう」と訴えた。

2000年4月から5月のNPT再検討会議では、核軍縮を求める58都市の市長のメッセージを冊子にまとめ、各国政府代表とNGO関係者に配布した。5月3日、市長会議を代表して、伊藤長崎市長が、NGOに与えられた3時間のセッションの中で最初の意見表明を行った※。その中で伊藤市長は、市民が無差別に殺傷された被爆の実相、国際司法裁判所(ICJ)の勧告的意見にあるように核兵器使用は国際法違反であること、しかしインド、パキスタンなど核兵器の拡散がすすみ、また米国のCTBT批准否決※や米ロの未臨界核実験※など核兵器国が誠意をもって核軍縮にとり組んでいない現状を指摘し、「核兵器全面禁止条約の早期締結に向けて交渉を始めるべき」だと強く訴えた。そして、2000年に11月に開催する「核兵器廃絶—地球市民集会ナガサキ」※への世界のNGOの参加を呼びかけた。伊藤市長は、森本広島市助役とともにNGO主催の会合にも複数出席した。

※資料46(186〜7ページ)に全文。
※60ページ参照。
※62ページ参照。
※80ページ参照。

日常の活動としては、加盟都市に原爆関係資料を寄贈し、原爆展の開催に協力している。99年には、リーズ市(英国)、セミパラチンスク市(カザフスタン)、ジュネーブ市(スイス)の3都市で原爆展が開催された。そのほか、飢餓・貧困等の解消、難民問題、人権問題の解決、環境保護などにもとり組んでいる。4年に一度、加盟都市が集まって会議を開催する※。

※前回(第4回会議)は1997年に広島市と長崎市で開催された。世界33カ国、117都市の代表が参加し、21世紀を「平和の世紀」とするためのヒロシマ・ナガサキアピールを採択した。

13.　日本非核宣言自治体協議会

日本非核宣言自治体協議会は1984年に結成され、今年2000年は17年目を迎える。この協議会には、1999年12月1日現在、全非核宣言自治体(2,467)のうち297の自治体が加盟している。過去一年間で3自治体数えた。

会則には、「この協議会は、非人道的な核兵器の使用が人類と地球の破滅の危機をもたらすことにかんがみ、生命の尊厳を保ち、人間らしく生活できる真の平和実現に寄与するため、全国の自治体、さらには全世界の全ての自治体に核兵器廃絶、平和宣言を呼びかけるとともに、非核都市宣言を実施した自治体間の協力体制を確立することを目的とする」とうたっており、これまで毎年8月5日には、非核宣言自治体全国大会と並行して広島で年次総会が開かれてきた。今年2000年は、7月27−28日に長崎市で開催される。

99年8月に行われた全国大会では、各自治体からの報告や情報交換が行われ、講師による特別講演があり、大会決議が採択されている。99年の特別講演の講師には、朝日新聞編集委員で軍事問題に詳しい田岡俊次氏が、東北アジアの安全保障環境に関する講演を行った。

また、採択された決議文は以下のようなものである。「私たちは、核戦争がいつ起こるか予想のつかない身近な恐怖であることを、あらためて認識する、厳しい現実に直面しているといわざるをえない。しかしながら、私たちはこの現実に決して屈してはならない。なぜならば、あれほど実現は困難と言われた『対人地雷全面禁止条約』が、1997年9月にオスロで開かれた政府間会合で採択に至らしめた要因こそが、国連や各国政府レベルではなく、NGO(非政府組織)といった、むしろ草の根的平和運動の成果であるという事実を知っているからである。私たちは、この条約成立の経過と同様に、核兵器廃絶による人類にとって真の恒久平和の実現を、国連や各国政府、そして核保有国にまかせるだけではなく、この全国大会のような草の根的平和運動によって、将来必ずや達成させていくための努力を粘り強く続けていくことを、ここに決議する」(この部分は98年と同内容)。この決議文は、協議会より国連事務総長並びに核保有国5カ国の他に、在日インドおよびパキスタン大使、そして日本政府に送付された。

また、本冊子の昨年版「核軍縮と非核自治体●1999」は、99年に同協議会の加盟全自治体に配布された。2000年4月より会長に長崎市の伊藤一長市長が就任、事務局も長崎市の平和推進室が行っている※。

※連絡先:
〒852-8117長崎市平野町7-8
長崎原爆資料館内
TEL:095-844-9923
FAX:095-846-5170

第4章
提案——市民と自治体のために

提案──市民と自治体のために

(1)NPT再検討会議の成果を土台に

核兵器廃絶の課題は、21世紀に持ち越されることになった。しかし、1995年を契機にして持続的なものとなった世界的な核兵器廃絶の市民活動は、根づき、拡大している。核兵器保有国を包囲する国際世論は、徐々に包囲網を狭めつつある構図が継続している。

具体的には、2000年の核不拡散条約(NPT)再検討会議において、核兵器国は「核兵器の完全廃棄をするという明確な約束」を行った。そのほかにも「安全保障政策における核兵器の役割を縮小する」ことを、日本を含めてNPT全加盟国が約束した。これらの約束を土台として、日本政府をはじめ各国政府にどのような実行を求めるかが、これからの市民活動や非核自治体の課題となる。

「核兵器のない21世紀」を実現するために、日本の市民と非核宣言自治体に課せられている責任は大きい。にもかかわらず、国際的に見ると日本の核兵器廃絶の市民活動は停滞しているという印象を拭えない。21世紀を前にして、もう一度新鮮な気持ちから、新しい人々との出会いを求める活動を構想する必要があると思われる。その際、現在地球上に姿を見せている「核兵器」対「人類」の最前線について学ぶことが不可欠である。これまで慣れ親しんだ手法にこだわらない、反核運動のルネッサンスが私たち一人ひとりに求められている。

その観点から、いくつかの具体的な提案を掲げたい。

(2)NPT再検討会議の成果を学ぶ

本誌第2章で詳報したが、NPT再検討会議がどのようなプロセスを経て、最終文書で何に同意したのか。NGOはどのような働きをしたのか。このような学習活動が、広範に行われる必要がある。ピースデポから、二人の研究者がニューヨークに出かけ、会議をフォローした。各地でのピースデポでは学習会の計画があれば、できるだけ可能な協力をしたいと考えている。

(3)「新アジェンダ連合」政府への激励と支援

NPT会議が、予想以上の成果をあげたのにはブラジル、エジプト、アイルランド、メキシコ、ニュージーランド、南アフリカ、スウェーデンの7カ国で構成するいわゆる「新アジェンダ連合」(46ページ参照)である。これらの国はすでに国際的な地歩を築きつつあるが、それでもつねに大国の圧力に曝されている。非核宣言自治体やその議会、さらに一般市民から激励の手紙を受けることは、彼らを支える大きな力となる。新アジェンダ連合の声明(資料6)を援用して、以下のような雛形の手紙を送ることを提案する。

「○○国外務大臣閣下。
20世紀から21世紀への転換期にあるいま、日本の非核宣言自治体の一つである○○市(議会)は、核兵器廃絶の見通しが一日も早く得られることを望んでいます。貴国らが、声明「核兵器のない世界へ:新しいアジェンダの必要性」において、「国際社会は、核兵器の維持が限りない将来にわたって正当であると見なされるような見通しをもって、3000年期に突入してはならない」と述べ、迅速な核兵器の廃棄を要求していることを歓迎し、支持するものです。また、2000年4～5月にニューヨークで開催されたNPT再検討会議において、核兵器国から「核兵器の完全廃棄を達成するという明確な約束」をとりつけるのに果たした貴国の役割に、感謝します。

貴国ら新アジェンダ連合が、核兵器の早期廃絶のために、国際社会においてますます積極的な役割を果たされんことを、私たちは心から期待します。」

「新アジェンダ連合」各国の郵送先は以下の通りである。

◆ブラジル連邦共和国外務大臣閣下
ブラジル大使館気付
107−0061 港区北青山2−11−12
◆エジプト・アラブ共和国外務大臣閣下
エジプト大使館気付
153−0042 目黒区青葉台1−5−4
◆アイルランド国外務大臣閣下
アイルランド大使館気付
102−0083 千代田区麹町2−10−7
◆メキシコ合衆国外務大臣閣下
メキシコ大使館
100−0014 千代田区永田町2−15−1
◆ニュージーランド国外務大臣閣下
ニュージーランド大使館
150−0045 渋谷区神山町20−40
◆南アフリカ共和国外務大臣閣下
南アフリカ大使館
102−0093 千代田区平河町2−7−9 全共連ビル
◆スウェーデン王国外務大臣閣下
スウェーデン大使館
106−0032 港区六本木1−10−3−100

手紙が出された場合、ピースデポにコピーを送っていただきたい。それを国際的に知らせる役割を果たしたい。

(4)長崎・国際NGO会議へのとり組み

2000年11月17日～20日に長崎市で開催される官民一体となった「核兵器廃絶──地球市民集会ナガサキ」は、国際的なNGOと出会い、交流と討論を行うまたとない機会である。この場を日本の市民、自治体が積極的に活用することを提案する(80ページを参照)。

11月17日(金)　午後:原爆資料館見学と被爆遺構巡り(同じものが20日午後にも)

11月18日(土)　午後:開会の全体集会
11月19日(日)　分科会
11月20日(月)　午前:閉会の全体集会
　　午後:原爆資料館見学と被爆遺構巡り(同じものが17日午後にも)

集会では以下のような10種類の分科会が開催されるとともに、自主企画を持ち込むことを歓迎している。連絡先は80ページの注を参照。

交流的性格の強い分科会	学習・情勢討論的性格の強い分科会
①ヒバク者フォーラム	⑤核兵器禁止条約
②青少年フォーラム	⑥核抑止論の克服
③女性フォーラム	⑦弾道ミサイル防衛と宇宙の核化
④平和教育・平和文化	⑧非核地帯と核の傘
	⑨核爆発のない核実験
	⑩NGOの役割

それぞれの分科会のもち方は、各分科会のコーディネーターが責任を持つことになっている。分科会の内容への希望があれば、実行委員会に問い合わせてコーディネーターと話し合うことができる。また、長崎集会の機会をとらえて「核兵器廃絶地球ネットワーク・アボリション2000」(いわゆる「アボリション2000」)が、討論会議を会場の一室で開催することを決めている。

具体的には、長崎会議への各地から参加チームを作って参加をする、事前の学習会をする、自主企画を持ち込む、「アボリション2000」など国際NGOとの今後の関係を築く、自治体職員の研修の場として利用する、などの活用方法が考えられる。

(5)さまざまなとり組み

資料47に、日本の非核自治体がこれまで取り組んださまざまな活動が整理されている。それは、他の自治体がとり組むことのできる活動についてのヒントとなる。また、98年版、99年版で提案した多くの事項は、現在もなお有意義なものが多い。以下には、それらを含めて、さまざまなレベルの具体的な提案やヒントを掲げる。

●被爆体験の継承

被爆地への市民の派遣活動や、原爆パネル展など被爆体験を継承する活動は、すでに多くの自治体がとり組んでいる。これは、被爆者の老齢化が進むなかでさらに強調されるべき課題である。次のような点に留意したい。

①被爆地へのツアーについては、事前の学習会をもつ。
②被爆地へのツアーについては、参加者のなかから翌年の世話人となる市民を生み出す。
③インド、パキスタンなどの市民を招待して、日本の自治体市民とともに被爆地へのツアーを組織する。
④海外の姉妹都市との共同事業とする。海外の姉妹都市が非核宣言都市である場合、とりわけ有効な事業となる。(たとえば、被爆地へのツアーを姉妹都市からの参加をうる共催行事にしたり、姉妹都市において原爆展を開催する。)被爆体験を海外に伝える仕事は、広島、長崎だけの仕事ではない。

●担当職員の研修――さまざまな国際会議の活用

①NPTの2002年再検討準備委員会の公開部分を傍聴するために職員を派遣する。とくに、政府代表に対してNGOが意見発表するセッションの傍聴が有益である。また、並行して開かれる国際的NGOの行事に参加させる。そのほか、たとえば、2000年9月1―4日にスウェーデンのウプサラで「非核地帯についての国際セミナー」が、ピースデポも共催団体になって開催されるが、これも有益な機会である。

通訳の問題があるが、市民からボランティア通訳を募って市民参加の形で行うのも一法である。また、地域自治体の共同のとり組みとすることも財政負担を軽減するのに有効である。

②毎年5月に非核自治体担当職員の合同研修会を開催する。地域ブロックでとり組むこともできるし、全国的にとり組むこともできる。ピースデポではその立案や実行に協力することができる。

●日本政府、各国政府への抗議、要請、陳情、激励

インド、パキスタンの核実験や、米国やロシアの未臨界核実験が行われたときに、圧倒的な数の自治体から直接に関係国に抗議や要請がとどくことは大きな意味がある。この種の活動はますます強化されるべきである。

①多くの場合、早く反応することが、より効果がある。そのために、NGOと自治体との協力関係を作っておくことが有用である。
②抗議に傾きがちであるが、核兵器廃絶にいい働きをした政府を国際的に激励することも大切である。前述した新アジェンダ連合への激励は、その具体例である。
③毎年10月～12月にかけて、国連総会において核軍縮のための諸決議が討議・採決される。新アジェンダ連合が提案する決議にとくに注目したい。まず第一委員会での投票があり(11月半ば)、次に総会での投票がある(12月上旬)。この頃に、担当者が警戒態勢をとる習慣が必要である。このことを通して担当者の知識も増加する。
④自治体が行ったこれらの活動は、広報で市民に知らせて、啓発活動の一助にする。

●「アボリション2000」を支持する決議

「核兵器禁止条約(NWC)の締結を求めること」を主なる内容とする決議が世界的に広がりつつあることをキーワードにおいても紹介した。日本では、まだ2つの自治体が決議しているにすぎない。世界に連動する運動として、日本でも広く決議を広げてゆく必要がある。(86ページ参照)。

●世論調査・住民投票

98年版に英国の非核自治体が、核軍縮について市民対象の科学的世論調査を行った例を紹介した。市民が安全に暮らすためにどのような意識をもっているかを知ることは、自治体の仕事にふさわしい。調査結果が、世論形成の力となる。信頼度の高い調査会社に委託して行えばよい。

日本の場合、米国の「核の傘」や「東北アジア非核地帯」に関する設問が考えられる。

本書で、米バーモント州における住民投票の例が紹介されている(85ページ)。これは、市民運動が州の制度を活用した投票によって、核兵器廃絶条約を支持する市民の意識を引き出したものである。日本でも、住民投票の活用を考えるべきときではないだろうか。

●核兵器廃絶のコア・市民グループの育成

核兵器を廃絶することが、世界的な事業になりつつあるときに、日本で持続的にこの問題にとり組んでいる市民が余りにも少ないことを改善しなければならない。国内を見ているだけでは関心を持続させることができなくなることが、主要な理由と考えられる。非核自治体が、持続した市民の関心を喚起するために、まずコア・市民グループを育成することが課題となる。そのためには、さきに述べた職員の場合と同様に、市民が海外の活動状況を学ぶ機会をつくるのが有効である。

(6)制度についての提案

平和問題にとり組む職員の継続性が必要である。あるいは、自治体が単独あるいは共同で、核問題の知識のある専門スタッフ(常勤あるいは非常勤の嘱託)を持つことができれば、これまで述べた諸活動の前進に、きわめて大きな役割を果たすにちがいない。パートタイマー、あるいはNGOとの契約によって専任スタッフに置き換えるという選択もあるだろう。情報の収集と配布、諸連絡が主たる仕事になる。

資 料

(翻訳責任はピースデポにある。)

資料1　国際司法裁判所（ICJ）勧告的意見・抜粋

核兵器の威嚇または使用の合法性に関する国際司法裁判所の勧告的意見
1996年7月8日

99. このような状況のもとで、核不拡散条約第6条の「誠実に核軍縮交渉をおこなう義務」という認識がきわめて重要であると、本法廷は考える。この条項は以下のように述べている。

> 「各締約国は、核軍備競争の早期の停止および核軍縮に関する効果的な措置につき、ならびに厳格かつ効果的な国際管理の下における全面的かつ完全な軍縮に関する条約について、誠実に交渉をおこなうことを約束する。」

この義務の法的重要性は、単なる行為の義務という重要性をこえたものである。すなわちここで問題となる義務とは、あらゆる分野における核軍縮という正確な結果を、誠実な交渉の追求という特定の行為をとることによって達成する義務である。

100. 交渉を追求しかつ公式に達成するというこの二重の義務は、核不拡散条約に参加する182カ国、いい換えれば国際社会の圧倒的多数にかかわるものである。

さらに、核軍縮に関する国連総会決議がくり返し全会一致で採択されてきたとき、事実上国際社会全体がそれに関与してきたのである。実際、全面的かつ完全な軍縮、とくに核軍縮の現実的な追求には、すべての国家の協力が必要である。

105. これらの理由により、裁判所は、（1）勧告的意見の要請に従うことを決定する。（2）総会の諮問に次の方法で答える。（13票対1票）

A　核兵器の威嚇または使用のいかなる特別の権限も、慣習国際法上も条約国際法上も存在しない。（全会一致）

B　核兵器それ自体の威嚇または使用のいかなる包括的または普遍的禁止も、慣習国際法上も条約国際法上も、存在しない。（11票対3票）

C　国連憲章2条4項に違反し、かつ、その51条のすべての要請を満たしていない、核兵器による武力の威嚇または武力の行使は、違法である。（全会一致）

D　核兵器の威嚇または使用は、武力紛争に適用される国際法の要請とくに国際人道法の原則および規制の要請、ならびに、核兵器を明示にとり扱う条約および他の約束の特別の義務と、両立するものでなければならない。（全会一致）

E　上述の要請から、核兵器の威嚇または使用は、武力紛争に適用される国際法の諸規則、そしてとくに人道法の原則および規則に、一般に違反するであろう。しかしながら、国際法の現状および裁判所の有する事実の諸要素を勘案して、裁判所は、核兵器の威嚇または使用が、国家の存亡そのものがかかった自衛の極端な事情のもとで、合法であるか違法であるかをはっきりと結論しえない。（7票対7票、裁判所長のキャスティング・ボート）

F　厳格かつ効果的な国際管理の下において、すべての側面での核軍縮に導く交渉を誠実におこないかつ完結させる義務が存在する。（全会一致）

資料2　キャンベラ委員会報告書・要旨

核兵器廃絶のためのキャンベラ委員会報告書・要旨
1996年8月14日

キャンベラ委員会は、核兵器とその及ぼす脅威を世界から除去するため、即時の断固とした努力が必要であると信じている。核兵器の破壊力は強大である。そのいかなる使用も破滅的である。

核兵器を永久に保持しつつ、偶発的にも決定によっても、それを使用しないことが可能であるという議論は信頼性を欠く。唯一の完全な防御は、核兵器を除去し、核兵器が再び製造されないと保証することである。

二極対決の終焉で核の破滅の危機が去ったわけではない。ある意味では、偶発的、あるいは誤算による使用の危険が増加している。核兵器保有国における政治的動揺や国家権威の低下は、核兵器や兵器材料の安全なとり扱いや管理を保証している現制度を無能にし、惨事の確率を増加させかねない。核兵器能力がそれほどには進んでいないその他の諸国や国に準じた集団、あるいは将来このような能力を保持したいと望んでいる国や集団も、同様の運命に見舞われる可能性がある。

永らく核兵器は、戦場で個別の目標を捕捉するには、余りにも破壊力が強く、無差別すぎると思われてきた。核兵器の破壊力が極めて強大であるため、相手の核兵器使用を抑止できると信じる以外に、同等な軍備をもった相手に対する軍事的有効性は何も存在しない。核兵器を保有することによっては、これまでさまざまな地域で、大国が直接、間接に関与してきた戦争を防止することはできなかった。これらの大国が屈辱的な後退を余儀なくされたときですら、核兵器の使用は適さないと思われた。

どの核保有国も、化学兵器や生物兵器の使用に対抗して、核兵器を使用することを国策として公言したり、公言しようとしてはいない。このような懸念に対する解決は、不穏な開発の早期発見にとくに重点を置いた、化学兵器禁止条約および生物兵器禁止条約の強力で効果的な実施やその普遍的な加盟にかかっている。いかなる違反に対する対応も多国間でなされるべきである。

したがって、核兵器に対して残る唯一の軍事的効用は、他国の使用を抑止することにある。この効用は核兵器が継続して存在することを意味する。核兵器がなくなれば、この効用も完全に消滅する。

新しい行動環境

核兵器には独特の安全保障上の利点があると主張し、しかもそれを持つ権利を自分たちだけに限ろうとする、一握りの国家だけが核兵器を保有している。このような状態は極めて差別的であり、したがって不安定であり、永続しないであろう。いかなる国家による核兵器の保有も、絶えずそれ以外の国の保有欲を駆り立てる。

1960年代に、核保有国が何十にも増える可能性を察して、世界はこれに嫌悪し反対した。その結果が、こうした兵器のない世界の実現を約束した、1968年の核不拡散条約（NPT）であった。NPTやその他の核不拡散体制の全体的な成功は満足すべきものであるが、それはかちとるのが困難な成功であったし、成功の保証もなかった。水平的拡散再開の見通しは現実のものとなっている。

核兵器の拡散は国際社会が直面している最も緊急の安全保障の課題の一つである。国際的核不拡散体制の影響にかかわらず、いくつかの国が核兵器をひそかに開発する努力をしてきたし、なかには現在もひそかに開発努力を継続しているという困惑すべき現実がある。核兵器や核物質をテロ集団が入手する可能性は、国際社会に対する脅威を増大させている。

冷戦の終焉は、核兵器を廃棄しようとする国際的行動の新しい環境、新しいチャンスを生み出した。これは即刻追求しなければならない。さもないとこの機会は失われる。

核兵器の廃棄はすべての国を含めた全世界的な努力でなければならない。このためのプロセスは、どの段階においても、さらなる核軍縮がいかなる国に対しても安全保障上の脅威とは感じられないように保証するものでなければならない。このためには、核兵器の廃棄は、検証を伴った一連の削

減で行われる必要がある。その削減は、各段階で、核兵器廃棄への次の動きが安全かつ確実に行われると各国が満足できるようなものでなければならない。

ただちにとるべき手段

最初に要求されるのは、五つの核保有国が、核兵器の廃棄への決意を明確に表明し、その達成のために必要とされる実務的な手順や交渉についての作業を、ただちに開始するのに同意することである。この決意は最高の政治レベルでなされなければならない。非核保有国は核保有国の決意を支持し、その実施のための国際的な協力行動に加わるべきである。この決意は、討議の性格、戦争計画の重点、近代化計画の時期、さらにはその必要性まで、ただちに変更させることになるであろう。これは、核兵器の使用とさらなる拡散という二重の危険に満ちた世界を無期限に管理するというパラダイムから、核兵器廃棄というパラダイムへと、核兵器のパラダイムを転換させるであろう。この決意についての交渉は、実施の第一段階が1997年に行われることをめざして、ただちに開始されるべきである。

核保有国の核兵器のない世界実現への決意には、一連の実際的で現実的、かつ相互に強化しあえる段階的手順を伴うべきである。このような手順には即刻実行できるものが数多くある。これによって核戦争の危機が大幅に削減され、すべての国、特に核保有国の安全保障が促進されるであろう。その実施によって、安全保障態勢の中での核兵器の役割を、いっそう軽減しようとする核保有国の意図が、明確に確認されることになるであろう。勧告する手順は次のとおりである：

●核戦力の臨戦態勢解除
●運搬手段から核弾頭のとり外し
●非戦略的核兵器の配備の停止
●核実験の中止
●米国とロシアのさらなる保有核兵器削減交渉開始
●核保有国相互の核兵器第一使用の放棄の約束と、非核保有国に対する核兵器使用禁止の約束

核兵器保有国は、すべての核戦力を臨戦態勢から外すべきで、これによって偶発的あるいは正当に指令されない核兵器発射の機会が劇的に減少できる。まず最初に、核保有国が独自に臨戦態勢の緩和を行うことができるであろう。

運搬手段から核弾頭を物理的に隔離することは、核戦力の臨戦態勢解除で達成された成果を大幅に強化するであろう。この措置は、公知の時間枠、あるいは合意された時間枠内でのみ、核戦力を臨戦態勢に復元できるという限度まで、実施することが可能である。

核保有国は一方的措置として、すべての非戦略的核兵器を配備地点から撤去し、各国領土にある限定された数の安全な貯蔵施設まで移動すべきである。

包括的核実験禁止条約（CTBT）が全世界的に適用されるまで、すべての国はこの条約が核実験に関して規定しているとおり、実験の凍結をただちに行うべきである。

米国とロシアは、冷戦中に蓄積された核兵器の削減で、ひき続いて指導性を発揮すべきである。その目的は、信頼できる手段でそれが検証されたときには、核兵器を廃棄しようとする決意を明確に反映しているとすべての核兵器国が考えるような核戦力レベルにまで削減することでなければならない。

核保有国は、相互に第一使用をせず、あるいは第一使用の威嚇を行わず、また非核保有国とのいかなる紛争に際しても核兵器を使用せず、使用の威嚇をしないととに同意し、公言すべきである。このような合意は、できるだけ早急に実行すべきである。

強化段階

ただちにとるべき行動として勧告した段階の実施によって達成される決意、実績、善意の堅固な基盤の上に、次のような段階を築くことができるであろう。

●水平的拡散防止の行動

●核兵器のない世界実現のための検証体制の開発
●核爆発を目的とした核分裂物質の生産中止

核拡散の問題は、ごく少数の国家による継続した核兵器保有と複雑に関連している。拡散が管理されている世界環境は、軍縮の過程や最終的な核廃棄への動きを促進することもあるだろうし、その逆もありうる。廃棄過程でのいかなる新しい核保有国の出現も、核兵器廃止の過程を深刻に脅かしかねない。民間ならびに軍事的核活動に対する効果的な拡散防止の管理を保証し、不拡散の義務をすべての国が受け入れるよう努力する行動が必要である。

核兵器のない世界の達成と維持には効果的な検証が欠かせない。検証体制によって兵器、兵器部品、兵器生産手段、あるいは未申告の核分裂物質を秘密裡に持ち続けたり新たに入手して、軍縮過程を騙そうとするいかなる企てもただちに探知できるという高度の信頼性を、各国は核兵器廃棄に同意する前に要求するであろう。正式な法的取り決めは、それに対応する検証についての法的制度を伴うものでなければならない。核兵器後の世界で安全保障を維持するため、各国の核活動の継続した平和的、非爆発利用に対しては、検証システムが高度の保証を与えるものでなければならない。検証システムから得られる保証のレベルで充分かどうかはについては、政治的判断が必要であろう。完全に確実な検証システムはありえないので、現存のすべての兵器管理や軍縮の協定には、こうした性格の政治的判断が求められてきた。

核兵器のない世界実現のための核拡散防止の体制で重要となる点は、場所が公表されていてもいなくても、非公然の核活動が探知できるような極めて高度な能力であろう。核兵器保有国、非公表の保有国、さらには事実上の保有国における核活動へと保障措置を段階的に拡大するとしても、最終的にはすべての国に保障措置が普遍的に適用されることが必要であろう。核弾頭が解体され破壊されていることや、その核分裂物質は兵器に再使用することが不可能であることを最大限の信頼性をもって保証する保障措置のもとにおかれていることを明らかにするような検証システムが必要である。

核兵器を廃棄しようとする政治的決意には、効果的な検証など核軍縮のために必要な資源を喜んで提供しようとする意欲が伴わなければならない。各国は、違反が探知されればただちに行動が起こされることに信頼を抱けなければならない。その意味で、安全保障理事会は、それに与えられている具体的委任権限にしたがい、また国連憲章に則って、理事会に持ち込まれる可能性のある核軍縮義務違反に対して、どのように対処するかをひき続き考慮しなければならない。これによって、憲章にもられた集団的安全保障体制がこの分野で効果的に作動することを実証できるであろう。

さらなる米ロ戦略兵器削減条約（START）や核に対する信頼醸成措置によって、全世界的な核兵器削減交渉を受け入れる国際環境を作り上げるべきである。米国とロシアは、核軍縮の過程に英国、フランス、中国を参加させるプロセスを開始できるであろう。早期にとるべきさらなる手段は、米国とロシアが、STARTの検証、兵器解体や解体兵器の核分裂物質の検証と管理などに関する情報や知識を分かち合うことによって、核保有国の削減の検証のための基盤を整えてやることであろう。核に関する信頼醸成についての米国とロシアの経験は、他の核保有国やそれらの国が関係して作られた新しい措置にも波及させうるであろう。

将来の環境

中心的な軍縮の過程と同時に、核軍縮と拡散防止に向かっての環境構築のために、すべての国、特に核保有国によって支援された活動が必要になってくるであろう。

核兵器廃棄を追求するためには、弾道弾迎撃ミサイル制限条約（ABMT）の正当性を、全面的非核兵器地帯は、核兵器のない世界を有効に推進し、支持できる構造の一部である。非核兵器地帯が、それぞれの地域の安全保障に関する懸念に対応できるような、特定の機構を備えて全世界に広がれば、核兵器のない世界へ移行するための段階的な体系化が可能になる。

国家的行動のレベルにおいて、各国は、さまざまな条約の下で、それぞれの国の規制や管理の下に置かれていて高度の慎重さが要求される核物質、装置、技術などを、これらを誤用する恐れのあ

るものの手に渡さないことを保証する基本的な義務を負っている。

キャンベラ委員会は、核兵器の威嚇あるいは使用に関する法的正当性についての勧告的意見を求めた国連総会の要請に対する、1996年7月の国際司法裁判所の回答に満足して注目した。厳格かつ効果的な国際管理の下において、すべての側面での核軍縮に導く交渉を誠実におこないかつ完結させる義務があるとした裁判所の見解は、まさに委員会が実施を望んでいる義務である。

委員会は、核兵器廃棄の精密な時間枠を設定することの利点を慎重に考慮したが、あえてそれを行わなかった。しかしながら、このことは委員会が、弾頭解体施設数が限られているといった、現状の制限からくる期限の延長を認めていることを意味するものではない。こうした制限は、政治的決定や解体促進のために必要な財源の配分によって解決されるであろう。さらに、その他の制限要因は、廃棄を達成する最終段階で必要となる検証制度に、必要な信頼性を確立することであるかも知れない。こうした関連から、キャンベラ委員会は、できる限り早急に、最終的廃棄という究極の目的達成に向かって、このプロセスを推進する目標と指針で合意を見ることが、根本的に重要であると現在も確信している。

資料3　東京フォーラム主要勧告

核の危険に直面して──21世紀への行動計画──

核不拡散・核軍縮に関する東京フォーラム、1999年7月25日

第5部主要提言

冷戦終結後10年間が経過し、21世紀を目前に控えた今、国際的安全保障の枠組みは崩壊しつつあり、核の危険が憂慮すべき勢いで増大している。主要国間の関係は悪化している。国際連合は政治的、財政的危機のなかにある。核兵器その他の大量破壊兵器拡散防止のための国際体制も窮地に陥っている。テロ行為はますます懸念される方向に向かいつつあり、大量破壊兵器で武装したテロリストが現れる可能性もある。インド・パキスタンによる核実験は、核兵器の有用性が低下しつつあるという見方にすべての国が同意しているわけではないことを示した。これまでの数年間にわたる不断の努力にもかかわらず、大量破壊兵器の拡散を頑強に追求する国による秘密裏の大量破壊兵器計画は根絶されていない。米ロ間の核軍縮プロセスは停滞し、これが世界的な軍縮のアジェンダに悪影響を及ぼしている。アジアの状況はとくに流動的であり、今後数年間に核軍縮および核不拡散に好ましくない変化が生じる恐れがある。

このような危険な傾向を逆転させるため、すみやかに協調的な行動がとられなければ、核不拡散・核軍縮に関する諸条約は無意味な文書となろう。核不拡散・核軍縮に取り組む決意を新たにすることが緊急に求められている。われわれ東京フォーラムのメンバーは、増大する危険に対する注意を喚起し、かつ、これを是正するための緊急手段および長期的な行動を提言すべく、本報告書をここに公表する。

東京フォーラムは、その招集者であり、核不拡散・核軍縮の努力を継続する日本政府のイニシアティブを賞賛する。われわれは、核不拡散・核軍縮において、日本政府が積極的な役割を今後とも果たし続けることを希望し期待していることを表明する。

1. NPTの中核的合意を再び誓約することにより、NPT体制の弱体化を阻止し、修復せよ。

NPTは核軍縮と核不拡散を同時に追求している。核兵器国は核軍縮の具体的な進展を示さなければならず、これに対し非核兵器国は条約を堅持するため結集し、IAEAの強化された保障措置を受け入れる等の方法によって、より強い措置をとらなければならない。条約の中核的な合意を堅持するためには、条約不遵守の問題に対応し、NPTを強化する措置を検討するための協議委員会と常設事務局が創設されるべきである。

2. 段階的削減を通じて核兵器を廃絶せよ。

世界は、拡散という確実な危険に直面するか、それとも軍縮に挑戦するかの選択に直面している。よりよい選択は、核兵器の段階的削減とその完全な廃絶である。広島、長崎が体験した核兵器による破壊およびその影響からの回復における苦難は、他のいかなる都市にも経験させてはならない。核兵器国は、核廃絶の目標を改めて確認し、この目的の実現に向けて持続的、かつ具体的な措置を講じなければならない。

3. 核実験禁止条約の発効を実現せよ。

CTBTは、まだ条約を批准していない次の重要な国々―米国、ロシア、中国、インド、パキスタン、北朝鮮およびイスラエル―によって緊急に批准されなければならない。すべての国は核実験停止のモラトリアムを尊重し、条約の検証制度に要する費用を公平に負担しなければならない。

4. STARTプロセスを再活性化させ、核兵器削減の対象を拡大せよ。

東京フォーラムは、米国およびロシアに対して、核兵器削減と安全保障に関する新たな包括的交渉を開始し、START ⅡとSTARTⅢのプロセスを一体化させ、配備された戦略核弾頭数を1000発

までさらに削減することを要請する。もしこれらの条約が停滞し続ける場合には、両国が同時並行的に検証可能な方法で核弾頭数をこの水準にまで削減することを要請する。検証可能な方法による削減と廃絶には、未配備の戦略核兵器と戦術核兵器も含められるべきである。さらに、東京フォーラムは、中国が、英仏がとった保有核兵器の削減と、少なくともこれを増加させないという措置に加わることを求める。

5. 核についての透明性を高める措置を採用せよ。

核戦力の不可逆的な削減を実現するためには、より高い透明性が必要である。東京フォーラムは、核兵器国がこれまで実施してきた透明性措置を歓迎し、これらの国がさらに透明性を高めることを求める。最近、英仏がとった透明性措置は、両国の核兵器保有数量と貯蔵量を相当明らかにしてきた。これらの措置は、さらに発展させることが可能であろう。米国は、核ドクトリン、核配備および核関連技術開発に関して多くの透明性措置を導入している。その貯蔵量に関するより多くの情報は核軍縮に向けての措置によい影響を与えるであろう。ロシアは、核兵器計画の一部を公表している。ロシアは、核ドクトリン、戦術核の数、および核分裂性物質の貯蔵量についてさらに透明性措置を高めることができよう。中国は、透明性措置をほとんどとっていない。核兵器の数量や種類、核分裂性物質の数量についての透明性をさらに高めることは、地域と世界によい影響を及ぼすので、奨励されるべきである。

6. すべての核兵器について即時警戒態勢を解除せよ。

東京フォーラムは、すべての核兵器国に対し、すべての核兵器について即時警戒態勢を解除することに合意し、これを実行することを要請する。この目的のため、米ロ両国がSTARTⅡにより削減される予定の核兵器について警戒態勢をただちに低下させることを求める。コンピューターの2000年問題によって核兵器が偶発的に発射される危険をなくすため、すべての核兵器国は、すべての核兵器について、この問題が懸念される期間中、警戒態勢を解除すべきである。

7. 核分裂性物質を、とくにロシアにおいて管理せよ。

米国は、旧ソ連諸国における脅威削減努力に対する協力を継続し、増大すべきである。国際社会、とくにG8諸国とEUは、脅威削減努力に対する協力を大幅に拡大すべきである。カットオフ条約がすみやかに合意されることを求める。また、中国、インド、パキスタンおよびイスラエルに対しては、兵器用核分裂性物質の生産停止を宣言するよう求める。核兵器国は、余剰となったすべての兵器用核分裂性物質とすべての民生用核分裂性物質をIAEAの保障措置下におくべきである。

8. テロと大量破壊兵器に注意せよ。

東京フォーラムは、大量破壊兵器が過激・狂信・犯罪集団の手に渡るのを防止するため、地域的および国際的な協調努力を行うことを求める。

9. ミサイル拡散に対する措置を強化せよ。

MTCRのガイドラインが強化される必要がある。われわれは、すべての国、とくに北朝鮮がこのガイドラインを尊重し、MTCRに参加することを求める。国際社会は、ミサイル拡散を規制し、これをむしろ巻き返すため、1987年のINF条約の条項を参考にして、国際的または地域的合意を形成する等の現実的方法を探求すべきである。拡大しつつあるミサイル拡散の問題に対応するために、関係国は特別な会合を開催すべきである。

10. ミサイル防衛の配備は慎重にせよ。

東京フォーラムは、ミサイル防衛の配備は不確実性と複雑さをもたらす可能性があると認識している。われわれは、弾道ミサイルがもたらす安全保障上の懸念を理解する一方で、先進的なミサイル防衛の配備を検討しているすべての国に対しては、その配備は、突出する核兵器を削減するための他の方法と整合性をとりつつ慎重に進めることを要請する。

11. 南アジアにおける拡散を阻止し、巻き返しをせよ。

東京フォーラムは、インドおよびパキスタンに対し、短期的には、核実験停止モラトリアムを継続すること、CTBTを署名・批准すること、カットオフ条約の早期交渉を支持すること、核の危険の削減措置を採用して、これを適切に実施すること、ミサイル発射実験を中止すること、核とミサイルの関連輸出を規制する誓約を確認すること、挑発的行為を中止すること、およびカシミール問題を解決するための措置をとることを求める。長期的には、インドおよびパキスタンが非核兵器国としてNPTに加入することを強く促す。

12. 中東における大量破壊兵器を廃絶せよ。

東京フォーラムは、平和な中東と大量破壊兵器のない中東という二つの主要目的の間に関連があると認識している。われわれは、アラブ・イスラエル和平プロセスの再活性化、イラクの大量破壊兵器に対する国連安保理の監督下での効果的な管理体制の再開、ミサイルとその発射実験計画の抑制、中東地域のすべての国による化学兵器禁止条約と生物兵器禁止条約の効果的かつ検証可能な実施、IAEAの強化された保障措置の実施、およびイスラエルが非核兵器国としてNPTに加入することを求める。

13. 朝鮮半島における核とミサイルの危険を根絶せよ。

東京フォーラムは、朝鮮半島非核化の目標が可能なかぎりすみやかに実現できるよう、すべての関係国がその努力を倍加することを促す。われわれは、北朝鮮による黒鉛減速炉と関連施設の建設凍結が維持されるための、協調的な国際的努力を求める。北朝鮮における核兵器とミサイル関連のすべての活動は、大量破壊兵器搭載可能なミサイル技術の開発および売却を含め、中止されなければならない。われわれは、1994年の「合意された枠組み」の完全かつ効果的な実施を求めるとともに、北朝鮮によるIAEAの保障措置協定の完全な実施と、IAEAの強化された保障措置の遵守を求める。

14. 拡散の支持につながる拒否権の行使は自粛せよ。

東京フォーラムは国連安保理に対し、大量破壊兵器の拡散は国際の平和と安全に対する脅威であると宣言する決議を採択するよう求める。安保理常任理事国は、拡散を防止する特別な責任を有する。われわれは、大量破壊兵器の使用、または使用の威嚇の対象となった国連加盟国を支援、または防衛する努力に対し、拒否権の行使を自制するよう求める。現在および将来の常任理事国は、不拡散についての模範となるべきである。

15. 軍縮会議を再活性化せよ。

東京フォーラムは、軍縮会議が議事手続規則を改善し、作業計画を一新し、意義のある活動を実行することを求めるとともに、そうしないのであれば、活動を中止することを求める。全会一致規則は、恒常的な行きづまりをもたらしている。多国間条約の交渉の開始と終了について、全会一致が必要とされるべきではない。

16. 軍縮の検証措置を強化せよ。

東京フォーラムは、効果的な検証措置が広範に採用されることを求める。核軍縮の検証の対象は、未配備の核兵器と核兵器の解体にも拡大されるべきである。BWCのために効果的な検証措置の議定書が合意されるべきであり、またCWCの検証体制を弱体化させている実施規則は撤回され、改善されるべきである。

17. 核不拡散・核軍縮の違反に対して効果的な制裁メカニズムを構築せよ。

東京フォーラムは、核不拡散と核軍縮を求めるすべての国に対して、軍備管理条約の違反国は捕捉されるのみならず、重大な結果に直面することを周知させる諸協定の構築を、積極的に支持するよう求める。国際社会は違反国に対し、国連憲章第7章の適用の可能性を含めた広範なコンセンサスに基づき、一体となって決然と対応すべきである。効果的な条約遵守に対する国際社会の支持を確保し維持するためには、改革された権威のある安保理を含む、再活性化された国連が必要不可欠である。

資料4　「核不拡散・核軍縮に関する東京フォーラム」参加者リスト

アルファベット順。
第1回から第4回（最終）会合までをまとめたもの。行の最後の数字は、何回目の会合に出席したかを示す。
●は共同議長。
○は報告書起草委員会メンバー。◎は同委員長。（このほか、起草委員会には事務局より1名が参加している。）
カッコ内は出身国。

ニシャット・アフマド	地域研究所所長（パキスタン）1、2、3、4
ザカリア・ハジ・アフマド	マレーシア国立大学教授（マレーシア）1、2、3、4
明石康●	前広島平和研究所所長（日本）1、2、4
マルコス・アザンブージャ	駐仏大使（ブラジル）1、2、3、4
セルゲイ・ブラゴボーリン○	世界経済国際関係研究所副所長（ロシア）1、2、3、4
エミリオ・カルデナス	香港上海銀行専務取締役（アルゼンチン）1、2、3、4
テレーズ・デルペシュ○	フランス原子力庁企画部長（フランス）3、4
ロルフ・イケウス	駐米大使（スウェーデン）1、2、3、4
ロバート・ガルーチ	ジョージタウン大学国際関係学部長（米国）3、4
韓昇洲（Han Sung-Joo）○	高麗大学教授（韓国）1、2、3
胡小笛（Hu Xiaodi）	中国国務院外交部軍控司副司長（中国）4
今井隆吉	世界平和研究所首席研究員（日本）1、2、3、4
ヨアヒム・クラウゼ○	ドイツ外交協会副会長（ドイツ）1、2、3、4
マイケル・クレポン◎	ヘンリー・スチムソンセンター所長（米国）2、3、4
ピエール・ルルーシュ	英国際戦略問題研究所理事（フランス）3
パトリシア・ルイス○	国連軍縮研究所（UNIDIR）所長（英国）1、3、4
ペギー・メイソン	カナダ国際平和安全保障評議会部長（カナダ）1、2、3、4
松永信雄●	日本国際問題研究所副会長（日本）1、2、3、4
ジョセフ・ナイ	ハーバード大学ケネディスクール学長（米国）1
ロバート・オニール	オックスフォード大学教授（オーストラリア）1、2、3、4
銭嘉東（Qian Jiadong）	中国国際戦略学会高級顧問（中国）1、2、3
アブドゥル・モネイム・サイード	アハラム戦略研究所所長（エジプト）1、2、3、4
ジョン・シンプソン	サザンプトン大学マウントバッテン国際研究センター所長（英国）3、4
ジャスジット・シン	インド防衛研究所所長（インド）1、2
ゲンナジー・ウドベンコ	ウクライナ最高会議議員（ウクライナ）2、3、4

資料5　非同盟28カ国提案「核兵器廃絶に向けての行動計画」

核兵器廃絶に向けての行動計画

1996年8月8日、ジュネーブ軍縮会議に提出

はじめに

核軍縮のために有効な諸措置を講ずること、および核戦争の脅威を消滅させることに対して、国際社会は最高の優先順位を与えてきた。冷戦後の時代の到来は、国連憲章が掲げる不易（ふえき）の理念に基づく新たな国際的安全保障システムを樹立する上で、またとない機会をもたらしている。核兵器の永続的な保有を合理化する試みはすべて放棄する必要がある。安全保障という角度から見た核兵器の役割が不当とされず、現行の核戦略の教義が廃棄されない限り、核軍備競争再開の脅威と核兵器による脅迫の激化は限りなく続くであろう。

それゆえ、国際関係に見られる現在の好ましい状況が、すべての核兵器を消滅させるという目標を、単なる修辞上の目標から生きた現実に転換するために活用されるよう保証することが、私たちの義務なのである。そしてそのためには、核兵器の完全な消滅をめざす一歩一歩の具体的措置が何であるかを明らかにし、協議を進め、実施を達成する活発で多角的な努力を必要とする。

1996年7月8日付けで発表された核兵器の威嚇または使用についての国際司法裁判所の勧告的意見は、核兵器の特有の性格、とくにその破壊能力、すなわち空前の人間的苦痛をもたらす能力と今後数世代にわたって被害をひき起こす能力のために、これらの兵器は潜在的に破局を招きうるものとなっているとの認識を確立した。裁判所の意見によれば、「核兵器の破壊力は、空間的にも時間的にも限定することができない。これらの兵器はすべての文明と、地球上の全生態系を破壊できる潜在的可能性を持っている」のである。

国際司法裁判所は、核兵器による威嚇や核兵器の使用は、一般的には武力紛争に適用できる国際法の諸規定、とくに人道法の原理と規定に背反するであろうと結論した上で、厳格で効果的な国際管理の下において、すべての側面での核軍縮に導く交渉を誠実におこないかつ完結させる義務が、すべての国に存在する、と述べている。

1996年3月28日に軍縮会議（CD）の全体会議に提出された宣言で述べているように、21カ国グループ（G21）は、国際社会が最高の優先順位を与えている核軍縮についてのCDでの協議を一貫して求め続けてきた。たとえば1996年3月14日には、21カ国グループがCDに対し、会議が核軍縮に関する特別委員会を設置し、国連総会決議50/70Pで要望されているように、「明確な時間的枠組みの中で核兵器を究極的に廃棄するための段階的計画について協議を開始する」決定（CD/1388）を採択するよう提案したことが思い起こされるであろう。

特別委員会で実施されるべきこの計画は、その作業の基礎として次のような諸段階と諸措置を含むのではないかと考えられる。各段階の諸措置のリストは例示的なものであって網羅的なものではなく、挙げられている順序も必ずしも優先順位を反映しているものではない。とはいうものの、核軍縮をめざすどのような計画であろうと、講ずべき諸措置やたどるべき諸段階はすべて互いに密接に結びついていることは理解していなければならない。

行動計画

第一期（1996—2000）

A. 核の脅威の軽減をめざす諸措置

＊下記の条約についての交渉の即時かつ同時進行的開始とその早急の締結

— 核兵器の使用や使用の威嚇に対して非核兵器諸国の安全を保証する、多国間交渉に基づく法的拘束力のある取り決め

— 核兵器の使用や使用の威嚇を禁止する国際条約

— 核兵器を廃棄する条約
— 核兵器用分裂物質の生産を禁止する条約

＊下記の事項についての合意による核兵器の質的改良の停止
— すべての核兵器実験の中止とすべての核兵器実験場の閉鎖
— 核兵器の研究・開発の禁止を含め、現在の核兵器システムの改良をめざしての新技術の使用を防止する措置
＊トラテロルコ、ラロトンガ、ペリンダバ、および東南アジア条約の完全な履行と、当該地域の諸国の間で自由な意志により到達したとり決めに基づくさらなる非核兵器地帯の創設
＊核兵器および核兵器用物質の保有量の申告

B. 核軍縮の諸措置
＊核兵器システムの作戦即応態勢の解除
＊ABM（弾道ミサイル迎撃）条約堅持
＊大気圏外兵器システムの実験の一時停止と禁止
＊STARTⅡ条約の批准と実行
＊核兵器保有量のさらなる削減（STARTⅢ）に関する交渉の開始と締結
＊核兵器諸国が軍用から平和利用に移行させた核分裂物質をIAEA（国際原子力機関）の保障措置下に置くこと
＊すべての核兵器国による、核弾頭の生産禁止を含む、さらなる核軍縮交渉
＊西暦2000年から2010年までの十年を「核軍縮の十年」と宣言するよう国連総会に勧告すること

第二期（2000–2010）
核保有量を削減し、各国相互間の信頼を増進するための諸措置
＊核兵器を廃棄する条約の発効と、その順守を確保するための、次のような諸措置を含む単一の整った多国間の包括的検証システムの確立
— 運搬手段からの核弾頭の分離
— 国際管理の下にある安全な貯蔵所での核弾頭の保管とそれらの核弾頭からの特定核物質の除去、および
— 核分裂物質と運搬手段を含む核兵器材料の平和目的への転用
＊国際的協賛の下での、核分裂物質、核弾頭、および運搬手段を含む各国の核兵器保有目録の作成
＊核弾頭の運搬を目的とするミサイルの漸進的で均衡のとれた制限
＊西暦2010年から2020年までの十年を「核兵器の全面的廃棄の十年」と宣言するよう国連総会に勧告

第三期（2010–2020）
「核兵器のない世界」の定着
＊全地球的な協調的安全保障システムの基本原則と機構の採択
＊すべての核兵器を廃棄する条約と、次のような措置を新たに講ずることによるその検証体制の完全な実施
— 核兵器の製造にもっぱら使われてきたすべての施設の平和目的への転換
— 核施設に対する保障措置の普遍的な基準に基づく適用、および
— すべての核兵器の廃棄

資料6　新アジェンダ連合・声明

核兵器のない世界へ：新しいアジェンダの必要性
1998年6月9日

1. われわれ、ブラジル、エジプト、アイルランド、メキシコ、ニュージーランド、スロベニア、南アフリカ、スウェーデンの各外務大臣は、核兵器国、または核不拡散条約（NPT）に加盟していない三つの核兵器能力国によって、核兵器が無期限に保有されるという展望、およびそれに伴う核兵器の使用または使用の威嚇の可能性に見いだされるような、人類への継続的な脅威に関心を抱いてきた。このような状況は、インドとパキスタンによって最近実施された核実験により、ますます深刻になってきている。
2. われわれは、キャンベラ委員会がその声明において表明した以下のような結論に、完全に同意する。すなわち、「核兵器を永久に保有しつつ、偶発的にも決定によっても、それを使用しないことが可能であるという議論は、信頼性を欠く。唯一の完全な防御は、核兵器を除去し、核兵器が再び製造されないと保証することである。」
3. われわれは、国際連合総会が、すでに1946年1月、その最初の決議において、「核兵器およびその他の主要な大量破壊兵器を各国の軍備から除去すること」を提案するよう、委員会に全員一致で要請したことを、想起する。1972年、1993年の条約により、化学・生物兵器をすべての国に完全に禁止するという結論に、国際社会が達したことは喜ばしいけれども、同時に、同様の目的でなされてきた核兵器に関する無数の決議や発議が、過去半世紀にわたって実現していないままであることは、嘆くべき事実である。
4. 核兵器国および三つの核兵器能力国が、そのような根本的で前提となるべき行動を起こそうとしないこと、すなわち、彼らが保有する核兵器および核兵器能力を、迅速に、最終的、完全に廃絶することを明確に誓約しようとしないことについて、われわれはこれ以上容認できない。われわれは、そのような行動を即座にとることを、これらの諸国に要求する。
5. 国際連合加盟国の大多数は、核兵器およびその他の核爆発装置を、受領あるいは製造せず、その他の方法で入手しないということについて、法的拘束力のある約束をしている。このような試みは、それに対応するような、核軍縮を追求するという核兵器国の法的拘束力を持った約束を背景としてなされたものである。核兵器国が、その核兵器を完全に廃棄するという緊急の約束としての、条約上の義務にとり組もうとしていないことについて、われわれは深く憂慮している。
6. これとの関係で、われわれは、1996年の勧告的意見における、国際司法裁判所の全員一致の結論を想起する。それによれば、厳格かつ効果的な国際管理の下において、すべての側面での核軍縮に導く交渉を誠実に追求し、かつ完結させる義務が存在するのである。
7. 現在の岐路が核兵器を永久に廃絶し禁止するまたとない機会を提供しているとき、国際社会は、核兵器の維持が限りない将来にわたって正当であるとみなされるような見通しを持って、三千年期に突入してはならない。それゆえわれわれは、核兵器国および核兵器能力国のそれぞれの政府に対して、おのおのが持つ核兵器および核兵器能力を廃棄することを明確に約束し、その実現のために必要な実際的な措置と交渉を、即座に開始することに同意するよう要求する。
8. 核兵器の完全な廃棄に至るための、このような試みから生まれる諸措置は、もっともたくさんの核兵器を保有する国々からまず始められるべきであるということに、われわれは同意する。しかしまた、そのような措置が、より少ない核兵器を保有する国々の措置と切れ目なく適切につながることの大切さを、われわれは強調する。核兵器国は、このために措置をとることを、即座に考慮し始めるべきである。

9. これとの関係で、われわれは、STARTのこんにちまでの成果および将来の約束を、ともに歓迎する。それは、核兵器の廃棄をめざして企図された、核兵器の実際の解体・破壊という目的にとって適切な二国間機構であり、やがてはすべての核兵器国を含む多国間の機構になるものと考える。

10. 保有核兵器を現実に廃棄し、そのために必要な検証体制を開発するには、時間が必要とされるだろう。しかし、核兵器国が即座にとることができ、またとるべきである多数の実践的措置がある。われわれは、それらの国に、核兵器の警戒体制の解除や不活性化に着手することによって、現在の一触即発態勢を中止するよう要求する。またそれらの国は、配備基地から非戦略核兵器を撤去すべきである。そのような措置は、継続的な軍縮努力を利するような諸条件をつくり、不注意による、あるいは偶発的、あるいは認可をえないミサイル発射を防止する助けとなるだろう。

11. 核軍縮の過程が進展するために、三つの核兵器能力国は、明確にかつ緊急に、それぞれの核兵器の開発・配備の追求を中止し、核軍縮に向かう国際社会の努力を害するような、いかなる行動も慎まなければならない。われわれは、それらの国およびすべての未加盟国に対して、NPTに加盟し、加盟に伴って必要とされる措置をとるよう要求する。われわれは、同様に、包括的核実験禁止条約(CTBT)に、即座にかつ無条件に、署名・批准することを、それらの国に要求する。

12. 核兵器およびその他の核爆発装置のための核分裂物質の製造を、国際的に禁止すること(カットオフ)は、核兵器の完全な廃棄に向かう過程をさらに下支えするものである。1995年にNPTの締約国によって合意されたように、そのような条約に関する交渉が即座に開始されるべきである。

13. 軍縮の措置のみでは、核兵器のない世界を実現することはできない。核兵器の拡散を防止する、実効的な国際協力が不可欠であり、とりわけ核分裂物質およびその他の核兵器の部品に対する管理の拡大を通じて、そのような協力は増進されねばならない。新しい核兵器国や、核兵器を製造あるいは入手しうるような状態にある非国家主体が登場すれば、核廃棄の過程は深刻な危機にさらされる。

14. 完全な保有核兵器の廃棄に至るまでのあいだ、そのほかの措置もとらなければならない。核兵器国のあいだで相互に第一使用(先制使用)をしない約束や、非核兵器国に対して核兵器の使用やその威嚇を行わない、いわゆる消極的安全保障に関して、法的拘束力を持った制度が発展せられるべきである。

15. 南極条約も含め、非核地帯をもうける諸条約、すなわち、トラテロルコ条約、ラロトンガ条約、バンコク条約、ペリンダバ条約の締結により、核兵器は、地域全体から着実に排除されてきた。そのような非核地帯を、とりわけ中東や南アジアなどの緊張状態にある地域において、さらに追求し、拡大し、設定してゆくことは、核兵器のない世界という目的に向けて、大きく貢献することになるだろう。

16. これらの措置はすべて、不可欠の要素であり、核兵器国自身によって、あるいは、核兵器国と非核兵器国とが協力して、並行的に追求することが可能であるし、またそうすべきものである。そうすることによって、核兵器のない世界にいたる道程が示されるであろう。

17. 核兵器のない世界の維持には、普遍的で多国間で交渉された条約、あるいは相互に補強しあう一組の条約体系による下支えが必要だろう。

18. われわれに関していえば、これまで述べたような目的を追求するのにいかなる努力も惜しまない。われわれは、共同して、核兵器のない世界という目標を成就する決意である。核兵器後の時代への断固として迅速な準備を、いま始めなければならない。われわれは固くそう信じる。

資料7　第3回NPT準備委員会における新アジェンダ声明

新アジェンダ声明

1999年5月12日、ルイス・トゥピー・カルダス・ドゥ・モウラ・ブラジル大使が発表

1 私は、ボリビア、ボツワナ、ブラジル、チリ、コロンビア、コスタリカ、エクアドル、エジプト、エルサルバトル、ガーナ、イラン、インドネシア、アイルランド、レソト、マレーシア、マラウイ、メキシコ、モロッコ、ニュージーランド、ナイジェリア、パナマ、ペルー、フィリピン、ソロモン諸島、南アフリカ、スワジランド、スウェーデン、スイス、タイ、ウルグアイ、ベネズエラ、ジンバブエの各国代表に代わって意見表明を行いたいと思います。

2 1995年、加盟国はNPTを無期限に延長しました。我々は、全国家の加盟を達成するために、あらゆる努力を尽くすことを約束しました。我々は、条約の再検討プロセスを強化しました。条約の履行を呼びかけるための原則と目的を採択しました。

3 1995年に我々が採択した決定と決議は、国際協調の新たな時代が予告している未来への期待を背景として採択されたものであります。「冷戦の終結後進行した国際的な緊張の緩和と諸国家間の信頼の強化によって、核軍縮が実質的に容易になった」と、我々は結論しました。したがって我々は、核軍縮の約束は、決意をもって遂行されるべきであると合意したのです。この目的をもって、我々は、第6条の全面的な実現と効果的な履行にとって重要であると合意された行動綱領を採択しました。さらに、核兵器国は、第6条にある「核軍縮に関する効果的な措置について誠実に交渉を行う」という責務を再確認しました。

4 翌年の国際司法裁判所の勧告的意見は、全会一致で次のように結論しました。すなわち、「厳格かつ効果的な国際管理の下において、すべての側面での核軍縮に導く交渉を誠実に追求し、かつ完結させる義務が存在する」と。

5 しかしながら、1995年に設定された核軍縮目標に照らしてのバランスシートは、十分なものではありませんでした。我々は、包括的核実験禁止条約(CTBT)を採択しました。残念なことに、核分裂性物質条約に関する交渉は、まだ行われていません。消極的安全保障に関する国際的に法的拘束力のある条約は、見通しが立っていません。

6 そもそも我々は、仕事を終えていないのです。核分裂性物質条約に関する交渉の即時開始と早期締結は、明確な最優先事項です。CTBTの発効と加盟促進、およびその目的や規定の厳格な遵守もまた同様です。そして消極的安全保障に対するさらなる追求が続けられなければなりません。

7 地域的には、非核地帯の一層の発展、とくに南半球と隣接地帯を非核化する動きにおいては、前進がみられました。

8 核不拡散の目標が臆面もなく無視された南アジアにおいては、厳しい後退がありました。中東は依然として、非常に憂慮すべき状態です。朝鮮半島における動向は、継続的で細心の注意が必要とされます。

9 別の側面からみれば、二国間の戦略兵器削減条約(START)プロセスの可能性があります。核戦力削減交渉にやがて継ぎ目なく統合してゆくことを容易にするような歓迎すべきステップが、いくつかの核兵器国によって踏み出されました。しかし、不幸なことに、START Ⅱ批准は凍結しています。このことによって、STARTⅢに関する交渉の開始も妨げられています。

10 これらすべての展開を考慮すると、NPTのすべての義務を履行する努力のペースはにぶい、という明白な結論を下さざるを得ません。その結果、核兵器の究極的廃絶を達成するために必要な措置に関する交渉は、深刻な赤字状態であります。

11 条約上の義務とは、第6条の義務と1995年の原則と目標にしたがって核兵器を全面的に廃絶するという急を要する義務であると、核兵器国が考えている証拠が見あたらないことは、深刻に憂慮すべき事態です。逆に、核兵器の継続的な保有が再び正当化されてきました。核ドクトリンが再確認されてきました。すべてのNPT加盟国が核兵器の廃棄に決意をもってとり組むと合意した、まさにそのときに、このありさまです。

12 NPTの無期限延長は核兵器の無期限の保有を正当化しません。われわれは、絶対にこの点を明確にするべきです。限りない将来にわたって核兵器の保有が正当であると見なされるような見通しをもって、我々は次の千年期に入ってはなりません。

13 NPTのすべての条文は、すべての加盟国に関して、つねに、あらゆる状況において拘束力をもつことが強調されなければなりません。

14 NPTの非核兵器国は、核兵器保有の選択肢を捨てるという義務を負いました。その決定は、保有核兵器を廃棄するという核兵器国の法的拘束力ある約束に対応してなされたのです。

15 しかし、NPTにおいて取り決められた、この基本的で、ほぼすべての国が参加した約束は、遂行されようとしていません。その明白であいまいさを残さない義務は、じゅうぶんの意欲をもって実行されようとはしていません。五大国が無制限に核兵器を保有できる一方で、180以上の国家が、同じ条約にしたがって核兵器保有を抑制するというような世界秩序は、受け入れられないものです。核兵器廃棄の過程が、相当に目に見えて加速し、よりよい調和が得られるという見通しがなければなりません。

16 同じく、一つの国家集団が条約の義務を履行するペースを独自に決めることはできないということは、相互的に合意された義務に基づくいかなる条約においても、本来的な事項であります。究極的な核兵器の廃絶という期限のない目標を復唱するだけでは、2000年にはもはや不十分であります。核兵器の全廃を迅速に遂行するという、明白であいまいさのない誓約を確保しなければなりません。

17 そして、この明確な約束にしたがって、早期に核の脅威を軽減し、すべての側面においてNPTを完全に履行するために要求される措置に関して、合意することが必要であります。このような措置は、核兵器を伴う世界を捨て去って二度ともどらないようにするための過程の要素となるにちがいないものです。それらは、現実的でかつ達成しうるものでなければなりません。

18 二国間、複数国間、多国間の努力のあいだには適切な調和が保たれる必要があります。それらは、相互に補強され、並行して遂行されるべきであります。STARTプロセスの継続的な遂行は基本的なものであり、米国とロシアにこのプロセスに対する障害を克服するよう我々は求めます。また他の核保有国は、自国の核兵器の廃棄につながるプロセスに継ぎ目なく統合して行くような、必要な措置をとるべきであります。全面的かつ最終的な核兵器の廃棄のためには、多国間の協定が必要とされるでありましょう。

19 また、核兵器の脅威を減らし、安全保障戦略における核兵器の役割を軽くする観点から、核保有国がとるべき中間的な措置が多数存在します。たとえば、核兵器の警戒態勢の解除や運搬手段からの弾頭の除去、非戦略核兵器への依存の軽減、さらに、戦略的な安定性を高める措置の早期の検討とそれに応じた戦略ドクトリンの見直し、などであります。NPTに加盟している非核兵器国に対する核兵器の使用や使用の脅威に関して、法的拘束力のある条約を発展させなければなりません。すなわち消極的安全保障であります。

20 すべての核兵器国は、保有核兵器や核分裂性物質の貯蔵量に関する透明性を確保し、必要分を超えた余剰核分裂性物質をIAEAの保障措置のもとに置くことにとり組むべきであります。

21 NPTに加盟していない国は四カ国のみであります。そのうち三ヶ国は核兵器能力をもっています。

昨年、そのうちの二カ国が核実験をおこない、それらの国は、「最小限信頼性抑止」という正当化を、お互いに言い合いました。三つ目の国はその地域では唯一NPTに加盟していない国家であります。我々は、それらのすべての国に対し、無条件に、かつ遅滞なくNPTに加入し、すべての核施設をIAEAの完全な保障措置のもとに置くことを要求します。

22 我々はまた、未だそうしていない国に対して、CTBTに迅速に署名し、無条件にかつ遅滞なく批准すること、そして条約が発効するまでのあいだ、核実験の一時停止を遵守すること、を要求します。

23 国際安全保障構造を形成する、現存するすべての基本的な二国間、多国間条約が、維持され、かつ支持されることが不可欠であります。

24 これらのすべての手段が、2000年とそれ以降のアジェンダの要素を構成するでありましょう。我々は、これらがですべてが網羅されていると主張するつもりはありません。多くの代表から他にも建設的な提案がなされています。しかし、われわれが今日主張していることは、われわれが直視しなければならない重要な要素ばかりであります。

25 議長。この声明が代表するところの国家グループは、1998年の国連総会第一委員会において、一つの決議草案を上程しました。それは、核兵器のない世界を達成するために追求されなければならないアジェンダを提起しています。その決議は、国連加盟国の大多数、すなわちこの条約の加盟国の大多数によって、総会において採択されました。これらの提案に盛られた考え方に対して国際社会がすでに与えている支持に鑑みれば、これらの提案は、準備委員会あるいは再検討会議が作成する将来計画の文書のために考慮されなければならない目標を定式化する際に、加盟国の指針となるべきであります。私は、決議53/77Yの文書が、この準備委員会の公式文書として配布されること要求します。

26 さらに、われわれはみな、かつてなかったほど、建設的であり、創造的であり、精力的なとり組みをしなければならないでしょう。NPTの比類のない必要性は変わりません。しかし、政策においても、誓約においても、軍縮プロセスの再活性化へ、明確な移行が必要であります。そして、すべての加盟国は、NPTを前進させることによって、みずからその一員であることを示す義務を負っているのです。

資料8　NPT再検討会議における新アジェンダ連合の作業文書

2000年4月24日、NPT/CONF.2000/WP.3

2000年4月24日付けメキシコ外務大臣より再検討会議事務局長への手紙

私はブラジル、エジプト、アイルランド、メキシコ、ニュージーランド、南アフリカ、スウェーデンの代表により提出された「核軍縮」と題する作業文書をここに謹んで伝達します。

この作業文書が核不拡散条約（NPT）締約国による第6回再検討会議の公式文書として回覧されれば幸いです。

（署名）ロザリオ・グリーン

ブラジル、エジプト、アイルランド、メキシコ、ニュージーランド、南アフリカ、スウェーデンの代表は、NPT第6条の核軍縮を達成する義務に関して、将来さらなる進展が求められるべき分野と手段を特定するものとして以下の文書を提案する。

ブラジル、エジプト、アイルランド、メキシコ、ニュージーランド、南アフリカ、スウェーデンの代表は、NPT第6条の核軍縮を達成する義務に関して、将来さらなる進展が求められるべき分野と手段を特定するものとして以下の文書を提案する。

核軍縮

NPT締約国の第6回再検討会議は、

NPTの前文と条文を再確認し、

1995年におけるNPT締約国の再検討・延長会議において採択された決定と決議の完全なる実施の重要性と現在もなお正当であることを強調し、

圧倒的大多数の国が、核兵器その他の核爆発装置を受け取ったり、製造したり、その他の方法で入手したりしないという法的拘束力をもった誓約を行ったことを念頭に置き、また、こうした約束は、核兵器国が誠実に核軍縮を遂行するという対応する法的拘束力のある誓約をしたという文脈においてなされたことを想起し、

国際司法裁判所の1996年の勧告的意見における全員一致の結論が、厳格かつ効果的な国際管理の下において、すべての側面での核軍縮に導く交渉を誠実におこないかつ完結させる義務が存在するとしていることを想起し、

条約の規定の厳格な遵守が、さらなる核兵器の拡散をいかなる状況下においても予防し、かつ条約の平和と安全への重要な貢献を保持するという共通の目的のために依然として重要であることを再確認し、

核兵器削減交渉が現在ゆき詰まっていることを懸念し、

保障措置のもとに置かれていない核施設を操業し、NPTに加盟していない3つの国が核兵器の選択肢をひき続き保有していること、またその選択肢を否定していないことを懸念し、

対弾道ミサイルシステム制限条約（ABM条約）が、今なお戦略的安定のための基盤であることを強調し、またその締約国が条約の統合性を保持する責任を強調し、

核兵器の廃絶にいたるまでのあいだ、安全保障政策における核兵器の役割を戦略的な安定を強化し、廃絶の過程を促進するような仕方で低下させることの重要性を強調し、

核兵器のない世界の維持のためには普遍的かつ多国家間において交渉された、法的に拘束力のある条約や、相互に補完し合う条約を組み合わせた枠組みの支えが必要であることを確認し、

条約によって核兵器のない世界を達成することに拘束されており、

条約の目的とあらゆる規定の完全なる実現と効果的な実施のために決意をもって動く必要があることを確認し、また、締約国が条約の下で義務の履行に関して説明責任を負うことを確認し、この目的のために次のことを行う。

1. 5つの核兵器国は、保有核兵器の完全廃棄を達成するという明確な約束を行うとともに、2000年から2005年までの再検討期間において加速された交渉にとり組み、かつNPT第6条の下ですべての締約国が誓約している核軍縮につながるような段階的手段を実行するという、明確な約束を行う。

2. アメリカ合衆国とロシア連邦は、第二次戦略兵器削減条約（STARTⅡ）を完全に実施し、STARTⅢの交渉を、早期締結に向けて、これ以上の遅滞なく開始することを約束する。

3. 核兵器国は、それぞれの核兵器の完全廃棄に至る過程に、5つの核兵器国すべてが早期に統合されるよう前進することを約束する。

4. 5つの核兵器国は、早期の中間的手段として、以下のことを約束する：
   - (a) 核兵器の使用を排除するように、核政策や核態勢を変更する；
   - (b) 完全な廃棄を待つあいだ、警戒態勢を解除し、輸送手段から核弾頭を取り外し、すべての核戦力を実戦配備から撤退させる；
   - (c) 核軍縮の一環として戦術核兵器を削減し、その廃棄に向けて前進する；
   - (d) 保有核兵器と核分裂性物質の保有量に関してより透明性を示す；
   - (e) アメリカ合衆国、ロシア連邦、国際原子力機関（IAEA）の3者構想をさらに発展させ、5つの核兵器国すべてを同様な体制のなかに含め、兵器計画から核分裂性物質を不可逆的に除去することを確定的にする；
   - (f) あらゆる核軍縮、核兵器削減、核軍備管理措置について、不可逆性の原則を適用する。

5. 締約国は、下記を達成することの重要性と緊急性に合意する：
   - (a) 包括的核実験禁止条約（CTBT）の無条件かつ遅滞なき署名と批准。そして、条約が発効するまでの、核実験の一時停止の遵守；
   - (b) 核不拡散と核軍縮の両方の目的を考慮し、非差別的で多国間の、また国際的かつ効果的に検証可能な、核兵器、その他の核爆発装置のための核分裂性物質の生産を禁止する条約と、条約が発効するまでのあいだ、核兵器、その他の核爆発装置のための核分裂性物質の生産の一時停止の遵守；
   - (c) 軍縮会議（CD）において核軍縮を扱う任務をもった適切な下部組織の設立。

6. 締約国は、核兵器のない世界への重要な貢献として、関係する地域、特に中東や南アジアなど、緊張の高い地域における国家間において自由に合意された取り決めをもとにして、非核兵器地帯を追求し、拡大し、設立することの重要性と緊急性に合意する。

7. 締約国は、NPTの非核締約国に対して、核兵器の使用、または使用の威嚇をしないことを効果的に保証するための国際的に法的拘束力をもつ条約を早期に交渉し、締結することの重要性に合意する。

8. 締約国は、まだNPTに参加していない国に対して、無条件かつ遅滞なく条約に加盟すること、非核兵器国として加盟する際に要求される、必要なすべての措置をとることを要求する。

9. 締約国は、保障措置のもとに置かれていない核施設を操業し、NPTに加盟しておらず、また核兵器の選択肢を否定していない3つの国に対し、核兵器のすべての開発と配備を追求することを明確かつ緊急に停止することを要求し、また、地域的あるいは国際的な平和と安全や、核軍縮や核の拡散を防ぐための国際社会の努力を害するような行為をしないことを要求する。

資料9　NPT再検討会議におけるP5声明

国連5常任理事国・核兵器国を代表した、5カ国の共同声明を紹介する、ハーバート・ラフォルテ大使の声明

2000年5月1日

議長。

フランス、中華人民共和国、ロシア連邦、ブリテンおよび北アイルランド連合王国、アメリカ合衆国の代表団を代表して発言することを名誉とします。

再検討会議の作業に対して積極的なやり方で進んで貢献することを望みつつ、5つの核兵器国は今日、締約国に対して共同の声明を提出するものです。

この声明は、核軍縮、核不拡散、核の平和利用といった、会議が扱わなければならない課題についてのそれぞれの立場のいくつかを提示するものです。

私はこの声明の第10段落に注意を促したいと思います。その内容は次の通りです：

協力の本質的な重要性を強調し、私たち自身の間における相互信頼を明白に示し、それを前進させ、また、さらなる国際的安全と安定を促進しつつ、私たちは、私たちの核兵器のどれもがいかなる国をも狙ってないことを宣言します。

この声明をもって、5つの核兵器国は1995年の第2の決定にしたがって、世界的に核兵器を削減するために、体系的かつ前進的な努力を追求する意志を再確認するものです。

私は、この声明が公式の会議の文書として回覧されることを求めています。

フランス、中華人民共和国、ロシア連邦、ブリテンおよび北アイルランド連合王国、アメリカ合衆国の代表団による声明

1. 中国、フランス、ロシア、連合王国、合衆国の派遣団は、核不拡散条約（NPT）の第6回再検討会議に際して、国際的な核不拡散体制のかなめとなるものであり、かつ、核軍縮のため欠かすことのできない基礎となるこの条約に対して、私たちの国々が強固で継続的な支持を与えることを公式に再表明します。私たちは、この条約のもとにおける私たちのすべての義務を履行することをあらためて明確に誓約するものです。

2. 私たちは、締約国により1995年に採択された条約の無期限延長の決定を歓迎します。私たちは、条約の再検討過程の強化、および核不拡散と核軍縮の原則と目標への誓約を再確認します。私たちは1995年に採択された中東決議への誓約を再確認します。これらの文書によって確立された原則は、再検討過程に対して継続的な貢献を行うものであり、条約はそのための基礎的な案内役となるものです。

3. 1995年の会議以降、NPTの普遍性に関する前進が確認されました。私たちは、チリ、バヌアツ、アラブ首長国連邦、コモロ、アンドラ、アンゴラ、ジブチ、オマーン、そしてブラジルがこの条約に加盟したことを歓迎します。こんにち、締約国は187となりました。私たちは、NPTへの普遍的な支持の必要性をあらためて表明し、未加盟の国々に対しては早期に加盟することを要求します。1998年にインドとパキスタンによって実施された核爆発は、国際社会の深い憂慮を呼び起こすものでした。私たちはひき続き、国連安保理決議1172によって定められた措置をとるよう両国に要求します。核実験にもかかわらず、インドとパキスタンはNPTにしたがった核兵器国としての地位を保持しておりません。

4. 私たちは、すべての締約国によるNPTの遵守が、条約の包括的な目標を進展させるために欠かすことができないことを強調します。

5. 私たちは、核兵器の完全な廃棄という究極の目標と、厳格かつ効果的な国際管理のもとにおける全般的で完全な軍縮の条約という究極の目標について、明確に誓約していることをくり返し表明するものです。

6. 1995年の再検討・延長会議では、第6条の完全なる実現と効果的な履行のために重要であるとして、行動計画が策定されました。この行動計画にそって、1995年以来、高度に重要性のある、多国間の、二国間のあるいは一方的な進展がありました。

7. 1996年9月24日にニューヨークにおいて、CTBTは署名のために開放されました。5つの核兵器国のすべてはまさにその日にそれに署名したのです。こんにちでは、155の国家がCTBTに署名し、そのうち55カ国――効力発生のため批准が必要な28カ国を含む――は、批准書を国連事務総長に寄託しました。そこには、1998年4月6日に共同で儀式を行ったフランスと連合王国も含まれます。最近のロシア連邦による批准を歓迎します。CTBT機構準備委員会がウィーンで設立され、条約の国際的監視制度を実施に移そうとしています。検証制度を確立するための重要な前進が、これまでみられました。私たちは、CTBTの効力が発生する際には、検証制度が、条約が要求する検証の内容を満たすことができるように誓約し続けます。条約発効の問題について考慮するための、条約を批准した国々の初めての会議が、1999年10月にウィーンで開かれました。CTBTが普遍的で、国際的かつ効果的な検証が可能な条約となるための努力は惜しんではならず、また、条約を早期に確実に発効させるための努力も惜しんではなりません。その趣旨において、5カ国の誓約については何らの疑いもありえません。

8. 6条の完全な実現と、効果的な履行のために論理的に考えられる多国間措置のひとつとして、私たちは、1995年の軍縮会議（CD）の専門コーディネーターの声明とそこに含まれる任務にしたがって、差別的でない、普遍的に適用可能な、国際的かつ効果的に検証可能な、核兵器やその他の核爆発装置のための核分裂物質の生産を禁止する条約の交渉が行われることが必要であることを再確認するものです。私たちは、軍縮会議に対し、できる限り早く、そうした条約の交渉をすぐに始め早期に完了させるような作業プログラムに合意することを求めます。

9. 5つの核兵器国による、世界的な核兵器の削減のための体系的かつ前進的な努力への貢献は、私たちのそれぞれの国によって強調されてきたことであり、これからもそうされるでしょう。

10. 協力の本質的な重要性を強調し、私たち自身の間における相互信頼を明白に示し、それを前進させ、また、さらなる国際的安全と安定を促進しつつ、私たちは、私たちの核兵器のどれもがいかなる国をも狙っていないことを宣言します。

11. ロシア連邦によるSTART Ⅱの批准は、戦略的攻撃兵器を減らす努力における重要なステップであり、歓迎されるものです。合衆国によるSTART Ⅱの批准の完了は依然として優先事項です。私たちは、戦略的安定の基礎として、また、戦略的攻撃兵器のさらなる削減の基盤として、ABM条約を維持し強化しながら、できるだけ早くSTART Ⅲが妥結することを期待します。

12. 私たちは、それぞれが防衛目的にもはや必要がないと認めた核分裂物質を、現実的に早く、IAEAや他の国連の国際的検証の下に置くことについて誓約します。私たちは、そうした物質の安全で効果的な管理と処分のために、いくつもの重要な発議を行ってきました。

13. 私たちは、1995年以来2つの非核地帯、――東南アジアとアフリカ――がつくりだされたことを、地域的および国際的な平和と安全の強化への重要な貢献として歓迎します。5つの核兵器国は、トラテロルコ、ラロトンガ、ペリンダバ条約に署名し、また、ほとんどの場合、関連する議定書を批准しました。わずかに批准がされていない部分については、それをとりつけるように内部的な過程が進行しています。バンコク条約の締約国との協議が最近加速し、私たちの追加議定書加盟

への道を開きつつあります。私たちは、こうした協議が成功裡にかつ早期にまとまることを期待しています。私たちは、中央アジア諸国がその地域において非核地帯をつくるための努力を行い成功するよう奨励します。私たちは、モンゴルの非核地位を支持し、尊重します。

14. 私たちは、非核地帯条約の関連追加議定書について核兵器国が1995年以来とってきた行動が、法的に拘束力のある消極的安全保証を受けることのできる非核兵器国の数を100以上に増やしたことに注目しています。私たちは、1995年4月に採択された、NPT非核兵器国に対する安全の保証に関する国連安全保障理事会決議984への私たちの誓約を、再確認します。決議984の主文第10段落によれば、この決議において扱われた課題は、安全保障理事会の継続的な関心事となるということです。私たちは、決議において言及されたところの、積極的安全保証に関して、意見を交換する用意があります。

15. 私たちは、国際原子力機関（IAEA）の国際保障措置制度が不拡散体制に欠くことのできない柱のひとつであると考えます。この制度は安定の保証、世界平和の維持のために働いています。私たちは、条約第3条によって要求されているのに、まだそのようにしていないすべての締約国に対し、遅滞なく包括的な保障措置協定に署名し、発効させるように要求します。

16. 新たな協定を通じたIAEAの強化された保障措置制度の発展とその履行は、重要な進展と言えるでしょう。私たちは、この分野においてIAEAが行ったすばらしい仕事を賞賛し、強化された制度が世界のあらゆる地域に早期に広がることを希望します。ここにおいて、再び普遍性は、私たちが直面する課題となります。追加議定書は、50以上の非核兵器国によって署名されました。その内、9つに関してはすでに発効しています。私たちは、まだ署名していないすべての非核兵器国に対して、早期履行との見通しをもって遅滞なく署名するように要請します。

17. NPT締約国ではない国に関して、1カ国は最近IAEAと追加的議定書に署名しました。私たちは、残りの3カ国に対しても、IAEAと追加的議定書を交渉することを促します。

18. 5つの核兵器国のすべてはIAEAと追加的議定書に署名したのであり、できる限り早く協定を批准することになるでしょう。

19. 私たちは、利害関係のあるすべての条約締約国間における、対話と協調の枠組みの中で、核関連の輸出規制における透明性を向上させることを支持します。そして、この目的を実現するためにとられてきた発議を歓迎します。

20. 私たちは、条約締約国が、奪うことのできない権利として、平和目的の核エネルギーの研究、生産、利用を進展させることを差別なくもつことを再確認します。そして、それは条約の関連する規定と、保障措置の関連する原則にしたがうものであることを再確認します。条約第4条の下における義務にしたがって、私たちは、IAEAが行う技術協力プログラムに対する援助を与え、それは、多くの国が核技術を農業、流体力学、医学、環境などの重要な分野で応用し前進させることを可能としたのです。

21. 私たちは、核の安全を最も高い現実的なレベルで維持するための国際協力の重要性を強調します。これに関し、私たちは核防護条約が発効し、最初の再検討会合が開催されたこと、さらには、使用済み核燃料管理と放射性廃棄物の安全に関するの合同条約が署名のために開放されたことを歓迎します。私たちはまだ署名していないすべての国に対して、これら2つの条約に署名し、批准するよう要求します。

22. 私たちは、核不拡散と核軍縮に対して、前向きのアプローチをとっていく決意をしています。NPTは核拡散に反対し、核軍縮を促進するための将来的な努力に欠かすことのできない枠組みを与えものです。私たちは、NPTの履行における継続的な前進を確実なものとするための、私たちの特別な責任と中心的な役割をじゅうぶんに認識するものです。

23. 5つの核兵器国は、同様に、核不拡散と核軍縮を追求する真の誓約が、さらなる平和と安全のための貢献として、NPTの締約国すべて、そして、NPT外部の国すべてによって示されることを望みます。私たちは、再検討過程の成功のため、共同して、または非核兵器国と一緒に、ひき続き努力してゆきます。

資料10　NPT再検討会議P5声明への新アジェンダ連合の反論

新アジェンダ声明

2000年5月2日、主要委員会Ⅰ

議長。

私は、ブラジル、エジプト、アイルランド、メキシコ、ニュージーランド、南アフリカ、スウェーデンを代表して、次の声明を発言いたします。

1. 新アジェンダ構想の加盟国は、核兵器国の共同声明を注目するものですが、声明は、核軍縮に関する私たちの期待を満たすものではありません。

2. 私たちは、核兵器国が、核不拡散と核軍縮に対して前向きなアプローチをとっていく決意をしており、NPTの履行における継続的な前進を確実なものとするための、核兵器国の特別な責任と中心的な役割を認識しているということを評価するものです。

3. この意味で、私たちは、核兵器の完全な廃棄は義務であり、優先事項なのであって、究極の目標ではないということ、ましてや、全面かつ完全な軍縮に関連づけたり、従属させたり、条件づけたりさせるような目標ではないということを、強調するものです。

4. 私たちは、5核兵器国に対して、「保有核兵器の完全廃棄を達成するという明確な約束を行うとともに、2000年から2005年までの再検討期間において加速された交渉にとり組み、かつNPT第6条の下ですべての締約国が誓約している核軍縮につながるような段階的手段を実行するという、明確な約束を行う」ことを、あらためて要求するものです。

5. 私たちは、同時に、新アジェンダが提案している具体的諸措置が、早期かつ暫定的な措置として5核兵器国によって実施されることの重要性を、あらためて強調するものです。

資料11　NPT再検討会議P5声明への非同盟運動の反論

NPT加盟の非同盟運動（NAM）諸国を代表したマカリム・ウィビソノ大使の主要委員会Ⅰでの声明

2000年5月2日

議長。

NPTに加盟している非同盟運動諸国は、2000年5月1日に5核兵器国によって発表された、核軍縮、核不拡散、核エネルギーの平和利用に関する諸問題についての核兵器国の立場を概括した共同声明に注目します。とりわけその第5段落に注目します。

非同盟加盟国は、この共同声明において、核兵器国の核軍縮義務に関して付けられている条件を、憂慮して注目するものです。この意味で、私たちは、1998年の南アフリカでのダーバン・サミットで私たち国家・政府の元首が強化し、コロンビアのカルタヘナでの最近の会議で私たちの外務大臣が再び強調した、核軍縮および核不拡散と核実験の関連課題についての、私たちの長期にわたる原則的な立場を想起するものです。私たちは、同時に、厳格かつ効果的な国際管理の下で、すべての側面での核軍縮に導く交渉を誠実におこないかつ完結させる義務が存在するとした、国際司法裁判所の全員一致の結論を想起するものです。私たちはさらに、軍縮交渉の優先事項は核軍縮であるとした、第1回国連軍縮特別総会の結論を強調したいと思います。

この意味で、私たちは、核兵器の完全な廃棄は義務であり、優先事項なのであって、究極の目標ではないということ、ましてや、全面かつ完全な軍縮に関連づけたり、従属させたり、条件づけたりさせるような目標ではないということを、強調するものです。

非同盟加盟国は、それゆえ、核兵器国に対して、条件を付けることなく、条約第6条の下での核兵器国の核軍縮義務の断固たる履行の誓約を忠実に行うことを要求します。また、核軍備競争の早期停止と核軍縮に関する効果的な措置について、誠実に交渉を行うことを要求します。この意味で、非同盟加盟国はまた、核兵器の開発、生産、実験、採用、貯蔵、移送、威嚇および使用を禁止して、核兵器の廃棄の準備をするような核兵器禁止条約を含む、核軍縮の段階的なプログラムと、具体的な時間枠をもった核兵器の完全廃棄へ向けた交渉を、早期に開始することを要求するものです。

議長、ありがとうございました。

資料12　NPT再検討会議における山本一太外務政務次官の演説

2000年4月24日

1.（序）

議長、

私は日本政府及び国民を代表して、閣下が本会議の議長に選出されたことに対し、心から祝意を表明いたします。日本代表団は、閣下の重要な責務の遂行に対し、あらゆる協力を惜しまぬ所存であります。

5年前のNPT運用検討・延長会議に日本国政府代表として出席した河野外務大臣は、参集した各国代表に対し、「NPTが核兵器の不拡散、軍縮、更に原子力の平和利用の分野に果たしてきた役割を単に自国との関わりばかりでなく、人類、更に地球の将来も見据えた視点から、評価・検討すべきである」と訴え、核拡散に対する懸念が強まっている中、核不拡散の基本的枠組みを確固たるものとすることは、極めて重要であるとの考えの下、我が国として、敢然、NPTの無期限延長に賛成いたしました。

私は、日本のこの決定及び国際の平和と安全の礎として大きく貢献してきたNPTの無期限延長は、我が国にとっても、また、国際社会全体にとっても正しい選択であったと考えます。その後、新たに9カ国が加盟し、締約国は187カ国となり、その普遍性は一層増しました。

2.（今次会議の意義及び目的）

議長、

95年のNPT運用検討・延長会議では、無期限延長の決定と同時に「条約の運用検討プロセス強化に関する決定」並びに「核不拡散と核軍縮のための原則と目標に関する決定」がなされ、「中東に関する決議」が採択されました。国際社会は、これらの決定並びに決議に基づき、核不拡散及び核軍縮のための具体的な措置が、国際社会、就中、核兵器国の一致した積極的努力により取られていくことを強く期待致しました。かかる期待に応えて米露両国は、97年のヘルシンキ首脳会談において、来るべきSTART Ⅲでの戦略核弾頭数の大幅削減に合意し、英仏両国は、各々の核戦力の自発的削減を行う等前向きの動きがありました。また、96年には、CTBTが採択され、将来に期待を抱かせる動きもありました。

しかるに、最近に至り、南アジアでの核実験、CTBTが署名後3年以上経たにも拘わらず未だ発効していないこと、カットオフ条約交渉が95年のジュネーブ軍縮会議での合意にも拘わらず未だ開始されず、又、その見込みも立っていないこと、更には、いくつかの国によるミサイルの発射等、不拡散分野での明らかな後退が見られました。日本政府が提唱し、世界的に著名な専門家の参加を得た東京フォーラムの報告書は、現在の核不拡散体制は「四面楚歌」の状況にあるとまで評しました。

かかる厳しい状況下で開かれる今次会議の重要性は、極めて大きいと言わざるを得ません。冷戦終結により、人類にとり明るい未来を築くべきであった20世紀最後の10年間がこのような不安定な状況のまま終わり、21世紀にバトンタッチせざるを得ないのか、あるいは、締約国の協調と努力により将来に曙光を抱かせる結果となるのか、まさに我々の知恵と意志が試されているとも言えるでしょう。今次会議は、NPTの無期限延長後開かれる初の運用検討会議であり、今後NPTが、その普遍性のみならず、真にその規範力への信頼性を維持・強化していけるか否かを占う上での試金石となるものと考えます。我が国は、かかる観点から、今次会議においては、まずは95年の「原則と目標」の早期実現の必要性を再確認することを強く主張したいと思います。

しかし、遺憾ながら、これらの目標が既に十分に達成された、あるいは達成されつつあるとは言い難い現状にあることも事実として認めざるを得ません。そこで我が国としては、過去五年間に現出した新たな状況をも踏まえ、今後、我々締約国として95年の「原則と目標」の早期完全実施を含め、N

PTの完全実施を図る上からも重要と考えられるいくつかの点につき、今次会議で具体的な提案を行うこととしております。

また、NPT体制が維持・強化されていくためには、やはり95年に決定された条約運用検討プロセスの強化を図っていくことも重要であります。今次会議においては、過去三回行われた準備委員会が十分な成果を挙げ得なかった経験も踏まえ、今後の準備委員会の作業をより効果的なものとする方策が検討されるべきであります。我が国としては、この点に関しても具体的な提案を行う予定であります。

議長、

我が国の核軍縮・不拡散政策の原点は、唯一の被爆国としての広島・長崎の体験にあります。NPTに対する我が国のコミットメントは、核軍縮・不拡散を求める国民の一致した強い支持に裏付けられたものであります。同時に、NPTは我が国の安全保障政策における重要な基礎の一つをなすものであります。我が国が94年に国連総会に提案した究極的核廃絶決議は、その後、毎年の国連総会において、核兵器国を含む圧倒的多数の国の賛同を得ており、核兵器が究極的には廃絶されるべきものであることが、人類共通の目標として広く受け入れられていることは誠に重要であります。

まさに、今次会議の最大の意義は、全ての締約国がNPTへのコミットメントを新たにし、同時に、核廃絶へ向け一歩一歩着実に前進する意志をあらためて確認することにあると考えます。

3.（NPTの三つの柱）

（イ. 核不拡散）

議長、

98年5月のインド、パキスタン両国による核実験は、核の拡散が新しい危険な段階に達したとの現実に世界を引き戻しました。これらの核実験は、南アジア地域の安全保障を巡る情勢の質的変化をもたらしたのみならず、過去30年間、国際安全保障の礎となってきたNPT体制に対する極めて深刻な挑戦として、容認し難いものであります。両国による核実験により、国際社会は、NPTを中核とした核不拡散体制を、より実効性あるものとするための国際社会の更なる努力の必要性を痛感致しました。まず、我々国際社会としては、NPT未加盟の国々に早期加盟を求めることが必要です。また、NPTに参加している国が、NPTを完全に遵守することを確保していくことが重要であります。そのためには、全てのNPT加盟国がIAEAの包括的保障措置を完全に受け入れることが必要であり、さらに右保障措置を強化するための追加議定書の普遍性が高められることが重要であります。我が国は、率先してこれを締結しており、他の国に対しても早期締結を求めます。

（ロ. 核軍縮）

議長、

NPT第六条に規定されている核兵器国による核軍縮努力は、NPTが無期限延長された今、従来以上にその重要性を増したと言えるでしょう。将来に亘り核兵器保有の可能性を放棄した非核兵器国が、核兵器国に対し、従来以上の核軍縮努力を求めるのは極めて当然なことでありましょう。ミサイルの拡散を含め、安全保障環境が変化する中で、戦略的安定を維持しつつ核軍縮を行うことは必ずしも容易でないことは理解いたしますが、我が国としては、核兵器国に対し、その特別の責任に鑑み、以下の措置を誠実に取ることを求めたいと思います。

第一に、我が国は、ロシアによるSTARTⅡの批准を大変勇気づけられる前進として歓迎するとともに、今後、米露両国に対し、STARTⅡの完全実施と併せて、STARTⅢ交渉を早期に開始し、更に、それ以降の戦略兵器削減交渉による大幅な核兵器削減に向かって努力を倍加することを訴えます。第二に、我が国は、英仏両国によるこれまでの一方的削減措置を高く評価します。そして、これら核兵器国による核軍縮措置が不可逆的なものであることが重要と考えます。第三に、米露の核軍縮プロセスが継続している間、その他の核兵器国に対し、更なる核兵器削減を行うこと、あるいは、少なくとも核戦力を増強しないよう最大限の自制を求めたいと思います。そして、五核兵器国による

核軍縮交渉が早期に現実のものとなることを強く期待致します。

議長、

NPT体制を補完する重要な柱であるCTBT並びにカットオフ条約について申し述べたいと思います。

CTBTについては、我が国は、昨年10月にウィーンで開かれた同条約発効促進会議で議長を務めるとともに、その後、国際社会の先頭に立って、未署名・未批准の国々に対し我が国政府関係者を逐次派遣するなどにより、その早期署名・批准を働きかけて参りました。私自身もかかる働きかけの一環として、昨年10月には米国、インド、パキスタンを、また、本年2月には中国を訪問し、これら諸国による早期批准を訴えました。このような国際社会の努力もあり、本年に入り、リトアニア、トルコ、バングラデシュ、マケドニア、チリの各国が批准し、更に、先週ロシア議会が批准法案を可決したことを高く評価したいと思います。CTBTはすでに署名開放から3年半がすぎましたが、米、中の二核兵器国をはじめ、重要な国々が未署名乃至未批准であり、これら諸国の早期批准を強く望むとともに、その間の核実験モラトリアムの維持を求めたいと思います。

カットオフ条約は、CTBTと並び、将来NPT体制のもう一つの重要な柱となるものです。95年のジュネーブ軍縮会議において、条約交渉開始が合意されていたにも拘わらず、その後、未だにその目途が立っていないことは誠に遺憾であります。ジュネーブ軍縮会議での早期交渉開始のための関係国の最大限の譲歩と協調の精神が切に望まれます。また、右条約成立までの間、全ての核兵器国及びIAEA包括的保障措置を受け入れていない国による兵器用核分裂性物質生産モラトリアムの実施が強く望まれます。

（ハ. 原子力の平和利用）

議長、

我が国は、安定的エネルギー供給源として、また、環境への負荷が少ないとの点も重視し、原子力の開発・利用を推進しておりますが、我が国としての核燃料リサイクル政策、特に、その中でのプルトニウムの位置づけ等については、最大限の透明性を維持していきたいと考えております。原子力の平和利用の分野においては、NPTに基づき、締約国間の国際協力が一層拡充されるべきであります。我が国は、そのための国際協力については、従来より、積極的に対応しており、特にIAEAを通じた技術協力基金や、アジア太平洋地域協力協定を通じ、資金的、技術的貢献を行っております。

他方、今後、このような国際協力が質的、量的に拡充されていくためには、核拡散の一切の懸念が払拭されることが重要であり、そのための枠組みが従来以上に整備される必要があります。即ち、IAEAの追加議定書が、原子力平和利用を進めんとする各国により汎く受け入れられることが極めて重要です。遺憾ながら、現時点でのこの追加議定書の締約国は、我が国を含めわずか8カ国にとどまっています。現行保障措置と、追加議定書に基づく強化された保障措置とが適切に統合された形で運用されるようにすることがまず必要でありますが、そのための作業を急ぐとともに、追加議定書の締結促進のための具体的な国際的行動計画策定の検討を提言したいと思います。

4.（結語）

議長、

人類の歴史に前例を見ない惨禍をもたらした二度の世界大戦を経験した20世紀は、間もなく終わりを告げようとしています。しかし、残念ながら、20世紀に生まれた核兵器との決別という人類にとっての大きな課題は、21世紀に受け継がれざるを得ません。

世界で唯一、核兵器の惨禍を経験した我が国は、核兵器は二度と使われてはならないとの強い決意の下、核兵器を持たず、作らず、持ち込ませず、という非核三原則を堅持しております。

我が国としては、新しい世紀を迎えるにあたり、核のない世界の実現を目指し、今後とも、世界の平和と繁栄のために取り組みたく、軍縮、就中、核軍縮・不拡散のためのねばり強い努力を重ねていく所存であります。

しかし、かかる我が国の努力は、国際社会の幅広い努力と相まって、初めて実を結ぶものであることは言うまでもなく、その意味からも、NPT体制の堅持・強化による国際安全保障の確保、並びに核兵器の究極的廃絶という、我々共通の旗の下への国際社会全体の参集を強く呼びかける次第であります。

ありがとうございました。

資料13　NPT再検討会議における日本の作業文書

13—1

日本・オーストラリアの8項目提案

2000年4月24日、NPT/CONF.2000/WP.1

核不拡散条約履行のためにこれからとられるべき諸措置

日本とオーストラリア提出の作業文書

核不拡散条約は、核不拡散と核軍縮のかなめである。1995年の再検討・延長会議で採択された「核不拡散と核軍縮のための原則と目標」は、条約の目標を実現する努力における重要な到達点である。

条約締約国は、上記「原則と目標」への誓約を再確認するとともに、条約の履行のためにこれから次の諸措置がとられるべきであることを強調する。

核不拡散と核軍縮

1. 包括的核実験禁止条約の早期発効と、条約発効までの間の核兵器の実験的爆発やその他の核爆発の一時停止。
2. 1995年の軍縮会議の専門コーディネーター報告とそこに含まれる委託権限に基づいて、差別的でなく、多国間の、国際的かつ効果的に検証可能な、核兵器や他の核爆発装置用の核分裂性物質の生産を禁止する条約の交渉を即時開始し、望ましくは2003年までに、しかし2005年より遅れることなく、妥結すること。および、核兵器用の核分裂性物質の生産の一時停止。
3. START Ⅱの即時発効と完全履行。START Ⅲ交渉の早期開始と完了。START Ⅲを超えた過程の継続。
4. 核兵器国による保有核兵器の一方的削減のさらなる努力。および、適切な段階における、核兵器国を含んだ、核兵器削減交渉の開始。
5. 軍縮会議における、核軍縮と核不拡散の将来的に可能な措置についての多国間の議論。

非核地帯

6. 中央アジア非核地帯の交渉の早期完了。

保障措置

7. 国際原子力機関(IAEA)追加議定書(INFCIRC/540(訂正))の普遍化。および、保障措置制度の効果を強化し、有効性を改善するための「統合された保障措置」の早期創設。
8. 防衛目的上必要なくなった核分裂性物質の処分と、そのような物質および民生用核分裂性物質を、核軍縮の不可逆性を確保することを目的として、適切な国際的保障措置の下に置くこと。

13—2

再検討過程に関する日本提案

2000年4月24日、NPT/CONF.2000/WP.2

条約再検討過程の強化の決定の履行

日本提出の作業文書

＜背景＞

日本の意図は、1995年の条約再検討過程の強化の決定について議論を再開したり再交渉したりするということではなく、むしろ、準備委員会が、95年の決定により与えられたその委任権限を実行する運用状況を改善しようということにある。

＜日本の提案＞

1. 準備委員会は、その初期段階において、条約の普遍性とともに条約の履行の再検討にもっと焦点を当てるべきである。
2. そうするにあたって、準備委員会は各会期において、重要で条約に関連する国際的または地域的な課題やできごとがあれば、それらをもとり扱うべきである。
3. 準備委員会は、その後半段階において、再検討会議への実質的な勧告を起草する作業を開始すべきである。
4. 上記1および2において示された諸問題についての議論は、準備委員会各会期の議長総括文書の中に反映されるべきである。

資料14　NPT再検討会議最終文書・抜粋

2000年5月、NPT/CONF.2000/28

<第1巻>
第1部
「1995年のNPT再検討延長会議で採択された決定と決議を考慮に入れた、NPTの運用の再検討/強化されたNPT再検討過程の有効性の改善」
第2部
「会議の組織と作業」
<第2巻>
第3部
「会議で出された文書」
<第3巻>
第4部「概論の記録」

第1部の内容
(条文ごとに、過去5年間の評価と将来の課題とが混在して記載されている。)

■「1995年のNPT再検討延長会議で採択された決定と決議を考慮に入れた、NPTの運用の再検討」
- ●第1、2条および前文第1節から3節 ―(全11節)
- ●第3条および前文第4、5節。とりわけ第4条および前文第6、7節との関係で。―(全56節)
- ●第4条および前文第6、7節
  - ・NPTと核エネルギーの平和利用 ―(全11節)
  - ・核と放射線の安全性／放射性物質の安全な輸送／放射性廃棄物と責任 ―(全16節)
  - ・技術協力 ―(全11節)
  - ・核物質の平和利用への転換 ―(全4節)
- ●第5条 ―(全1節)
- ●第6条および前文第8～12節 ―(全15節)
  (核軍縮を論じた部分。第1～14節が過去5年間の評価。**最後の第15節が将来の核軍縮措置を全13項目にわたってあげている。以下に、第15節全体を訳出する。**)
- ●第7条および非核兵器国の安全保障 ―(全16節)
  (第16節「地域的課題」の中に、「中東問題」として全10項目、「南アジア問題その他」(北朝鮮を含む)として全16項目含む。)
- ●第9条 ―(全10節)

■「強化されたNPT再検討過程の有効性の改善」―(全9節)

第15節

会議は、核不拡散条約(NPT)第6条、および、1995年の決定「核不拡散と核軍縮のための原則と目標」第3節と第4節(c)の履行のための体系的かつ前進的な努力に向けた、以下の実際的な諸措置について合意する。

1. 包括的核実験禁止条約(CTBT)の早期発効を達成するために、遅滞なく、無条件に、憲法上の過程にしたがって、署名し批准することの重要性と緊急性。

2. CTBTが発効するまでの、核兵器の爆発実験またはその他のあらゆる核爆発の一時停止。

3. ジュネーブ軍縮会議(CD)において、1995年の専門コーディネーターの声明とそこに含まれる任務に従って、核兵器用およびその他の核爆発装置用の核分裂性物質の生産を禁止する、差別的でなく、多国間の、国際的かつ効果的に検証可能な、条約のための交渉を、核軍縮および核不拡散という両方の目的を考慮して、行うことの必要性。CDは、5年以内に妥結する見通しをもって、このような条約の交渉を即時に開始することを含んだ作業プログラムに合意することが求められる。

4. CDにおいて核軍縮を扱う任務をもった適切な下部機関が設置されることの必要性。CDは、このような機関の即時設置を含んだ作業プログラムに合意することが求められる。

5. 核軍縮、核およびその他の軍備管理と削減措置に適用されるべき、不可逆性の原則。

6. すべての締約国が第6条の下で誓約している核軍縮につながるよう、核兵器国は保有核兵器の完全廃棄を達成するという明確な約束をおこなうこと。

7. 戦略的安定の基礎として、また、条約の規定に従う戦略的攻撃兵器のさらなる削減の基盤として、ABM条約を維持し強化しながら、STARTⅡを早期に発効させ完全に履行し、STARTⅢを可能な限り早期に妥結すること。

8. アメリカ合衆国、ロシア連邦および国際原子力機関(IAEA)の三者構想の完成と履行。

9. 国際的安定を促進するような方法で、また、すべてにとって安全保障が減じないとの原則に則って、すべての核兵器国が核軍縮へつながる諸措置をとること:

―核兵器国による、保有核兵器の一方的な削減のさらなる努力。

―核兵器能力について、また、第6条にもとづく合意事項の履行について、核軍縮のさらなる前進を支えるための自発的な信頼醸成措置として、核兵器国が透明性を増大させること。

―一方的な発議にもとづいて、また、核軍備削減と軍縮過程の重要な一部分として、非戦略核兵器をさらに削減すること。

―核兵器システムの作戦上の地位をさらに低めるような具体的な合意された諸措置。

―核兵器が使用される危険を最小限に押さえるとともに、核兵器の完全廃棄の過程を促進するために、安全保障政策おける核兵器の役割を縮小すること。

―すべての核兵器国を、適切な早い時期において、核兵器の完全廃棄につながる過程に組みこむこと。

10. すべての核兵器国が、もはや軍事目的に必要でないと各核兵器国が認めた核分裂性物質を、そのような物質が永久に軍事プログラムの外に置かれることを保証するために、実際可能な早期において、IAEAまたは関連する国際的検証の下に置くという制度。および、そのような物質を平和目的に移譲するという制度。

11. 軍縮過程における国の努力の究極的な目標は、効果的な国際的管理の下で全面かつ完全な軍縮であることの再確認。

12. 強化されたNPT再検討過程の枠組みの中で、すべての締約国が、第6条、および、1995年の決定「核不拡散と核軍縮のための原則と目標」の第4節(c)の履行について、1996年7月8日の国際司法裁判所(ICJ)の勧告的意見を想起しつつ、定期報告をおこなうこと。

13. 核兵器のない世界を達成し維持するための核軍縮協定の遵守を保証するために必要な、検証能力のさらなる発展。

資料15　NPT再検討会議結果についての河野洋平外務大臣談話

NPT運用検討会議の結果について
2000年5月21日

1.　(略)

2.　今次会議に先駆け、わが国は「失敗は許されない」との厳しい認識の下、核兵器国および非同盟諸国を含む関係国の政府や今次会議のバーリ議長に対し、会議の成功の重要性を説く等して、早い段階から積極的な働きかけを行ってきた。また、わが国は、将来に向けた措置に関する8項目提案を行い、全会一致による合意形成のための基盤を提供し、会議の成功に大きく貢献した。

3.　わが国は、核軍縮を現実に進展させるためには核兵器国に対し対立的姿勢で臨むのではなく、核兵器国との信頼関係に基づき核軍縮措置を粘り強く求めていくとのアプローチをとってきた。今次会議において将来に向けた前向きな措置につき全会一致により合意を形成できたことは、正にこのようなアプローチの有効性を証明したものと考える。わが国としては、今次会議の合意に基づき、核兵器のない世界を一日も早く実現すべく、更なる努力を行って参りたい。

資料16　第54回国連総会における新アジェンダ決議

核兵器のない世界へ：新しいアジェンダの必要性（決議54/54G）

1999年12月1日採択

総会は、

（前文）

核兵器の存在は人類の存続への脅威であると確信し、

核兵器が無期限に保有されるという展望を憂慮し、核兵器を永続的に保有しつつ決してそれを使用しないことが可能であるという議論は、人間の歴史から見て支持できないことを信じるとともに、唯一の完全な防御は、核兵器を廃棄し、核兵器が再び製造されないと保証することであると確信し、

核兵器能力をもちながら核不拡散条約（NPT）に加盟していない三カ国が、核兵器の選択肢をひき続き保持していることを憂慮するとともに、彼らがその選択肢を放棄していないことを憂慮し、

核兵器削減交渉が現在停止していることを憂慮し、

大多数の国が、核兵器およびその他の核爆発装置を、受領したり、製造したり、その他の方法で入手しないということについて法的拘束力のある約束を行ったことに留意するとともに、このような約束は、それに対応するような、核軍縮を追求するという核兵器国の法的拘束力のある約束を背景として、なされたものであることを想起し、

1996年の勧告的意見における、国際司法裁判所（ICJ）の全員一致の結論、すなわち、厳格かつ効果的な国際管理の下において、すべての側面での核軍縮に導く交渉を誠実に追求し、かつ完結させる義務が存在するという結論を想起し、

限りない将来にわたって核兵器の保有が正当であるとみなされるような見通しを持って、国際社会は新しい千年期に突入してはならないことを強調するとともに、核兵器を永久に禁止し廃絶することに断固として着手する必要性を確信し、

核兵器の完全な廃棄のためには、もっともたくさんの核兵器を保有する核兵器国が最初に措置をとることが必要であると認識するとともに、より少ない核兵器を保有する核兵器国が、将来において切れ目のない形でこれらの国々につながってゆかなければならないことを強調し、

戦略兵器削減交渉（START）のこんにちまでの成果および将来の約束を歓迎し、またそれが、核兵器の廃棄をめざして企図された、核兵器の実際の解体および破壊という目的をもった、すべての核兵器国を含む数国間の機構として発展する可能性を示していることを歓迎し、

核兵器計画から核分裂物質を不可逆的に除去することを保証するための、合衆国、ロシア連邦、国際原子力機関（IAEA）の三者間の構想を歓迎し、

保有核兵器を実際に廃棄し、そのために必要な検証体制の開発が行われる前に、核兵器国が即座にとることができ、またとるべきである多数の実践的措置があると信じ、これに関連して、最近の一方的な措置およびその他の措置に注目し、

対弾道ミサイル・システム制限条約（ABM条約）が現在も戦略的安定性の要であることを明記し、

NPTの各条項は、各加盟国に対して、常に、いかなる状況下においても拘束力があることを強調し、

ジュネーブ軍縮会議（CD）において、「核軍拡競争の停止と核軍縮」と題するそのアジェンダ（議事次第）の第一項の下で、専門コーディネーターの報告書とそこに含まれている委任権限に基づいて設置された特別委員会において、差別的でなく、多国間の、国際的かつ効果的に検証可能な、核兵器およびその他の核爆発装置用の核分裂物質の生産禁止条約に関する交渉を行うことの重要性を強調するとともに、このような条約は、核兵器の完全な廃棄に至る過程をさらに下支えするにちがいないと考え、

核兵器の完全な廃棄が達成されるためには、核兵器の拡散を防止する実効的な国際協力が不可欠であり、とりわけ、核兵器あるいはその他の核爆発装置用のすべての核分裂物質に対する国際的管理の拡大を通じて、そのような協力は増進されねばならないことを強調し、

現在ある非核地帯諸条約の重要性、およびそれら諸条約の関連議定書の早期の署名と批准の重要性を強調し、

1998年6月9日の共同外相宣言に注目し、またそれが、二国間、数国間、多国間のレベルにおいて、相互に補強し合う一連の措置を並行して追求することを通じて、核兵器のない世界を達成するための新しい国際的アジェンダを要求していることに注目し、

決議53/77Y（注：昨年の国連総会における新アジェンダ決議）の実行に関する国連事務総長の報告書を認識し、

核兵器のない世界を維持するために必要な検証制度についての探求に関するIAEA事務局長の最初の報告書に留意し、

（主文）

1. 核兵器国に対して、それぞれ自国の保有核兵器を迅速かつ全面的な廃棄を完了するという明確な約束を行い、遅滞なく加速された交渉過程に入り、それによって、NPT第6条の下での誓約である核軍縮を達成することを要求し、
2. 合衆国とロシア連邦に対して、これ以上の遅滞なくSTARTⅡを発効せしめ、早期締結をめざしてSTARATⅢの交渉を開始することを要求し、
3. 核兵器国に対して、核兵器の完全な廃棄に通ずる過程に、五つの核兵器国すべてが切れ目なく統合されてゆくために必要な措置をとることを要求し、
4. 戦略的安定性を強化し、核兵器を廃棄する過程を容易にし、国際的な信頼と安全に寄与するために、安全保障政策における核兵器の役割を減らせる方法と手段を調査することを求め、
5. このような文脈において、核兵器国に対して、
   —核兵器削減の不可欠な一部分として、戦術核兵器の廃棄をめざした削減を行い、
   —核兵器の警戒態勢を解除し、運搬手段から核弾頭をとり外す可能性を調査するとともに、それに着手し、
   —さらに進んで、核兵器政策や態勢を吟味し、
   —自国の保有核兵器と核分裂物質の目録に関する透明性を実証し、また、
   —軍事的要求より過剰であると申告されたすべての兵器用核分裂物質を、現行の任意保障措置協定の枠内でIAEAの保障措置のもとに置くよう、早期に措置をとることを要求し、
6. 核兵器能力をもちながらNPTにいまだ加盟していない三カ国に対して、明確にかつ緊急に、すべての核兵器の開発や配備の追求を中止し、地域および国際の平和と安全や、核軍縮と核兵器の拡散防止に向かう国際社会の努力を害するような、いかなる行動も慎むことを要求し、
7. いまだそうしていないすべての国に対して、NPTに無条件にかつ遅滞なく加盟し、また、非核兵器国として条約加盟することに伴って必要とされるすべての措置をとることを要求し、
8. いまだそうしていないすべての国に対して、IAEAと全面的保障措置協定を締結し、また、1997年5月15日のIAEA理事会で承認された模範議定書に基づいて、それら保障措置協定の追加議定書を締結することを要求し、
9. さらに、いまだそうしていないすべての国に対して、包括的核実験禁止条約（CTBT）に無条件にかつ遅滞なく署名および批准し、また、条約が発効するまでの間、核実験の一時停止を行うことを要求し、
10. いまだそうしていないすべての国に対して、核物質防護条約に加盟し、また、それをさらに強化すべく努めることを要求し、
11. 合衆国、ロシア連邦、国際原子力機関（IAEA）の三者間の構想の発展を促すとともに、同様な制度が他の核兵器国によっても開発されることを促し、

12. CDに対して、「核軍拡競争の停止と核軍縮」というそのアジェンダの第一項の下で、専門コーディネーターの報告書とそこに含まれている委任権限に基づいて設置された特別委員会において、核不拡散および核軍縮という二つの目的を考慮しつつ、差別的でなく、多国間の、国際的かつ効果的に検証可能な、核兵器およびその他の核爆発装置用の核分裂物質の生産禁止条約の交渉を追求し、遅滞なく交渉を締結させることを要求し、また、その条約が発効するまでのあいだ、すべての国に対して、核兵器およびその他の核爆発装置用の核分裂物質の生産の一時停止を行うことを要請し、
13. CDに対して、核軍縮をとり扱う適切な補助組織を設立すること、また、そのために、適切な手段およびとりくみ方についての集中的協議を、遅滞なく決定に達することをめざして、優先的事項として追求することを要求し、
14. 核軍縮および核不拡散に関する国際会議は、他の場でとりくまれている努力を効果的に補完することになり、核兵器のない世界のための新しいアジェンダの強化を促進しうると考え、
15. この文脈において、2000年の千年期総会が、平和、安全保障および軍縮を考慮することに留意し、
16. 1995年のNPT加盟国再検討延長会議で採択された諸決定と決議の重要性を想起し、「条約の再検討過程の強化」を完全に履行することの重要性を強調し、これとの関連で、2000年4月・5月に開催される来るべきNPT加盟国再検討会議の重要性を強調し、
17. 核兵器のない世界を維持するためには、検証体制の開発が必要となることを確認し、IAEAに対して、関連の他の国際機関や国際組織とともに、そのような制度の構成要素についてひき続いて探求することを求め、
18. 核兵器の使用および使用の威嚇が行なわれないということを、NPT加盟国である非核兵器国に実効的に保証するような、国際的に法的拘束力のある条約の締結を要求し、
19. 非核地帯を、とりわけ中東や南アジアなどの緊張状態にある地域において、自由にとり結ばれた協定に基づき、追求し、拡大し、設立することは、核兵器のない世界という目的に向けて大きく貢献することを強調し、
20. 核兵器のない世界が、究極的には、普遍的で多国間で交渉された、法的に拘束力のある条約や、相互に補強し合う一連の条約体系による下支えが必要であることを確認し、
21. 事務総長に対して、現存の資源の範囲内で、この決議の履行についての報告書を作成することを求め、
22. 第55総会の暫定的アジェンダに「核兵器のない世界へ：新しいアジェンダの必要性」と題する項目を入れ、この決議の履行について検討することを決定する。

資料17　第54回国連総会におけるICJフォローアップ決議（マレーシア決議）

核兵器の威嚇または使用の合法性に関する国際司法裁判所の勧告的意見のフォローアップ（決議54/54Q）

1999年12月1日採択

総会は、

1994年12月15日の総会決議49/75K、1996年12月10日の総会決議51/45M、1997年12月9日の総会決議52/38O、および1998年12月4日の53/77Wを想起し、

核兵器の存続は全人類に脅威となり、その使用は地球上の全生命に破滅的な結末をもたらすであろうと確信するとともに、核兵器による破滅を防ぐ唯一の完全な防御は、核兵器を完全に除去し、核兵器が再び生産されないと確証することであることを認識し、

核兵器の完全廃棄と核兵器のない世界の構築を目標とする国際社会の誓約を再確認し、

核軍備競争の早期の停止と核軍縮に関する効果的な措置について誠実に交渉しなければならないという、核兵器不拡散条約第VI条に規定された、厳粛なる各国の義務に思いをいたし、

核兵器不拡散条約の1995年の再検討・延長会議において採択された「核不拡散と核軍縮のための原則と目標」、とりわけ、核兵器国による核兵器の廃棄という究極的目標の下に、核兵器の世界的な削減のための体系的で前進的な努力を断固として追求するという目的を想起し、

また、1996年9月10日に、総会決議50/245において包括的核実験禁止条約が採択されたことを想起するとともに、その条約の調印国および批准国の数が増加していることに満足の意を表明し、

南極条約、トラテロルコ条約、ラロトンガ条約、バンコク条約、およびペリンダバ条約によって、徐々に全南半球とこれらの条約でカバーされる隣接区域が非核地帯となっていることを満足をもって認識し、

核兵器をもっとも多く保有している国家（複数）が、二国間協定や一方的措置によって貯蔵核兵器の削減努力を行っていることに留意するとともに、そのような努力を強化して保有核兵器の意味ある削減を加速させることを要求し、

非核兵器国に対して核兵器による威嚇や使用を行わないことを保証する、多国間で交渉され法的に拘束力のある協約の必要性を認識し、

唯一の他国間軍縮交渉の場としてのジュネーブ軍縮会議（CD）の中心的な役割を再確認するとともに、CDの1999年会期中に軍縮の分野、なかんずく核軍縮の分野における進展速度が緩慢であったことを遺憾とし、

CDが、具体的な時間枠をもって核兵器を完全廃棄するための段階的計画について交渉を開始する必要性を強調し、

有効な国際的管理の下に、核兵器の開発、生産、実験、配備、貯蔵、威嚇、および使用を法的な拘束力をもって禁止し、かつ核兵器を破壊するという目的の達成を希求し、

1996年7月8日に出された「核兵器の威嚇または使用の合法性についての国際司法裁判所の勧告的意見」を想起し、

決議53/77Wの履行に関する事務総長の報告の該当部分に留意し、

1. 「厳格かつ効果的な国際管理の下においてすべての側面での核軍縮に導く交渉を誠実に行い、完結させる義務がある」という国際司法裁判所の全員一致の結論の重要性を再び強調する。
2. 核兵器の開発、生産、実験、配備、貯蔵、移転、威嚇、使用を禁止し、その廃棄を規定するような「核兵器禁止条約（NWC）」の早期締結につながる多国間交渉を2000年に開始することによって、すべての国がただちにこの義務を履行するように再び要求する。
3. 本決議の実現や核軍縮に関して取り組んだ努力や措置について、すべての国が事務総長に通知すること、また事務総長がその情報を第55国連総会に報告することを要請する。

4.「核兵器の威嚇または使用の合法性に関する国際司法裁判所の勧告的意見のフォローアップ」と題する項目を、第55総会の暫定議題に入れることを決定する。

資料18　第54回国連総会における究極的核廃絶決議（日本決議）

核兵器の究極的廃絶に向けた核軍縮（決議54/54D）

1999年12月1日採択

総会は、

1994年12月15日の決議49/75H、1995年12月12日の決議50/70C、1996年12月10日の決議51/45G、1997年12月9日の決議52/38K、1998年12月4日の決議53/77Uを想起しつつ、

核兵器不拡散の世界的な体制を強化するための国際的な努力への挑戦である先般の核実験及び地域情勢に留意し、

アメリカ合衆国とロシア連邦間のSTARTⅢに関する議論の開始といった進展に留意し、

核軍縮活動についての透明性を向上させるための努力を国際的な信頼及び安全保障の構築への貢献として歓迎し、

包括的核実験禁止条約14条に従い、1999年10月に開催された会議における同条約の発効を促進するための国際的努力を歓迎し、

「核不拡散・核軍縮に関する東京フォーラム」の報告書についての加盟国の見解を念頭に置きつつ、右報告書に留意し、

国際的な平和及び安全と、核軍縮の促進は相互に補完し、強化し合うことを認識し、

核不拡散の国際的体制の基礎、及び核軍縮追求のための必要不可欠な基礎としての核兵器不拡散条約の決定的重要性を再確認し、

核軍縮の更なる進展は、国際的な平和及び安全を保証しつつ、核不拡散のための国際的な体制を強固なものとすることに資するとの確信を再確認し、

以下決議する。

1. 核兵器不拡散条約の普遍性を達成することの重要性を再確認し、未締約国に対し同条約に遅滞なくかつ無条件で加入するよう求める。
2. 核兵器不拡散条約の全ての締約国が同条約の下での義務を履行することの重要性を再確認する。
3. 核兵器国による、核兵器の廃絶を究極的目標とした、世界的に核兵器を削減する体系的かつ前進的な努力の断固たる追求、及び、全ての国による、厳格で効果的な国際管理の下における全面完全軍縮の断固たる追求を求める。
4. 核兵器の廃絶という究極的目標に向かい前進するためには、以下に示されたような行動を追求することが重要かつ必要不可欠であることを強調する。
   (a) 包括的核実験禁止条約の早期発効に向けた、全ての国、とりわけその批准が条約発効の要件となっている国による同条約への早期の署名及び批准、並びに同条約の発効までの間の核実験の停止。
   (b) 1995年の特別調整者の報告書とその中に含まれたマンデートに基づき、核兵器又はその他の核爆発装置のための核分裂性物質の生産を禁止する無差別、多角的、かつ国際的で効果的な検証が可能な条約に関する軍縮会議での集中的な交渉と同条約の早期妥結、及び、その発効までの兵器用核分裂性物質の生産停止措置。
   (c) 核軍縮及び核不拡散に関する、可能な将来の措置についての多国間での議論。
   (d) ロシア連邦及びアメリカ合衆国による、STARTⅡの早期発効及び、STARTⅢの交渉の早期開始及び妥結、及びSTARTⅢを超えてのプロセスの継続。
   (e) 5核兵器国による、核戦力の一方的な及び交渉を通じた削減のためのさらなる努力。
5. 核兵器国に対し、核軍縮に関する進捗状況又は努力について国連加盟国に対し然るべく通報するよう求める。
6. 核兵器の解体における進行中の努力を歓迎し、解体された核兵器から生じる核分裂性物質の安全かつ効果的な管理の重要性に留意し、防衛目的にもはや必要とされなくなった核分裂性物質を保有している国が、そのような物質を現実的に早く国際原子力機関による保障措置の下におくようにするために継続的に努力することを求める。
7. 全ての国に対し、大量破壊兵器、特に核兵器の開発や生産に資するような資・機材や技術の輸出をしないという政策を確認し、また必要であればそれを強化しつつ、これらの兵器の拡散を阻止するための努力を倍加するよう求める。
8. 核不拡散を保証する国際原子力機関モデル議定書の重要性を強調し、未だ国際原子力機関との追加議定書を締結していない全ての国に対し、可能な限り早期にそれを締結するよう慫慂（しょうよう）する。
9. 核兵器不拡散条約によって固定された体制の維持及び強化のための2000年NPT再検討会議の死活的重要性を強調し、全ての条約当事国に対し、1995年NPT再検討・延長会議において採択された決定及び決議を再確認し、1995年以来の成果の再検討に基づき、核不拡散・核軍縮のための更新された目的に関する合意への到達に向け、努力を強化するよう求める。
10. 市民社会による、核不拡散・核軍縮を促進する上での建設的な役割を慫慂する。

資料19　第54回国連総会本会議での投票結果

新アジェンダ決議、ICJフォローアップ決議、究極的核廃絶決議についての投票結果

1999年12月1日

全体投票のみの結果。各々につき部分投票が行われた。

◆新アジェンダ決議案　y:111 n:13 a:39 欠:14
◆ICJフォローアップ決議案　y:114 n:28 a:22 欠:13
◆究極的核廃絶決議案　y:153 n:0 a:12 欠:12

y＝賛成
n＝反対
a＝棄権
－＝欠席

国名	（新アジェンダ決議案）	（ICJフォローアップ決議案）	（究極的核廃絶決議案）
アフガニスタン	－	－	－
アルバニア	a	n	y
アルジェリア	y	y	a
アンドラ	a	n	y
アンゴラ	y	y	y
アンティグア・バーブーダ	y	y	y
アルゼンチン	a	y	y
アルメニア	a	a	y
オーストラリア	a	a	y
オーストリア	y	a	y
アゼルバイジャン	a	a	y
バハマ	y	y	y
バーレーン	y	y	y
バングラデシュ	y	y	y
バルバドス	y	y	y
ベラルーシ	y	a	y
ベルギー	a	n	y
ベリーズ	y	y	y
ベニン	y	y	y
ブータン	a	y	a
ボリビア	y	y	y
ボスニア・ヘルツェゴビナ	a	a	y
ボツワナ	y	y	y
ブラジル	y	y	y
ブルネイ	y	y	y
ブルガリア	n	n	y
ブルキナファソ	y	y	y
カンボジア	y	y	y
カメルーン	y	y	y
カナダ	a	a	y
カーボベルデ	y	y	y
チャド	y	y	y
チリ	y	y	y
中華人民共和国	a	y	a
コロンビア	y	y	y
コモロ	－	－	－
コンゴ	y	y	y
コスタリカ	y	y	y
コートジボアール	y	y	y
クロアチア	y	a	y
キューバ	y	y	a
キプロス	y	a	y
チェコ	a	n	y
コンゴ共和国	－	－	－
朝鮮民主主義人民共和国	－	y	a
デンマーク	a	n	y
ジブチ	y	y	y
ドミニカ	y	y	y
ドミニカ共和国	y	y	y
エクアドル	y	y	y
エジプト	y	y	y
エルサルバドル	y	y	y
赤道ギニア	y	y	y
エリトリア	y	y	y
エストニア	n	n	y
エチオピア	y	y	y
ミクロネシア連邦	a	－	y
フィジー	y	y	y
フィンランド	a	a	y
フランス	n	n	a
ガボン	－	－	－
ガンビア	－	－	－
グルジア	a	a	y
ドイツ	a	n	y
ガーナ	y	y	y
ギリシャ	a	n	y
グレナダ	y	y	y
グアテマラ	y	y	y
ギニア	y	y	y
ギニアビサウ	y	y	y
ガイアナ	y	y	y
ハイチ	y	y	y
ホンジュラス	y	y	y
ハンガリー	n	n	y
アイスランド	a	n	y
インド	n	y	a
インドネシア	y	y	y
イラン	y	y	y
アイルランド	y	y	y
イスラエル	n	n	a
イタリア	a	n	y
ジャマイカ	y	y	y
日本	a	a	y
ヨルダン	y	y	y
カザフスタン	a	a	y
ケニア	y	y	y
クウェート	y	y	y
キリバス	－	－	－
ラオス	y	y	y
ラトビア	a	a	y
レバノン	y	y	y
レソト	－	－	－
リビア	y	y	y
リヒテンシュタイン	y	a	y
リトアニア	a	n	y
ルクセンブルグ	a	n	y
マダガスカル	y	y	y
マラウイ	－	－	－
マレーシア	y	y	y
モルディブ	y	y	y
マリ	y	y	y
マルタ	y	y	y
マーシャル諸島	y	y	y
モーリシャス	a	y	a
メキシコ	y	y	y
モナコ	n	n	y
モンゴル	y	y	y
モロッコ	y	y	y
モザンビーク	y	y	y
ミャンマー	a	y	a
ナミビア	y	y	y
ネパール	y	y	y
オランダ	a	n	y
ニュージーランド	y	y	y
ニカラグア	y	y	y
ナイジェリア	y	y	y
ナウル共和国	－	－	－
ノルウェー	a	a	y
オマーン	y	y	y
パキスタン	n	y	a
パラオ	－	－	－
パナマ	y	y	y
パプアニューギニア	y	y	y
パラグアイ	y	y	y
ペルー	y	y	y
フィリピン	y	y	y
ポーランド	n	n	y
ポルトガル	a	n	y
カタール	y	y	y
韓国	a	a	y
モルドバ	a	a	y
ルーマニア	n	n	y
ロシア	n	n	a
ルワンダ	－	－	－
セントクリストファー・ネビス	y	y	y
セントルシア	y	y	y
セントビンセント・グレナディーン	y	y	y
サモア	y	y	y
サンマリノ	y	y	y
サウジアラビア	y	y	y
セネガル	y	y	y
セイシェル	y	y	y
シエラレオネ	y	y	y
シンガポール	y	y	y
スロバキア	a	n	y
スロベニア	a	n	y
ソロモン諸島	y	y	y
南アフリカ	y	y	y
スペイン	a	n	y
スリランカ	y	y	y
スーダン	y	y	y
スリナム	y	y	y
スワジランド	y	y	y
スウェーデン	y	y	y
シリア	y	y	y
タジキスタン	y	a	y
タイ	y	y	y
旧ユーゴ・マケドニア	a	a	y
トンガ	－	－	－
トーゴ	y	y	y
トリニダードトバゴ	y	y	y
チュニジア	y	y	y
トルコ	a	n	y
トルクメニスタン	－	a	y
ウガンダ	y	y	y
ウクライナ	a	y	y
アラブ首長国連邦	y	y	y
連合王国	n	n	y
タンザニア	y	y	y
アメリカ合衆国	n	n	y
ウルグアイ	y	y	y
ウズベキスタン	a	a	y
ベネズエラ	y	y	y
ベトナム	y	y	y
イエメン	y	y	y
ザンビア	y	y	y
ジンバブエ	y	y	y

資料20　アナン国連事務総長の国連ミレニアム・サミットへの報告書

「われわれ人民：21世紀における国連の役割」

（We the Peoples: The Role of the United Nations in the 21st Century）

2000年4月3日

（「核兵器」部分を抜粋）

248 核兵器の問題に移ろう。核の恐怖の2極バランスが過ぎ去ったとき、核兵器に関する関心も、一般市民の意識から消え去ったかに見える。しかし、約35,000発の核兵器が核大国の兵器庫には残っている。そのうち数千発が、未だに一触即発の警戒態勢に置かれている。これらの核兵器に過去にどんな合理性があったにせよ、それはとっくに失われている。実際に核兵器を使うことに関する、政治的、道徳的、法的な制約のために、核兵器の戦略的有用性はさらに失われている。にもかかわらず、意図せざる核戦争や核拡散の危険だけは減ってはいない。

249 核兵器保有国が、自分たちが持っている核兵器は安全保障を強化するが、他の国が手にすると世界平和を脅かすと主張している事実は、核不拡散の目的に貢献しない。

250 もし、われわれが軍縮に向かって着実に前進しているならば、この状況はもう少し安心できるものであろう。残念ながら、事実はその逆である。戦略兵器削減交渉（START）が停止しているのみならず、現存する数千発のいわゆる戦術核兵器や、米ロ以外の核兵器保有国の核兵器については、まったく交渉すらない。

251 さらに、ミサイル防衛の配備計画が関係各国の合意をもって行われるのでなければ、核兵器の数を削減してきたこれまでの成果は、壊れる可能性がある。国々が、その核抑止力が無効になることはないという確信をとりもどすための信頼醸成が必要となっている。

252 他の何よりもまして、現存する核兵器と今後の核拡散の両方から生じる危険を減らせるために、最高レベルの政治的誓約が改めて行われる必要がある。

253 われわれが直面している危険と、その危険を回避しなければならない機会に関して注意を喚起するために、私は、核の危険を除去する方法について協議する大きな国際会議の招集を考慮すべきであると提案する。

資料21　CTBT発効に必要な44カ国と批准状況

2000年5月31日現在

「未」は、署名はしたが批准していない国。
「未署名」は署名していない国。

	批准年月日		批准年月日
アルジェリア	未	イタリア	99.2.1
アルゼンチン	98.12.4	日本	97.7.8
オーストラリア	98.7.9	メキシコ	99.10.5
オーストリア	98.3.13	オランダ	99.3.23
バングラデシュ	00.3.8	朝鮮民主主義人民共和国	未署名
ベルギー	99.6.29	ノルウェー	99.7.15
ブラジル	98.7.24	パキスタン	未署名
ブルガリア	99.9.29	ペルー	97.11.12
カナダ	98.12.18	ポーランド	99.5.25
チリ	未	韓国	99.9.24
中国	未	ルーマニア	99.10.5
コロンビア	未	ロシア	未
コンゴ民主主義共和国	未	スロバキア	98.3.3
エジプト	未	南アフリカ	99.3.30
フィンランド	99.1.15	スペイン	98.7.31
フランス	98.4.6	スウェーデン	98.12.2
ドイツ	98.8.20	スイス	99.10.1
ハンガリー	99.7.13	トルコ	00.2.16
インド	未署名	ウクライナ	未
インドネシア	未	英国	98.4.6
イラン	未	アメリカ合衆国	未
イスラエル	未	ベトナム	未

資料22　CTBTに対する米国の保障措置

CTBTに対する保障措置

1995年10月27日、米エネルギー省発表

包括的実験禁止条約（CTBT）には以下の条件が課せられるものとする。

A.　実戦配備されている核兵器の安全性と信頼性について高度の確信をもちつづけるため、有効かつ継続的な広範囲の実験プログラムを含む、「科学的備蓄兵器管理（Science Based Stockpile Stewardship）プログラム」の実施。

B.　近代的原子核研究施設と、理論的で先駆的な原子核技術のプログラムを維持することによって、その担い手として核技術の継続的進歩を可能にする科学者の人的資源をひきつけ、保持し、継続的な志願者を確保すること。

C.　万一、合衆国がこの条約に束縛されなくなる事態に備えて、CTBTによって禁止されている核実験を再開するための基礎的能力を維持すること。

D.　われわれの条約監視能力とその活動を改善するための包括的な研究開発プログラムの継続。

E.　世界全体の核兵器保有数、核兵器開発プログラム、それに関連した核プログラムについての正確で包括的な情報を保証するための、広範囲な情報収集、分析能力、分析活動の継続的発展。

F.　核兵器評議会、エネルギー省所属の核兵器研究所の所長たち、および合衆国戦略軍司令官の勧告に基づいて、もし国防長官およびエネルギー省長官が、わが国の核抑止力にとって致命的に重要であると考えられるタイプの核兵器の安全性と信頼性に高度の確信を保証できなくなったと合衆国大統領に報告したときには、大統領は議会との協議の上、いかなる実験であれ必要な実験を実施するため、「至高の国家的利益」条項にもとづいて、CTBTから脱退することを考慮するものと理解すること。

資料23　シャノン報告

「核兵器およびその他の核爆発装置用の核分裂物質の生産禁止条約」を交渉するための、もっとも適切な仕組みに関する カナダのジェラルド・E・シャノン大使の報告

1995年3月24日　ジュネーブ軍縮会議　CD/1299

昨年のジュネーブ軍縮会議(CD)の会期冒頭において、差別的でなく、多国間の、国際的かつ効果的に検証可能な「核兵器およびその他の核爆発装置用の核分裂物質の生産禁止条約」の交渉をするためのもっとも適当な仕組みについて、参加国の見解を求めるよう、私は仕事を仰せつかりました。

ご承知のように、私は二者協議と集団協議を問わず多数の協議を重ね、1994年中に5回にわたって、この全体会議に正式な報告をいたしました。前回の会期の途中で、CDがこの問題に関する条約交渉を行う適切な場であるという全会一致の合意が成立しました。9月の会期の最後に、特別委員会への委託任務については合意に至らなかったものの、委託任務について合意ができ次第、速やかに特別委員会を設置すべきであるという原則的合意がえられました。そのとき、CDは、特別委員会の速やかな設置が可能になるように、私に適切な委託任務について協議を継続するように依頼しました。

今年の会期の初め、CDは委託任務についての協議を継続することを決定しました。

それ以来、私は数多くの協議を重ねてまいりました。その結果、各国代表は特別委員会の委託任務は国連総会決議48/75Lに基づくべきであるということで一致したことを、ここに喜びをもってご報告いたします。それは次のようなものです。

1. CDは、「核兵器およびその他の核爆発装置用の核分裂物質の生産禁止」に関する特別委員会を設置する。
2. CDは、特別委員会に、差別的でなく、多国間の、国際的かつ効果的に検証可能な「核兵器およびその他の核爆発装置用の核分裂物質の生産禁止条約」の交渉を行うことを命じる。
3. 特別委員会は、1995年会期の終了までに、交渉の進展についてCDに報告する。

協議の過程において、多くの国の代表は、条約の適切な義務範囲など核分裂物質に関連するさまざまな問題について懸念を表明しました。何か国かの代表は、特別委員会に与えられた委託任務は核分裂物質の将来の生産についてのみ考慮することを許しているという見解を表明しました。他の国の代表は、委託任務は将来のみならず過去の生産についての考慮を許すものであるという見解を示しました。さらに他の代表は、(過去や将来の)核分裂物質の生産に関するのみならず、核分裂物質の管理に関しても考慮がなされるべきであるという見解を示しました。

議長、特別委員会の設立にあたっての委託任務は、何人も上記のような諸問題を特別委員会で提起することを妨げるものではないということで、各国代表は一致しております。

強い主張をもった諸代表も全員一致に加わることができましたので、われわれはそろってこの問題で前進することができました。このことは、この重要問題に関して特別委員会の設立が可能であり、交渉を開始することができることを意味しています。このことは、CD全代表の近年の共通の目標でありました。

この結果に到達するまでの、すべての国の代表のみなさんの生産的な貢献と支援に感謝いたします。

資料24　カナダ議会の勧告と政府回答

24—1

カナダ議会の勧告リスト

カナダ下院外交貿易常設委員会報告書
「カナダと核の挑戦:21世紀のために核兵器の政治的価値を下げる」勧告のリスト
1998年12月10日

勧告の見出しは編集部による。また、各勧告は「本委員会は勧告する」という文体で書かれているが、「勧告1」のみ、それにしたがって訳した。「勧告2」以降はその表現を省略した。

■勧告1

基本原則

カナダの外交関係の、政治、軍事、通商すべての側面にまたがる横断的枠組みのなかにおいて、カナダ政府は、その核不拡散・軍備管理・軍縮政策を導く次のような基本原則を採用すべきであると、本委員会は勧告する。

つまり、核兵器の前進的削減と究極的廃棄という目標に貢献するため、核兵器の政治的な正当性と価値を低下させるために、カナダは一貫して働く。

■勧告2

国民の合意形成措置

この基本原則を実行するため、カナダ政府はその核不拡散・軍備管理・軍縮政策と他のすべての国際関係とのあいだの関連を説明する政策文書を発表すべきである。さらに、カナダ政府は、一般市民や議員にこの分野における進展を知らせつづけることによって将来の合意形成の基礎をつくる過程を確立しなければならない。とくに次のような措置を含む。

*国連人権委員会の年次会議の前の、非政府組織や市民社会の代表とともに開催されるような形の年次準備会議。この会議は、たとえばカナダ外交政策開発センターが主催して開催する。
*国連軍縮大使が本委員会に毎年公開で出席する。
*外交貿易省と国防省のあいだの調整を強化する。その第一歩として、多国間の核不拡散会議へのカナダ代表団に国防省代表を含める。

■勧告3

新アジェンダ連合等との協力と核兵器廃棄への交渉開始

カナダ政府は、NATO(北大西洋条約機構)同盟国や新アジェンダ連合諸国のような国々と協力して、核軍縮の過程を前進させる努力を強化すべきである。この目的のために、平和と安全保障への影響はもちろん、核兵器のもっている人道上、環境上、経済的コストについて、一般市民からの意見表明を奨励したり、一般市民に知らせたりしなければならない。

さらに政府は、核兵器の廃棄に導くような交渉の開始とその締結を、核兵器国が明確に誓約するよう奨励しなければならない。オタワ・プロセスから教訓を引き出し、政府はまた、核軍縮過程を進展させる革新的な措置を検討すべきである。

■勧告4

民生核技術の再検討

核技術の民生利用についてカナダ国民により多くの情報を提供するとともに、より多くの一般市民の意見をこの分野の政府政策に受け入れるための追加的措置をカナダ政府は探求すべきである。これを達成するための一つの措置として、カナダ議会は、カナダの民生用核技術の国内利用と輸出について、別個の掘り下げた調査を行うべきである。

■勧告5

警戒態勢解除の支持

核兵器の安全性と安定性を増加させるために、そして核兵器の廃棄というより大きな目標にむかって前進する一つの措置として、カナダ政府は、すべての核戦力(国連安保理常任理事国と三つの核兵器能力国の核兵器を含む)の相互主義と検証に裏うちされた警戒態勢解除という概念を支持し、これら政府がそれを実行するよう奨励すべきである。

■勧告6
STARTの推進

米国とロシアがSTART(戦略兵器削減交渉)プロセスを継続することを奨励するため、カナダ政府は可能なあらゆる行動をとるべきである。とくに、カナダはロシアがSTARTⅡを批准することを奨励し、その目的を達成するための具体的な支援を提供し、ロシアの政治的、経済的安定性の増加を保証するための同好諸国がロシアと協力するよう奨励すべきである。さらにカナダは、米ロ両国がそれぞれの核兵器態勢を前進的かつ相互主義的に改良するよう促すべきである。

■勧告7
NORADホットライン

核兵器の安全性と安定性を増すのに貢献することを考え、またコンピューターの2000年誤動作(バグ)の可能性に対処する必要性を考慮して、カナダ政府は、米国およびロシアと協力して、ロシアのミサイル早期警戒システムを補完し強化するためにNORAD(北米大陸防空司令部)ホットラインの設立可能性について、さらなる探求をすべきである。カナダはまた、このような機構を他の核兵器能力国を含むように拡大する考えを、強く支持するべきである。

■勧告8
MOX燃料の選択肢を放棄

カナダでMOX(混合酸化物)燃料を燃やすという選択肢はまったく妥当性を欠くものであるから、カナダ政府かこの考えを避けるべきであり、他の国々の政府と協力して余剰核分裂物質の問題にひきつづいて対処してゆくべきであると、本委員会は勧告する。

■勧告9
英、仏、中への要求

核不拡散条約(NPT)下の核兵器国としての責任において、また、国連常任理事国としての責任において、英国、フランス、中国の各政府が次のことを行うようカナダ政府が奨励すべきである。つまり、それぞれの貯蔵核兵器、核分裂物質および核ドクトリンについて透明性を高めること、ジュネーブ軍縮会議(CD)において核軍縮問題についての実質討議を求めるカナダやその他の国の要求を支持すること、米国やロシアとともに、できるだけ早期に核兵器削減交渉に入る準備の措置を探求すること、である。

■勧告10
中東と南アジア

カナダ政府は、南アジアおよび中東の根本にある地域安全保障問題を改善しようとするすべての国際的努力を継続して支援すべきである。同好の国々と協力しながら、信頼醸成のために、これらの地域の国家間の交通と協力をただちに増加することの地域的および世界的な安全保障上の利益を強調することにおいて、カナダ政府はもっと能動的な役割を果たすべきである。

両地域において ―― 最近の核実験を考えると、とりわけ南アジアにおいて ―― カナダは次のことを強調すべきである。つまり、核兵器計画を凍結すること、包括的核実験禁止条約(CTBT)に加盟し核分裂物質生産禁止条約(FMCT)の交渉に参加すること、非核兵器国としてNPTに加盟すること。

■勧告11
生物・化学兵器禁止条約の強化

カナダ政府は、化学兵器、生物兵器、ミサイル・システムの拡散を阻止し、検証のための適切な財源を確保するための国際的努力を強化するようとり組むべきである。検証議定書の交渉を通じて生物・毒素兵器条約を強化すること、また、化学兵器禁止条約の実施を支援し続けることに加えて、カナダ政府はオーストラリア・グループやミサイル技術管理体制の有効性のみならず、テロリストによる

生物・化学兵器の取得を阻止するための情報や法の執行についての協力を強化する方法を調査すべきである。

■勧告12
新模範議定書の普及

カナダ政府は、国際原子力機関(IAEA)の新模範議定書に調印することによって国際的保障措置体制を強化したが、他の国も同様にするよう政府の権限においてできるあらゆる手段を講じて説得すべきである。将来他の国と原子力協力協定を締結するときには、その前にその国が少なくとも新模範議定書を採択するよう、カナダは要求すべきである。

■勧告13
原子力協力協定の見直し

カナダ政府は、すべての原子力協定の適用を再検討するために毎年会合し、会合の結果を議会に報告すべきである。

■勧告14
国際的核軍縮の課題

カナダ政府は、NATO参加国のような同好国と協力して、世界的な軍縮・安全保障の課題を前進させるための努力を強化すべきである。課題には次のようなものがある。

*カナダは、世界的な核兵器不拡散体制の中心としてNPTを支持することを再確認すべきである。また、インド、パキスタンをNPTのもとの核兵器国と認定するようなNPTの改訂を拒否すべきである。カナダはまた、NPTの再検討過程を強化するという約束を核兵器国に尊重させる努力を継続すべきである。このことによって、2000年の再検討会議において新しい「核不拡散のと核軍縮のための原則と目標」を作成することが可能になるであろう。

カナダは、できるだけ早くCTBTの批准プロセスを完了させ、他のすべての国にも批准を督促すべきである。万一、インド、パキスタンがCTBTを無条件に受け入れることを拒否したとしても、条約が法的に発効するように国際社会が保証するようカナダは奨励すべきである。

*核不拡散と核軍縮の両方に役立つような広義のFMCTのために、カナダは来るべき交渉において、ジュネーブ軍縮会議(CD)で強力な役割を果たすべきである。

*1993年にドイツによって提案されたような、核兵器と核分裂物質の両方をカバーする核兵器登録制度の確立を、カナダは支援すべきである。

*カナダは核軍縮条約締結の要求を支持すべきである。

■勧告15
NATO核戦略の見直し

NATOの同盟戦略概念についての現在の再検討や必要な更新は、核問題を含むべきであるという議論を、カナダ政府はNATO内で強力に展開すべきである。

24—2

カナダ政府の回答・抜粋

核軍縮および不拡散政策に関する外交貿易常設委員会の勧告へのカナダ政府の回答（抜粋）

1999年4月19日

以下は、各勧告の要旨あるいは抜粋要旨と、それらに対する回答の抜粋である。抜粋は、とくに断りのない限り抜粋された部分の正確な訳である。

■勧告1

基本原則（要旨）

カナダの外交関係の、政治、軍事、通商すべての側面にまたがる横断的枠組みのなかにおいて、カナダ政府は、「核兵器の前進的削減と究極的廃棄という目標に貢献するため、核兵器の政治的な正当性と価値を低下させるために一貫して働く」という基本原則を採用すべきである。

回答（抜粋）

政府は、この勧告を支持する。カナダの安全保障は、核軍縮・不拡散の目的と安全保障要求との間の適切なバランスを維持することによって促進される。

歴代のカナダ政府の目的は、核兵器の完全廃棄であったし今も変わらない。1995年に核不拡散条約（NPT）の無期限延長を確実にするため、五つの核兵器国は、「核兵器の廃棄という究極的目的をもって核兵器を世界的に削減するために、系統的かつ前進的に努力する」ことに、同意した。カナダ政府は、国際社会がこの目的に近づくように、交渉による削減を求めて圧力を加え続けるであろう。

政府の政策は、NPTがカナダ政府の核不拡散・軍縮政策が根拠とすべき中心的な条約であるという固い信念によって導かれている。国際社会は、この条約のすべての義務を実行しなければならない。（後略）

■勧告2

国民の合意形成措置（抜粋要旨）

基本原則を実行するため、カナダ政府は核政策と他の国際関係との関連を説明する政策文書を発表すべきである。さらに、カナダ政府は、一般市民や議員にこの分野における進展を知らせ、合意形成の基礎をつくる過程を確立しなければならない。たとえば、国連人権委員会の年次会議の前に非政府組織（NGO）代表とともに開催されるような年次会議、国連軍縮大使が議会委員会に毎年公開で出席する、など。

回答（抜粋）

政府は、「核の挑戦」に新しく対処する指針となる包括的な政策文書を提出した。委員会の求めがあれば、この政策とカナダの国際関係の他の側面との間の関連を説明する用意がある。

政府は、非政府組織（NGO）と年次会議を開催することに賛成であり、協議をどのような形でおこなうのが最善であるか考えたい。（中略）

政府は議会と緊密な連絡を維持することに同意する。委員会が望むならば、外交貿易常設委員会にカナダ軍縮大使が毎年参加する。

■勧告3

新アジェンダ連合等との協力と核兵器廃棄への交渉開始（要旨）

カナダ政府は、NATO（北大西洋条約機構）同盟国や新アジェンダ連合諸国のような国々と協力して、核軍縮の過程を前進させる努力を強化すべきである。

さらに政府は、核兵器の廃棄に導くような交渉の開始とその締結を、核兵器国が明確に誓約するよう奨励しなければならない。オタワ・プロセスに学び、政府は核軍縮のための革新的な措置を検討すべきである。

回答（抜粋）

（勧告の前半について）政府は委員会の勧告に同意する。NATOは、より広範囲で、より包括的で、より検証可能な国際的核軍縮・不拡散体制を促進する点において、明確な役割を真剣に担っている。将来の不拡散、軍備管理、軍縮に関する実際作業を調整するフォーラム・センターとしてのNATOの重要性と価値は、過小評価されるべきではない。カナダは、NATOがこの肯定的な役割を絶えず追求するよう求めるつもりである。この役割は、NATO同盟自らの安全保障と防衛のために行う努力の極めて重要な側面である。

軍縮目的を前進させるために肯定的な役割を果たすことを保証するためにNATOがとりうる実際的措置には、次の三つのことなどがある。つまり、脅威軽減の努力について同盟国間の連絡調整を改善すること、NPT第6条でわれわれが等しく負っている義務により忠実であることを目指して、軍縮諸フォーラムにおいて同盟各国が連携努力を強めること、ミサイル発射警告の情報交換の改善や、ウラル以西のロシアの貯蔵核兵器も含め、ヨーロッパの戦略以下核兵器をより削減させる交渉につながるような措置の工夫といった新しい信頼醸成措置を特定し促進すること、などである。カナダはまた、NATOに対して1989年の「NATO包括的軍備管理・軍縮概念」を改定するよう提案した。それを近代化することは、NATO同盟の核軍縮・不拡散への貢献や関係性をおおいに強めるであろう。

カナダは、核軍縮・不拡散の共通目的を追求するに当たって、新アジェンダ連合各国を引き続いて関与させるつもりである。そして、切迫した諸問題や予想される諸問題に直面して、NPTに基づいた核軍縮・不拡散体制への忠誠を、すべての国に対して再確認するよう奨励するつもりである。

（勧告の後半について）（前略）短期的・中期的期間をこえる核兵器削減および廃棄のための多国間協議の有用性について、その限界も含めて、カナダ政府は認識し、受け入れる。この文脈においてこそ、カナダ政府は核兵器国に対して責任を果たし約束を守るよう奨励している。予見可能な将来においては、保有核兵器の削減の協議を核兵器国間で行うかどうかは、彼ら自身によっている。同時にカナダもすべての国際社会構成員も、そのプロセスに深い持続する関与を続ける。世界が軍縮の新しい段階に入ったときには、改善された新検証技術の分野におけるカナダの専門技量が、国際努力に貢献するために強化されるであろう。

カナダは、核兵器国がこの問題について活発に活動し、核兵器の削減、さらには廃棄するためにいっそう前進することを期待する。とくに、ロシアがSTARTⅡを早く批准することを求める。カナダは、ロシアと米国両国が、START Ⅲを通して速やかに核兵器のさらなる大幅削減に進むことを求める。カナダはまた、二国間のSTARTプロセスに他の核兵器国を包含することを支持する。

カナダ政府は、さらなる核軍縮・不拡散措置の達成のためには、核兵器国のみならず国際社会全体による相当量の財政的投資が必要であると認識する。弾頭の解体と破壊や核兵器から出た核分裂物質の廃棄には、貢献できる立場にある国からの財政その他の援助が必要とされる。

■勧告4

民生核技術の再検討（抜粋要旨）

核技術の民生利用についてカナダ国民により多くの情報を提供するとともに、より多くの一般市民の意見を政府政策に受け入れるための追加的措置をカナダ政府は探求すべきである。

回答（抜粋）

核の安全性に関するカナダの考え方やとり組みは、カナダの法や制度の体系とともに、1999年4月に「核の安全性に関する条約」参加国によるピア・レビューのために提出された「核の安全性に関する条約のカナダ国家報告」の第一版に記録されている。この報告のコピーは、原子力エネルギー管理委員会のホームページで見ることができる。（後略）

■勧告5

警戒態勢解除の支持（要旨）

カナダ政府は、すべての核戦力（国連安保理常任理事国と三つの核兵器能力国の核兵器を含む）の警戒態勢解除という概念を支持しその実行を奨励すべきである。

回答（抜粋）

政府は、貯蔵核兵器の安全性と保安、および米ロの戦略核関係の安定性に貢献する警戒態勢解除その他の措置の考え方を支持する。相互主義の方法で実施され検証可能な警戒態勢解除措置

は、安全性と安定性の両方を強化する。カナダ政府はまた、(運搬手段から弾頭や誘導システムを分離する)「切り離し措置」を支持する。より大きな安全性と安定性が得られるからである。同時に、警戒態勢解除も切り離し措置も、核部隊に加わっている「使わなければ負ける」という心理圧力を軽減し、すべての核兵器国による認可されない核兵器使用や偶発的核兵器使用を防止する安全幅を広げ、まちがった警報に基づいて弾道ミサイルが発射される危険を避けるのに役立つであろう。カナダは、米国とロシアに、保有核兵器の警戒態勢解除と切り離し措置を、可能な最大限までおこなうよう交渉することを求める。信頼できる検証が、このような交渉が成功する決め手となる。

NATOに帰属する核兵力は、ヨーロッパに残留する核・非核両用の航空機と少数の核爆弾よりなっている。NATOは過去10年にわたって核戦力の大きさを減らし、航空機の準備態勢の水準を相当程度下げてきた。これらの戦力は本質的に警戒態勢が解除されている。

■勧告6

STARTの推進(抜粋要旨)

米国とロシアがSTART(戦略兵器削減交渉)プロセスを継続することを奨励するため、カナダ政府は可能なあらゆる行動をとるべきである。また、そのための具体的な支援を提供すべきである。

回答(抜粋)

(前略)二国間においても国連やジュネーブ軍縮会議(CD)などの多国間会議においても、カナダはロシアにSTART Ⅱの批准を求め続けている。カナダは、米ロ両国にSTARTⅢを通して、さらなる大幅削減に速やかに進むよう求めている。カナダはまた、二国間のSTARTプロセスを他の核兵器国を含むように拡張することを支持する。

■勧告7

NORADホットライン(要旨)

核兵器の安全性と安定性を増すため、またコンピューターの2000年誤動作(バグ)の可能性に対処するため、カナダ政府は、米国およびロシアと協力して、NORAD(北米大陸防空司令部)ホットラインの設立可能性を探求をすべきである。

回答(抜粋)

カナダは、1998年9月に発表された米ロミサイル早期警戒センターの設立と意図的ミサイル発射の通告のための国際システムの設立の合意を歓迎する。カナダの政府役人は、ロシアと情報を共有するとともに、この構想を多くの国に広げることを米国に奨励してきた。

発射通告の国際システムは、カナダがCDに設立することを提案してきた宇宙に関する特別委員会で議論してほしい話題の一つである。

政府は、多国間早期警戒システムに利用できる機関の一つはNORADであるかもしれないことに合意する。しかし、NORADは米国とカナダの間に公式の協定なので、このような提案がロシアと協議される前に両国で公式に協議され合意されなければならない。

核兵器のコンピューター2000年問題に関して、米国とロシアはコンピューターに起因する障害が起こることを排除する目的で二国間協議を行っている。(後略)

■勧告8

MOX燃料の選択肢を放棄(要旨)

カナダでMOX(混合酸化物)燃料を燃やすという選択肢を中止すべきである。

回答(抜粋)

カナダ政府は、この勧告を支持しない。外交貿易常設委員会は「核兵器の前進的削減と究極的廃棄という目標に貢献するため、核兵器の政治的な正当性と価値を低下させるために一貫して働く」ことをカナダに求めている。カナダ重水ウラン原子炉(CANDU)でMOXを燃やす選択肢は国際的に実施可能な選択肢であると考えられており、核兵器のプルトニウムを処分し核兵器の解体の継続を促進するのに貢献することができる。したがって、原則としてCANDU・MOX選択肢を考慮するというカナダ政府の合意は、外交貿易常設委員会報告に述べられた目的に合致したカナダの責任ある立場を反映している。

米国やロシアで国防需要よりも過剰であると宣言されている兵器用プルトニウムの拡散の危険性

を軽減する措置として、カナダの原子炉でMOX燃料を使用するという可能性を放棄することを正当化するような十分な根拠は存在しないと、カナダ政府は考える。(後略)

■勧告9

英、仏、中への要求(抜粋要旨)

英国、フランス、中国の各政府が、核兵器や政策の透明性を高め、CDにおいて核軍縮問題の実質討議を求める要求を支持し、できるだけ早期に米国やロシアとともに核兵器削減交渉に入ることを、カナダ政府が奨励すべきである。

回答(抜粋)

カナダ政府は、核弾頭数、種類、配備個所を減らし、透明性を高め、兵器目的の核分裂物質の生産を自主的に一時停止するという最近の英国とフランス両国の決定を歓迎する。カナダは中国がこれにならうこと、とりわけ核分裂物質の一時停止を宣言することを求める。

カナダ政府は、すべての核兵器国に対して核軍縮問題についての実質討議を行うための特別委員会をCDに設立するというカナダの提案を支持するよう求め続ける。核軍縮は、少数の国だけではなく地球社会全体の、主要な、優先度の高い問題である。核兵器の削減について協議するのは核兵器国自身の責任であるが、CDは軍縮問題に関する多国間協議の場として、核問題に適切に、かつ実質的に関与すべきである。(中略)

カナダ政府は、中国、フランス、英国がいま、拡大したSTARTプロセスに参加するという政治的な約束をすることが、類い希なる責任ある行動であると考える。カナダは、今後も核兵器国にこの問題について協議をすることを奨励し続ける。

■勧告10

中東と南アジア(抜粋要旨)

カナダ政府は、南アジアおよび中東地域において、核兵器計画を凍結すること、包括的核実験禁止条約(CTBT)に加盟し核分裂物質生産禁止条約(FMCT)の交渉に参加すること、非核兵器国としてNPTに加盟することを、求めるべきである。

回答(抜粋)

(前略)イスラエルは核のあいまいさの政策をとり続けているが、相当な核兵器能力を開発していると広く考えられている。カナダ政府は、この計画は、イスラエル自身の長期的利益にも、地域や世界全体の長期的な安全保障の利益にもならないと確信する。われわれは、イスラエルに非核兵器国としてNPTに参加することを求める。中東平和プロセスの進展のみが、地域的な軍備管理や軍縮や不拡散における協力の環境を改善することができる。(後略)

■勧告11

生物・化学兵器禁止条約の強化(抜粋要旨)

カナダ政府は、化学兵器、生物兵器、ミサイル・システムの拡散を阻止し、検証のための財源を確保する国際的努力を強化すべきである。検証議定書の交渉を通じて生物・毒素兵器条約を強化することにとり組むべきである。

回答(抜粋)

生物・毒素兵器条約(BTWC)は1975年に発効し、これまでに135カ国が批准している。化学兵器禁止条約とちがって、BTWCにはまだ検証条項が備わっていない。政治的に拘束力のある信頼醸成措置を毎年国連に提出することと、1994年以降は条約を補完する遵守議定書の交渉を続けることによって、この欠点を埋める努力が行われている。

カナダは、北の国家とも南の国家とも協力しながら、進行中の遵守議定書の交渉に積極的な役割を果たしている。議定書は、秘密の生物兵器計画が作り出す脅威を、産業に限度を超えるような負担をかけないで減少させための検証と遵守機構を規定しようとしている。生物兵器に対する防衛に従事している施設や生物兵器の製造に利用される可能性のある施設は、申告されなければならない。条約が破られているかも知れないという深刻な危惧があるときにとられるべきチャレンジ調査の規定がなければならない。(後略)

■勧告12

IAEA新模範議定書の普及(要旨)

カナダ政府は、将来他の国と原子力協力協定を締結するときには、その国が少なくとも国際原子力機関(IAEA)の新模範議定書を採択するよう要求すべきである。

回答(抜粋)

非核兵器国も核兵器国も含めて、カナダのすべての核の相手国は、カナダの核輸出は平和的、非爆発的な終端利用のためにのみ使われるという誓約を含む、拘束力のある二国間原子力協力協定を締結することが要求される。この協定が順守されているかどうかは、IAEAの保障措置制度によって証明される。

■勧告13

原子力協力協定の見直し(全文)

カナダ政府は、すべての原子力協力協定の相手国と協定の適用を再検討するために毎年会合し、会合の結果を議会に報告すべきである。

回答(全文)

二国間の原子力協力協定の実行の点検や、相互に関心のある二国間および多国間原子力政策の協議のために、カナダが重要な原子力協力関係をもっている国と二国間会議が定期的に開かれている。すべての国と毎年というペースにはならないが、カナダはこのやり方を継続するつもりである。カナダ政府と他国の政府との間の協議は部外秘であるという現実的な制約を念頭に置かなければならないが、政府は議会が適切に情報を得ることができるようにとり組むつもりである。

■勧告14

国際的核軍縮の課題(抜粋要旨)

カナダ政府は、同好国と協力して、核軍縮を前進させるための努力を強化すべきである。課題には、NPTの再検討過程の強化、2000年の再検討会議において新しい「核不拡散と核軍縮のための原則と目標」の作成、核不拡散と核軍縮の両方に役立つような広義のFMCTのCDでの成立、1993年にドイツによって提案されたような核兵器と核分裂物質の両方をカバーする核兵器登録制度の確立、核軍縮条約の締結などがある。

回答(抜粋)

カナダ政府は、NPTの可能なかぎり全面的な実行を固く誓っており、2000年のNPT再検討会議が近づくなかでこの目的を精力的に追求している。カナダは説明責任の備わった永続性という原理こそが、NPT再検討過程の中心であると考えている。すべての国に、NPTが定めた約束を実行していることを示す義務がある。

この点において、5年ごとの再検討会議とその間の期間を含めた全再検討プロセスが、手順の問題だけではなく実質問題を取り上げるのに活用されることを保証するよう、カナダは努力している。再検討会議に意思決定段階を確保しつつ、このような手法によってNPT過程の活力と発展性にとって不可欠な政治的説明責任が強化される。カナダ政府は2000年再検討会議が成功することが極めて重要だと考えている。1995年に採択されたものを補足するような新しい「原則と目標」声明が、新しい将来の進歩を計る基準となるであろう。

これらの目的を実現するために、カナダは強化された再検討プロセスを実行するために努力する。(中略)

1950年代半ば以来、歴代のカナダ政府は、核兵器その他核爆発装置用の核分裂物質の生産を禁止する効果的に検証可能な条約「核分裂性物質生産禁止条約(FMCT)」に、直接的かつ積極的に関わってきた。1994年、当時のカナダ軍縮大使ジェラルド・シャノンが、CDの特別コーディネーターに任命され、FMCT交渉の委託任務に関する意思一致を形成するよう託された。1995年、「シャノン報告」がCDで採択され、NPT再検討・延長会議の「原則と目標」の決定に際して支持された。1998年8月、CDは「シャノン報告」で合意された委託任務に基づいてFMCTを交渉する特別委員会の設立に合意した。現在のカナダの軍縮大使マーク・モーアが、1998年に開かれたFMCT特別委員会第一回会期の議長を務めた。

FMCT交渉においてカナダ政府は、5つの核兵器国に関する核軍縮と軍備管理の目的と、NPT体制の外にある国々に関する核不拡散の目的を、CDが差別なく平等に扱うことを保証するよう努力する。核軍縮と核不拡散という二つの次元が、明確に区別されながらも、国際的な核の安全保障の青写真の中心問題でなければならない。さらに、兵器用核分裂物質の生産を永久に禁止する条約は、核兵器国による貯蔵核分裂物質の削減と最終的廃棄のための有効な機構を確立する並行したとり組みによって、均衡が計られなければならない。

FMCT交渉は長期にわたる困難なものになるであろう。そのあいだ、カナダ政府は、核兵器その他の核爆発装置用核分裂物質の生産に関する、即時かつ普遍的な一時停止を推進する。カナダ政府は、直ちにこのような一時停止をするよう関係国すべてに求め続ける。

カナダ政府は、核兵器の削減と廃棄を促進する、核兵器国による透明性増大のための措置を支持する。有効なFMCTや、核兵器国による兵器用の貯蔵核分裂物質に関する並行的とり組みは、この透明性の向上の目的に向かう重要な実際的ステップになるであろう。

カナダ政府は、核軍縮条約の交渉に入る機はまだ熟していないと考える。しかしまた、カナダ政府は、短期的・中期的期間をこえる核兵器削減および廃棄のための多国間協議の有用性について、その限界も含めて、認識し、それを受け入れる。(後略)

■勧告15

NATO核戦略の見直し(全文)

NATOの同盟戦略概念についての現在の再検討や必要な更新は、核問題を含むべきであるという議論を、カナダ政府はNATO内で強力に展開すべきである。

回答(抜粋)

政府は同意する。現在のNATO核政策は、1991年の戦略概念で打ち出された。その戦略概念は、冷戦終結直後に起草されたものであり、当時としては積極的で進歩的なものであった。しかし、その後の安全保障環境の大きな変化を踏まえて、1997年のマドリッド・サミットで戦略概念の再検討が決定された。新しい版は4月(1999年)にワシントンで開催されるNATO創立50周年サミットで発表される予定である。

カナダは、改訂が信頼を得るためには、NATO核戦略の特徴の検討作業を行わなければならないと、主張した。種々の軍備管理・軍縮体制の進展によってNATOの全般的な安全保障は強化された。状況は、1991年以来大きく変わった。たとえば、NATOは戦略以下の核戦力を80%以上削減し、核砲弾と地上発射短距離ミサイルを全廃し、NATOの新しい参加国の領土に核兵器を配備する意図も、計画を、理由もないことをくり返し表明した。同様に、残存するNATO核戦力は、臨戦態勢の水準を大幅に低減した。さらに、欧州通常戦力条約(CFE)は、ヨーロッパにおける通常戦力の水準と相対的な均衡を減少させた。NATOは一カ国にしろ数カ国の合同にしろ、想像しうる通常戦略による挑戦に耐えるのに十分な通常戦力をもっている。(中略)

その結果、NATOは外交その他の手段で危機を回避したり、必要ならば、通常戦力による防衛を成功裡に行うのに、よりよい状況に置かれている。したがって、NATOが核兵器を使用を考慮するような状況は、いまや極めて少なく、かつてないほど予想できなくなっている。(中略)

カナダは、NATOが核兵器政策とその不拡散、軍備管理、軍縮の進展との関係を見直すことにワシントン・サミットで合意することを提案した。この見直しとそれを補うNATOの諸活動は、核軍縮と不拡散がNATOが真剣にとり組んでいる課題であるという重要なシグナルを、拡散の可能性のある国々に対して送ることになるであろう。NATOは全会一致で動くことを考慮に入れて、カナダは、NATO核戦力の特性を考察するとき、核拡散の可能性のある国々に与える影響について考慮するようNATO加盟諸国に対して求め続けるつもりである。

資料25　英戦略国防見直し（SDR）・第4章

1998年7月8日

第4章　抑止力と軍縮

60.　抑止力とは、戦争を戦うというより防止することに関連している。英国軍はすべて重要な抑止任務をもっているが、核抑止力は、核戦争の性質ゆえに、とくに困難な問題を提起している。英政府は、核兵器の居どころがないようなより安全な世界を望んでいる。したがって、軍備管理の進展が外交および国防政策の重要な目的となる。にもかかわらず、大量の貯蔵核兵器と核拡散の危険がまだ残っている以上、最小限の抑止力がわが国の安全保障の必要な要素であることに変わりはない。

61.　「戦略国防見直し」は、わが国の抑止力の必要性を厳密に再検討した。それは、他の国の貯蔵核兵器の量に依存するものではなく、わが国の致命的な利益を脅かす脅威を抑止するのに必要な最小限のものである。その結果われわれは、核兵器の数においても日々の作戦態勢においても、冷戦レベルから相当量の削減をさらに進めても安全であると結論づけた。核兵器保有についての透明性もまた、軍備管理の一部をなすが、われわれは抑止力のすべての面の正確な詳細を明らかにすることはできないが、いくつかの分野における公開性を相当に高めるつもりである。

兵器

62.　1998年3月に最後の空軍のWE177爆弾を撤退したことにともなって、トライデントがわが国の唯一の核兵器である。われわれは、それが30年以上にわたって有効な抑止力であり続けることを確実にする必要がある。これが4隻目のトライデント潜水艦戦力を必要とする理由である。4隻の最後の原潜ベンジアンス（仇討ち）が、今年末に進水する予定である。

63.　同様に、こんにちそれがいかにありそうになくても、トライデントの艦齢中に出くわすかもしれない最悪の状況にも備えて、わが国の兵器の要求について判断しなければならない。抑止力の信頼性はまた、全面的な核の撃ち合いに自動的に発展しないような限定攻撃の選択を残すことによってえられる。ポラリスやシェバリンとちがって、トライデントはこの「非戦略（戦略以下）」の任務を遂行できるものでなければならない。

英国の作戦配備弾頭の爆発力

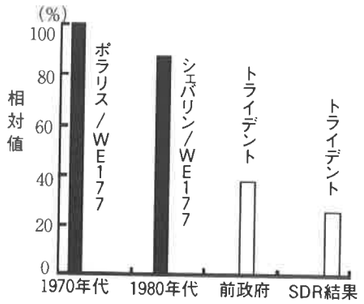

注：図は1970年代と80年代の作戦配備の兵器の爆発力を、前政府の計画による1999年末の核戦力およびSDR決定と比較したものである。図には、以前に英国が運用していた米国のシステムは含まれていない。

64.　このような背景のもとに、トライデントのポラリスに勝る正確度を考慮して、「戦略見直し」は作戦用核弾頭は200発以下でよいと結論づけた。それは前政府が公表していた300発以下という数字の3分の1の削減となる。また、冷戦終結以来、抑止力の爆発威力の70％以上を削減したことになる。

65.　また、われわれは、戦略的環境の好転にかんがみ、われわれがすでに購入している58基のミサイル本体で、信頼性のある抑止力を維持するのに十分であると結論づけた。

作戦態勢

66.　われわれは、万一危機の期間にトライデントが航海していても、誤解を与えたり、エスカレーションを引き起こしたりすることをまちがいなく避けるためにも、抑止のための海洋パトロールを継続して維持するつもりである。しかし、冷戦後の緊張緩和と現在の戦略状況の大幅な改善の結果、われわれは日々の警戒態勢を緩和することが可能である。

67.　われわれは、48発の弾頭を装備した潜水艦を一時期に一隻のみパトロールさせる。これに対して前政府は96発という上限を発表していた。これは、ポラリス時代と比較して大きな変化である。トライデントは、われわれのもっている唯一の核兵器であり、戦略、非戦略両方の任務をもつものであるが、一隻のトライデント潜水艦に配備されている爆発威力は、シェバリンを装備したポラリス潜水艦より3分の1小さい。

68.　潜水艦のミサイルは標的に照準を合わせていない。通常、数日間の発射態勢（発射命令を下してから数日かかる状態）におかれる。この緩和された警戒態勢によって、弾道ミサイル潜水艦は、他の軍艦との共同演習、装置の試験、水深調査といった二次的な任務により多く利用することができる。同様に、こんにちの脅威のレベルにおいては、抑止力を護衛するために通常戦力を大量にはりつけておく必要はない。しかし、必要となればいつでも、高い警戒態勢を回復することが確実にできるようにしておくであろう。

軍備管理

69.　軍備管理は、われわれの安全保障に重要な役割を果たす。英国は、ヨーロッパにおける緊張緩和や大量破壊兵器の拡散の制限に大きく貢献してきたいくつかの軍備管理協定に参加している。これらの協定にもとづいて、われわれは国際的な信頼と安定をさらに増進させる責任がある。現在の重要な課題は、新しい戦略環境においても継続した役割を果たすように、1990年のヨーロッパ通常戦力条約の改訂を行うことである。われわれはまた、他の多くの軍備管理イニシャチブに貢献し、わが国の監視能力を高めている（49節参照）。

70.　核軍備管理に関して言えば、英国は米ロが戦略兵器削減条約（START）プロセスを通して二国間の戦略兵器の削減をいっそう進めることを期待する。また、ロシアの何千発もの短距離ミサイルの削減が進むことを期待する。上述した削減ののちのわが国の貯蔵核兵器は、近未来のわが国の安全保障に必要最小限のものであり、主要核兵器保有国と比較してはるかに少量のものである。

71.　核拡散防止条約（NPT）と包括的核実験禁止条約（CTBT）は、核軍備管理の鍵となる要素である。わが国はCTBTを批准した。そして、CTBTが発効するよう、とりわけインド、パキスタンを含めた他の国々が、わが国のお手本に早期に続くことを期待する。核プログラムの透明性を拡大することもまた、国際的な信頼と安全保障を高める。本章ですでに述べた措置は、この方向への重要なステップである。

72.　われわれはまた、核分裂物質について、公開性をいっそう高めることができる。われわれの現在の国防用の貯蔵量は、プルトニウムが7.6トン、高濃縮ウランが21.9トン、他の形のウランが15,000トンである。計画通りの核兵器数の削減の結果、0.3トンの余剰の兵器級プルトニウムを（非兵器級の余剰物質とともに）国際査察下に置くことができるであろう。また、保障措置下に置かれている貯蔵核物質から、核兵器用に核分裂物質を引き抜くことができるというNPT下で核兵器国に与えられている権利を行使することを、われわれは止めるであろう。今後の引き抜きは、兵器目的には適さない少量の物質に限定される。そして、その詳細は公表される。保障措置から引き抜かれる物質が、核兵器に使用されることはない。また、将来計画されている再処理は、すべて保障措置の下で実行され、過去の国防用核分裂物質生産に関する最初の報告書を2000年までに発行する予定である。

73.　軍備管理協定の有効性は、検証に大きく依存する。わが国は、核分裂物質や核実験の監視に特別な専門技術を開発してきた。このうえにさらに、わが国はアルダーマストンの核兵器施設での専

門技術を生かしながら、核兵器削減の検証に利用できる能力を開発する計画である。その最初として、必要とされる工学、熟練技能、技術を洗い出し、わが国に存在するものを特定するための18カ月かけた調査を行う。

費用

74. トライデント・システム購入の全費用は約125億ポンド（約2兆9000億円）と推定される。そのほとんど全額がすでに支出されている。これまでの経験を基礎に、トライデント潜水艦の艦齢の期間、1年あたりの平均運転コストは約2億8000ポンド（約658億円）と見積もられる。核弾頭と核分裂物質プログラムの現在の年間費用は約4億ポンド（約940億円）である。その約3分の1が直接にトライデント関係費であり、約3分の1弱がこれまでの核兵器から生ずる費用であり、残余がインフラストラクチャーの費用である。

75. これらは、きわめて高額な費用であるが、全体的な視野から見る必要がある。（過去のプログラムからくる継続的費用を含めて）年間費用は、全国防予算の3%強にすぎない。国家安全保障に対する致命的な重要性のある能力を考えると、不釣合いな投資ではない。

資料26　NATOにおける核政策見直し

26—1

ワシントン・サミット・コミュニケ

コミュニケ「21世紀のための同盟」第32節
1999年4月24日、ワシントン

32. （NATO）同盟の安全保障目的の達成のために、軍備管理、軍縮、そして不拡散は、ひき続いて大きな役割を果たすであろう。NATOはこの分野において長い間の実績がある。NATO軍は、核戦力においても通常戦力においても、冷戦終結以来、安全保障環境の変化の一部として、著しく削減されてきた。すべてのNATO加盟国は、核不拡散条約、生物・毒素兵器禁止条約、化学兵器禁止条約といった大量破壊兵器の軍縮と不拡散に関する中心的な条約に加盟しており、その全面履行を約束している。NATOは、すべての範囲の任務に対する必要性に見合った最低限の戦力によって、安全保障と安定性の強化を目指している防衛的な同盟である。安全保障への幅広いアプローチの一部として、核戦力においても通常戦力においても、NATOは軍備管理と軍縮に力を入れ、大量破壊兵器とその運搬手段の拡散を阻止する方法を追求している。全体的な戦略上の進展や核兵器の重要性の減少に照らして、（NATO）同盟は信頼・安全保障醸成措置、検証、不拡散、軍備管理、軍縮に関する選択肢について検討をおこなう。常設会議理事会は、12月の外相会議にこのような選択肢を検討するための手順を提案する。責任あるNATOの諸組織がこれを完成する。われわれは、ロシアとの常設共同理事会において、この分野やその他の分野でロシアとより深く協議するとともに、NATO・ウクライナ委員会においてウクライナと、ヨーロッパ大西洋協力理事会（EAPC）において他の協力国と、協議を深めることを支持する。

26—2

NATO理事会閣僚会議・コミュニケ

最終コミニュケ第44節
1999年12月15日、ブリュッセル

44. ワシントン・（NATO）サミットにおいて、NATO指導者たちは、全体的な戦略上の進展や核兵器の重要性の減少に照らして、（NATO）同盟は信頼・安全保障醸成措置、検証、不拡散、軍備管理、軍縮に関する選択肢について検討を行うことを誓約した。われわれは、この過程を軌道に乗せることを決定し、ワシントン・サミットで与えられた委託任務を完成するための包括的で統合的なアプローチが確保されるよう、適切ならば政治問題、防衛問題の専門家で強化した「上級政治委員会」に、信頼・安全保障醸成措置、検証、不拡散、軍備管理、軍縮を支える（NATO）同盟の政策選択を再検討する任務を命じるよう常設会議理事会に指示した。この再検討には、関係するNATO諸機関が寄与することになる。われわれは、2000年12月の閣僚会議で討議できるよう報告書を提出することを常設会議理事会に指示した。われわれは、この過程が、信頼・安全保障醸成措置、検証、不拡散、軍備管理、軍縮を前進させる点における、（NATO）参加国諸国の貢献を強めることになると信じる。

資料27　ロシアの新安全保障概念・抜粋

2000年1月10日

Ⅰ.世界におけるロシア(略)

Ⅱ.ロシアの国家利益

ロシアの国家利益とは、経済、国内政治、社会、国際、情報、軍事、国境、生態の各分野における安全保障の、個人、社会および国家の結合され均衡のとれた利益である。(以下略)

Ⅲ.ロシア連邦の国家安全保障に対する脅威

(略)国際的分野における基本的な脅威は、次の要因によってもたらされている。

・国際的安全保障を確保するための現存する機構、とりわけ国連や欧州安保協力機構の役割を縮小しようとするいくつかの国々や国際組織の欲望。
・世界におけるロシアの政治的、経済的、あるいは軍事的影響力の弱体化の危険。
・軍事・政治的ブロックおよび同盟の強化、とりわけ北大西洋条約機構(NATO)の東方拡大。
・ロシアの国境隣接区域における外国基地や外国の大部隊の出現の可能性。
・大量破壊兵器およびその運搬手段の拡散。
・独立国家共同体(CIS)の統合過程の弱体化。
・ロシア連邦の国境およびCIS構成国家の対外国境の付近における紛争の勃発や拡大。
・ロシアに対する領土の要求。

ロシア連邦の国家安全保障に対する国際的分野における脅威は、多極的世界における勢力中心の一つとしてロシアが強くなることに反対し、ロシアが国家利益を追求することを妨げ、ヨーロッパ、中東、トランスコーカサス、中央アジア、アジア太平洋の各地域におけるロシアの地位を弱めようとする他国の企てに見ることができる。テロリズムも、ロシア連邦の国家安全保障に対する深刻な脅威となる。国際テロはロシアを不安定化しようとする公然たる作戦を展開している。(略)

責任区域外に、しかも国連安保理の承認もなしに、軍事力を行使するというNATOの変質は、戦略教義にまで高められたが、それは全世界的な戦略状況を不安定にするであろう。いくつかの主導的な大国の技術的優位の増大と、新型兵器や部隊装備の開発能力の強化は、新しい段階の軍備競争をひき起こし、戦争の形態や方法を根本的に変えるであろう。(略)

Ⅳ.ロシア連邦の国家安全保障の確保

ロシア連邦の国家安全保障を確保するための主要な仕事には次のようなものがある。

(略)
・国家の軍事的能力を高め、それを十分なレベルに維持すること。
・大量破壊兵器とその運搬手段の不拡散体制を強化すること。
(略)

ロシア連邦の外交政策は、次のことを追求しなければならない。

・積極外交の方針をとること。
・世界的な政治・経済過程の多国的経営のために重要な組織、とりわけ国連安保理を強化すること。
・ロシアの経済的、社会的発展と世界的、地域的な安定化のための好ましい条件を確保すること。
(略)
・ロシアの負っている国際的な義務を履行することを通して、核軍備管理における前進をかちとり、世界の戦略的安定を維持すること。

・信頼・安定醸成措置を実行し、大量破壊兵器および通常兵器の削減と廃棄に対する相互の義務を履行すること。物品や技術の輸出の国際管理、および軍事的サービスや軍民両用サービスの供与に関する国際管理を確実にすること。
・国際関係における新しい環境に見合った形で既存の軍備管理・軍縮協定を適用するとともに、必要なときには、とりわけ信頼・安全醸成措置を強化するための新協定を開発すること。
・非大量破壊兵器地帯の設立に協力すること。
・多国籍犯罪やテロリズムと戦うための国際協力を発展させること。

ロシア連邦の軍事的安全保障を確保することは、国家活動の鍵を握る任務である。この点における主要な目標は、21世紀に生起する可能性のある脅威に対して、合理的な国防費をもって適切に対処することである。

戦争や武力紛争の防止においては、ロシア連邦は政治的、外交的、経済的、その他の非軍事的手段を選択することをめざす。しかし、ロシア連邦の国益のためには、防衛のための十分な軍事力が必要である。ロシア連邦軍が連邦の軍事的安全保障の確保のために主要な役割を果たす。

ロシア連邦の極めて重要な任務は、いかなる規模にしろ、また核兵器によるものか通常兵器によるものかを問わず、ロシアや同盟国に対する侵略を防止する抑止力を行使することである。

ロシア連邦は、いかなる条件や状況においても、侵略国家や国家連合に対してこちらの望む程度の被害を与えうるような核戦力を保有すべきである。

平時の戦闘命令においては、ロシア連邦軍は信頼できる防空能力をもつべきであり、局地戦争において他の部隊、軍事組織、組織体派遣団と共同して侵略を撃退できる能力をもつべきであり、また、大規模戦争において戦略的特命部隊を派遣できる能力をもつべきである。さらに、ロシア連邦軍は平和維持任務を実行できる能力を確保すべきである。

ロシア連邦の軍事的安全保障のために準備すべき戦略的に重要な任務の一つは、独立国家共同体(CIS)の構成員との効果的な協調と協力である。

ロシアの国家安全保障の確保のためには、適切な状況のもとで、世界的な一定の戦略的重要地域にロシアが軍事的プレゼンスを保つことが前提として必要となる。そのような地域に限定的な軍事的派遣団(基地や艦隊)を条約に基づいて配置することは、ロシアの義務を履行し地域の軍事力の安定的な戦略バランスを形成することを助ける、ロシアの準備態勢を確実なものにするにちがいない。そして、初期段階においてロシアが危機に対応し、外交目的を達成することを可能にするにちがいない。

国家安全保障を確保するために、ロシアが軍事力を行使する可能性について、ロシア連邦は次のような原則に基づいて考慮する。

・軍事侵略に反撃する必要が生じたとき、危機状況を解決する他の手段が尽き、有効でなくなったならば、核兵器を含む利用可能なあらゆる部隊と装備を使用する。
・国内における軍事力の使用は、ロシア連邦憲法と厳密に合致し、市民の生命への脅威や憲法体制の暴力的変革が発生したときの連邦法制と厳密に合致したときのみ許される。
(以下略)。

資料28　ロシアの軍事ドクトリン

（核兵器に関する部分の抜粋）
2000年4月21日

今日の状況においては、ロシア連邦は、いかなる状況においても、また、（国家であれ、国家連合であれ）いかなる侵略者に対しても、必要な水準の損害を確実に与えることのできる核兵器能力をもつ必要性に基づいて行動する。

連邦軍が装備する核兵器は、侵略を抑止し、ロシア連邦とその同盟国の軍事的安全を保障し、国際的な安定と平和を維持する一要素であると、ロシア連邦は考える。

ロシア連邦は、ロシア連邦の国家安全保障に危機的な状況においては、連邦やその同盟国に対する核兵器及びその他の大量破壊兵器の使用に対してのみならず、また、通常兵器を使用した大規模侵略に対して、核兵器を使用する権利を留保する。

ロシア連邦は、次の場合を除いては、NPT加盟国である非核兵器国に対して核兵器を使用しない。すなわち、ロシア連邦、ロシア連邦軍やその他の部隊、同盟国、あるいは安全保障の約束をしている国に対する攻撃が、核兵器国と共同で、あるいは核兵器国との同盟関係において、問題とする非核兵器国によって行われたり、支援されたりした場合は、例外となる。（第Ⅰ章、第8節）

資料29　ラホール宣言とラホール了解覚書

29―1

ラホール宣言
1999年2月21日、ラホール

インド共和国およびパキスタン・イスラム共和国の両首相は、

両国間の平和と安定、および両国民の進歩と繁栄の未来像を共有し、

持続的な平和、そして調和的な関係と友好的な協力の発展が、両国民がより良い未来のために彼らの精力を傾けることを可能にし、両国民の死活的な利益にかなうことを確信し、

両国の安全保障環境に存在する核兵器問題が、両国間の紛争を回避しなければならない責任を大きくしていることを認識し、

国連憲章の諸原則と諸目的、および平和的共存の普遍的に受容されている諸原則を順守することを誓約し、

シムラ協定（訳者注：72年7月、第3次印パ戦争の和平協定）の文言と精神を実行するとの両国の決意をくり返し表明し、

普遍的な核軍縮および核不拡散の目的に合致することを誓約し、

安全保障環境の改善のために相互に同意した信頼醸成措置の重要性を確信し、

平和で安全な環境が両国にとって至高の国家的利益であること、およびジャム・カシミールを含むすべての重要な問題の解決がこの目的に必須であることに合意した1998年9月23日の協定を想起し、

それぞれの政府は以下のことに合意する。

政府は、ジャム・カシミール問題を含むすべての問題の解決のための努力を強化する。

政府は、相手国の内政への介入や干渉をしない。

政府は、二国間で同意した議題について、早期かつ肯定的な結論が出せるように、複合的かつ統合的な対話過程を強化する。

政府は、偶発的あるいは認可されない核兵器使用の危険を低減させるための緊急の措置をとる。また紛争予防のための、核および通常兵器の分野における信頼醸成措置を練り上げる目的で概念や教義を協議する。

政府は、南アジア地域協力連合（SAARC）の目的と目標への誓約を再確認し、南アジアの人々の福祉の増進を目的とした2000年、およびそれ以降のSAARCの未来像の実現に向けて協調して努力し、経済成長、社会進歩、および文化の発展の加速を通じて生活の質の改善に努めることを再確認する。

政府は、あらゆる形態および行為のテロリズムを糾弾し、その脅威と闘う決意を再確認する。

政府は、すべての人権および基本的自由を促進し、擁護する。

アタル・ベハリ・バジパイ（インド共和国首相）
ムハンマド・ナワズ・シャリフ（パキスタン・イスラム共和国首相）

29—2

ラホール了解覚書

1999年2月21日、ラホール

インドおよびパキスタンの両国外務大臣は、
国連憲章の原則と目的をひき続いて順守する誓約を再確認し、
シムラ協定の文言と精神を実行するとの両国の決意をくり返し表明し、
平和で安全な環境が両国にとって至高の国家的利益であること、およびジャム・カシミールを含むすべての重要な問題の解決がこの目的に必須であることに合意した1998年9月23日の協定に導かれて、
両国間における平和と安全の安定的な環境を促進するための諸措置を採用するとの、ラホールでそれぞれの首相により与えられた指示にしたがって、
この日、次の合意に達した。

1. 両国は、紛争回避のための、核および通常兵器の分野における信頼醸成措置を発展させる目的をもって、安全保障概念や核教義に関して二国間協議を行う。
2. 両国は、弾道ミサイル飛行実験に関して相互に事前通知を行うことを約束する。また、この点に関して二国間条約を締結する。
3. 両国は、それぞれの管理のもとにある核兵器の、偶発的あるいは認可されない使用の危険を低減させる国内的諸措置をとることを全面的に誓約する。両国はさらに、両国にとって有害な結果をもたらす放射性降下物の危険や、両国間の核戦争の引き金を引く危険を伴うような、偶発的、認可されない、あるいは説明のない事象が発生したときには、即時に相互通告をすること、また、このような行為が生じる可能性や相手国がこのような事象を誤解する可能性を減少する諸措置をとること、を約束する。両国はこの目的のために、適当な情報伝達機構を特定し、確立する。
4. いずれか一方の国が、その国家主権の行使によって、異常な事態が国家至高の利益を危うくしていると判断することがない限り、両国は、さらなる核爆発実験に関して、それぞれの一方的な一時中止政策を持続する。
5. 両国は、両国に属する海軍の艦船、および航空機の航行の安全を保証するために、海上における事故の予防に関する条約を締結する。
6. 両国は、現行の信頼醸成措置（CBM）の実施状況を定期的に再検討する。また、必要ならば、これらCBMの有効な実行を監視し、確実にするための適切な協議機関を設立する。
7. 両国は、通信連関の高性能化や改善をめざし、フェイル・セイフで安全な通信を行うために、現行の（たとえば、軍事作戦司令官の間の）通信連関の再検討を行う。
8. 多国間協議の場における安全保障、核軍縮、および核不拡散の諸問題に関する交渉という文脈の範囲内において、両国は、これらの問題に関する二国間協議を行う。

上記の措置の技術的な詳細は、必要とならば、両国の専門家によって作成されるであろう。そのための会議は、二国間協定に達することをめざして、1999年半ばより早い時期に、相互に合意した日時に開催される。

インド首相アタリ・ベハリ・バジパイ氏およびパキスタン首相ムハンマド・ナワズ・シャリフ氏の同席のもとに、
K.ラグナット（インド共和国外務大臣）
シャムシャド・アハマド（パキスタン・イスラム共和国外務大臣）

資料30　インドの核兵器ドクトリン草案

インドの核ドクトリンに関する国家安全保障諮問委員会の報告（案）

1999年8月17日

1. 前文

1.1. とりわけ核兵器の使用は、他の大量破壊兵器と同様に、人類と国際システムにおける平和と安定に対する最も深刻な脅威を構成する。国際条約によって違法化されている他の二つの大量破壊兵器の範疇、すなわち生物および化学兵器とは異なり、核兵器は国家および集団安全保障のための道具であり続けている。その選択的な保有が、1995年5月の核不拡散条約（NPT）の無期限延長によって合法化されることになった。核兵器保有国は核兵器に依存し続けることを主張してきた。なかには、非核の文脈においてさえ核兵器を使用する政策を採用している国がある。こうした展開は核軍縮を事実上放棄することに等しい。これは大量破壊兵器を廃絶しようとする国際社会の奮闘に対する深刻な後退である。

1.2. インドの主要な目的は、経済的、政治的、社会的、科学的、技術的な発展を、平和的および民主的な枠組みの中で達成することである。これは永続的な平和の環境、そして平和と安定に対する潜在的な危険に対する安全保障の環境を要求する。世界の民主的な潮流と協力してこの全体的な目的に向かって進み、公正で平和的で公平な秩序に向かって国際システムを進歩させるために建設的な役割を演じることが、インドの努力となるであろう。

1.3. 開発の過程および戦略的な事項における決定の自決権は、インド国民の奪うことのできない民主的な権利である。選ばれた数カ国のために、無期限の未来まで核兵器の合法化が行われ、政治的な目的のために武力が行使されるときの複雑性と頻度が増大している世界において、インドは不屈にこの権利を守るであろう。

1.4. インドの安全保障は、インドの開発過程の不可欠な要素である。インドは、開発上の優先事項が混乱なく追求されるために、インド周辺に平和と安定の地域を拡大し続けることを、継続して志向する。

1.5. しかしながら、核の第一使用に関する攻撃的なドクトリン、およびいくつかの核兵器国の非核兵器国に対する核兵器使用の正当化の主張の存在そのものが、まさに平和および安定に対する脅威を構成している。ゆえに、

1.6. この文書は、インドの核兵器の開発、配備および使用のための一般的な原則を概説する。核戦力の構成、配備、および使用に関する政策および戦略の詳細は、この枠組みから生まれ、別枠で作成され、そして常に見直されるであろう。

2. 目的

2.1. 世界的な核軍縮が存在しない中で、インドは戦略的な利益から、効果的で信頼できる核抑止、および抑止が失敗したときの適切な報復能力を必要としている。

2.2. 核抑止からの要求は、インドの核戦力の設計において、また最大限の信頼性、生き残り能力、効率性、安全性、および保安を確保するに適した能力レベルを提供するための戦略において、注意深く評価されなければならない。

2.3. インドは信頼できる最小限の核抑止というドクトリンを追求する。「報復のみ」のこの政策においては、われわれの保有核兵器の生き残り能力が死活的である。これは動態的な概念であり、戦略的な環境、技術的な必要、および国家安全保障上の必要性と関連している。核戦力の実際の規模、配備、および使用は、こうした要因に照らして決定されるであろう。インドの平和時における態勢は、いかなる潜在的侵略者をも次のことを納得させることを目的とする。すなわち、

(a) インドに対する核兵器使用のいかなる威嚇であれ、その威嚇に対抗する手段を呼び起こす

であろう。および、

(b)インドおよびその戦力に対するいかなる核兵器攻撃も、侵略者に受け入れ難い損傷を与える、核兵器を使った懲罰的な報復をもたらすであろう。

2.4. インドの核兵器の基本的な目的は、インドとその軍隊に対する核兵器の使用および使用の威嚇を、それがいかなる国家または団体によるものであれ、抑止することである。インドは核攻撃を最初にはしかけないであろう。しかし、抑止が失敗したときには、懲罰的な報復で応答するであろう。

2.5. 核兵器を保有していないか、または核兵器国と同盟関係にない国に対しては、インドは核兵器の使用または使用の威嚇に訴えることはないであろう。

2.6. 核抑止はインドが次のことを保持することを必要とする:

(a)十分な、生き残り能力をもつ、作戦準備態勢にある核戦力、

(b)強力な指揮および管制システム、

(c)効果的な諜報および早期警戒能力、および

(d)戦略に沿った包括的な作戦計画と訓練、および

(e)核戦力および核兵器を使用する意志。

2.7. 通常の軍事紛争ならびに核兵器の使用または使用の威嚇の両者の勃発のしきいを高く保つために、高度に効果的な通常軍事能力が維持されなければならない。

3. 核戦力

3.1. インドの核戦力は、効果的であり、持続性をもち、分散性があり、柔軟性に富み、かつ信頼できる最小限抑止力の概念に照らし合わせた必要性に対応したものとなろう。これらの戦力は、上に述べた目的に合致した、航空機、移動式陸上配備ミサイル、海洋配備装置の三本柱に基礎をおいたものになろう。核戦力の生き残り能力は、多重的な冗長性をもつシステム、移動性、分散性、および欺まん性の結合によって強化されるであろう。

3.2. ドクトリンは、平和時の配備から完全に使用可能な戦力に最短時間で移行できる確証された能力、および敵の攻撃による相当な能力低下の場合にも有効に報復できる能力、を構想する。

4. 信頼性および生き残り能力

次の諸原則はインドの核抑止にとって重要である。

4.1. 信頼性:いかなる敵であれ、もしインドや戦力に対して核兵器が使用されたならば、インドは核兵器でもって侵略者が受け入れ難いような破壊と懲罰を加えるような、十分な核兵器をもって報復する能力と意志をもつことを知らなければならない。

4.2. 効率性:インド核抑止の効率性は、攻撃の信頼性、適時性、正確さ、重量などすべての要因の総合を通じて最大化される。

4.3. 生き残り能力:

(i)インドの核戦力およびその指揮および管制は、突然の攻撃に対して非常に高度な生き残り能力をもつよう、また素早い懲罰的な応答ができるように組織されなければならない。それらは、侵略者に受け入れ難い懲罰的な打撃を与えるのに適した報復能力をもって、第一使用(先制使用)に対して生き残りを保証し、消耗させる繰り返し攻撃にも耐えるように設計し、配備されなければならない。

(ii)核兵器の指揮および管制の連続性のための手順は、核兵器を効率的に使用するための継続的能力を保証しなければならない。

5. 指揮および管制

5.1. 核兵器は最高の政治的レベルにおいて、厳密に管理され、使用許可されなければならない。核兵器を使用許可する権限は、インド首相個人、または指名された後継者(達)個人に属する。

5.2. 必要な柔軟性と応答性をもった、効果的で生き残り可能な指揮および管制システムが準備されていなければならない。戦略的な目的に基礎をもった統合作戦計画、あるいは一連の継続的計画、および標的設定の政策が、そのシステムの一部を成さなければならない。

5.3. 効果的な使用のために、核・非核両用運搬システムを含む核戦力の指揮および管制の一元化が確保されなければならない。

5.4. 保有核兵器の生き残り能力および効果的な指揮、管制、通信、コンピューター、諜報、および情報(C4I2)システムの生き残り能力が保証されなければならない。

5.5. インドの防衛力は、NBC(核・生物・化学兵器)環境の中にあっても、最小限の能力低下で作戦を遂行する用意がなければならない。

5.6. 宇宙基地およびその他の施設が、早期警戒、通信、被害・爆発力評価を提供するために創設されなければならない。

6. 保安と安全

6.1. 保安:核兵器、その製造、輸送および貯蔵が、予想される盗み、紛失、サボタージュ、損傷、あるいは認可されていないアクセスや使用から、完全に防護されることを保証する、特別の注意が払われなければならない。

6.2. 安全は絶対的な要請であり、認可されていないか、あるいは不注意の核兵器の起動/使用が起こらないために、また事故の危険を回避するために、まちがいの余地のない手順とシステムが制度化されなければならない。

6.3. 災害制御:インドは、核兵器および核物質が関係する潜在的な事故がもっている独特の必要性に対処することのできる、適切な災害制御システムを開発しなければならない。

7. 研究および開発

7.1. インドはこの分野の技術進歩を維持するために、研究と開発の努力を促進しなければならない。

7.2. インドは最小限かつ信頼できる核抑止の配備を維持するよう約束しているが、研究・開発能力を築くうえで、いかなる制約をも受け入れないであろう。

8. 軍縮および軍備管理

8.1. 全世界的な、検証可能な、非差別的な核軍縮は、インドの国家安全保障の目的である。インドは核兵器のない世界という目標を早期に達成するための努力を継続しなければならない。

8.2. 核兵器の第一不使用(先制不使用)は、インドの基本的な誓約であるから、第一使用を禁止する国際条約への参加を他の核兵器国に説得するあらゆる努力が行われるであろう。

8.3. インドは、無条件の消極的安全保証を提供しているが、核兵器国による非核兵器国に対する、国際的に拘束力のある無条件の消極的安全保証を求めていくであろう。

8.4. 核軍備管理装置は、潜在的脅威を低減し、われわれ自身の能力と効率性を防護する国家安全保障政策の一部として追求されなければならない。

8.5. 核兵器のきわめて高い潜在的な破壊能力から見て、適切な核の危険低減、および信頼醸成措置が、追求され、交渉され、制度化されなければならない。

資料31　モンゴルの非核地位に関する国連総会決議

モンゴル国の国際的安全保障と非核地位（第53国連総会決議53/77D）

1998年12月4日、全会一致で採択

総会は、
国連憲章の目的と原則を想起し、
さらに、諸国家間の友好関係と協力に関する国際法の諸原則についての宣言を想起し、
その領土を非核地帯として宣言するというモンゴル国の決定を歓迎し、
モンゴル国領土の非核地帯宣言と関連して核兵器国によって行われた個々の声明に満足をもって注目し、
モンゴル国一カ国の非核地位を制度化しようとするモンゴル国の政策を歓迎し支持した第12回非同盟運動首脳会議（1998年9月）の最終文書に留意し、
非核地位が諸国の国家安全保障を保証する一つの措置であるという事実に由来し、
また、小国の保護と安全保障に関する1994年12月9日の総会決議49/31に留意し、
地域諸国やその他の諸国と、平和的、友好的、互恵の関係を発展させるのにモンゴル国が果たしている積極的で建設的な役割を歓迎し、
モンゴル国の国際的に認知された地位が、その独立、主権、領土保全、国境の不可侵性、生態系の均衡の保全を強化することを通してモンゴル国の安全保障を増進するのみならず、地域の安定と信頼醸成を強めるのにも貢献することを確信し、
以下のことを決議する。

1. モンゴル国による、非核地位の宣言を歓迎する。
2. モンゴル国の友好的で均衡のとれた近隣諸国との関係を、地域の平和と安全保障と安定にとって重要な要素であると認め、支援する。

資料32　日米軍備管理・軍縮・不拡散・検証委員会

日米軍備管理・軍縮・不拡散・検証委員会共同記者発表

2000年3月8日、東京

本日は歴史的な日である。日米政府は、両国が重視する以下の目標を達成するため、外交・技術面での協力関係を強化・発展させていくことに合意した。

—核兵器及びその他の大量破壊兵器の拡散防止のための国際体制の強化
—包括的核実験禁止条約の早期発効による核実験の恒久的禁止
—国際社会の不安定化と緊張増加をもたらす、軍備競争を防止するための協力
—生物兵器の災禍から全ての人々を守るための生物兵器禁止条約議定書に関する交渉
—兵器用核分裂性物質生産停止条約の交渉開始に向けたジュネーブ軍縮会議における協調

上記目標の達成のため、我々は本日ここに「日米軍備管理・軍縮・不拡散・検証委員会」（以下「委員会」という。）の設立を発表する。委員会は6ヶ月毎に会合を行い、国際的な軍備管理・軍縮・不拡散体制の強化に向けて、両国の共同目標につき検討し、協議し、実施するものである。また、委員会は、相互理解促進のため、両国の民間専門家に対して、委員会の重要な目標に向かって、一層の協力に取り組むことを奨励する考えである。

委員会は、技術協力の緊密化に向けた第一歩として、「技術協力作業部会」を発足させた。軍備管理・不拡散に関する条約及び合意を検証するため、技術の利用は決定的に重要である。それは、国家及び国際安全保障上の関心にも幅広く関わるものである。日米技術協力作業部会の活動は、日米が共同して専門的知見及び資金を活用し、検証に関する重要問題につき早期進展を図ろうとするものである。

先週、東京において同作業部会が開催され、最初の共同プロジェクトにつき話し合われた。作業部会は、包括的核実験禁止条約（CTBT）の検証体制の有効性を高めるための措置に重点を置き、同条約の国際監視制度の地震学的監視観測所網の精度を高めるための三つのプロジェクトを進めることとし、具体的計画を策定した。右プロジェクトは特に以下の問題に取り組むこととなる。

●化学的爆発による震源決定較正法
●震源データの精度向上
●地震に関わる情報の透明性向上

技術協力作業部会の専門家は、本年4月中旬までに詳細な作業計画を確定し、共同プロジェクトの実施のための資金源と作業スケジュールを作成する予定である。

委員会設置の趣旨は以下の通りである。

●日米両国は、国際的は軍備管理・軍縮・不拡散体制の維持・強化が重要であると考える。両国で協議を継続することにより、同分野における協力に確固たる基盤を築くことができる。
●右に関連して、両国は、「日米軍備管理・軍縮・不拡散・検証委員会」を設置し、当該分野での外交・技術面で広範な問題につき定期的な集中討議を行っていくこととした。委員会は、既存の二国間協議を更に強化するものである。核兵器不拡散条約（NPT）体制の強化とCTBTの早期発効が、委員会の当座の最優先課題である。委員会は、当面、2000年のNPT再検討会議において、NPTがこれまで果たしてきた国際安全保障上の重要な役割が強化されるよう努力する。
●委員会の活動の一環として、日米両国の専門家は、CTBTの検証体制の有効性を高めるべく可能な手段を探求する。

資料33　民主党の核政策

核の恐怖のない世界をめざして

2000年4月18日

Ⅰ. はじめに

(1)

1989年ベルリンの壁が崩壊し東西冷戦が終結したとき、人々は核の恐怖から解放される時が近いことを実感した。現に、1991年には米ソ両国はSTARTⅠ(第一次戦略兵器削減条約)に署名し、両国の戦略核兵器の核弾頭数を6000発に削減することに合意した。その後のソ連邦崩壊、ゴルバチョフ大統領失脚にもかかわらず、1993年には米露両国間で、2003年までに両国の戦略核弾頭数を3000−3500発に削減するとのSTARTⅡの枠組みが合意された。21世紀に向かって、核兵器の削減交渉が確実に進展することが期待された。

(2)

しかし今、世界が直面しているのはこのような期待とは逆に、核軍縮交渉の停滞であり、核拡散の危機である。ロシア議会では長期間にわたりSTARTⅡの批准を行なわず、また通常兵器による攻撃に対し戦術核の先制使用によって反撃するとの戦略がロシア政府の中で唱えられている。最近のプーチン・ロシア大統領の核軍縮に向けての積極的アプローチは歓迎されるべきであるが、まだまだ不透明性を残している。米国上院はCTBT(包括的核実験禁止条約)の批准を拒否した。インド、パキスタン両国が1998年に核実験を実施したことは記憶に新しい。

これらの現象は、皮肉にも冷戦終結が超大国の全面核戦争による人類滅亡の危機に対する緊張感を失わせたこと、冷戦後の新秩序を創造するという建設的理想主義が、狭い意味での国益重視の「現実主義」に取って代わられたことに起因する。

(3)

NPT(核不拡散条約)無期限延長後5年ぶりに再検討会議が開催される本年は、このような世界の核軍縮・核不拡散に対する"逆流"を、再度核の恐怖のない世界への道へと戻すための、極めて重要な年である。今後の対応を誤れば、世界が核軍縮の停滞にとどまらず、NPT体制の弱体化を通じて核の無秩序な拡散に向かう可能性すら否定できない。民主党はこのような危機意識に立って、以下のとおり政策提言を行う。

Ⅱ. 核廃絶への道

(1) 核廃絶を求める理由

我々は核廃絶を究極的な目標とする。我々が核の廃絶を求める主な理由は以下の三つである。

第一に、核兵器は戦闘員と文民を区別しない無差別大量破壊兵器であり、国際人道法上認められない非人道的な兵器である。

第二に、ロバート・マクナマラ元米国防長官も述べているように、核兵器のような破壊力の大きい兵器を保有することは、人間が何らかのエラーを行なうことにより国家や人類の絶滅の危機に常にさらされていることになる。

第三に、日本は唯一の被爆国であり、核兵器使用の悲惨さを広島・長崎において現実に体験している。

(2) 核軍縮の重要性

核廃絶は究極の目標ではあるが、その目標達成のためには多大の努力を必要とする。核の軍縮と核不拡散はいずれも重要であることは言うまでもない。しかし、我々は核不拡散体制を維持していくためにも、その前提として着実な核軍縮がなされることがとりわけ重要であると考える。核保有国、とくに米露の両大国の責任は極めて重いと言える。

核保有の潜在能力を持つ国々があえて核保有を永遠に放棄し、不拡散に賛成しているのは、一部の国家の核の独占という現状を積極的に追認・肯定することを意味しているものではない。

核保有国は核軍縮を誠実に実行すべき重い責任を持つことを深く認識すべきである。冷戦末期に示された米ソ両国指導者の未来に向かっての信頼・協力関係と強力なリーダーシップが再構築され、STARTⅡやCTBTの速やかな発効など、目に見える形で核軍縮が進展することが強く望まれる。

(3) 核廃絶のプロセス

我々は核の廃絶は次の三つの具体的なプロセスを経て実現されるべきと考える。

即ち第一段階として、米露両大国がSTARTⅡ、Ⅲの速やかな批准、実施を経て、2010年までにそれぞれ1000発程度までの戦略核の削減の合意とその実行がなされることである。この間、他の核保有国は少なくとも核の保有数を増やさない義務を負うことは当然であり、とくに中国が核の削減に踏み切ることが強く求められる。

第二段階として、全核保有国が参加して、その全体の戦略核の保有数を1000発まで削減すべきである。実現の目標年度としては例えば2015年が考えられる。

核の廃絶はその後の第三段階に至り具体的目標となる。この第三段階における核の廃絶は、それまでの核の削減とは質的に異なる、より困難なプロセスであることは容易に想像できる。完全な廃絶に至るまでにはごく少数の核兵器を残すとともに、それを国際機関により管理するというプロセスも必要かも知れない。第二段階の実現が視野に入った時点で、廃絶に向かっての具体論を議論すべきであろう。

我々はいたずらに核の廃絶を唱えるだけでは問題の解決にならず、以上のような段階を経て、核廃絶という困難な目標に向かって核軍縮を着実に進めていくという姿勢が必要であると考える。なお、戦術核に関しては、その自国外配備の禁止、保有量の削減について早期に条約化するとともに、上記の第二段階の時点では全廃されることを目指すべきである。

(4) 常設機関の設置

国連は世界平和の維持・創造のための重要な機関であるが、国連のみで核の問題を扱うことにはいくつかの問題があることも事実である。とくに国連安全保障理事会の常任理事国はすべて核保有国であり、核保有国に対して核軍縮の責任を果すことを求める場としては最適とは言えない。将来的には核を保Lしない国々を常任理事国に加えるとの改革をすすめることが必要であるが、直ちにこれらの安保理改革が実現するとは考えにくい。この改革が実現するまでの間、我々は常任理事国に対し、核の問題で拒否権を行使することを自制するよう求める。また国連以外に核の問題を検討する場が必要と考える。

核軍縮と核不拡散の歩みを確実にするためには多くの検討課題がある。NPTの着実な実施に加え、兵器目的の核分裂物質の生産を禁止するカットオフ条約や核の先制使用の禁止条約の締結、非核地帯の拡大、非核保有国に対して核の使用・威嚇を行なわないこと、臨界前核実験の制限、警戒態勢解除(デイ・アラーティング)などの注目すべき多くの提案がなされている。

これらはいずれも真剣に検討すべき価値のある重要な問題であり、恒常的に検討し、提言を行ない、実施状況を監視するための常設機関が必要である。

我々はNPT再検討会議の場においてこのような常設機関の設置が決定されることを期待する。日本はこの機関実現のための財政負担の主要部分を担うとともに、日本国内への設置を歓迎する。

Ⅲ. 日本のなすべき事

(1) 日本の役割

日本は核の問題にどのような姿勢で取り組むべきか。まず確認されるべきは、核兵器という人類全体を滅亡に至らしめかねない非人道的兵器が廃絶に向かって確実に削減されること、核兵器を持

つ国がこれ以上拡大しないことは、いずれも日本にとって重要な国益であるという事実である。

我々は核不拡散体制によって大きな安全保障上の利益を得ていることを認識すべきである。従って、日本の果すべき役割は核の拡散を防ぎ、また核軍縮を着実にすすめるためのリーダーシップを発揮することである。

(2) 核武装論について

日本が核武装することについて日本国内においても若干の議論がある。しかし日本が核不拡散条約を脱退し、核を持つことは、以下のように日本の安全にとり重大な脅威を招くこととなり明らかに国益に反する。第一に、国際的な孤立の道を選択することであり、経済制裁を招く可能性が大きいとともに、日米同盟が大きく揺らぐことも覚悟しなければならない。第二に、微妙なバランスの上にあるNPT体制を崩壊させる引き金になる可能性が高い。世界中に核保有国が存在するという悪夢を自ら招くことになる。第三に、少なくとも日本周辺国の核武装化のリスクや東アジア地域全体の緊張と軍備拡大を招くことになる。我々は偏狭なナショナリズムに基づく誤った核武装論に対し強く反対する。

(3) 非核三原則

「核は保有しない、核は製造もしない、核を持ち込まない」という非核三原則は、国の方針として何度も確認されている。政府は、核を搭載した艦船等の日本への一時的な寄港や領海通過も「持ち込まない」ことに当然含まれており、日米安保条約に基づく事前協議があれば、それを拒否するとしてきた。近年、一部において日米間でこれらの場合には事前協議の対象としないとの秘密合意があるのではないかとの指摘がなされている。政府はこのような秘密合意の存在を否定しているが、仮にも安全保障上の基本政策について国民が事実を知らされていないとすれば、問題は極めて重大である。我々はこの問題についてまず日米両国政府がこのような秘密合意が存在するのか否かについて責任をもって明確にすべきと考える。

今後の「持ち込み」の問題については、現時点において「持ち込み」の対象となるような核即ち米軍の戦術核は、アジアには存在しないとされており、また将来については、我々は戦術核の早期全廃を求める立場である。従って戦術核の寄港・通過が今後問題となるのは、極めて限られたケースであると思われる。しかしこのような限られたケースにおいてであれ、我々は米国政府との間で、核を搭載した艦船等の寄港・通過が日米安保条約に基づく事前協議の対象となることを改めて協議・確認することが重要であると考える。このような事前協議がもたれる場合においても、これを拒否することを原則とすべきである。

(4) 核の傘

日米同盟のもとで日本は米国の核の傘の下にあるとされている。言葉をかえれば、日本が国家存亡の危機にあるときに、米国が日本を守るために核兵器を使用するという選択肢がある、ということである。このことが、自らは米国の核で守られている日本に核不拡散を言う資格はないとの議論を生んでいる。

我々は現実に核を持つことと核保有国との間に同盟関係を持つことは質的にまったく異なることであると考える。ただし、どのような状況において米軍が核を使用する可能性があるのか、そしてその際に日本はあらかじめ協議を受けることが可能なのかといった点についての議論が、今までなされてこなかったことは問題である。日本を守るために核が使用されることは、その核使用の結果として日本が核の攻撃を受ける可能性がある以上、日本の意向を無視して決定されるべきことではないと考える。

核兵器による威嚇や核兵器の使用のない世界を目指す以上、我々は米国が日本を守るために、米軍の保有する核を他国の日本に対する核攻撃に先立って使用することはないこと(核の先制不使用)を日米間で合意すべきと考える。この合意は核の先制不使用を唱える中国を含めた三国間の合意とすることも考えられ、また将来の北東アジア非核地帯構想への発展の第一歩となることが期待される。

(5) 北東アジア非核地帯構想

我々は北東アジア非核地帯構想を提案する。即ち日本、韓国、北朝鮮が核兵器を開発、製造、保有、配置、使用しないことを約束するとともに、核エネルギーの平和利用を検証するための相互査察を行なうこととする条約の締結である。また米国、中国、ロシア等の核保有国にも、この地域における核の使用や核の威嚇を行わないことを認める旨議定書の締結を求めることとすべきである。

これらの考え方の基礎となるものとして、既に1991年に「朝鮮半島の非核化に関する南北朝鮮の共同宣言」が確認された。また1994年の米朝合意においても、米国は北朝鮮に対して核兵器で威嚇したり核兵器の使用を行わず、北朝鮮は朝鮮半島の非核化を推進する、との方向での確認がなされている。

これらの合意を基礎としつつ、日本も含めた北東アジア非核地帯構想を実現することは、この地域の安定に極めて大きな貢献をなす。具体的な手順としては、正式の条約とするためには日朝間の国交正常化が前提となるので、先ず日韓両国が中心となって、北朝鮮、米国、中国、ロシアを加えた六カ国で、北東アジア非核地帯に関する共同宣言を行なうことを目指すべきである。この共同宣言がなされることは、日朝両国間の国交正常化交渉を推進する役割を果すことも期待される。

(6) 新たな協力関係の構築

以上の提案を実現するためには、国際的な協力が極めて重要である。まずスウェーデン、ニュージーランドなど「新アジェンダ連合」を中心とする非核保有国との緊密な協力が必要である。また、サミット構成国であり、核を持たないドイツ、カナダ、イタリアとの連携を重視しつつ、7月に予定される沖縄サミットにおいても、核軍縮・核不拡散の問題を積極的に議論すべきである。

核問題についてNGOの果す役割には非常の大きいものが期待される。とりわけ、「中堅国家構想(Middle Powers Initiative)」は対人地雷禁止条約実現と同様に、中堅国家とNGOとの連携による核軍縮を目指している。日本としても、また民主党としても核廃絶を展望しつつ、核不拡散・核軍縮を進める内外のNGOとの確かな協力関係を構築することが重要である。

日本は唯一の被爆国としての反核運動の歴史を持つが、現時点においては、核廃絶に向けての国民のエネルギーは分散し大きなうねりとなっていない。我々民主党は、核問題に関する内外の議論を更に深めることと日本国民が核問題により大きな関心を持つことを期待しつつ、内外のNGOや核廃絶に向けての様々な運動との連携の場としての「核の恐怖のない世界を実現するための国民会議」の設置を目指す。

以上

資料34　海外配備された米核兵器・国別リスト

1951～1977年

＊核物質をはずした核爆弾／※国名・地域名の[]は、公開時に削除されていたが、アルファベット順と他の情報による確度高い推定。

核兵器	配備開始	撤去
アラスカ		
非核化核爆弾＊	55.11	67.6
核爆弾	56.1	75.6
ジェニー	57.9	60.9
核爆雷	58.7	
核地雷	61.1~3	70.6
ファルコン	61.4~6	70.6
155mm榴弾砲	67.2	75.6
ナイキ・ハーキュリーズ	70.1~3	
[カナダ]※		
非核化核爆弾＊	50.7~12	71.6
ボマーク	64.1~3	72.6
ジェニー	65.5	
ファルコン	65.7	66.12
核爆雷	68.2	70.6
[父島]		
核爆弾	56.2	56.3~5
レギュラス	56.3~5	64.10~12
タロス	64.10~12	65.12
キューバ		
非核化爆雷	61.12	63.7~9
[グリーンランド]		
核爆弾	58.2	58.10~12
ナイキ・ハーキュリーズ	59.11	65.7
グアム		
非核化核爆弾＊	50.7	
核爆弾	51.6	
核爆雷	57.6~8	
レギュラス	57.9~11	64.4~6
ナイキ・ハーキュリーズ	61.6	69.6
ボア	62.1~3	63.4~6
ホットポイント	62.1~3	64.10~12
ラクロス	62.4~6	63.10~12
リトル・ジョン	62.4~6	69.6
オネスト・ジョン	62.4~6	
核地雷	64.4~6	
ディビー・クロケット	65.1	69.6
8インチ榴弾砲	65.6	
タロス	65.7	69.6
アスター	65.11	74.3
アスロック	66.1	
テリア	66.3	67.1
155mm榴弾砲	66.5	
ポラリス	66.7	66.8
ナイキ・ハーキュリーズ	68.6	69.6
ハワイ		
核爆弾	54.7	69.6
核爆雷	55.12~56.2	
レギュラス	56.3~5	65.1~3
ボア	56.9~11	63.4~6
オネスト・ジョン	57.6~8	75.6
8インチ榴弾砲	58.10~12	72.6
核地雷	59.1~3	75.6
ホットポイント	60.1~3	64.10~12
ナイキ・ハーキュリーズ	60.7~9	73.6
リトル・ジョン	62.4~6	68.10
タロス	63.10~12	68.8
アスロック	63.10~12	
アスター	64.4~6	
ディビー・クロケット	64.4~6	69.6
155mm榴弾砲	64.10~12	75.6
テリア	65.3	66.9
サブロック	65.8	
ファルコン	66.5	67.6
[硫黄島]		
非核化核爆弾＊	56.2	66.6
核爆弾	56.9	59.9~12
[日本]		
非核化核爆弾＊	54.12~55.2	65.6
ジョンストン島		
ソー	64.7~9	71.6
[クアジャリン]		
ナイキ・ジュース	63.7~12	66.7
ミッドウェイ		
核爆雷	61.7	65.6
[モロッコ]		
非核化核爆弾＊	53.7~9	65.6
核爆弾	54.5	63.9
核爆雷	57.9~11	61.3
[沖縄]		
非核化核爆弾＊	54.7	67.6
核爆弾	54.12~55.2	72.6
280mm砲	55.12~56.2	60.6
8インチ榴弾砲	57.6~8	72.6
マタドール	57.9~11	60.12
核爆雷	57.12~58.2	72.6
核地雷	58.2~5	72.6
オネスト・ジョン	57.12~58.2	72.6
ナイキ・ハーキュリーズ	59.1~3	72.6
コーポラル	60.3	65.6
ホットポイント	60.7~9	60.12
ラクロス	60.10~12	63.12
メース	61.4~6	70.6
ファルコン	61.7~9	72.6
リトル・ジョン	62.4~6	68.12
アスロック	63.1~3	66.4
テリア	64.1~3	64.6
ディビー・クロケット	64.4~6	68.12
155mm榴弾砲	66.5	72.6
[フィリピン]		
核爆弾	57.12	77.6
核爆雷	57.12	74.6
ホットポイント	61.1~3	61.9
ファルコン	62.4~6	71.6
テリア	65.2	67.6
アスロック	65.3	74.6
タロス	65.7	74.6
プエルトリコ		
核爆弾	56.6	72.6
核爆雷	61.4~6	75.6
[韓国]		
オネスト・ジョン	58.1	
280mm砲	58.1	62.6
8インチ榴弾砲	58.1	
核地雷	58.1	
核爆弾	58.3	
ラクロス	60.7~9	63.12
ナイキ・ハーキュリーズ	61.1~3	
ディビー・クロケット	62.7~9	68.6
サージェント	63.7~9	
155mm榴弾砲	64.10~12	
[スペイン]		
核爆弾	58.3	65.6
核爆雷	59.10~12	76.7
ファルコン	62.4~6	64.6
アスロック	65.8	65.11
タロス	68.10	68.11
[台湾]		
マタドール	58.1	62.6
核爆弾	60.1~3	74.7
NATO ヨーロッパ		
[ベルギー]		
核爆弾	63.11	
[フランス]		
非核化核爆弾＊	58.8	60.1~3
[ギリシャ]		
核爆弾	60.10	
オネスト・ジョン	61.12	
8インチ榴弾砲	62.4~6	
ナイキ・ハーキュリーズ	63.10~12	
[イタリア]		
核爆弾	57.4	
コーポラル	56.8	64.9
オネスト・ジョン	56.8	76.6
核地雷	59.1~3	
ジュピター	60.6	63.6
ナイキ・ハーキュリーズ	60.10~12	
8インチ榴弾砲	64.1~3	
サージェント	64.1~3	76.6
ランス	76.1~2	
核爆雷	72.1~3	
[オランダ]		
核爆弾	60.4	
オネスト・ジョン	61.6	
8インチ榴弾砲	62.10~12	
[トルコ]		
核爆弾	59.2	
オネスト・ジョン	59.5	
ジュピター	61.10	63.6
8インチ榴弾砲	65.6	
英国		
核爆弾	54.9~11	
ソー(戦略)	58.10~12	63.9
核爆雷	68.1	
西ドイツ		
核爆弾	55.3~5	
マタドール	55.4	62.9
280mm砲	55.4	60.12
オネスト・ジョン	55.5	
コーポラル	55.6~8	67.3
8インチ榴弾砲	56.3~5	
核地雷	57.3~5	
レッドストーン	58.5~9	64.6
ナイキ・ハーキュリーズ	59.4~6	
メース	59.10~12	69.6
ラクロス	60.4~6	63.12
ファルコン	61.7~9	70.6
ディビー・クロケット	61.10~12	67.8
ブルパップ(空対地ミサイル)	62.7~9	63.9
サージェント	63.4~6	
パーシング	64.4~6	
155mm榴弾砲	65.2	
ウォールアイ	72.6	
ランス	74.1~3	

資料35　「新アジェンダ決議」日本棄権の理由

35--1

「国連総会第一委員会における投票後の各国の演説についての報告」(1998年11月13日、レベッカ・ジョンソン)より日本に関する部分の抜粋

日本は、新アジェンダ決議(L.48/Rev.1)と日本自身の決議(L.42/Rev.1)には共通の要素が多くあると指摘し、日本代表団が棄権の決定をするのは容易ではなかった、と述べた。日本は、L.48/Rev.1は「少しばかり行き過ぎであり、少し機が熟さない要素が含まれている」という理由で棄権した。これには、核兵器が無期限に保有される可能性に言及したり、核兵器国に対する批判が入っていたりすることが含まれている。日本は、核兵器国は核兵器の廃棄の約束をしており、すでに相当な削減をしていると見なしている。日本は、とりわけ主文14節(核軍縮に関する国際会議の呼びかけ)と主文19節(核兵器のない世界は究極的には多国間で交渉された法的に拘束力のある条約によって下支えされる必要があることの確認。これは多くの国によって核兵器禁止条約を支持している言葉だと見なされているが、共同提案国のなかにはそれは一見解に過ぎないと力説している国々もある。)に懸念を示している。日本は、核兵器の究極的廃絶に向かってステップ・バイ・ステップの着実な進展をするために、核兵器国を巻き込んだ新しい一致点を育むことを望んだ。

35―2

林暘大使の投票の説明

1999年11月9日、第53国連総会第一委員会

議長。

我が代表団は、核兵器のない世界という目標を共有しており、その目標を達成するための幅広い一連の具体的措置を並べている決議案L.18の共同提案諸国の熱意を評価するものです。

我が政府の考え方は、この目標を達成するためには、現実的で具体的な措置を通じてステップ・バイ・ステップに進んでいくほかないということです。この意味で、私たちは核兵器国から協力を得る必要があり、核兵器国に対して対立的な姿勢をとることは必ずしも建設的ではありません。

さらに日本が考えますには、核軍縮の進行速度はとても満足できるものではないとは言え、苛立ちからその過程の近道を探ろうとすることは、生産的ではないと思います。

議長。

我々は今年の決議案が改善されていることを認識しております。しかし一方で決議案は、核兵器国の誓約に対してまだいくぶん懐疑的であることを示しています。

慎重かつ真剣に検討したのち、日本は最終的にこの決議案への投票において棄権をすることを決定しました。にもかかわらず私は、我が国が核兵器のない世界をつくるという目標とその必要性を完全に共有しているということを、あらためて強調したいと思います。

私は、国連加盟国、とりわけ核兵器国に対して、2000年NPT再検討会議が成功裡に成果を出すために最大の努力をおこなうことを要求します。そのことを確実にするために、CTBTの批准のための加速された努力が、とりわけ未批准の三つの核兵器国によってなされること、ならびに、合衆国とロシア連邦の間の二国間核軍縮交渉が前進することが、必ずや有利な環境をつくる助けになることでしょう。

同時に、1995年以降に達成された事項の再検討の上に立って、同会議において核不拡散と核軍縮のための新しい目標が合意に至るための努力が、集中的におこなわれることが求められています。

議長。ありがとうございました。

35—3

国会審議

1999年11月10日、衆議院外務委員会・会議録より

○**河野外務大臣**（赤松正雄議員（公明）に答えて）

（略）我が方、日本の投票態度でございますが、いろいろな角度から研究をいたしまして、国連の現場にも再三私自身電話連絡をして、本文の修正でございますとかやれる方法についていろいろ指示をいたしましたが、何といっても提案者の数が多いものですから、本文の修正についてはなかなか時間がかかってしまってできないという部分もございまして、最終的に私の判断で、本年、棄権をいたしました。

この投票態度については私自身もいろいろと思いはございますけれども、総合的な判断をいたしまして投票態度は棄権ということにした次第でございます。

（略）この決議案の提案国の主張というもの、我々いろいろと話し合いまして、その提案国の主張の中には大変共有できるものがございました。私自身、こうした考え方について随分と心を動かされたことは事実でございます。

ただ、一方で、この決議案の内容には、やはり核保有国と非常に厳しい対決姿勢を持っておるということがございまして、この核保有国との厳しい対決姿勢のその姿勢のとり方といいますか、そういうものについて私は部内でもいろいろ議論をいたしましたし、現場とのやりとりもいたしましたが、これでは、この決議が仮に採択されたとしてもその効果は、必ずしも我々が望んでいる究極的な核廃絶へのプロセスがこれによって縮まるとは思えない、早まるとは思えないということから、最終的に棄権をしたわけでございます。

しかし、こうした核軍縮への努力といいますか国際世論といいますか、そういうものは意味があるというふうに私自身考えておりまして、そうした世論の中で、核保有国との間に建設的な議論が行われて核保有国を動かしていくことができる、そういう状況をつくり上げたいと思っているわけです。

11月11日衆議院安全保障委員会・速記録より

○**河野外務大臣**（辻元清美議員（社民）に答えて）

（略）昨年に比べると、ことしは提案者同士の中の話し合いもあり、実は我が国も修文について意見を出したところでございます。何カ所か修文ができたところもありますし、結局できないところもあったわけでございますが、（略）冒頭には、これはもう核はなくならない、もう非常に悲観的な意識を持って前段が書かれていて、そして、したがって核を持っている人たちに対してもう非常に厳しい状況で提案をされているわけでございます。（略）

先ほどから申し上げておりますように、私は、提案者の気持ちにかなり共鳴するところがあるものですから、この決議案は我々にとって、何といいますか、非常に考えなければならないものであって、もう見た途端に、ああこれはだめだ、賛成できない、反対だ、あるいは棄権だと言うほど簡単な決議の内容ではないというふうに私は受けとめまして、そこで、修文について提案をしたり、それから各国の状況等も相当周到に確認をしたりして、最後ぎりぎりまで実は私は判断に悩みました。

しかし、最終的には私はこれは今回は棄権しようという決断をしたわけでございます。これは、私の責任において政府の意思を決めさせていただきました。いや、もちろん私一人で決めたわけじゃございません。事前に何人かの方には御了解はいただきましたけれども、最終的に棄権ということにさせていただいたわけでございます。

資料36　高知県港湾非核化に関する資料

36–1

高知県の港湾における非核平和利用に関する決議

世界の恒久平和は、人類共通の願いであり、昭和59年7月には「非核平和高知県宣言」を決議したところである。

高知新港の一部開港を控え、県内全ての港において非核三原則を遵守し、県民に親しまれる平和な港としなければならない。

よって、当県議会は、ここに改めて高知県の港湾における非核平和利用を決議する。

平成9年12月19日　高知県議会

36–2

平成10年5月29日

外務省北米局長　高野紀元　様

高知県知事　橋本大二郎

高知県港湾施設管理条例の一部改正に係る疑義について（照会）

本県は、政府の基本的政策である「非核三原則」をより一層徹底させるため、高知県港湾施設管理条例（以下「条例」という。）の一部改正を検討しています。

改正作業にあたり、下記事項について疑義が生じましたので、御教示をお願いします。

なお、現時点における条例改正案は、核兵器を積載した外国艦船による本県港湾施設の使用を規制すべく、使用許可にあたっては非核証明書の提出を要請する予定ですが、この条例案に対する見解をお示しいただければ幸いです。

また、平成2年10月広島県呉市において、港湾管理施設使用条例改正の住民直接請求があった際、政府の公式見解が示されたと側聞していますが、その写しを御恵与ください。

記

1　外国艦船に対する港湾法等国内関係法令の適用について

（1）港湾法等国内関係法令は、外国艦船に対しても適用されると解されるが如何か。

（2）適用されるとした場合、アメリカ合衆国軍艦とその他の国の軍艦とでは、その適用関係に差異が生じるのか。また、差異が生じるとした場合、その具体的根拠規定は何か。

（3）適用されないとした場合、その具体的根拠規定は何か。

2　外国艦船の本邦寄港に関する同意は国の権限と承知しているが、港湾管理者が施設管理上の必要から行う危険物の取り扱い等に関する行為規制や施設使用許可は、管理者である地方自治体の権限であり、両者は一体不可分ではないと考えるが如何か。

36-3

平成10年12月28日

高知県知事　橋本大二郎殿

外務省北米局長 竹内行夫

高知県港湾施設管理条例の一部改正について(回答)

平成10年5月29日付貴書簡において御照会の点についての当方の考え方は下記のとおりです。

記

問1.について

国際法上、一国の領海及び内水において、沿岸国は、米国軍艦を含む外国軍艦に対し国内法令を執行することはできない。

なお、米国軍艦は、日米安全保障条約及びその関連取極に基づき我が国の港への出入りを認められている。

問2.について

地方公共団体が行う危険物の取扱等に関する行為規制や港湾施設の使用規制は、港湾の適正な管理及び運営を図る観点からのあくまでも港湾管理者としての地位に着目してのものにとどまる。これらの地方公共団体の規制と外国軍艦の我が国寄港に同意を与えるか否かについての国の決定とは別個の問題である。地方公共団体に前述の権能が与えられているからといって、地方公共団体が当該決定に関与することまでを認めたものではなく、地方公共団体が当該決定を制約できることにはならない。

我が国は非核三原則を国の基本政策として堅持しており、国が外国軍艦に対して寄港の同意を与えるか否かについて決定する際には、このような基本政策を堅持するとの立場を踏まえ対処している。

高知県の条例改正案は、核兵器を積載した外国艦船による高知県の港湾施設の使用を規制することとし、使用許可にあたっては県から非核証明書の提出を要請するものである。

これは、港湾管理者である地方公共団体が、外国軍艦が核兵器を搭載していないことを証明する書面を提出しないという理由により、外国軍艦の港湾施設の使用を規制してこれを認めないこととする権能を与えるものである。この場合、我が国への寄港を認めるか否かというのは外交関係の処理に当たる国の事務であり、地方公共団体によるかかる権能の行使は、国の寄港の同意に関する決定に地方公共団体が関与し、又はこれを制約することになり、港湾の適正な管理及び運営を図る観点からの港湾管理者としての地位に基づく権能の範囲を逸脱しているものであって、地方公共団体の事務としては、許されないものである。

36-4

平成十一年二月二十三日提出

高知県知事　　橋本 大二郎

高知県港湾施設管理条例の一部を改正する条例(案)

高知県港湾施設管理条例(昭和二十九年高知県条例第五十三号)の一部を次のように改正する。

第一条の次に次の一条を加える。

第一条の二 県は、港湾施設の管理に当たっては、国の基本政策である非核三原則を踏まえ、平和で県民に親しまれるように努めるものとする。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

36-5

外国艦船の港湾施設使用に関する事務処理要綱(案)

1999年3月9日に修正された案

1 趣旨

この要綱は、外国艦船が本県港湾施設を使用するときに必要な手続きを定めるものである。

2 報告義務

海上保安部等から、外国艦船の港湾施設使用の情報を得た土木事務所長(高知港湾事務所長及び港湾管理事務の委任に関する規則に基づき委任された市町村長を含む。以下、「管理者」という。)は、別紙様式1により、直ちに港湾課長に報告をしなければならない。

3 外務省への要請

前項の報告があった場合、知事は、外務省に対し、当該艦船が核兵器を積載していないことを示す文書等の提出を、要請するものとする。

4 要請結果の公表

知事は、前項の要請結果を、県民に公表するものとする。

5 通知

港湾課長は、3及び4の経緯を、速やかに管理者に通知するものとする。

6 使用の手続き

管理者は、前項の通知を受け、高知県港湾施設管理条例に定める使用の手続きを行うものとする。

附則

この要綱は、平成11年　月　日(公布日)から施行する。

資料37　「公正な世界秩序のための10の基本原則」

公正な世界秩序のための10の基本原則

1999年5月14日、ハーグ

1．各国議会は、日本国憲法第9条のような、政府が戦争をすることを禁止する決議を採択するべきである。
2．すべての国家は、国際司法裁判所の強制管轄権を無条件に認めるべきである。
3．各国政府は、国際刑事裁判所規程を批准し、対人地雷禁止条約を履行すべきである。
4．すべての国家は、「新しい外交」をとり入れるべきである。「新しい外交」とは、政府、国際組織、市民社会のパートナーシップである。
5．世界は人道的な危機の傍観者でいることはできない、しかし、武力に訴える前にあらゆる可能な創造的外向手段が尽くされるべきであり、仮に武力に訴えるとしても国連の権限のもとでなされるべきである。
6．核兵器廃絶条約の締結をめざす交渉がただちに開始されるべきである。
7．小火器のとり引きは厳しく制限されるべきである。
8．経済的権利は市民的権利と同じように重視されるべきである。
9．平和教育は世界のあらゆる学校で必修科目であるべきである。
10．「戦争防止地球行動」(Global Action to Prevent War)の計画が平和な世界秩序の基礎になるべきである。

資料38　2000人アピール

核兵器の廃絶へ――日本の使命

2000年1月1日

20世紀最後の年を迎えました。

人類は、20世紀が生みだした誰の目にも明らかな愚行を、このまま21世紀に引き継ごうとしているかに見えます。一瞬にして数十万人を焼き殺す核兵器が、未だに国際政治の最高の道具として使われています。地球上には30,000発以上の核弾頭が存在し、少なからぬ数が一触即発の発射態勢のもとに置かれています。核保有国の市民を含め、圧倒的多数の市民が核兵器のない世界を望んでいるにもかかわらず、政治は遅々として動きません。

このことに日本の市民は特別の責任を負っていると、私たちは感じます。脳裡に焼きついている地獄絵を語りながら、「二度と核兵器が使われてはならない」と訴える被爆者の声に、私たちはもっとも近くで接してきました。被爆の医学的、社会的な後遺症が世代を越えて存続する恐れに支配された社会に、私たちは半世紀をこえて暮らしてきました。この経験を、地球と人類の未来のために生かす責任が、日本の市民にはあるのではないでしょうか。

希望がないわけではありません。1998年6月、いくつかの中堅国家政府が果敢な行動に立ち上がりました。「新アジェンダ連合」と呼ばれるこれらの政府は、核兵器廃絶のために「すべての努力を惜しまない」と宣言しました。世界各国のNGOが、これらの政府を励まし、政府とNGOの連携した運動が強まろうとしています。また、NGOが起草した「モデル核兵器禁止条約」は、正式の国連文書となって各国に配布されました。

残念ながら日本政府は、誘われたにもかかわらず、「新アジェンダ連合」に加わることを拒否しました。日本政府は核抑止論を肯定し、核兵器によって日本を守る考えにとらわれています。

世界のどの国よりも強い日本市民の反核感情は無力なのでしょうか。日本の民主主義は機能しないのでしょうか。50年を越える時間の流れのなかで、日本の反核運動がそれ自身のなかに、さまざまな壁を作り出したとの指摘もあります。日本の多くの市民が、もう一度一人の人間として、それぞれの言葉で語る気運と機会を作り出すときではないでしょうか。

新しい世紀と新しい千年紀の夜明けに、私たちは日本の市民が、思想・信条の違いを越えて、新しい気持ちで核兵器廃絶のための大きな声をあげることを呼びかけます。まずなすべきことは、私たち自身の政府の核兵器政策を変えさせることです。そのために、次のような課題があります。

1. 日本に非核法を！

非核三原則を法制化するとともに、核の傘から離脱し、核兵器に依存しない安全保障政策を唱う必要があります。核兵器拡散の懸念を広げるプルトニウム政策の再検討が問われます。

2. 東北アジアに非核地帯を！

東北アジアに非核地帯を作ることが、この地域の緊張緩和と信頼醸成の大きな一歩となります。

3. 非核自治体を行動する自治体に！

今こそ、2,300を越える日本の非核宣言自治体の出番です。市民の手による、その活性化が必要です。

4. 核軍縮へ国際的なリーダーシップを！

日本政府が「新アジェンダ連合」など同志国家と連帯して、国際政治の場で核廃絶のために積極的に行動するよう、市民の働きかけが必要です。

私たちは、市民の皆さんに訴えます。2000年に核兵器廃絶運動の大きなうねりを作りましょう。そして、その動きを世界に発信しましょう。さまざまな場で、一人ひとりが、小さくても行動を始めることが変化を作ります。私たちも、その一人として「2000人アピール」に名を連ねます。

資料39　「アボリション2000」声明

1995年4月25日、ニューヨーク

私たちの子供や孫たち、未来のすべての世代にとって、世界が安全で生き延びることのできるものであるためには、私たちは核兵器のない世界を達成し、50年間続いた核実験や核兵器生産の遺産である環境破壊と人間への被害を補償することが必要です。

さらに、原子力技術の「平和利用」と戦争への利用の間に断ち切ることのできない関連があること、半減期の長い放射性物質の生成や利用により、未来世代への脅威がつきまとうこと、を認識しなければなりません。私たちは、大量破壊兵器用の物質を作り出したり何千世紀にもわたり環境を破壊し続けることのない、クリーンで、安全で、再生可能なエネルギー生産の形態に移行しなければなりません。私たちにとって本当に「奪いえない権利」は、原子力エネルギーにあるのではなく、核兵器のない世界に生きる人々の生命、自由、そして安全にこそあるのです。

私たちは核兵器のない世界は、注意深く一歩一歩達成してゆかなければならないと認識しています。私たちは、それは技術的に可能だと確信いたします。政治的な意思の欠如、特に核兵器国の意思の欠如が、唯一の障害です。化学兵器、生物兵器が禁止されたのと同じように、核兵器は禁止されなくてはなりません。

私たちは核兵器の廃絶を達成するために、すべての国に対し、特に核兵器を公然であろうと事実上であろうと保有する国に対し、次のことを実行することを求めます。

1)　限られた時間枠を定め、有効な検証と執行のための条項を備え、核兵器の段階的除去を求める核兵器廃絶条約の交渉をただちに開始し、2000年までに締結すること(注)。
2)　核兵器の使用や使用の威嚇を行わないことを直ちに無条件に約束すること。
3)　しきい値をゼロに定め、すべての国の核兵器開発を禁止するという目的を明記した、真に包括的な核実験禁止条約を速やかに締結すること。※
4)　新しい核兵器を追加生産したり配備することを中止し、配備済みの核兵器の除去と不能化を開始すること。
5)　核兵器使用可能なすべての放射性物質の、軍事および商業用利用と再処理を禁止すること。
6)　すべての国の核兵器使用可能な放射性物質と核施設を、国際的な計量、監視、保障措置のもとに置き、核兵器使用可能なすべての放射性物質の公的な国際登録を確立すること。
7)　非核の流体力学爆発、コンピュータ・シミュレーションなど(それらに限らず)研究室の実験による核兵器の研究、設計、開発、実験を禁止し、すべての核兵器研究所を国際監視のもとに置き、すべての核実験場を閉鎖すること。
8)　トラテロルコ条約やラロトンガ条約で作られたような非核兵器地帯をさらに増やすこと。
9)　核兵器の使用と使用の威嚇が違法であることを認識し、これを公に、また国際司法裁判所において宣言すること。
10)　持続可能で環境に安全なエネルギー源の開発を推進し支援する国際エネルギー機関を設立すること。
11)　核兵器廃絶へのプロセスの立案や監視に、市民やNGOが参加することを保証する機構を創立すること。

核兵器のない世界は、人類すべてが熱望しているものです。この目標は、少数の国の核兵器保有を公認している核不拡散体制では達成できません。私たちの「共通の安全保障」には、核兵器の完全な除去が必要です。私たちはNPTの無期限、無条件延長に反対します。私たちの目的ははっきりしています。それは無条件の核兵器廃絶です。

(注)核廃絶条約は、不可逆的な核軍縮の方法を定めるべきであり、次のような内容を(それに限らず)含むべきである。つまり、配備されているすべての核兵器システムを撤去し不能化すること、核弾頭を不能化し解体すること、核弾頭と核兵器使用可能な放射性物質を国際的な保障措置のもとに置くこと、弾道ミサイルや他の運搬手段を破壊すること。この条約はまた、遅滞なく独立に実行されるべき、上に掲げたような方法を含むことも可能である。完全に履行された暁には、条約はNPTにとってかわるであろう。

資料40　モオレア宣言(「アボリション2000」設立声明への補足)

1997年1月25日
テ・アオ・マオヒ※、モオレアでの「アボリション2000」会議にて

※フランス領ポリネシアに対する先住民(マオヒ)の呼称

本会議は、広島・長崎の人々の被爆から50周年である1995年に発せられた「アボリション2000」設立声明に述べられている合意事項や展望を再び確認する。それは、核兵器をきっぱりと無条件に廃棄するために活動し、52年間にわたる核兵器の使用、実験、生産の遺産である環境破壊や人的被害を正すためのものである。

しかし、フランス核実験の終結から一周年にテ・アオ・マオヒ※で開かれたこの会議は、核兵器の生産と実験の結果、先住民や植民地化された人々が特別に被害を受けていることに強い光をあてた。植民地化された人々の怒りや涙は、核時代のそもそもの最初から、彼らの土地や大気や水が核開発のために取りあげられたにもかかわらず、彼らに何の相談もなく何の合意もなく、何の関与も与えられなかったという事実から発している。

植民地化された先住民の大部分は、この核の荒廃の矢面に立たされてきた。先住民の土地におけるウラン採掘や核実験から、プルトニウムや核廃棄物の投棄、貯蔵、輸送、さらに核のインフラストラクチャーのために土地が盗みとられたことにいたるまで。

「アボリション2000」設立宣言は、「核兵器廃絶の立案や監視に、市民やNGO(非政府組織)の参加がきわめて重要である」と述べている。私たちは、これを精神においても行動においても再び強調する。とともに、先住民や植民地化された人たちが、この過程にとって重要であることを指摘する。彼らが、核兵器サイクルに関する決定、とりわけあらゆる分野における核兵器の廃絶に参加することができて初めて、これが達成されるのである。自己決定、主権、そして独立という譲ることのできない権利が地球から核兵器を永久になくするための共通の闘いに全世界の人たちが参加できるために不可欠である。

したがって本会議は、このモオレア宣言が「アボリション2000」設立声明への補足となることに合意する。

資料41　「アボリション2000」ミレニアム声明

国連ミレニアム・フォーラム平和・安全保障・軍縮小委員会への「アボリション2000」の提出文書

1999年12月14日

私たちのビジョンは、核兵器のない世界、そして核兵器が人類、環境、そしてあらゆる生命に対して与える耐えがたい脅威から解放された世界である。こうしたビジョンは、国連総会がまさにその最初の決議で認識したものである。その決議は、「核兵器および大量破壊に用いることができるその他のあらゆる主要兵器を国の軍備から廃棄すること」を問題にしようとした。このビジョンは、過去50年にわたって、無数の総会で再確認されたものである。

私たちのビジョンは、核不拡散条約（NPT）の第6条の義務があらゆる国家によって遵守されている世界である。

私たちのビジョンは、1996年の国際司法裁判所の勧告的意見の中で明記された、「あらゆる側面における」核軍縮を達成するための義務が、あらゆる国家によって履行されている世界である。

私たちのビジョンは、いかなる国の安全保障も、核の破壊によって何千万人もの罪のない人々を殺戮するという「究極の悪」の威嚇に依存することのない世界である。

こうしたビジョンを達成するための障害は、核保有国によって作りだされてきた。核兵器国は防衛政策の柱として核抑止力に頼り続け、国際法上の義務はもちろん、人類や地球に対する道徳的義務を遵守するよう求めるあらゆる訴えに、盛んに抵抗してきた。

ベルリンの壁が崩壊して10年たった今も、意図的あるいは偶発的な核兵器の使用の危険性は現実のものとして残っている。南アジアでの核実験、バルカンやチェチェンでの戦争、戦域および国土ミサイル防衛システム計画が、新たな核をめぐる緊張を生み出した。

1995年、NPT再検討・延長会議において、市民組織は声明を発表し、保有核兵器を廃棄するための拘束力のあるスケジュールを定めた核兵器廃絶条約の2000年までの締結につながるような交渉を始めることを通じて、NPTの核軍縮義務の履行を求めた。1400以上の組織がこれまでにこの声明を支持し、アボリション2000の地球ネットワークを形成している。1999年、核兵器廃絶は、多くの課題にまたがる国際市民社会の構想であるハーグ平和アピールの中心プログラムとして採用された。世論調査は、ほとんどのNATO加盟国やアメリカやイギリスを含む核保有国において、80%以上が核兵器禁止条約を支持していいることを示している。国連総会とヨーロッパ議会は、ともに核兵器禁止条約を求める決議を採択した。核兵器廃絶の可能性を示したモデル核兵器禁止条約は国連内に配布された。

それにもかかわらず、核兵器保有国は、保有核兵器を進んで廃棄しようとする兆候をほとんど示していない。逆に核保有国は、核兵器の配備と、大量報復、何よりも、第一使用（先制使用）の選択肢を含む抑止政策を続けている。また核保有国は、保有核兵器の無制限の維持を可能にするためのインフラストラクチャーに莫大な費用を投じ、新たな核兵器の研究・開発を継続し、さまざまな方法でそれらの実験を行っている。核保有国の大部分は、核軍縮のための多国間交渉の開始を拒否している。

核兵器への依存を終えるためには、核抑止論は、国際的な安全保障の実行可能な基礎としては完全に否定されなければならない。真の安全保障は、核兵器の廃絶と、世界規模での非軍事化と、国連や他の国際機関の戦争防止や紛争解決能力の強化にこそ見出される。

新たな千年紀の夜明けにおいて、世界中の政府は最初の国連総会決議によって表明された、完全な核軍縮の約束を果たすために早急に動かなければならない。緊急の活動には、以下のようなものがある。

1. 効果的な検証と執行のための条項をもち、定められた時間の枠内で、あらゆる核兵器の段階的な削減を行うことを要求するような、核兵器禁止条約（NWC）の早期締結につながる多国間交渉をただちに開始すること。そうした交渉は、ジュネーブ軍縮会議（CD）、あるいはNPT加盟国、国連総会、関心をもつ国々によって招集される特別会議、において行うことができるであろう。
2. 外国の領土や国際海域からのあらゆる核兵器の撤去。および警戒態勢の解除（ディ・アラーティング）、核弾頭と運搬手段の分離（ディ・メーティング）、そして核戦力の核能力除去による全面的な警戒体制解除。
3. いかなる方法によるにせよ核兵器のさらなる設計、開発、実験の停止。あらゆる核実験場の閉鎖、そして宇宙のさらなる核化と軍事化の停止。
4. 核兵器の不使用の誓約と、核抑止論の非合法性、反道徳性、そして無責任さを認める宣言への誓約。
5. 持続的な世界の将来を確保し、世界の先住民に不釣り合いに背負われている核兵器の生産と実験によってもたらされた環境破壊と人的な苦しみを補償するために、資源を振り向け直すこと。

資料42　米バーモント州決議関連資料

42–1

バーモント州の町集会における「核兵器廃絶要求条項」(雛形)
1999年3月2日

バーモント州(自治体名)の市民は、合衆国政府と全核保有国政府に対し、核兵器廃絶条約を早急に確立することを要請する。その条約は、すべての国に相互的で検証可能な方法で核兵器を早期に廃棄するためのタイム・テーブルをもり込んだものでなければならない。

私たちはまた、私たちの州の上院および下院議員が同様な決議を提案し、それを即時実行に移すようバーモント州選出国会議員にとどけることを要請する。

42–2

バーモント州上下両院共同決議

上院 1999年3月23日、下院 1999年4月28日 バーモント州モントプリア

核兵器廃絶のための検証可能な条約を採択するため、全核兵器国との交渉を直ちに開始することを、連邦政府に対し緊急に要請する共同決議

米国と旧ソ連の間の冷戦が終結したにもかかわらず、地球上にはその負の遺産である備蓄核兵器が点在し、地球上のすべての人びとにとって身近な恐るべき脅威でありつづけているがゆえに、また、

1998年、数週間のうちに、インド、つづいてパキスタンが核装置の爆発を行ったことにより、インド亜大陸が新たな、そして破壊し尽くされる可能性のある核戦争地帯となったがゆえに、また、

このような恐ろしい現実を踏まえて、1999年3月2日、バーモント州33自治体の市民、つまりアンドバー、ベーカーズフィールド、ブラッドフォード、ブレイントゥリー、ブルックフィールド、バーリントン、カレー、シャーロット、チェルシー、コルチェスター、クラフツベリー、イーストモントプリア、ジェリコ、ジョンソン、マールボロ、マーシュフィールド、モントプリア、ニューアーク、ノーウィッチ、プレインフィールド、ピーチャム、プトニー、ランドルフ、ロチェスター、セント・ジョンズベリ、シェルバーン、スタナード、セットフォード、アンダーヒル、バーシャイア、ウォルデン、ウェストフォード、ウィリストンの市民が、それぞれの町集会において「合衆国政府と全核保有国政府に対し」、「すべての国に相互的で検証可能な方法で核兵器を早期に廃棄するためのタイム・テーブルをもり込んだ」「核兵器廃絶条約を早急に確立することを要請する」投票を行ったがゆえに、また、

これらの町の有権者は、地元州議会議員が同様な決議を総会に提出し、採択された決議をバーモント州選出国会議員にとどけることを要請したがゆえに、

上下両院は次のことを決議する。

総会は、核兵器廃絶へ早期のタイムテーブルを確立するような検証可能な条約のために、合衆国政府が全核兵器国と直ちに交渉を開始することを要請する。

また、この決議の写しをバーモント州選出国会議員に送付するよう州官吏に命じる。

資料43　「アボリション2000」の自治体宣言、米サンタバーバラ市

1997年3月18日採択 決議番号97-032

◆核兵器が、文明、種としての人間、そして生命そのものに、継続的脅威であり続けているがゆえに、
◆核の時代を通して、都市は核兵器の第一の標的であり続け、そして今なお核兵器の大量破壊効果に対し無防備のままであるがゆえに、
◆核兵器の開発や維持は、今なお一年に何十億ドルも費やし、極端に高い費用がかかっており、これらの資源は、われわれの都市の基盤整備、市民の健康と福祉への援助、そして環境の質の保護や促進に利用されたほうがはるかに有効であるがゆえに、
◆公然たる核保有国5ヶ国(合衆国、ロシア、連合王国、フランスそして中国)が、1995年5月の核不拡散条約再検討延長会議で、「核兵器廃棄という究極的目標の下に、核兵器の世界的な削減のための系統的で前進的な努力」を追求することを約束したがゆえに、
◆1996年7月に、国際司法裁判所が全会一致で「厳格で効果的な国際監視の下でのあらゆる分野にわたる核軍縮につながるような交渉を誠実に行い、完了させる義務がある」と判決を下したがゆえに、
◆かつて米国の全戦略核戦力に責任を負ったリー・バトラー退役空軍大将が、核兵器を「本質的に危険で、あまりに高価で、軍事的に非効率で、人道的に許されない」と呼んだがゆえに、
◆冷戦の終結が、核時代を終結させるこれまでにない機会、現在そして将来の世代に対する責任を全うする機会、を提供しているがゆえに、

いま、それゆえ、サンタバーバラ市議会によって以下のことが決議された。

1. サンタバーバラは、自らを非核地帯として宣言し、非核地帯の世界全土への拡大を支援する。
2. サンタバーバラは、すべての核兵器を臨戦態勢から解除し、すべての核弾頭を運搬手段からとり外し、そして核兵器国がこれらの兵器の第一不使用に無条件に同意することを要求する。
3. サンタバーバラは、すべての核兵器保有国に対し、すべての核兵器を来世紀の早い時期に禁止し廃棄する核兵器禁止条約の交渉の即時開始、そしてこれらの交渉を2000年までに終結させることを要求する。
4. サンタバーバラは、この決議文の写しを、合衆国下院議員、合衆国上院議員、そして大統領を含む、この自治体の選挙で選ばれた代表に送ることを命ずる。

資料44　核兵器禁止条約の2000年までの締結を求めている世界の自治体リスト

2000年3月13日現在、242自治体（国名の次の数字はその国の決議自治体数）

注：B＝バロウ（市）、D＝地方議会、S＝シャイア（郡）

オーストラリア◆(146)

地方政府全国議会／オーストラリア地方政府協議会／ニュー・サウス・ウェールズ地方政府協議会／サウス・オーストラリア地方政府協議会／ビクトリア自治体協議会／ウェスタン・オーストラリア自治体協議会
（以上全国または州レベルの自治体連合組織）

アデレード市／ブライトン市／キャンプベルタウン市／チャールズ・スタート市／グレネルグ市／ハインドマーシュ・ウッドビル市／ホールドファースト・ベイ市／マリオン市／ミッチャム市／ムノ・パラ市／ノアラルンガ市／オンカパリンガ市／プレイフォード市／ポート・アデレード・エンフィールド市／ポート・リンカン市／プロスペクト市／サリスベリー市／アンレイ市／ワイアラ市／ノーザン・エリアズ町／アレクサンドリーナD／クレアD／イースト・トレンスD／エリストンD／グマラカD／カルーンダ・イースト・マレーD／マラーラD／マウント・リマーカブルD／ナラコルテD／ピーターバロウD／ウェイクフィールド地域議会／ゴーラー・タウン・コーポレーション
（以上サウス・オーストラリア州）

コックバーン市／マンドゥーラ市／ワネロー市／ポート・ヘッドランド町／ビンセント町／アシュバートンS／ブリッジタウン-グリーンブッシュズS／バッセルトンS／コリーS／カバリングS／ダンダスS／ジェラマンガップS／コーダS／マウント・マグネットS／ローバーンS／シャーク・ベイS／タンベラップS／ビクトリア・プレーンズS／ウィンダム・イーストキンバレーS
（以上ウェスタン・オーストラリア州）

バララット市／ブリムバンク市／ケージー市／フランクストン市／グレーター・シロング市／ホーシャム市／ウォドンガ市／ウィンダム市／ヤラ市／コランガマイトS／ハインドマーシュS／ニランビックS／サーフコーストS／ウエスト・ウィメラS
（以上ビクトリア州）

ブラックタウン市／ブルー・マウンテンズ市／ブロークン・ヒル市／セスノック市／フェアフィールド市／ゴスフォード市／グレーター・リスゴー市／グレーター・タリー市／グリフィス市／ホーンズバイ市／ライクハート市／リズモア市／マンリー市／ランドウィック市／シェルハーバー市／サウス・シドニー市／ウランゴング市／バーウッド町／ベリンゲンS／クーラS／コーラモンS／クーナンブルS／ユーロボダラS／グロスターS／ガンダガイS／リートンS／メリワS／マレーS／ナンブッカS／ナロマインS／ニンボイダS／シングルトンS／リッチモンド・リバーS／トウィードS／ウルマラS／ウラーラS／ウィンゲカリビーS／ウランディリS／ワイオングS／ヤロウルムラS／オーバーンD／コンコルドD／ベイ教区・ノースシドニー／ベネット教区・ノースシドニー／エドワード教区・ノースシドニー／キアマ自治体議会／キョグル町／ニュートラル教区・ノースシドニー／スタントン教区
（以上ニューサウスウェールズ州）

ブリスベーン市／ローガン市／メアリーバロウ市／ボーエンS／ブロードサウンドS／クリフトンS／クローネストS／ダグラスS／ジョンストンS／ジョンダリアンS／レイドレーS／リビングストンS／ロングリーチS／マーウェーS／ピーク・ダウンズS／パイン・リバーズS／スタンソープS／スリンゴワS
（以上クィーンズランド州）

ボロルーラ・コミュニティ／ウィリヤジャライ町／ユエンドゥムS／ガリウィンク・コミュニティ（Inc.）／ユエンドゥム・コミュニティー政府議会
（以上ノーザン・テリトリー州）

バーニー市／フリンダーズ町
（以上タスマニア州）

ニュージーランド◆(33)

オークランド市／クライストチャーチ市／ダニーディン市／ハミルトン市／フット・バレー市／インバーカーギル市／マメカウ市／ネルソン市／ニュープリモス市／ノースショア市／パーマストン市／ポリルア市／サウス・タラナキ市／ワイタケレ市／ウェリントン市／ブラーD／セントラルオタゴD／クルーサD／ギスボーンD／ハウラキD／ホロウェヌアD／カウェラウD／マスタートンD／ロトルアD／タスマンD／テムズ・コロマンデルD／ワイカトD／ワイマカリリD／ウェスタン・ベイ・オブ・プレンティD／オークランド地域議会／カンタベリー地域議会／ホークスベイ地域議会／オタゴ地域議会

英国◆(15)

ブラックプールB、ランカシャー／ベリー・メトロポリタンB／クラックマンシャー／ダビーシャ・カウンティ／ノウズレイ・メトロポリタンB／リーズ市／マンチェスター市／マーサー・ティドビルB／オックスフォード市／サウス・ティネサイド・メトロポリタンB／スティーベネジB／ボルソバーD／ワンスベックD／ウェルイン・ハットフィールド町／ブラックバーン・ウィズ・ダーウェン・カウンシル

米国◆(37)

デービス市／オークランド市／サンタ・バーバラ市／セバストポール市／サン・アンセルモ町／アラメダ・カウンティ／サンタ・クルス
（以上カリフォルニア州）

ボールダー市
（以上コロラド州）

ニューヘブン
（以上コネティカット州）

アローシック／バンガー／ベルファスト／ディア・アイル／ファルマウス市／ジョージタウン／マンチェスター／ニュー・グロスター／オロノ／ポートランド／セバコ／セジェウィック／サウス・ブリッスル／サウス・ポートランド／ヴィエンナ／ワイネ／ウーリジ
（以上メイン州）

フィラデルフィア市／ピッツバーグ市
（以上ペンシルバニア州）

チェリー・ヒル市／ランバートビル市／ローレンス・タウンシップ／ルーズベルト市／トレントン市／プリンストン・バロウ／プリンストン・タウンシップ
（以上ニュージャージー州）

ケンブリッジ市
（以上マサチューセッツ州）

ウォードロン島
（以上ワシントン州）

カナダ◆(7)

ピーターバロウ市／ピーターバロウ・カウンティ／レイクフィールド村
（以上オンタリオ州）

ブリッジウォーター町／ハリファックス地域自治体／リューネンベルグ町
（以上ノバ・スコシア州）

サスカトゥーン市
（サスカチェワン州）

日本◆(2)

浦安市議会（千葉県）／調布市議会（東京都）

ドイツ◆(1)

ダルムシュタット市

オーストリア◆(1)

ザルツブルグ市

資料45　広島市・長崎市の1999年平和宣言

広島市　1999年8月6日

戦争の世紀だった20世紀は、悪魔の武器、核兵器を生み、私たち人類はいまだにその呪縛(じゅばく)から逃れることができません。しかしながら広島・長崎への原爆投下後54年間、私たちは、原爆によって非業の死を遂げられた数十万の皆さんに、そしてすべての戦争の犠牲者に思いを馳(は)せながら、核兵器を廃絶するために闘ってきました。

この闘いの先頭を切ったのは多くの被爆者であり、また自らを被爆者の魂と重ね合わせて生きてきた人々でした。なかんずく、多くの被爆者が世界のために残した足跡を顧みるとき、私たちは感謝の気持ちを表さずにはいられません。

大きな足跡は三つあります。

一つ目は、原爆のもたらした地獄の惨苦や絶望を乗り越えて、人間であり続けた事実です。若い世代の皆さんには、高齢の被爆者の多くが、被爆時には皆さんと同じ年ごろだったことを心に留めていただきたいのです。家族も学校も街も一瞬にして消え去り、死屍累々(ししるいるい)たる瓦礫(がれき)の中、生死の間(はざま)をさまよい、死を選んだとしてもだれにも非難できないような状況下にあって、それでも生を選び人間であり続けた意志と勇気を、共に胸に刻みたいと思います。

二つ目は、核兵器の使用を阻止したことです。戦争や紛争の度に、核兵器を使うべしという声が必ず起こります。コソボでもそうでした。しかし、自らの体験を世界に伝え、核兵器の使用が人類の破滅と同義であり、究極の悪であることを訴え続け、二度と過ちを繰り返さぬと誓った被爆者たちの意志の力によって、これまでの間、人類は三度目の愚行を犯さなかったのです。だからこそ私たちの、そして若い世代の皆さんの未来への可能性が残されたのです。

三つ目は、原爆死没者慰霊碑に刻まれ日本国憲法に凝縮された「新しい」世界の考え方を提示し実行してきたことです。復讐(ふくしゅう)や敵対という人類滅亡につながる道ではなく、国家としての日本の過ちのみならず、戦争の過ちを一身に背負って未来を見据え、人類全体の公正と信義に依拠する道を選んだのです。今年5月に開かれたハーグの平和会議で世界の平和を愛する人々が高らかに宣言したように、この考え方こそ21世紀、人類の進むべき道を指し示しています。その趣旨を憲法や法律の形で具現化したすべての国々そして人々に、私たちは心から拍手を送ります。

核兵器を廃絶するために何よりも大切なのは、被爆者の持ち続けた意志に倣って私たちも、「核兵器を廃絶する」強い意志を持つことです。全世界がこの意志を持てば、いや核保有国の指導者たちだけでもこの意志を持てば、明日にでも核兵器は廃絶できるからです。

強い意志は真実から生まれます。核兵器は人類滅亡を引き起こす絶対悪だという真実です。

意志さえあれば、必ず道は開けます。意志さえあれば、どの道を選んでも核兵器の廃絶に到達できます。逆に、どんなに広い道があっても、一歩を踏み出す意志がなければ、目的地には到達できないのです。特に、若い世代の皆さんにその意志を持ってもらいたいのです。

私たちは改めて日本国政府が、被爆者の果たしてきた役割を正当に評価し援護策を更に充実することを求めます。その上で、すべての施策に優先して核兵器廃絶のための強い意志を持つことを求めます。日本国政府は憲法の前文に則(のっと)って世界各国政府を説得し、世界的な核兵器廃絶への意志を形成しなくてはなりません。

地球の未来のために、私たちが人間として果たさなくてはならない最も重要な責務が核兵器廃絶であることをここに宣言し、原爆犠牲者の御霊(みたま)に心から哀悼の誠を捧(ささ)げます。

広島市長　秋葉　忠利

長崎市　1999年8月9日

核兵器、それは人類の滅亡をもたらすものです。54年前のきょう、8月9日午前11時2分、私たちのまち長崎は、ただ一発のプルトニウム型原子爆弾によって一瞬のうちに廃虚と化しました。数千度の熱線、強烈な爆風、恐るべき放射線に襲われた無数の人々がもだえ死にし、かろうじて生き延びた人々は、半世紀経った今もなお、心と体の傷をかかえて、不安と孤独に苦しんでいます。

私たちは、この地獄のような体験から、核兵器は絶対に許せないと考え、それ以来、核兵器の廃絶を世界に向けて訴え続けてきました。

昨年5月のインドとパキスタンの地下核実験以降、核兵器をめぐる世界の情勢は緊張の度合いを高め、ユーゴスラビア空爆に際して、NATO(北大西洋条約機構)側が核兵器使用を示唆したように、世界は危険な道をたどろうとしています。核保有国は、今なお時代錯誤の核抑止論に固執しています。

しかし、21世紀に向けた力強い動きも始まっています。「アボリション2000」や「ハーグ世界市民平和会議」など、核兵器廃絶をめざすNGO(非政府組織)の積極的な活動と平和を願う国際世論の高まりがあります。これらの力の結集が各国政府を動かすとき、核兵器の廃絶は必ず可能です。私たちは、20世紀を生きてきた人類の責任として、核兵器全面禁止条約の早期締結を訴え、世界の国々の指導者に対し、「核兵器廃絶宣言」を今世紀中に行うよう強く求めます。

今なお、地球上では戦争や地域紛争が後を絶ちません。これは、武力に訴えて自分たちの主張を通そうとする行いであり、最大の人権侵害、環境破壊です。私たちは、武力に頼らずに平和を築くこと、民族、宗教、文化の違いを互いに尊重し、認め合い、対話によって信頼を培うことの大切さを、世界に訴えます。

次に日本政府に求めます。昨年12月に国連総会で採択された、核兵器廃絶への具体的提案である「新アジェンダ決議」を受け入れ、被爆国として先導的役割を果たすべきです。条約締結が間近い中央アジア非核地帯に続き、北東アジア非核地帯の創設に努力し、核の傘を必要としない新たな安全保障の枠組みをつくってください。アジア・太平洋諸国に対する侵略と加害の歴史を反省し、日本国憲法の平和理念を守ることを誓い、真の相互理解に基づく信頼関係を築いてください。高齢化の進む国内外の被爆者のために、援護の充実に努めてください。

21世紀を切りひらく若い皆さん、あなた方が生きる新世紀が平和であるために、いま何をしたらよいのか、考えてください。飢えや貧困をなくし、環境を守り、人の命を大切にして、世界中の人々が協力しあえる社会をつくるために、いま出来る身近なことから、行動を始めてください。

昨年11月、長崎で開かれた国連軍縮会議は、「長崎を核兵器の惨禍に苦しんだ世界最後の被爆地とする」ことを決議し、私たちに大きな希望を与えました。長崎には、長い国際交流の歴史と悲惨な被爆体験があります。私たちは長崎を平和学習の拠点と位置づけます。被爆の実相と平和の願いを世界に発信し、世界の人々とともに平和の輪を広げます。

被爆54周年にあたり、原爆で亡くなられた方々のごめい福を心からお祈りいたします。

ここに、核兵器のない世界をめざし、さらに努力することを、長崎市民の名において国内外に宣言します。

長崎市長　伊藤　一長

資料46　NPT再検討会議における長崎市長演説

2000年5月3日

バーリ議長並びにご列席の各国政府代表の皆様、私は長崎市長の伊藤一長でございます。

この度、NPT再検討会議において、国連登録のNGOの一員である世界平和連帯都市市長会議を代表して、皆様にお話する機会を得ましたことを大変光栄に思います。

世界平和連帯都市市長会議は、1982年、原爆被爆都市である広島市と長崎市が、核兵器廃絶の国際世論の喚起を目的に世界の都市に呼びかけて設立した都市の国際ネットワークで、現在、102か国・地域487都市が加盟しています。

戦争、とりわけ核戦争が起これば、真っ先に攻撃を受けるのは都市であり犠牲となるのはそこに住む市民であり、特にお年寄りや、女性や子供たちであります。このことは、広島、長崎の原爆被爆はもちろん、これまで何度も繰り返されてきた戦争や地域紛争における被害をみれば、明らかであります。

広島と長崎に投下された原爆で21万人余の人々が即死し、あるいは数か月のうちに亡くなりました。そのほとんどが軍人ではなく非戦闘員である一般市民でありました。9,000mの上空から投下された原子爆弾は地上500mで爆発し、摂氏数千度の熱線、巨大な爆圧と放射線が地上のあらゆる物を破壊し、焼き尽くしました。原爆の悲劇は55年後の今日でも、広島と長崎のおよそ30万人の被爆者が、命を脅かされ、原爆後障害で苦しんでいる形で続いているのです。

私は1995年11月、オランダ、ハーグの国際司法裁判所で被爆都市の市長として陳述し、核兵器使用の違法性について次のように訴えました。

「私は、戦闘に関する国際法では、兵器の選択について無制限な自由は認められておらず、その禁止を明文化されていない兵器であっても、①文民を攻撃すること、②不必要な苦痛を与えること、③環境を破壊すること、は禁止されていると聞いております。核兵器の使用は、まさしくこれらの禁止事項に該当するものであり、国際法に違反していることは明らかであります。」

翌年7月、国際司法裁判所が「核兵器の使用と威嚇は一般的に国際法に違反する」との勧告的意見を出したことは、皆様ご承知のとおりであります。

この勧告的意見は、私たち被爆都市の市民だけでなく核兵器をなくそうと活動している世界の市民、NGOに勇気と励ましを与えてくれました。勧告的意見に触発されたかのように、国際的に著名な科学者や政治家、かつて軍の中枢にいた人たちが、核兵器廃絶への具体的提言を発表しました。私たち長崎市民は、核軍縮の未来にひとすじの光が見えた気がしました。

しかしながら、1998年5月、インドとパキスタンが相次いで核実験を実施しました。私たちが最も恐れていた核兵器の拡散の危険が現実のものとなりました。

ご列席の皆様、

インドとパキスタンはそれぞれの自国の安全を守るという名目で核実験を行いましたが、その結果、両国は安全になったでしょうか。その反対に、両国とも相手国による核攻撃に脅えているのが現実ではないでしょうか。

私は、毎年、長崎に原爆が投下された8月9日に行われる平和祈念式典で発表する長崎平和宣言の中で、自国の平和と安全を核兵器に頼ろうとするいわゆる「核抑止政策」に固執する核保有国の姿勢を何度も批判してきました。核兵器は人類滅亡をもたらす兵器であり、核兵器が存在する限り、人類の恒久平和はあり得ないと思います。

今日、NPT6条に謳われている「核軍縮の努力義務」を核保有国がどれだけ果たしているかが問われています。

先日、ロシア連邦は、調印以来7年ぶりに第二次戦略兵器削減条約（STARTⅡ）を批准し、さらに、158か国の賛成で成立した包括的核実験禁止条約（CTBT）を批准しようとしています。このような動きは、歓迎すべきことではありますが、その一方で、ロシアは新軍事ドクトリンの中で核兵器の先制使用を認めました。

一方、アメリカ合衆国は上院においてCTBT批准決議を否決し、現在の政権下ではその批准は絶望視されています。しかも、CTBTに違反しないとの理由で臨界前核実験を11回実施し、ロシア連邦と共に、更にその継続を表明しています。戦後の国際政治を動かし、核兵器の増強を進めてきた核大国アメリカの責任は大きいと言わざるを得ません。

私は1945年8月23日、第二次世界大戦の終戦後に生まれた戦後の第一世代です。私はアメリカが日本の戦後復興を支援し、すばらしい民主主義を日本にもたらしましたことをよく知っています。私を含め日本人の多くはこのことを感謝しています。しかし、核兵器の問題については、私たちは、アメリカ合衆国の政策は、強く批判されてしかるべきと思っています。

20世紀は人類がかつてない繁栄を達成した時代でありました。その一方で、二度にわたる世界大戦を始め、戦争と破壊を経験した時代でもありました。今、20世紀はまさに終わろうとし、21世紀を迎えようとしています。

1955年に発表されたラッセル・アインシュタイン宣言では、核兵器の脅威について次のように警告しています。

「信頼できるある筋によれば、現在では広島を破壊した原子爆弾の2500倍も強力な爆弾をつくることができると言われている。・・・・・ところで、最も権威ある人々は一致して、水素爆弾を用いた戦争は、人類に終末をもたらす可能性があることを指摘している。もし多数の水素爆弾が使用されれば、生きとし生けるすべての生物が死に絶える心配がある。」と。

あれから45年がたちましたが、私たちは、ラッセル・アインシュタイン宣言が警告した人類滅亡の危機から依然としてのがれていません。そして核保有国は、平和を守るためとの理由で核兵器を持ち続け、そのことが逆に人類全体の存続を危うくするという「核の呪縛」から脱却できずにいるからです。

ご列席の皆様、

長崎、広島の市民は過去の憎しみや恨みから核兵器の廃絶を訴えているのではありません。それは核兵器が国際法に違反する非人道的な兵器であり、無差別、大量破壊兵器であることを、私たちの55年前のあの悲惨な被爆体験によって知っているからにほかなりません。

今こそ、核保有国が核兵器を地球上から全廃するという政治的意思を明らかにして、核兵器の開発、製造、実験、配備、使用を禁止する核兵器全面禁止条約の早期締結に向けて交渉を始めるべきであります。

この度のNPT再検討会議が、核兵器を21世紀に持ち込ませないため、あくまで核兵器廃絶への道筋を示す会議となるよう皆様の真剣で建設的な議論に期待しています。

長崎市は広島市と共に、世界の都市と連帯を深めながら核兵器廃絶の声を更に広げるために努力していきます。そして、今年の11月には、世界のNGOに参加を呼びかけて核兵器廃絶地球市民集会を長崎市で開催いたします。

私は、世界の市民、NGOの力を結集し、人類の良心を動員することによって、核兵器の廃絶は可能であると信じています。21世紀を核兵器のない世紀とし、私たちの子供たちが平和に生きることのできる世界をつくるために共に努力しましょう。ありがとうございました。

資料47　日本の非核宣言自治体の活動と事業

以下のものは、日本の非核宣言自治体が、これまでとり組んだ活動や事業を分類整理したものである。必ずしもすべてが網羅されているわけではない。他にユニークなとり組みがあれば、編集部にご一報いただけると幸いである。

1. 宣言や条例の制定

●宣言（手続きにより3種類のものがある）
- ・首長提案・議会決議のもの
- ・市民又は議員提案・議会決議のもの
- ・再度の宣言を議会が決議したもの

（内容による違い）
- ・核兵器の廃絶と恒久平和を訴える
- ・非核港湾を訴える
- ・放射性物質等の持ち込みや原子力関連施設の立地を拒否する

●条例（内容によりほぼ3種類に分類できる）
- ・非核平和条例（核兵器の通過などを具体的に禁止している、市民や市長の不断の努力を規定し、企画の段階からの市民参加を明文化している）
- ・平和条例（平和行政、予算化などを規定）
- ・平和基金条例（億単位の基金を制定し、利息による平和事業の実施、募金の拡大を）

2. 首長・議長の抗議や要請行動

- ・核爆発実験に対する抗議や要請文の持参・送付（仏・中、インド・パキスタン）
- ・未臨界核実験に対する抗議&要請文の持参・送付（米・ロ）

3. 議会の決議など

- ・非核三原則の堅持を求める意見書の提出
- ・CTBT（包括的核実験禁止条約）の制定を求める意見書
- ・仏・中国、インド・パキスタンの核爆発実験の中止を求める決議
- ・米・ロの未臨界核実験に抗議し、今後の実験中止を求める決議
- ・非核法の制定を求める意見書の提出
- ・核兵器禁止の国際条約の制定を求める決議
- ・核兵器のない21世紀を希求する宣言に関する決議
- ・文民指導者の核兵器廃絶声明を支持する決議
- ・核兵器搭載艦船の入港を認めない港湾条例を求める決議
- ・入港するすべての艦船に「非核証明」の提出を求める意見書
- ・プルトニウム輸送の情報公開を求める意見書
- ・高速増殖炉「もんじゅ」の安全管理に関する意見書
- ・核燃料再処理事故に関する意見書

4. 非核・平和のための周知活動

- ・宣言の懸垂幕設置（車にステッカーも、アドバルーンの掲揚）
- ・宣言の碑の設置（石碑、ブロンズ像、被爆石）
- ・宣言の看板設置（多数あり、修理費も）
- ・宣言文の掲示（プレート、パネルを小学校、市の封筒類）
- ・市民キャンペーン（市民の集まる所へ出かけて、知らせる）

- ・平和盆踊り（平和の火リレー、風船メッセージ、灯篭、花火大会）
- ・無料電車「平和号」運行
- ・広報誌での啓発（多数あり）
- ・ローカル紙への行事掲載（テレビ・ラジオも）
- ・ホームページの作成（非核平和推進協議会ほか）
- ・憲法記念日（9条の掲示）
- ・ケーブルテレビでの市民への啓発

5. 啓発品の配布

- ・啓発パンフレットの配布（多数あり）
- ・啓発用品の配布（ファイル中学一年生、球根と鉢、憲法手帳、テレホンカード、カレンダー、Tシャツ&帽子&記念旗、皮製キーホルダー、全戸に色紙配布し千羽鶴をおり広島へ持参、ティシュ、水性ペン、平和はがき、バンドエイドセット、綿棒など多数）
- ・平和の花いっぱい運動（宣言文いり花の種三千個、リーフレット付、街頭&全小中学生に配布、平和のバラ運動）
- ・日本国憲法の冊子作成と配布

6. 祈念式典・集会

- ・平和のつどい（映画、演劇、展覧会、コンサートなどと一緒に）
- ・平和祈念式典（多数あり）
- ・戦没者追悼式
- ・黙祷の実施・半旗の掲揚（8／6・9・15の他、沖縄、空襲など各地の記念日に）
- ・平和の鐘の打鐘

7. 展覧会

- ・原爆パネル・資料展（ポスターも、ビデオも、戦災も、美術展も、宣言10年展も、県外も、ユニセフも、広島資料も、戦時下パネルやビデオ・図書）
- ・平和の絵募集（カレンダーに作成、ポスターに作成、作文、平和リボンも）
- ・平和ポスター展（平和はがき、その場で書くタペストリー）
- ・平和図書や資料の展示（図書館内、市役所）
- ・平和展（沖縄戦、シベリア抑留展、地域紛争と子どもたち展、戦争展、チェルノブイリからの訴え、加害の歴史に学ぶ、国連・平和パネル展、731部隊展、水俣展など多数あり）
- ・子供会「平和壁新聞」

8. 講座・セミナー

- ・被爆の語りべ講演会（広島から、市内の）
- ・憲法記念講演会（多数あり）
- ・平和教育事業（実行委へ委託、映画会&講座、平和を考える講座、地球市民講座、平和・人権学級の開設、平和副読本の作成）
- ・戦争体験を語る会・聞く会（実行委へ委託）
- ・戦争と平和を考えるおはなし会
- ・平和講演会（多数あり）
- ・国連と軍縮シンポジウム
- ・戦争遺跡保存全国シンポジウム
- ・職員研修
- ・戦時中の食事体験講座
- ・環境問題や人権問題を視野に入れたセミナー

9. フィールドワーク

・青少年被爆地派遣（広島・長崎各3名、広島2名、広島4名、広島4名、広島12名、長崎2名、新成人、広島12名、広島16名、広島7名、広島9名、広島中学生、親子で長崎、感想文集の作成、報告会の開催、ビデオ作成&ケーブルテレビでの放映、役所&学校で壁新聞掲示、長崎ピースフォーラムに参加等、被爆地での式典参加・資料館の見学や語り部の体験を聞いたり、地元の学校との交流などをおこなう）
・市民の被爆地派遣（広島へ複数、広島中学生他、中学生他、小学生親子等10名以上広島6名、市民への補助金、青年団員、長崎15名、親子5組名市民補助多数沖縄も、市民多数委託、平和の使者広島へ12名、広島バス50名、親子10組、長崎30名、広島親子30組、広島バス30名、沖縄親子平和大使8組）
・議員・職員の被爆地派遣（式典や全国大会への参加、青少年や市民に同行も）
・平和バスツアー（丸木美術館・第五福竜丸保存館やピース大阪などの平和資料館など、沖縄などの基地や戦跡、地下壕等の見学・体験）
・沖縄派遣・交流（中学生を豊見城村へ、30名基地内見学も、小中学生120名）沖縄の戦跡などの説明のガイドを提供（養成講座も）
・大阪へ人権差別問題の学習
・海外へ市民の交流事業（フィリピン・ブラジル姉妹都市）

10. 音楽・映画など

・平和コンサート（器楽合唱の部とポピュラーの部実行委へ委託、南アフリカのグループなど多数あり）
・朗読劇など（手づくり実行委の独立採算も、一人芝居）
・平和の映画ビデオや図書の購入（貸し出しも、多数あり）
・非核平和映画会（ビデオで、市民団体の主催に支援、講演会も、市内5カ所、親子向けアニメなど多数あり）
・平和書道展
・マンガ「21世紀への伝言・君たちの街にも戦争があった」の発行
・平和事業記録の映画ビデオの製作
・平和ミュージカルの上演

11. 資料収集・展示

・平和資料展示室の運営（企画展、映像コーナーの設置）
・戦争体験の証言集・ビデオ・絵の作成
・平和資料館の運営（企画展・特別企画展の実施、広報誌の発行、資料の貸し出し、見学者の受け入れ、教員や地域指導者の施設見学会）
・平和資料コーナーの運営・海外資料の収集

12. 複合事業

・平和のつどい（被爆者の講演・コンサート、演劇・コンサート・資料展示、映画と講演コンサート等、国連平和フェスティバル、各区巡回展も、大阪の空襲展、沖縄の体験談・アニメ、女と平和を考える、平和を考える戦争展、愛・いのち・人権展、ようこそ沖縄ランドへ、平和と人権を考える、ムッちゃんの平和祭・小中弁論大会、那覇・広島・長崎ピーストライアングル合同事業、ベトナム外務省などを呼び平和フォーラム、外国人市民と日本人の出会いとふれあいの広場（マダン）、・・・・市民の実行委員会との共催も多く各自治体で内容は違う）
・ヒロシマ・ナガサキ平和アピール推進委員会の事業（世界平和連帯都市市長会議、海外での原爆展の実施、アジア記者招待プロジェクトなど）

13. 市民参加

・小中学生全員で千羽鶴作成（10000羽、広島・長崎へ持っていく）
・非核平和事業補助（原水爆禁止運動推進団体への助成、小中学生映画会、平和の火リレー等、憲法普及協議会へ、沖縄平和音楽祭実行委員会）
・小中学生の平和標語コンクール
・平和基金への募金活動
・平和施策懇談会（朗読劇・映画会・ミニコンサート、市民会議月二回）
・市民団体への協力（各住民協議会、各団体への補助、音楽会、戦争展、6月平和月間に市民の企画に賛同する、約11団体）
・市民団体への委託（平和推進協議会、平和を求める町民の会、・・・など、市民の実行委員会に委託し市の担当部局が事務局、約50自治体）
・平和行進隊への市長メッセージの委託（多数あり）
・平和リレーマラソン
・平和祈念スポーツ大会
・平和の市民団体・文化団体との共催事業（映画・演劇・スポーツ・ミュージカル）
・平和のTシャツづくり
・高校生とともに考える会

14. 被爆者支援

・見舞金等の支給
・バス代助成
・被爆者団体への育成補助
・被爆者の子供医療費の一部助成
・栄養食品の支給
・宿泊保険事業の実施

資料48　核兵器関連年表

1945年7月16日　米国が世界最初の核実験（アラモゴルド）
8月6日　広島に原爆投下
8月9日　長崎に原爆投下
1949年8月26日　ソ連が最初の核実験
1952年10月3日　英国が最初の核実験
11月1日　米国が最初の水爆実験
1953年8月12日　ソ連が最初の水爆実験
1954年1月21日　世界最初の原子力潜水艦ノーチラス号進水
3月1日　米国のビキニ環礁水爆実験。第5福竜丸被爆
1955年7月9日　ラッセル・アインシュタイン宣言
1957年7月29日　IAEA（国際原子力機関）憲章発効
1960年2月13日　フランスが最初の核実験
1962年10月　キューバ危機
1963年8月5日　部分的核実験禁止条約採択
1964年10月16日　中国が最初の核実験
1967年1月27日　宇宙条約署名
2月14日　ラテンアメリカ核兵器禁止条約署名
1968年7月1日　核不拡散条約（NPT）署名
1971年2月11日　海底核兵器禁止条約署名
1972年4月10日　生物兵器禁止条約（BWC）署名
5月26日　米ソ、戦略核兵器削減交渉（SALT）Ⅰ諸条約署名
5月26日　米ソ、対弾道弾ミサイルシステム制限条約（ABM条約）に署名
1974年5月18日　インドが地下核実験
7月3日　米ソ、ABM条約議定書に署名
1978年5月23日～6月30日　第1回国連軍縮特別総会
1979年3月28日　米、スリーマイル島の原子力発電所事故
6月18日　米ソ、SALTⅡ条約署名
1980年3月3日　核物質の防護に関する条約署名
1982年6月7日～7月10日　第2回国連軍縮特別総会
1983年3月23日　レーガン米大統領、戦略防衛構想（SDI）発表
1985年8月6日　南太平洋非核地帯条約署名
1986年4月28日　チェルノブイリ原発事故
1987年12月8日　米ソ、中距離核戦力（INF）条約署名
1989年11月9日　ベルリンの壁崩壊
12月2日　米ソ首脳会議（マルタ）、冷戦終結宣言
1990年10月3日　東西ドイツ統一
1991年1月17日　多国籍軍、イラクへの攻撃開始、湾岸戦争
7月31日　米ソ、第1次戦略兵器削減条約（STARTⅠ）署名
12月17日　ソ連崩壊
1992年1月20日　朝鮮半島非核化共同宣言署名
1993年1月3日　米ロ、STARTⅡ条約署名
1月13日　化学兵器禁止条約（CWC）署名
1994年7月25日　第1回ASEAN地域フォーラム（ARF）開催
9月22日　米、核兵器態勢見直し（NPR）発表
10月21日　米朝枠組み合意
1995年4月17日～5月12日　NPT再検討・延長会議開催
5月11日　NPT無期限延長を決定
9月5日　フランス、核実験を再開
12月15日　東南アジア非核兵器地帯条約署名
1996年3月25日　英米仏、南太平洋非核地帯条約議定書署名
1996年4月11日　アフリカ非核兵器地帯条約署名
7月8日　核兵器の使用に関するICJ勧告的意見
8月14日　キャンベラ委員会、報告書発表
9月24日　包括的核実験禁止条約（CTBT）署名開始
1997年3月21日　米ロ、STARTⅢの枠組みに合意
5月15日　IAEAモデル議定書改正
7月2日　米国が初の未臨界核実験
9月26日　STARTⅡ条約議定書署名
9月26日　ABM関係協定署名
12月3日　対人地雷禁止条約署名
1998年4月6日　英仏、核兵器国ではじめてCTBT批准
5月11・13日　インドが地下核実験を実施
5月28・30日　パキスタンが地下核実験を実施
6月9日　新アジェンダ連合・声明
7月8日　英国が「戦略国防見直し」を発表
1999年7月25日　東京フォーラム報告書発表

資料49　2000年版に掲載されていない旧版の資料一覧

行の最後の数字は、98/99年版の資料番号を示す。

<98年版>

●ヘルシンキ米ロ・サミット「核戦力の将来的な削減指標に関する共同声明」（97年3月）（1）
●第52回国連総会におけるマレーシア決議（97年12月）（4）
●マレーシア決議案、国連総会での投票結果（97年12月）（5）
●未臨界実験米エネルギー省発表：第1回（97年7月）・第2回（97年9月）（6）
●『ニューヨーク・タイムズ』論説「爆弾の改良は不必要」（97年8月）（9）
●NPT延長後の核軍縮セミナー・池田外務大臣挨拶・抜粋（96年12月）（11）
●マレーシア決議案への林暘軍縮大使の態度表明（97年11月）（12）
●日本提案の「究極的核廃絶に向けた決議」（97年12月）（13）
●各国の将軍と提督による核兵器についての声明、署名者一覧（96年12月）（14）
●英国非核自治体連合のインド政府への要請文（98年3月）（20）

<99年版>

●第53回国連総会における新アジェンダ決議（98年12月）（5）
●第53回国連総会におけるマレーシア決議（98年12月）（6）
●第53回国連総会本会議での投票結果（98年12月）（7）
●インド原子力省と国防研究開機関との共同声明と一問一答（98年5月）（9）
●未臨界核実験米エネルギー省発表　第3回（98年3月）、第4回（98年9月）（10）
●未臨界核実験に関する欧州議会決議（98年2月）（12）
●第53回国連総会での日本の軍縮方針演説（98年10月）（19）
●第53回国連総会における日本提案・究極的核廃絶決議（98年12月）（21）
●カットオフ特別委に関する林軍縮大使演説（98年8月）（23）
●核兵器に関する世界の文民指導者の声明（98年2月）（25）
●「核不拡散・核軍縮に関する東京フォーラム」へのNGO国際レター（98年8月）（26）

核軍縮と非核自治体●2000

2000年8月1日発行

監修:梅林 宏道／前田 哲男

執筆:阿部 純子／梅林 宏道／大庭 里美／川崎 哲／菊地 敬嗣／杉江 栄一／田浪 亜央江／田巻 一彦／津留 佐和子／西森 茂夫／藤田 明史／前田 哲男／山口 響

編集:梅林 宏道／川崎 哲

製作:秋山 祐子

発行:NPO法人 ピースデポ

〒223-0051 神奈川県横浜市港北区箕輪町3-3-1日吉グリューネ102号

Tel:045-563-5101 Fax:045-563-9907 E-mail:peacedepot@y.email.ne.jp

頒価:1500円

郵便振替:00250-1-41182 加入者名:「特定非営利活動法人ピースデポ」

横浜銀行 日吉支店(普)1561710「特定非営利活動法人ピースデポ」